

令和6年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ)

子ども・子育て支援施策に関する
財務事務の執行について

令和7年3月

山形市包括外部監査人
阿部 哲

第1章 総論.....	6
第1 包括外部監査の概要	6
1 監査の種類	6
2 選定した特定の事件(テーマ)	6
3 特定の事件を選定した理由について	6
4 包括外部監査の実施期間	6
5 包括外部監査の対象期間	6
6 包括外部監査の方法	6
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	7
8 利害関係	7
第2 包括外部監査の監査結果	8
1 監査の結果について	8
2 監査結果及び意見の要約リスト	8
第2章 山形市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題	18
第1 子どもの人口現状・課題	18
1 子どもの人口と将来予測	18
2 婚姻、出生率・合計特殊出生率の動向(第二期計画策定時点)	20
3 世帯の状況(第二期計画策定時点)	22
第2 ニーズ調査からみられる現状・課題	23
1 市民ニーズ調査の実施	23
2 子育てについての意識	23
3 世帯の就労状況	26
4 母親の就労意識	27
5 親の子育て意識と就労状況	28

6 日中の子どもの教育・保育事業の利用状況	29
7 20 歳代・30 歳代市民の子育て意識、情報・支援施策ニーズ	30
第3 教育・保育施設の現状・課題	33
1 待機児童の現状(第二期計画策定時点)	33
2 認可保育所等の現状(第二期計画策定時点)	33
3 市立保育所の現状(第二期計画策定時点)	35
4 幼稚園の現状(第二期計画策定時点)	36
5 認可外保育施設の現状(第二期計画策定時点)	37
第4 地域の子育て支援の現状.....	39
1 放課後児童クラブ等の現状(第二期計画策定時点)	39
2 児童虐待等の現状(第二期計画策定時点)	39
3 子どもの貧困に係る現状(第二期計画策定時点)	41
第5 山形市の子ども子育て支援体制の概要	42
1 組織図、職務分掌	42
第3章 山形市の子ども子育てに関する施策	44
第1 子ども子育て支援新制度について(子ども・子育て関連3法)	44
1 子ども・子育て支援新制度とは.....	44
2 主なポイント.....	44
第2 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」について	45
1 計画策定の背景と趣旨	45
2 計画の位置づけ	46
3 計画の期間	48
4 計画の策定体制.....	48
5 計画の達成状況の点検及び評価	49

第3 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」の体系.....	49
1 計画の基本理念.....	49
2 計画の基本的な視点.....	49
3 計画の基本目標と施策.....	50
第4 計画の内容.....	55
1 教育・保育提供区域の設定	55
2 教育・保育に関する内容.....	55
3 地域子ども・子育て支援事業に関する内容	61
4 計画推進に関する体制の確保.....	67
5 基本目標を実現するための具体的施策.....	68
第4章 監査の方針及び監査対象の選定	92
第1 監査の方針及び監査対象の選定	92
1 監査の基本的な方針及び監査対象事業の選定.....	92
2 監査対象事業	92
第5章 監査の結果(個別事項).....	94
第1 各事業の検証	94
1 認定こども園、地域型保育事業の整備促進	94
2 待機児童対策事業.....	98
3 認定こども園の運営支援	101
4 民間立保育所等の大規模修繕の支援.....	103
5 市立保育所整備事業	106
6 放課後児童クラブの環境整備.....	107
7 保育士確保対策事業	109
8-1 こんにちは赤ちゃん訪問事業	112
8-2 育児支援家庭訪問事業	113

9 児童養護施設「山形学園の運営」	114
10 認可外保育施設入所者多子負担軽減	117
11 放課後児童クラブの保育料軽減	118
12 交通指導員による交通安全指導	120
13 市南部への児童遊戯施設整備事業	121
14 学校地域との連携協働「学校地域との連携協働事業」	123
15 病児病後児保育	125
16-1 障がい児相談支援事業	126
16-2 計画相談支援事業	128
17-1 自発的活動支援事業	130
17-2 移動支援事業	132
18 日常生活支援事業	136
19 日常生活用具給付等事業	141
20 一時預かり等事業	142
21 ファミリーサポートセンター事業	146
22 生活困窮者自立相談支援事業	148
23 母子生活支援施設への措置入所	150
24 母子父子寡婦福祉資金の貸付け事業	153
第2 各事業の検証(情報システム関連)	156
1 情報システムの概要	156
2 各システムの検証	157
第3 「山形市子ども貧困対策に係る計画」について	171
1 山形市子どもの貧困対策に係る計画について	171
第4 その他の事項	182
1 保育士の待遇改善	182
2 安全装置の導入状況	191
3 児童福祉施設指導監査	194
4 放課後児童クラブについて	219

5 在宅育児の選択肢の提供	235
6 資産管理	243
第6章 総合意見(総括)	248
第1 総合意見(総括)	248

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和 22 年4月 17 日法律第 67 号。(以下、「法」という。))第 252 条の 37 第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

山形市は、平成 27 年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を実現させるため、平成 27 年度を初年度として平成 31 年度までの5か年を一期とした「山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第一期計画」という。)を平成 27 年3月に策定し各種事業を実施してきた。

当該計画が令和元年度に最終年度を迎えたことから、第一期計画の検証結果を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第二期計画」という。)を令和2年3月に策定し、具体的な取組を推進しているところである。

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、今後ますます変化のスピードを加速させていくものと考えられ、当該第二期計画を着実に推進していくためには、毎年、適切な進捗管理を行い、必要に応じて計画を見直していく PDCA サイクルによる計画の進捗管理と評価が重要となってくる。

そのため、第二期計画の実施状況を検証することや、子ども・子育て支援施策が効果的・効率的に実施されているか等について包括外部監査人の立場から検討を加えることは有用であると考え、このテーマを選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和6年4月から令和7年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和5年度の執行分または令和5年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

① 子ども・子育て支援施策等の財務事務の執行の合规性

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行が、関連する法令、条例及び規則等に準拠しているかどうかについて

② 子ども・子育て支援施策等の財務事務の執行の経済性、有効性及び効率性

子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行が、経済性、有効性及び効率性の観点から、改善余地がないかどうかについて

(2) 監査手続

- ① 監査対象部局の把握
- ② 監査対象施設の選定
- ③ 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施
- ④ 関連する施設等での現地調査の実施
- ⑤ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑥ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士 阿 部 哲

(2) 補助者

公 認 会 計 士 松 田 卓 也

公 認 会 計 士 小 関 悠 司

公 認 会 計 士 奥 山 直 紀

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	市の各種規程ほか現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和7年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
第5章 監査の結果(個別事項)			
第1 各事業の検証			
2 待機児童対策事業			
1	(受入定員の変更について) 慢性的に1歳児の受け入れを定員超過として行っている施設については、本事業による上乗せ分の補助金交付ではなく、受入定員の変更で対応していくことも検討されたい。	意見	100
3 認定こども園の運営支援			
2	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	101

3	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	意見	102
4 民間立保育所等の大規模修繕の支援			
4	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について補助申請時の図面や実績報告時の写真等によって確認を行う等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	105
5	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	意見	105
7 保育士確保対策事業			
6	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	111
7	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類	意見	111

	等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。		
8-1 こんにちは赤ちゃん訪問事業			
8	(勤務時間の管理について) 雇上げ保健師に対し、出勤時間等を記録した出勤記録簿を作成していない。雇上げ保健師に対する報償費は、母子保健事業で定めている謝金単価に、従事時間を乗じて算定しているため、従事時間の客観性の担保が重要となることから、出勤記録簿を作成し、従事時間が正確に把握できる体制を講じるべきである。	意見	112
9 児童養護施設「山形学園の運営」			
9	(備品の報告について①) 指定管理者は、仕様書に基づき、毎年度の管理業務の完了後、事業報告書を作成し、市に事業結果を報告しているが、当事業結果の報告の際、年度末の備品の状況について報告が行われていない。指定管理者が購入する備品に関しては、市の財産となることから、市は備品の状況を適切に把握、管理すべきである。	指摘事項	116
10	(備品の報告について②) 市が指定する事業報告書のひな型に、備品台帳等および現品の状況を報告する文面が存在しないことから、事業報告書のひな型に、その文面を追加することが望ましい。	意見	116
12 交通指導員による交通安全指導			
11	(被服の着用期間について) 交通指導員による交通指導業務は、主に屋外での活動であるが、交通指導員の体調等を考慮するためにも、特に着用期間を決めずに個々の交通指導員の判断によることを明記するのが望ましい。	意見	120
14 学校地域との連携協働「学校地域との連携協働事業」			
12	(地域学校協働活動推進員の設置について) 学校運営協議会については、令和5年度末の時点で全小中学校(51校)に設置済みである。一方、地域学校協働活動推進員は37校の設置にとどまっている。市が適任者を	意見	124

	推薦する等、地域学校協働活動推進員の設置も 100%となるよう努力されたい。		
17-2 移動支援事業(障がい児学校送迎活動費補助事業)			
13	(補助額の単価について) 送迎に関する補助額の単価は、山形県の最低賃金を参考に決定しているが、令和3年度に単価を 800 円に改定して以降、単価の改定が行われていない。送迎事業者に対して、最低賃金以上の適正な報酬額の支払いを実現させるためにも、最低賃金の改定の都度、単価を見直すことが望ましい。	意見	133
18 日常生活支援事業(タイムケア事業)			
14	(事業の見直しについて) 当事業に関しては、令和2年度以降支給実績がなく、また、予算化も行われていない。事業内容自体に需要がないことが想定されるため、想定利用者がより利用しやすい事業内容に変更することを検討するか、他の事業に資源を集中させる目的から事業自体の廃止を検討することが望ましい。	意見	139
20 一時預かり等事業			
15	(実績報告に対する検査・調査について) 実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。補助事業の実績確認については、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。	意見	145
16	(書類等審査チェックリスト等の利用について) 市で一定の検査は実施しているが、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されておらず、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。	意見	145
21 ファミリーサポートセンター事業			
17	(要綱に基づく実績報告の一部記載漏れについて) 年度末における実績報告において、一部業務に関して	指摘事項	147

	事業報告書への記載が漏れていることが確認された。		
18	(会報誌の配布方法の見直しについて) 会員向け会報誌が紙媒体で送付されているが、郵送料の値上げ等がある現状において、市民等への情報発信は電子化が進められていることから、会報誌についても電子化を引き続き検討していただきたい。	意見	147
第2 各事業の検証(情報システム関連)			
2 各システムの検証			
19	(ID の操作権限について) 入力のみ的一般権限がなく、子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」の ID パスワードは共通であり、片方だけログイン可能になる仕様は存在しないことから、普段の業務に必要な範囲を超えた権限付与が行われている。	指摘事項	161
20	(管理者権限の管理について) 管理者権限が付されている ID について、パスワードの「定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化」を行っていない。	指摘事項	161
21	(パスワードについて①) 人事異動等に伴い、ID のパスワードの初期化を行い、新担当者に初期パスワードを通知し、初回ログイン時に初期パスワードを複雑化の要件を満たした新パスワードを設定するよう指示しているが、複雑化された新パスワードに変更されたかどうかの確認は行っていない。	指摘事項	161
22	(パスワードについて②) 令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、パスワードポリシーに準拠しないパスワードは、そもそも受け付けない仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。	意見	161
23	(プログラム変更管理について①) ベンダーより保育育成課担当者へ電子メールにてバージョンアッププログラムを受信、実行することでバージョンアップが完了するが、バージョンアッププログラムの実行時に関係者間での実行操作承認行為等はなく、変更履歴の作成は行っていない。	指摘事項	162
24	(プログラム変更管理について②)	意見	162

	令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、関係者のアップデート承認操作が必要となる仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。		
第3 「山形市子ども貧困対策に係る計画」について			
1 山形市子どもの貧困対策に係る計画について			
25	(山形市子ども・子育て会議への報告・協議について①) 山形市子ども・子育て会議において、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の案について検討を行った第19回から、監査対象年度である令和5年度までに開催された第25回までの間、当該計画の事業の進捗・成果・課題の報告は行われていない。	指摘事項	178
26	(山形市子ども・子育て会議への報告・協議について②) 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の事業は多岐にわたるため、進捗報告・施策の修正等が遅れないよう、体制を見直す等の対応を検討されたい。	意見	179
27	(全庁横断的な連携体制について) 「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、こども未来部を主管とし、関係部課長会議により継続した共通理解を図り、庁内横断的な連携体制の下、施策推進を図ることになっているが、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画に係る関係部課長会議」において、計画が策定された令和2年度から監査対象である令和5年度までの間、貧困は議題とはなっていない。	指摘事項	180
28	(支援事業に係る数値目標について) 「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の数値目標のうち、高校進学率については、山形市全体の高校進学率を目標としているが、高校中退率の数値目標は山形県の高校中退率の平均値から乖離している。 計画の見直し時には、数値目標の策定方針について、改めて検討されたい。	意見	181
第4 その他の事項			
1 保育士の待遇改善			
29	(保育士に対するタイムリーな実態調査等の実施について) 社会環境の変化や価値観の変化により、ニーズは年々	意見	189

	変化していくと考えられるが、保育士に対する実態調査は、令和2年度に実施されて以降行われていない。保育士のニーズにマッチした待遇改善には現場の声をタイムリーに汲み取り、政策に取り込んでいく必要がある。		
30	(保育士のニーズ調査結果の事業計画への反映について) 市の子ども・子育ての事業の基本となる「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定する際に、就学前児童の保護者、就学児童の保護者及び 20 歳代・30 歳代の市民に対してニーズ調査を実施しているが、保育士に対してはニーズ調査は行われていない。 保育サービスを提供する側である保育士のニーズ調査も実施して、子ども・子育て事業がサービスの利用者と提供者の両面からより良い制度となるよう、計画策定の際には保育士のニーズ調査の結果も考慮されたい。	意見	189
31	(紙おむつのサブスクサービスの導入について) 紙おむつのサブスクリプションサービスの導入に向けた検討として「おむつのサブスクリプション」に関するアンケートを実施しているが、アンケート結果を検討した結果、保育士にとってかえって負担が増大するとの判断から、当該サービスの導入を見送っている。 園単位の一括導入が可能である場合は、保育士の負担軽減が可能であるから、引き続き定期的にサービス導入に向けたアンケートの実施を検討されたい。	意見	191
2 児童福祉施設指導監査			
32	(指導監査の結果の公表について) 市では、指導監査の結果について独自に公表は行っていない。指導事項があった施設及び改善状況を市独自のホームページに記載したり、市報に掲載する等、広く施設の利用者及び今後利用を想定している者に周知でき、施設の選択の意思決定に利用できるような公表方法を検討されたい。	意見	211
33	(指導監査に係ることも未来課指導監査室の人員不足について) 令和5年度は令和5年6月から令和6年3月までの 10 か月間で監査を実施しているが、当該年度の実際の監査日程を確認したところ、1 日に2か所の実地監査を行っている日が	意見	212

	多く、非常にタイトなスケジュールとなっており十分な人員が確保されているとは言い難い。 監査に係る作業には現地での作業に加え、事前の準備や事後の報告書の作成、指導事項のフォローアップ等もあり、現状の人員体制では、子どもを危険にさらすような状況を的確に指摘し改善を促すような十分かつ効果的な監査がなされないおそれがある。早急に人員体制の充実を図るべきである。		
34	(第三者評価の利用推進について) 第三者評価は、行政監査とは異なる視点からの評価となり、評価結果は、利用者・家族の有用な情報資源となりうる。また、市の実施する監査を補完する側面もある。 第三者評価を受けた施設についての給付額の加算額を増額したり、第三者評価を受ける際の費用について補助金を設ける等、当該制度の利用推進を図られたい。	意見	219
4 放課後児童クラブについて			
35	(放課後児童クラブ利用者に対する市独自の補助の拡大について) 教育扶助や就学援助を受給している世帯や、一定の所得未満の兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯以外にも、経済的な理由で放課後児童クラブを利用できていない家庭は少なくないと考えられる。 令和5年度の留守家庭児童における放課後児童クラブの登録児童数の割合は約7割にとどまり、3割程度は、一人で留守番をしている場合が多いと想定される。放課後児童クラブは福祉分野であるとする、市独自の補助がさらに拡大できないか検討されたい。	意見	234
36	(放課後児童支援員等の確保・定着について) 放課後児童クラブの職員である場合または放課後児童クラブの職員で育児休暇から復帰する場合には、保育施設の入所判定時に加点があり、保育施設の利用がしやすいような措置をとっている。採用活動の際には、当該事実の周知を図られたい。	意見	234
5 在宅育児の選択肢の提供			
37	(在宅育児の選択肢の提供①) 多様な保育需要が増加する中で、その需要に対する十	意見	242

	分な保育施設の確保が課題となっている現状では、給付費の市負担分に相当する額を上限に、一定額を家庭に直接給付することで、在宅育児に誘導する施策も検討されたい。		
38	(在宅育児の選択肢の提供②) 施策の有効性を検証するためにも、ニーズ調査の項目に「直接給付を望むか」のような内容を加えることを検討されたい。	意見	242
6 資産管理			
39	(備品の現物の確認①) 山形市理科教育センターおよび山形学園にて、備品の現物実査を行った結果、備品シールの貼り付けが漏れている備品が存在した。備品は、原則として1年以上使用する市の財産である。そのため、紛失、盗難等を防ぐ目的や、老朽化した備品を適切な時期で更新する目的から、備品番号や取得日等の情報を記載した備品シールを貼り付けの上、すべての備品を備品台帳に適切に登録すべきである。	指摘事項	246
40	(備品の現物の確認②) 使用見込みがない備品に関しては、備品を整理整頓して適切に管理するための労力を削減する目的から、適切な時期に廃棄することが望まれる。	意見	246
41	(備品の現物の確認③) 備品台帳には取得価格が0円と登録されている備品が複数含まれている。備品は一品の取得見積価格が5万円以上の物品と定義されており、また、寄付等によりを受けた備品の場合には、取得時の時価等を取得価格とすることが取り決められている。そのため、取得価格が0円(5万円未満)の備品については、取得価格を適正な金額に変更すべきである。	意見	246
42	(薬品の管理状況について) 薬品の日々の入出庫を記録している「薬品受払簿」には、薬品を出し入れした個数の記録はあるものの、薬品を出し入れした担当者名の記録や、在庫数を点検した担当者の記録がない。薬品の盗難、紛失及び漏洩を防止する観点、また仮に盗難等の事実が確認された際の管理責任の所在を明確にする観点から、「薬品受払簿」を紙に印刷の	指摘事項	248

	上、「受領印」欄及び「点検印」欄に適切に押印すべきである。		
--	-------------------------------	--	--

第2章 山形市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

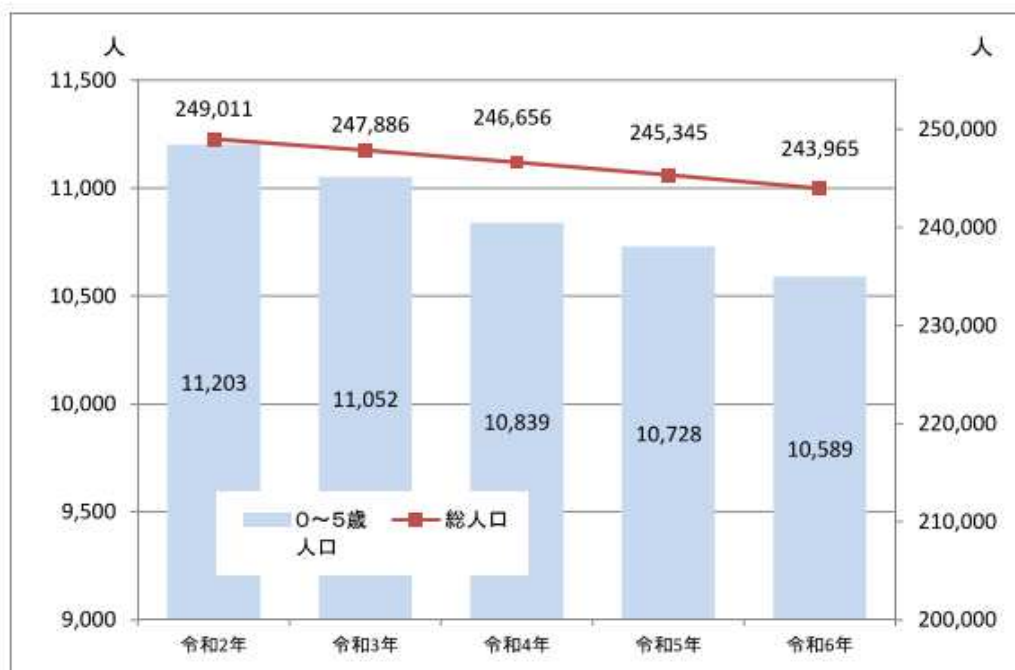
第1 子どもの人口現状・課題

1 子どもの人口と将来予測

第二期計画において、市の推計人口は令和2年10月1日現在249,011人となっているが、計画最終年の令和6年度には約5千人程度減少し、243,965人になるものと推計されている。また、子ども(0～5歳)の数は令和2年の11,203人から令和6年には10,589人に減少するものと予測されている。

山形市HPで公表している推計人口の年次別年齢5歳階級別人口によれば、令和5年10月1日現在で0～4歳の人口は7,781人、5～9歳の人口は9,246人であり、0～5歳の正確な人数は把握できないが、下表の子ども人口の将来推計に近い水準で推移しているものと推測される。

図表 2-1 山形市の子ども人口、総人口の将来推計



資料：山形市推計（各年10月1日現在）

〔注〕子ども・子育て支援法に基づく、事業計画策定の基本指針では、各年度の必要な教育・保育の量の見込みを推計する際、就学前児童の年齢ごとの区分設定が必要とされているため、人口ビジョンの推計人口は用いないこととします。

また、実態に即した計画とするため、平成25年～平成30年10月1日時点の年齢別推計人口及び平成27年国勢調査の年齢別人口を基に、コホート変化率法によって推計しました。

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

山形市 年次別年齢5階級別人口(各年10月1日現在)

5歳階級	年次	西暦年	男女計	男	女	人口の種類
総数	R5	2023	242,260	116,420	125,840	推計人口
0～4	R5	2023	7,781	4,022	3,759	推計人口
5～9	R5	2023	9,246	4,744	4,502	推計人口
10～14	R5	2023	10,217	5,282	4,935	推計人口
15～19	R5	2023	11,065	5,577	5,488	推計人口
20～24	R5	2023	12,852	6,216	6,636	推計人口
25～29	R5	2023	10,892	5,415	5,477	推計人口
30～34	R5	2023	11,578	5,797	5,781	推計人口
35～39	R5	2023	13,434	6,815	6,619	推計人口
40～44	R5	2023	15,401	7,638	7,763	推計人口
45～49	R5	2023	17,635	8,882	8,753	推計人口
50～54	R5	2023	17,183	8,570	8,613	推計人口
55～59	R5	2023	15,248	7,544	7,704	推計人口
60～64	R5	2023	15,364	7,490	7,874	推計人口
65～69	R5	2023	15,662	7,607	8,055	推計人口
70～74	R5	2023	18,116	8,635	9,481	推計人口
75～79	R5	2023	14,287	6,561	7,726	推計人口
80～84	R5	2023	11,222	4,773	6,449	推計人口
85～89	R5	2023	8,476	3,119	5,357	推計人口
90～94	R5	2023	4,818	1,404	3,414	推計人口
95～99	R5	2023	1,578	307	1,271	推計人口
100歳以上	R5	2023	205	22	183	推計人口

(出典:山形市「年次別年齢別人口」)

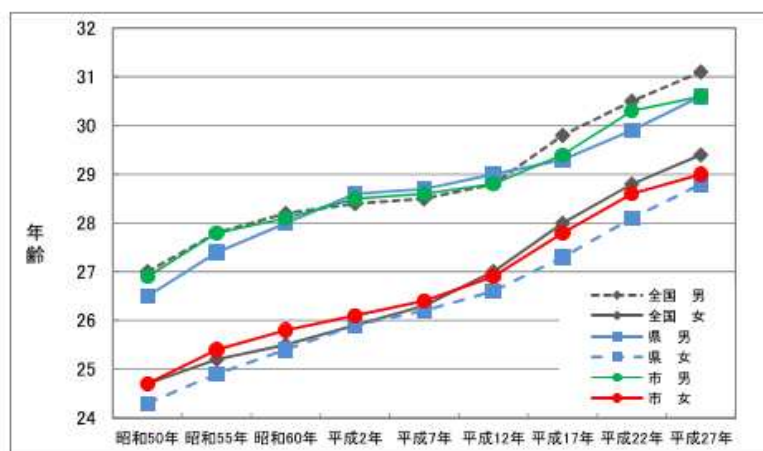
2 婚姻、出生率・合計特殊出生率の動向(第二期計画策定時点)

(1) 婚姻

市における平均初婚年齢は男女とも全国、県と同様に一貫して上昇を続けており、直近では男性は県と同じ、女性は県を上回っている。また、生涯未婚率は平成2年以降に上昇が続いており、特にこの傾向は男性に顕著である。市の女性の生涯未婚率は県を上回って推移している。

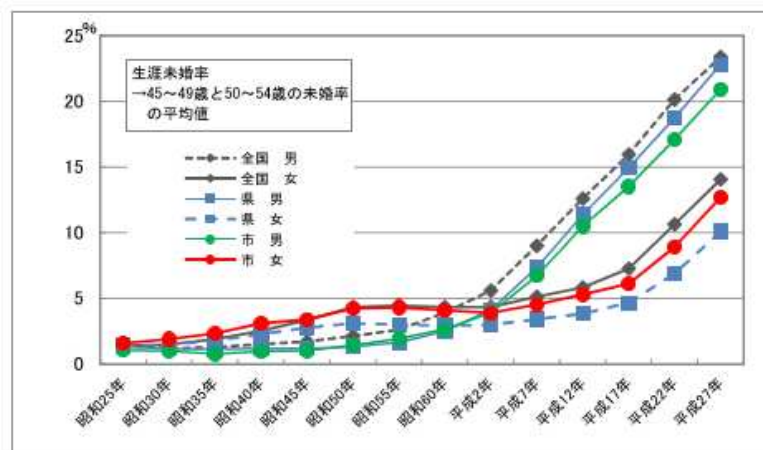
平均初婚年齢、生涯未婚率の上昇は晩婚化、未婚化を端的に示しており、出生数、出生率の減少・低下を引き起こす原因の一つと考えられる。

図表 2-2 平均初婚年齢の推移



資料：人口動態統計、山形県保健福祉統計年報

図表 2-3 生涯未婚率の推移



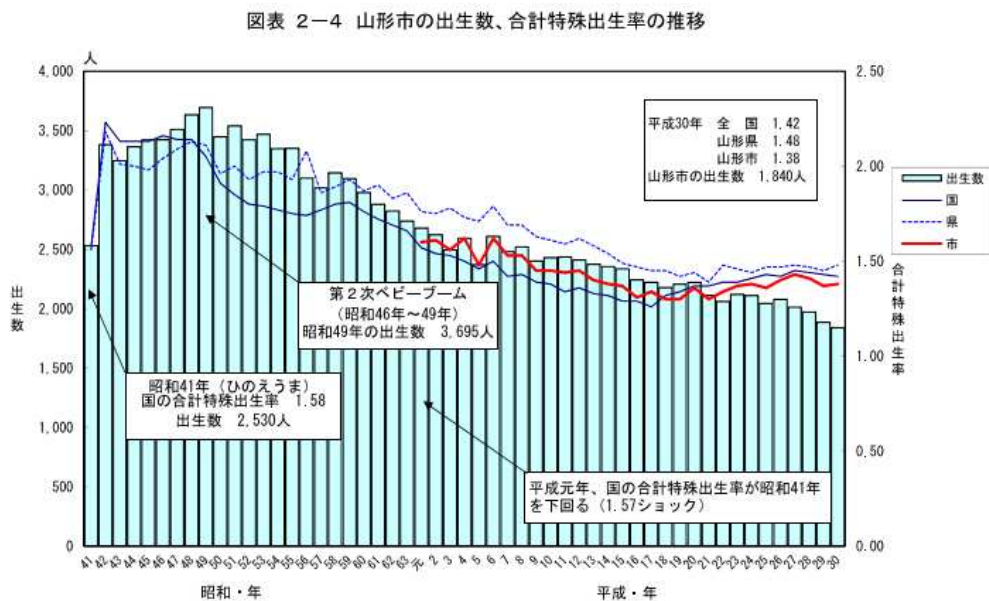
資料：国勢調査

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

(2) 出生数と合計特殊出生率

市の出生数は第2次ベビーブーム(昭和46年～49年)以降ほぼ一貫して減少を続けており、平成30年の出生数は1,840人となっている。

また、合計特殊出生率は近年横ばい、ないしはわずかながら上昇傾向を示しているものの、平成30年には国、県を下回り1.38となっている。



資料：人口動態統計、山形県保健福祉統計年報

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

3 世帯の状況(第二期計画策定時点)

市の平成 27 年の一般世帯数は 100,121 世帯となっており、平成 17 年と比べ 6,947 世帯の増加となっている。三世帯同居世帯数、一世帯あたり人員が減少しており都市化、核家族化の進行がうかがえる。

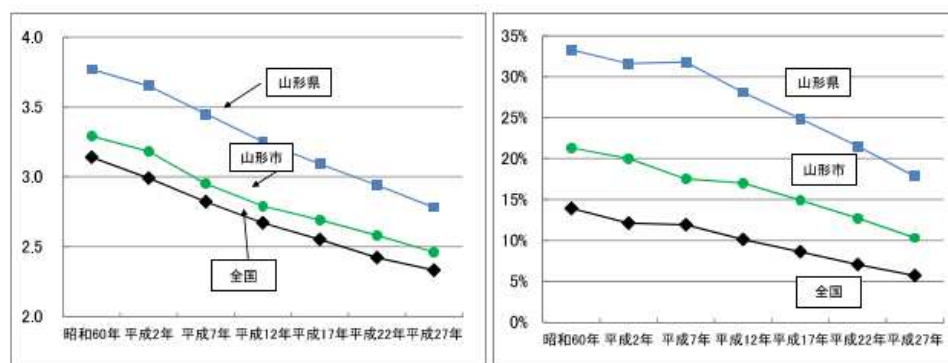
核家族化の進行に伴い、子育てへの手助けが少なくなると同時に、家庭内における親や子どもに対する教育力の低下が懸念される。

図表 2-5 山形市の一世帯あたり人員、三世帯同居率

	一般世帯					三世帯同居			
	世帯数	世帯人員 (人)	1世帯あたり人員(人)			世帯数	三世帯同居率		
			全国	山形県	山形市		全国	山形県	山形市
昭和60年	73,214	241,354	3.14	3.77	3.29	15,615	13.9%	33.3%	21.3%
平成2年	77,134	245,246	2.99	3.65	3.18	15,463	12.1%	31.6%	20.0%
平成7年	84,833	250,639	2.82	3.45	2.95	14,804	11.9%	31.8%	17.5%
平成12年	89,854	251,125	2.67	3.25	2.79	15,309	10.1%	28.1%	17.0%
平成17年	93,174	250,445	2.55	3.09	2.69	13,856	8.6%	24.9%	14.9%
平成22年	96,425	248,406	2.42	2.94	2.58	12,222	7.1%	21.5%	12.7%
平成27年	100,121	246,769	2.33	2.78	2.46	10,318	5.7%	17.8%	10.3%

1世帯あたり人員

三世帯同居率



資料：国勢調査

[注] 三世帯同居率は三世帯同居の世帯数を一般世帯数で割ったもの。

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

第2 ニーズ調査からみられる現状・課題

1 市民ニーズ調査の実施

市では、第二期計画策定の基礎的資料とするため、子育ての状況や教育・保育事業の利用状況、子育てに関する意識、子育て支援施策に対するニーズ等を把握することを目的に、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」(以下、「ニーズ調査」という。)を令和元年度に実施した。

図表 1-4 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の概要

調査対象	①就学前児童の保護者	②就学児童の保護者	③20歳代・30歳代の市民
対象地域	山形市全域		
標本数	1,400	600	500
有効回答数(率)	674 (48.2%)	313 (52.2%)	147 (29.7%)
標本抽出方法	無作為抽出法		
調査方法	調査票による郵送留置・郵送回収法		
調査期間	令和元年6月上旬～下旬		

(出典:山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

2 子育てについての意識

(1)理想と思う子育て

令和元年度に実施したニーズ調査によれば、理想と思う子育てについては、就学前児童、就学児童ともに「3歳くらいまでは自分で子育てをし、それ以降は子どもの必要に応じて幼稚園や保育所などで定期的な教育・保育を受けたい」が6割前後を占めて最も多くなっている。

(2)子育てへの不安・負担感

子育てに関しての不安感や負担感については、就学前児童、就学児童ともに「どちらとも言えない」(就学前児童:35.2%、就学児童:40.9%)が最も多くなっている。一方、「どちらかという不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」を合わせた“負担を感じる”割合は、就学前児童で27.5%、就学児童で29.4%と3割前後の人が負担を感じている。

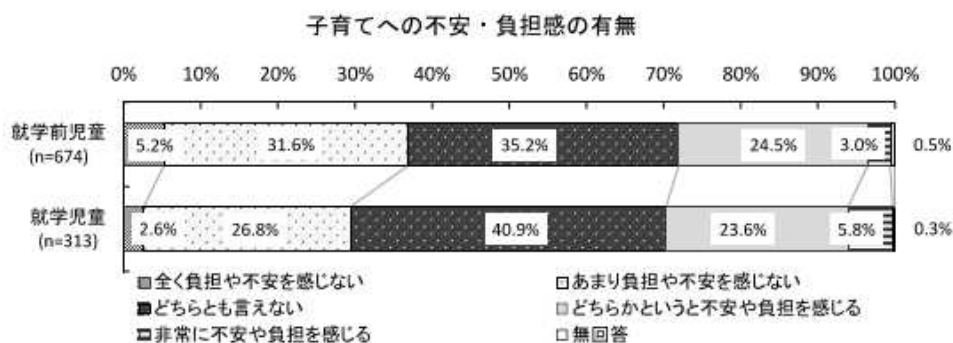
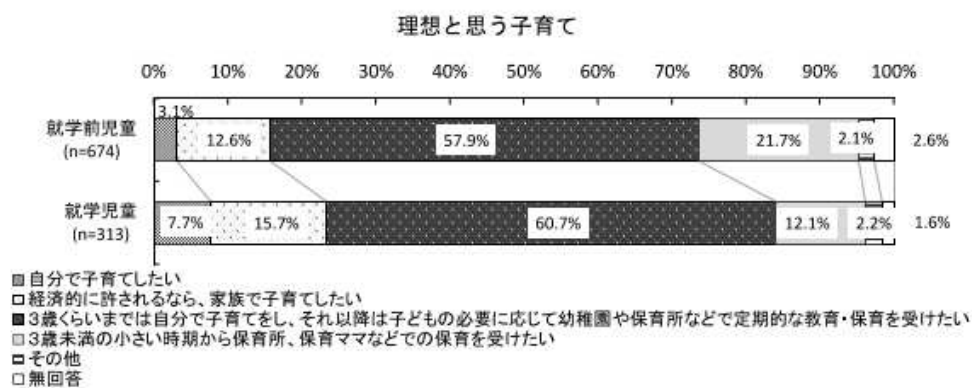
子育てする上で、特に負担に思うことについては、就学前児童で「自分の自由な時間が持てない」(60.7%)が最も多く、次いで「子育てで出費がかさむ」(50.4%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(49.0%)となっている。就学児童においても上位8項目は同様だが、第1位は「子育てで出費がかさむ」(66.5%)、第2位は「自分の自由な時間が持てない」(43.5%)、第3位は「子育てによる身体の疲れが大きい」(35.1%)となり、就学児童では経済的な負担が第1位となっている。

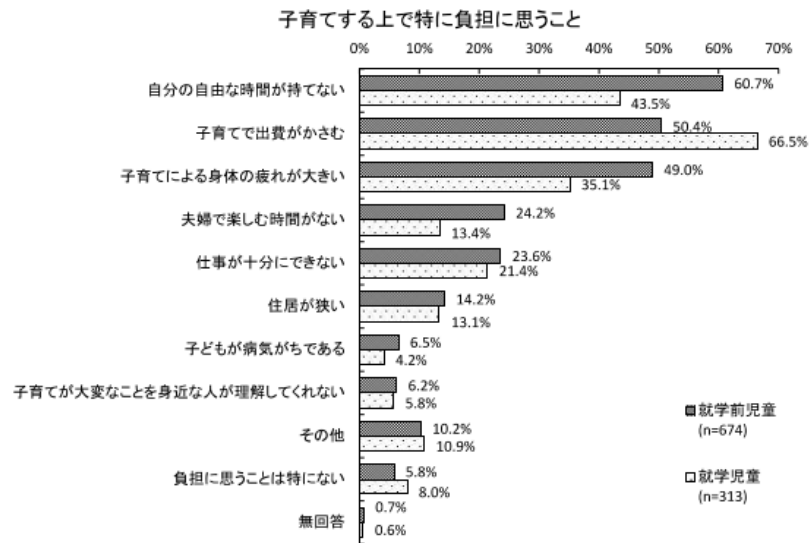
また、子育てに関し、日常悩んでいることについては、就学前児童では、「食事や栄養に関すること」(38.3%)が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」(36.9%)、「子どもの教育に関すること」(33.2%)、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(32.2%)となっている。就学児童

では、「子どもの教育に関すること」(41.2%)が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」(39.0%)、「子どもとの時間を十分にとれないこと」(35.1%)、「友だちづきあいに関すること」(31.0%)と続いている。

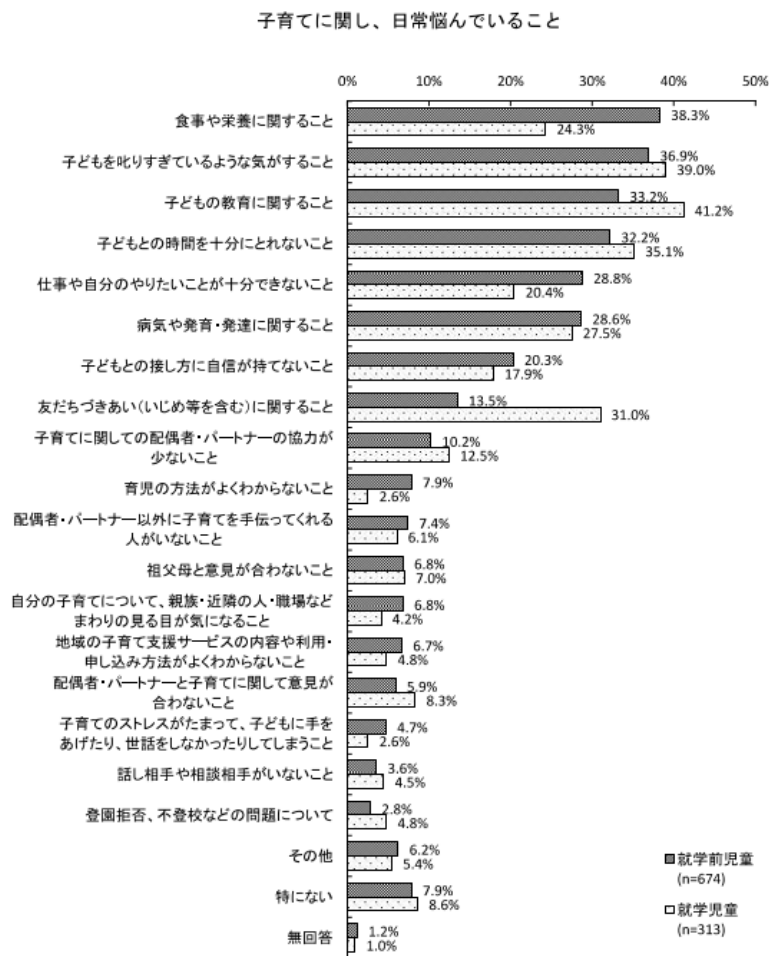
「子どもを叱りすぎているような気がする」や「子どもとの時間を十分にとれない」といった悩みは、就学前児童、就学児童に共通して多い悩みとなっている。一方、就学前児童で第1位である「食事や栄養に関すること」は就学児童では第6位(24.3%)となり、就学前児童で第8位の「友だちづきあいに関すること」(13.5%)は就学児童では第4位(31.0%)となるなど、子どもの成長に伴って悩みが変化している様子が見えてくる。

図表 2-6 子育てについての意識(令和元年度ニーズ調査)





資料：令和元年度第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 分析結果報告書（令和元年 10 月、山形市）



資料：令和元年度第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 分析結果報告書（令和元年 10 月、山形市）

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

3 世帯の就労状況

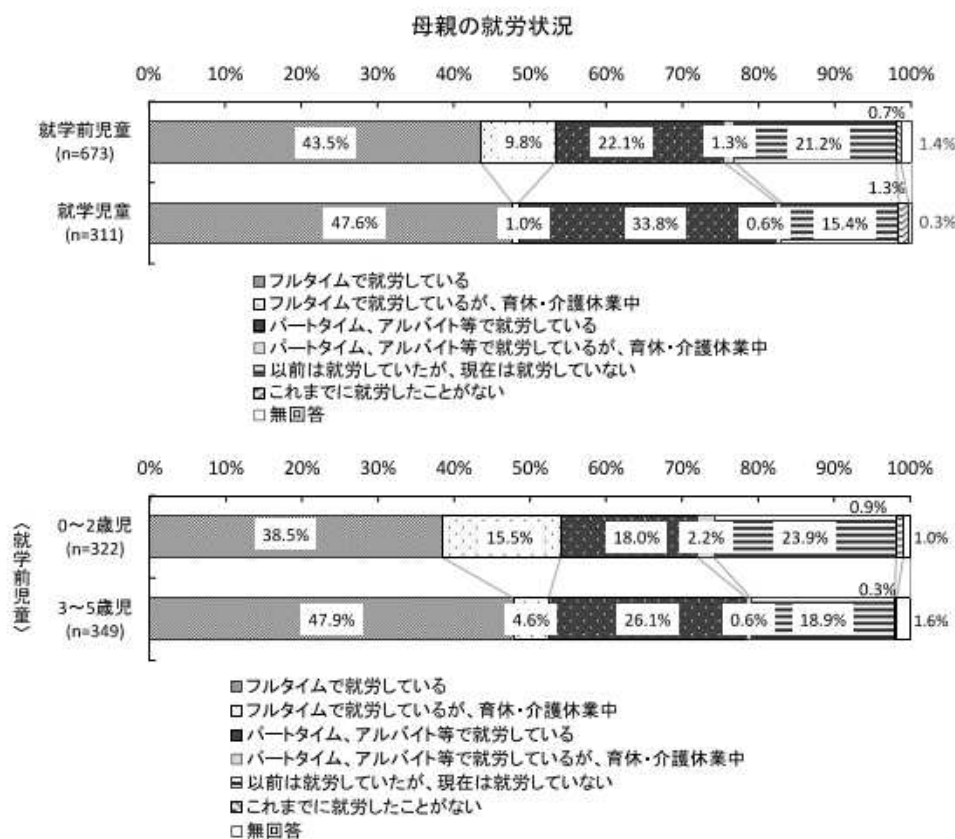
ニーズ調査によれば、母親の就労状況は「フルタイムで就労している」(就学前児童:43.5%、就学児童:47.6%)が最も多く、次いで「パートタイム、アルバイト等で就労している」(就学前児童:22.1%、就学児童:33.8%)となっている。

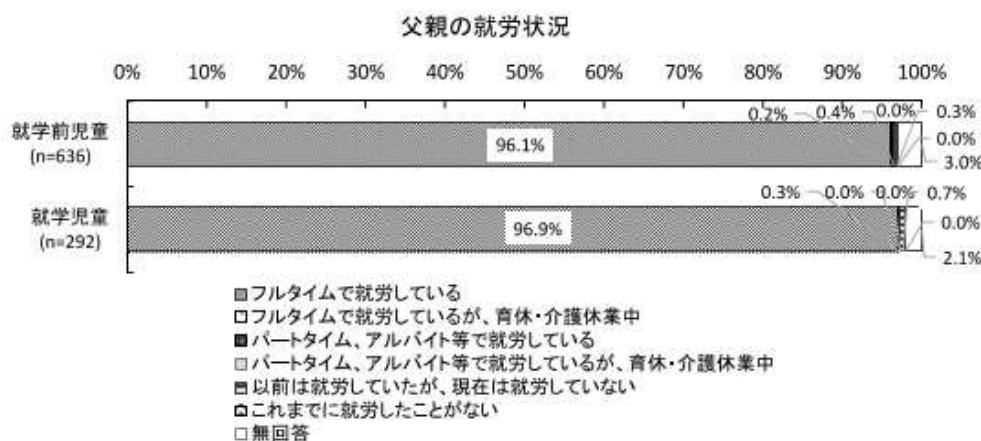
育休・介護休業中を含めた就労している母親の割合(「フルタイム」と「パートタイム、アルバイト等」の合計)は、就学前児童で 76.7%、就学児童で 83.0%となっている。

就学前児童を子どもの年齢別にみると、0～2歳児の母親ではフルタイムの割合は 38.5%だが、3～5歳児の母親では、47.9%に上昇している。

父親の就労状況については就学前児童、就学児童とも「フルタイムで就労している」が 96%を超えている。

図表 2-7 保護者の就労状況(令和元年度ニーズ調査)





(出典:山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

4 母親の就労意識

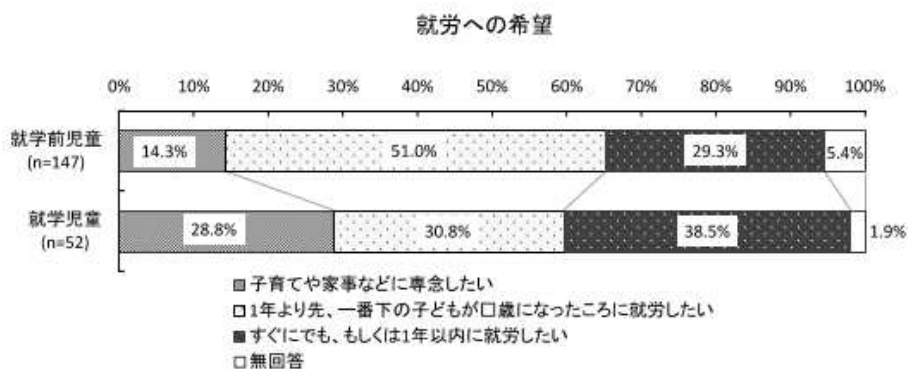
ニーズ調査によれば、就労していない母親の就労希望では、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」(51.0%)が最も多い一方、就学児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(38.5%)が最も多くなっている。「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせた“就労を希望している”割合は、就学前児童で約8割、就学児童では約7割と、母親の就労希望は高い結果となっており、保育施設や放課後児童クラブへの需要の増大が見込まれる結果となっている。

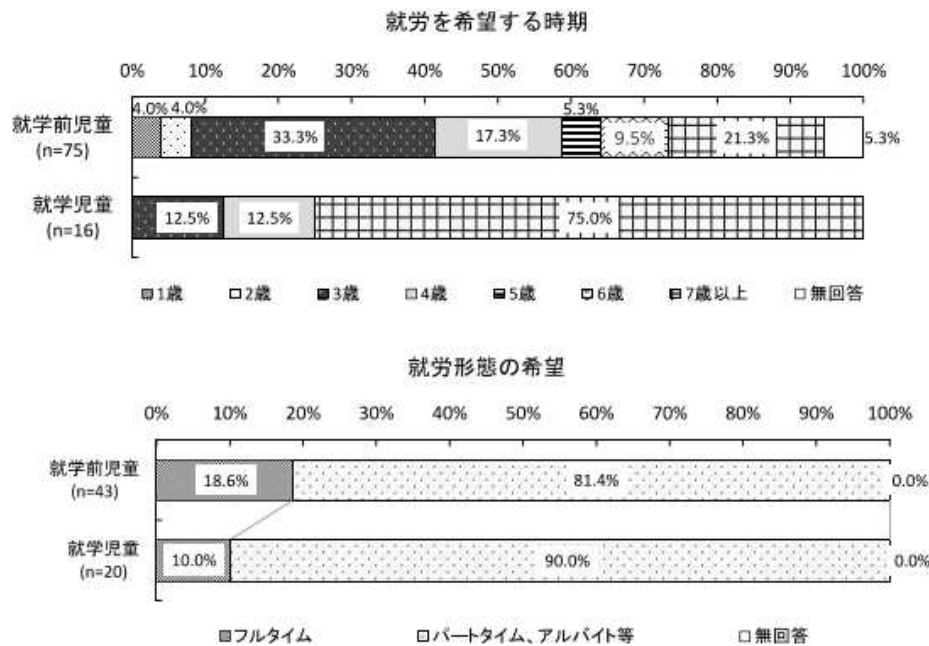
また、就労していない母親の就労希望時期については、就学前児童では、一番下の子どもの年齢が「3歳」(33.3%)、就学児童では「7歳以上」(75.0%)が最も多くなっている。子どもの幼稚園等への入園のタイミングや、小学校入学後に就労を希望しているものと考えられる。

就労していない母親の希望する就労形態では就学前児童、就学児童ともに「パートタイム、アルバイト等」(就学前児童:81.4%、就学児童 90.0%)が最も多くなっている。

母親の就労希望状況から、今後も保育需要は増大が見込まれ、保育の受け皿の確保が必要であり、さらに、パートタイム・アルバイトへの就労希望も多いことから、短時間保育への対応も課題となっている。

図表 2-8 母親の就労に関する意識(令和元年度ニーズ調査)





資料：令和元年度第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 分析結果報告書（令和元年10月、山形市）

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

5 親の子育て意識と就労状況

ニーズ調査結果で示されているとおり、親の子育て意識では、約7割から8割の家庭で、子どもが小さいうちは、自分で子育てしたいと考えている。

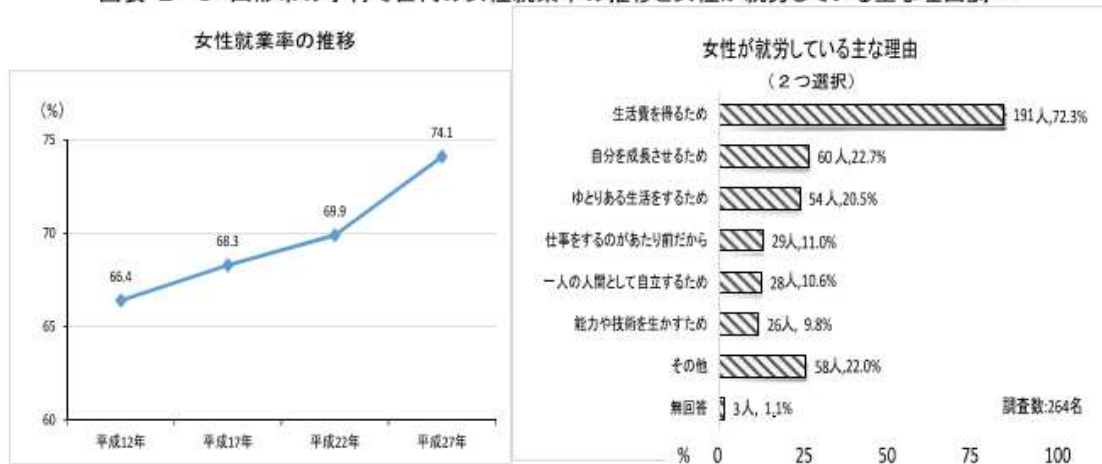
一方、市における子育て世代の女性就業率を見ると、約7割の方が就労し、あわせて、ニーズ調査の保護者の就労状況を見ても、就学前児童の母親全体で 76.7%、うち0～2歳児童の母親が 74.2%、就学児童の母親でも 83.0%が働いており、子育て中の女性の社会進出が進んでいることが裏付けられ、ニーズ調査に基づく父親の就労率が 97%を超えている実情を踏まえると、多くの家庭が共働きであることがわかる。

また、平成 26 年度の調査によれば、女性が就労している主な理由では、「生活費を得るため」が 7割を超える一方で、「自分を成長させるため」が 22.7%、「仕事をするのが当たり前だから」が 11.0%、「一人の人間として自立するため」が 10.6%、「能力や技術を生かすため」が 9.8%、これらを合計すると 54.1%となり、過半数の方が多様な価値観に基づき、就労している。つまり、女性の勤労所得により家計を維持する一方で、多くの女性が就労により自己実現を求め、社会参加しているという状況がうかがえる。

このことから、「小さいうちは自分で子育てしたい」という思いの一方、経済的な事情や自己実現のために女性が社会進出しているという面が見えてくる。

こういった状況が、多様な保育需要を増加させており、その需要に対する十分な量の保育施設の確保が課題となっている。

図表 2-9 山形市の子育て世代の女性就業率の推移と女性が就労している主な理由調べ



資料：女性就業率-国勢調査、女性就労の理由調べ-「男女共同参画に関する市民の意識及び実態調査」(平成26年 山形市調査)より抜粋

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

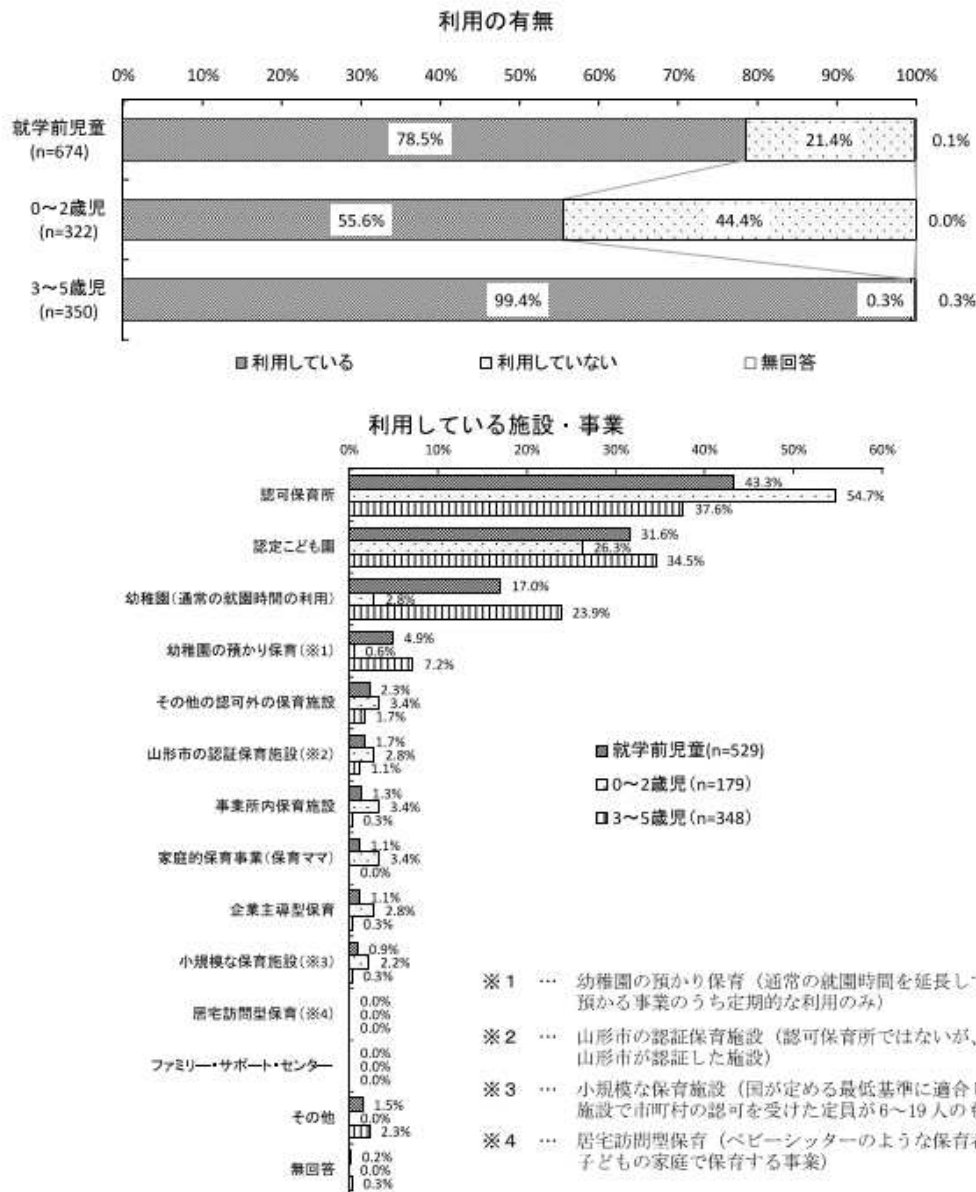
6 日中の子どもの教育・保育事業の利用状況

就学前児童の現在の定期的な教育・保育事業の利用状況について、就学前全児童では、「利用している」が78.5%、「利用していない」が21.4%、0～2歳では、「利用している」が55.6%、「利用していない」が44.4%、さらに、3～5歳では、「利用している」が99.4%、「利用していない」が0.3%となっている。

現在、就学前児童が利用している教育・保育事業の内訳は、「認可保育所」が43.3%と最も多く、次いで「認定こども園」の31.6%、「幼稚園」の17.0%となっている。

子どもの年齢別にみても、0～2歳児、3～5歳児ともに第1位が「認可保育所」、第2位が「認定こども園」となっている。

図表 2-10 定期的な教育・保育事業の利用状況(令和元年度ニーズ調査)



資料：令和元年度第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 分析結果報告書(令和元年10月、山形市)

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

7 20歳代・30歳代市民の子育て意識、情報・支援施策ニーズ

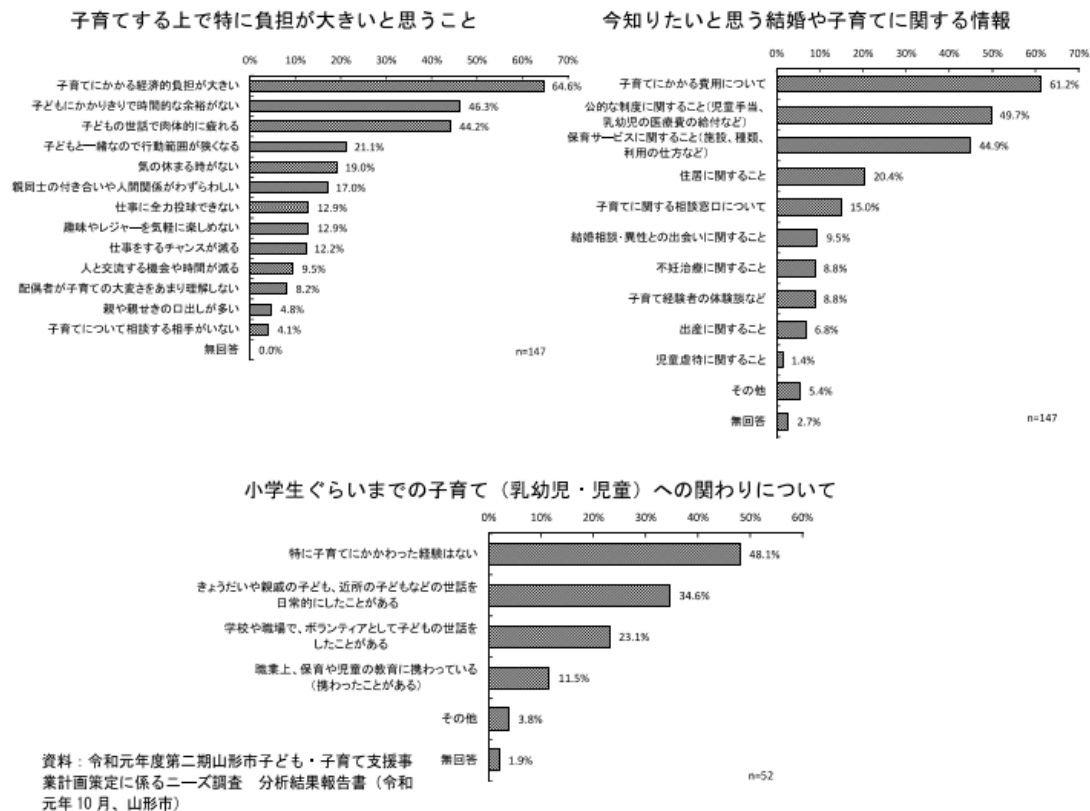
20歳代・30歳代の市民の子育て意識に関して、子育て中の生活で特に負担が大きいと思うことでは、「子育てにかかる経済的負担が大きい」(64.6%)が最も多く、「子どもにかかりきりで時間的な余裕がない」(46.3%)が次いでいる。

また、今知りたいと思う結婚や子育てに関する情報では、「子育てにかかる費用について」(61.2%)が最も多く、次いで「公的な制度に関すること(児童手当、乳幼児の医療費の給付など)」

(49.7%)、「保育サービスに関すること(施設、種類、利用の仕方など)」(44.9%)の順となっている。

なお、子育てへの関わりについては、「特に子育てにかかわった経験はない」で 48.1%という割合を示していることや、「きょうだいや親戚の子ども、近所の子どもなどの世話を日常的にしたことがある」では 34.6%という割合を示していることから、子どもの世話の経験や、子育ての知識が乏しいまま親になるといった実態がある。

図表 2-11 20歳代・30歳代市民の子育て意識(令和元年度ニーズ調査)

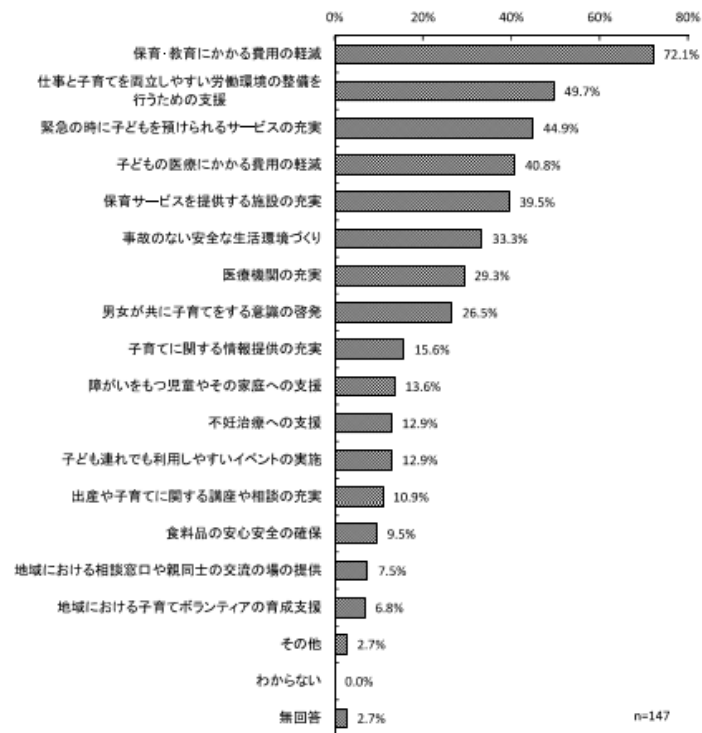


(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

なお、20歳代・30歳代の市民が市に期待する支援の施策では、「保育・教育にかかる費用の軽減」(72.1%)が最も多く、次いで「仕事と子育てを両立しやすい労働環境の整備を行うための支援」(49.7%)、「緊急の時に子どもを預けられるサービスの充実」(44.9%)の順となっている。

子育ての負担感は経済的側面が大きく、行政に対しても子どもの保育・教育にかかる費用への支援が強く望まれている結果となっている。

図表 2-12 20歳代・30歳代市民が山形市に期待する子育て支援施策(令和元年度ニーズ調査)



資料：令和元年度第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査 分析結果報告書（令和元年10月、山形市）

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

第3 教育・保育施設の現状・課題

1 待機児童の現状(第二期計画策定時点)

市では、平成 26 年4月時点で待機児童をゼロとし、平成 28 年4月時点まで継続してきた。しかし、平成 29 年4月時点で4人の待機児童が生じ、平成 31 年4月の時点では 39 人となった。

市における待機児童数は増加傾向を示しており、その解消に向けた早急な対応が課題となっている。

図表 2-13 山形市の待機児童数の推移

年月日	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
H27.4.1時点	0	0	0	0	0	0	0
H28.4.1時点	0	0	0	0	0	0	0
H29.4.1時点	4	0	4	0	0	0	0
H30.4.1時点	27	1	18	6	2	0	0
H31.4.1時点	39	0	35	2	2	0	0

資料：山形市こども未来部保育育成課

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

2 認可保育所等の現状(第二期計画策定時点)

市における認可保育所(市立保育所、認定こども園を含む)の施設数、入所定数は、第一期計画(計画期間は令和元年度まで)に基づき、保育所の創設や改築整備等による保育定数の拡大を政策的に進めた結果、令和元年度には 69 施設・6,211 人(認可保育所:47 施設 4,217 人、認定こども園:22 施設 1,994 人)となり、ここ 10 年で2倍に増加している。

入所者数も増加を続け、令和元年度には 5,688 人(認可保育所:3,933 人、認定こども園:1,755 人)となり、充足率は 91.6%となっている。

また、地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業)の入所者数は、200 人前後で推移しており、令和元年度の充足率は 84.2%となっている。

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設であり、認定こども園は、認定こども園法に基づき、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設である。また、市では、児童福祉法に基づく地域型保育事業として、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とする小規模保育事業、家庭的保育事業を認可し実施している。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから保育だけでなく、子育て支援を含めて保育施設が担う役割は重要性を増している。市における認可保育所等においても健全な人間形成が育まれるよう各保育施設等の保育理念の下、子どもが安心できる環境の中で子どもの情緒の安定を図り、乳幼児にふさわしい経験が積み上げられていくように養護と教育を一体的に行っている。

図表 2-14 山形市の認可保育所(市立保育所、認定こども園を含む)の施設数、定数、入所者数の推移



資料：山形市子ども未来部保育育成課 各年度4月1日現在

図表 2-15 山形市の地域型保育の施設数、定員、入所者数の推移



資料：山形市子ども未来部保育育成課 各年度4月1日現在

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

3 市立保育所の現状(第二期計画策定時点)

市における市立保育所は、平成 31 年4月1日現在で 10 施設、入所定数 980 人に対し入所者数は 839 人、充足率は 85.6%となっており、ここ数年は 100%を割り込んでいる。

市立保育所は老朽化が進んだ建物が多く、民間立保育所の施設や設備等との格差が生じていることが、充足率減少の一要因になっていると推測される。

そのため平成 26 年度に策定した市立保育所整備計画に基づき、築後 40 年以上経過し、老朽化が進んでいる市立保育所6園(白鳩、さくら、あこや、早苗、すみれ、美鈴)を東部・西部・南部・北部の拠点保育所4園に集約し新設する計画を進めており、第1番目の整備となる仮称東部拠点保育所については、平成 30 年度に建設工事を施工し、平成 31 年4月1日にさくら保育園として開所した。

残る西部、南部、北部の拠点保育所については、市街地に必要とする面積を確保できる用地が少ないことや、近年、保育所建設が難しくなっていること等から、建設候補地の選定が課題となっている。

また、建替え計画の無い残る4園(つばさ、あたご、高楯、いずみ)についても、築後 20 年から 30 年を経過しており、建物や設備等の改修が課題となっている。

図表 2-16 山形市の市立保育所の施設状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	保 育 所 名	所在地	定数 (人)	敷地 面積 (㎡)	建築 面積 (㎡)	延床 面積 (㎡)	構造	認可年	改築年	築後
1	つばさ保育園	幸町 11-3	200	3501.93	1725.93	2604.36	RC 造 2 階建	平成 11 年		20 年
2	あこや保育園	鉄砲町 2-22-33	100	1321.79	518.46	518.46	SRC 造平屋建	昭和 27 年	昭和 47 年	47 年
3	早苗保育園	下条町 2-10-27	100	1322.36	519.62	519.62	S 造平屋建	昭和 31 年	昭和 48 年	46 年
4	美鈴保育園	山家町 2-2-7	100	1553.34	534.66	534.66	S 造平屋建	昭和 51 年		43 年
5	白鳩保育園	春日町 10-24	90	853.77	380.00	380.00	RC 造平屋建	昭和 23 年	昭和 42 年	52 年
6	すみれ保育園	宮浦 55	60	1572.18	405.00	405.00	SRC 造平屋建	昭和 49 年		45 年
7	あたご保育園	小白川町 5-21-12	90	1635.45	635.01	534.40	S 造平屋建	昭和 34 年	昭和 61 年	33 年
8	高楯保育園	大字下東山字高瀬野 4551-2	60	2,112.93	461.72	378.15	S 造平屋建	昭和 35 年	昭和 60 年	34 年
9	いずみ保育園	大字中野字楯 494-4	60	2,285.85	398.18	353.95	S 造平屋建	昭和 34 年	昭和 59 年	35 年
10	さくら保育園	緑町 1-9-45	120	2,033.76	855.66	1575.40	S 造 2 階建	昭和 24 年	H31	0 年
		計	980							

資料：山形市子ども未来部子ども未来課

〔注〕網掛けの 5 施設が昭和 56 年の新耐震基準前の保育所。

あたご保育園は、平成 25 年度に乳幼児棟(木造平屋建)を増築、入所定数を 60 名から 90 名に増。

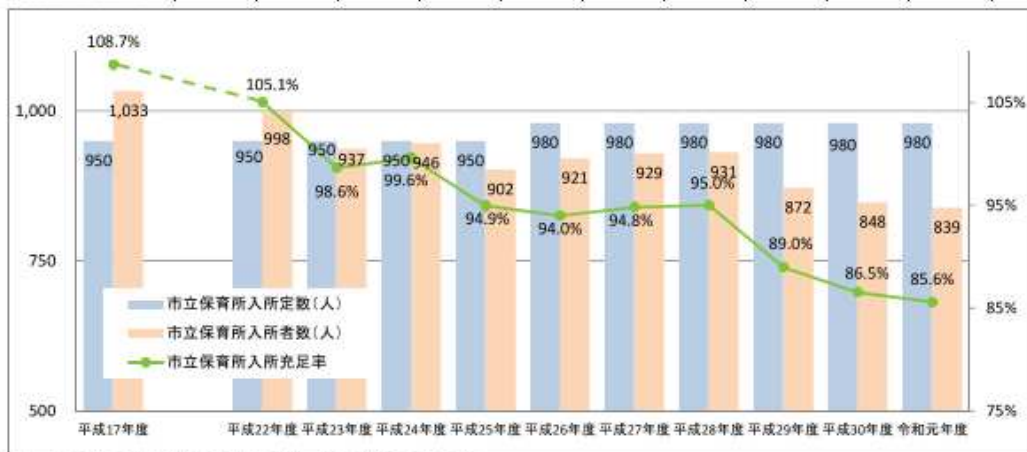
さくら保育園は、移転改築により平成 31 年 4 月 1 日開園。

すみれ保育園は、さくら保育園開園に伴い入所定数を 90 名から 60 名に減(平成 31 年 4 月 1 日～)。

※ S S 5 5 ー外観は、RC 造に似た構造であるが、RC 造と異なり、柱・梁が軽量鉄骨造であり、その柱・梁と鉄筋コンクリートの壁を一体とした特別な構造です。建築基準法等に定めのある構造でないことや S S 5 5 に関する資料もないため、地震等の水平方向の力に対する耐力要素が明らかでなく、耐震化されたと判断できる補強方法が明確に分らない構造です。

図表 2-17 山形市の市立保育所の施設数、定数、入所者数の推移

	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市立保育所施設数	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
市立保育所入所定数(人)	950	950	950	950	950	980	980	980	980	980	980
市立保育所入所者数(人)	1,033	998	937	946	902	921	929	931	872	848	839
市立保育所入所充足率	108.7%	105.1%	98.6%	99.6%	94.9%	94.0%	94.8%	95.0%	89.0%	86.5%	85.6%



資料：山形市子ども未来部保育育成課 各年度4月1日現在

図表 2-18 山形市の市立保育所の施設別充足率の推移

	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.つばさ保育園	113.0%	113.0%	107.0%	110.5%	110.0%	108.5%	109.0%	106.0%	99.5%	90.5%	92.5%
2.あこや保育園	111.0%	109.0%	100.0%	102.0%	98.0%	96.0%	100.0%	99.0%	89.0%	88.0%	86.0%
3.早苗保育園	113.0%	108.0%	104.0%	102.0%	98.0%	99.0%	96.0%	93.0%	92.0%	86.0%	82.0%
4.美鈴保育園	108.0%	108.0%	99.0%	96.0%	94.0%	100.0%	100.0%	102.0%	91.0%	93.0%	86.0%
5.白鳩保育園	102.2%	100.0%	98.9%	98.9%	83.3%	86.7%	94.4%	98.3%	88.9%	91.1%	83.3%
6.すみれ保育園	105.6%	100.0%	83.3%	83.3%	70.0%	73.3%	72.2%	71.1%	68.9%	66.7%	91.7%
7.あたご保育園	115.0%	110.0%	101.7%	105.0%	103.3%	93.3%	102.2%	111.1%	101.1%	103.3%	106.7%
8.高橋保育園	113.3%	98.3%	95.0%	101.7%	101.7%	95.0%	85.0%	85.0%	85.0%	81.7%	86.7%
9.いずみ保育園	101.7%	96.7%	93.3%	93.3%	93.3%	93.3%	86.7%	78.3%	70.0%	66.7%	68.3%
10.さくら保育園	100.0%	93.3%	91.1%	90.0%	83.3%	75.6%	77.8%	87.8%	83.3%	84.4%	67.5%
市立全体	108.7%	105.1%	98.6%	99.6%	94.9%	94.0%	94.8%	95.0%	89.0%	86.5%	85.6%

資料：山形市子ども未来部保育育成課 各年度4月1日現在

〔注〕網掛けの5施設が昭和56年の新耐震基準前の保育所。

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

4 幼稚園の現状(第二期計画策定時点)

市内における幼稚園は令和元年5月1日現在で 11 か所(私立:10 施設、(うち新制度対応幼稚園2施設)、国立:1施設)、認定こども園を含んだ施設数は 32 か所、定員 3,167 人に対し在園児(山形市民)は 2,290 人、充足率は 72.3%となっている。(国立園を除く)

幼稚園は、学校教育法に基づき、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に、「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」(学校教育法第22条)ことと定義している。

こうした法律の趣旨に則り市内の私立幼稚園では、各園の教育理念に基づき、集団生活や遊び等を通じて社会生活におけるルールや道徳、思いやりなど、子どもの成長に必要な教育をおこな

っており、市における幼児教育に重要な役割を果たしている。

また、本来の幼稚園事業に加えて、2歳児の早期受け入れや長時間の預かり保育等をおこなっている園が多数あり、保護者の多様な保育ニーズに応える受け皿として欠かせない機能を担っている。

なお、私立幼稚園については、私学助成による従来の枠組みから、子ども・子育て支援新制度における施設型給付への移行や、これまで幼稚園として培ってきた教育・保育の経験等を活用し、それらを一体的に提供できる認定こども園への移行が進んでいる。

図表 2-19 山形市の幼稚園の施設数、定員、在園児の推移

	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(園)	27	25	25	25	25	25	25	26	27	30	32
定員(人)	5,540	4,790	4,585	4,585	4,579	4,549	3,964	3,764	3,538	3,227	3,167
在園児(人)	4,097	3,599	3,539	3,578	3,386	3,091	3,017	2,815	2,680	2,432	2,290
充足率	74.0%	75.1%	77.2%	78.0%	73.9%	67.9%	76.1%	74.8%	75.7%	75.4%	72.3%

山形大学大附属幼稚園は含まず

	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
山形大学大附属幼稚園在園児(人) (定員160人→102人に変更)	152	110	98	100	98	100	100	96	99	99	97



資料：山形市子ども未来部保育育成課
各年度5月1日現在

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

5 認可外保育施設の現状(第二期計画策定時点)

市内における認可外保育施設は令和元年5月1日現在で 32 か所、定員 1,142 人に対し入所児童は 584 人、充足率は 51.1%となっており、定員に達していない状況である。認可保育所や小規模保育事業等の地域型保育事業への移行により、施設数は減少した。

ただし、認可外保育施設のうち企業主導型保育施設については、施設数、定員、入所児童数ともに増加している。

図表 2-20 山形市の認可外保育施設の施設数、定員、入所数の推移

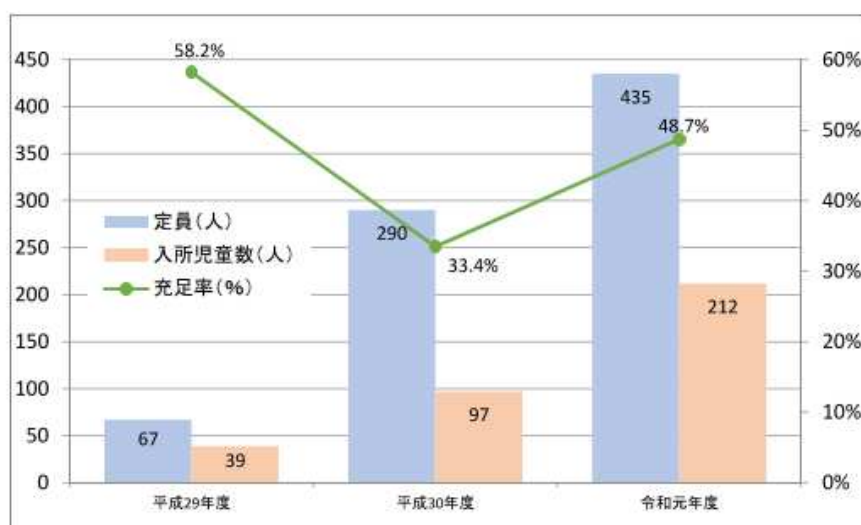
	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(園)	34	37	38	41	43	44	34	31	30	30	32
定員(人)	1,406	1,370	1,443	1,488	1,510	1,533	1,329	1,003	827	1,016	1,142
入所児童数(人)	895	872	902	948	938	1,006	791	475	478	527	584
充足率(%)	63.7%	63.6%	62.5%	63.7%	62.1%	65.6%	59.5%	47.4%	57.8%	51.9%	51.1%



資料：山形市こども未来部保育育成課 各年度5月1日現在

図表 2-21 山形市の認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設の施設数、定員、入所数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(園)	3	6	9
定員(人)	67	290	435
入所児童数(人)	39	97	212
充足率(%)	58.2%	33.4%	48.7%



資料：山形市こども未来部保育育成課 各年度5月1日現在

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

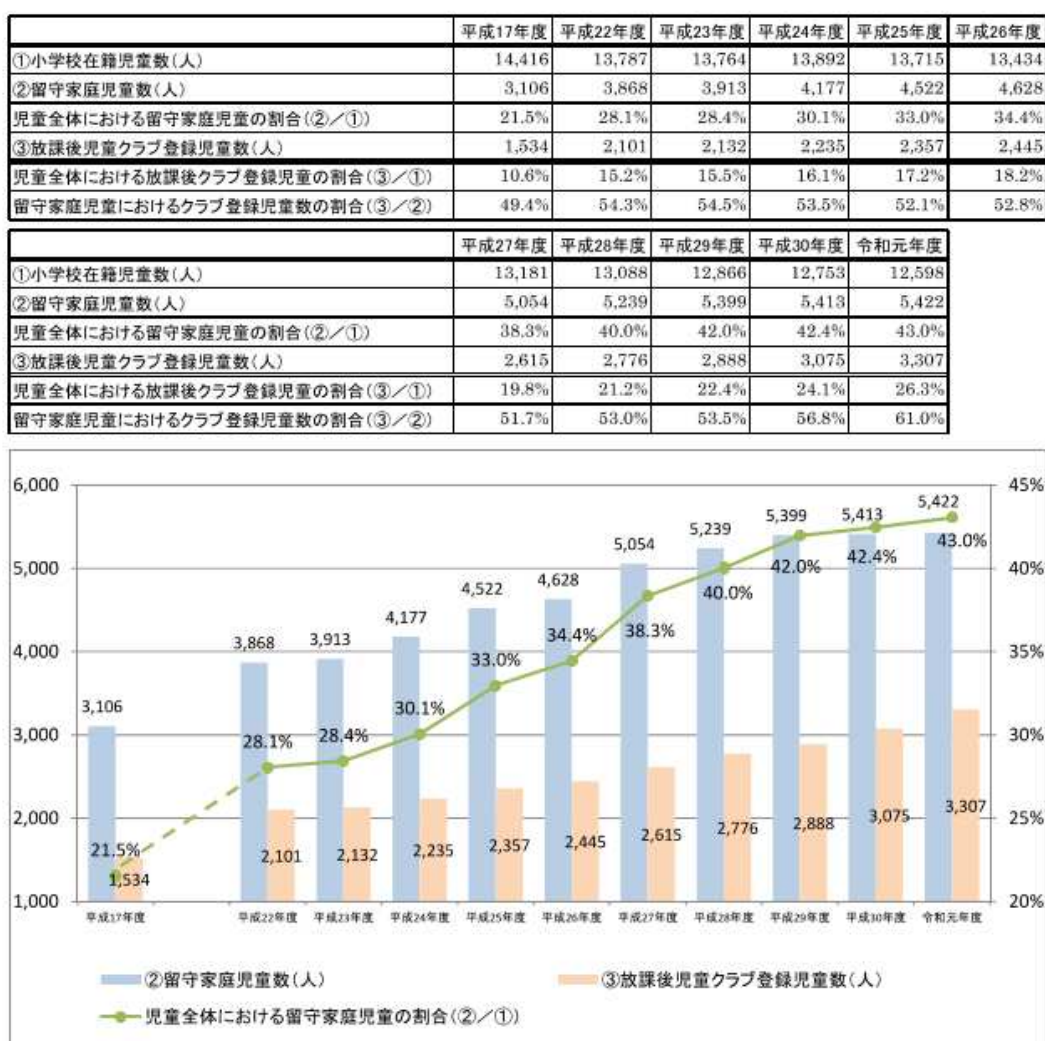
第4 地域の子育て支援の現状

1 放課後児童クラブ等の現状(第二期計画策定時点)

市における放課後児童クラブは令和元年5月1日現在で35小学校区に70か所が開設されている。留守家庭児童数は増加傾向にあり、保育ニーズの高まりを反映して放課後児童クラブ登録児童数も増加している。

この傾向は今後も継続することが予測されているため、新設や単位分割による受け皿の確保が必要である。また、老朽化した施設への対応も課題となっている。

図表 2-22 山形市の留守家庭児童数、放課後児童クラブ登録児童数の推移



(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

2 児童虐待等の現状(第二期計画策定時点)

平成30年度の山形市における児童相談の総件数は672件となっており、平成17年度の402

件と比較し約 1.7 倍に増加している。

児童虐待に関する相談は、児童虐待に対する社会的な関心の高まりに伴い、全国的に増加傾向にある。

また、三世帯同居率の減少とともに、核家族化が進行し、自分の子育てに自信が持てない等、親の孤立している状況が顕在化しているため、市としても児童虐待を未然に防ぐための支援が課題となっている。

図表 2-23 山形市の児童相談の状況

区 分	平成17 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
児童相談件数(件) ※1	402	342	374	572	564	615	414	417	545	672
児童虐待相談(通告) (件) ※2	74	134	116	161	128	158	136	104	95	111



資料：山形市こども未来部家庭支援課

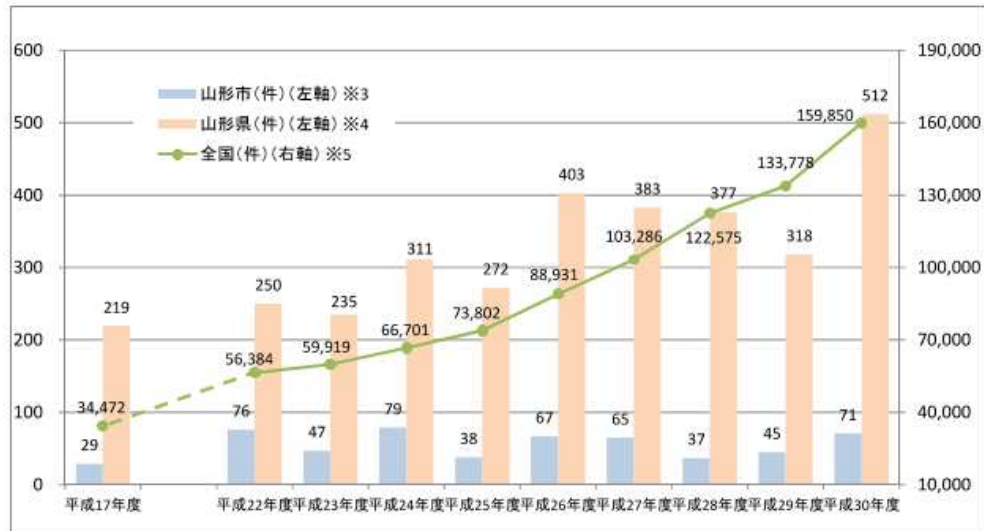
※1 山形市で受付した件数（児童相談所含まず）

※2 平成17年度 山形市で対応した件数（児童相談所含まず）

平成22年度以降 山形市と児童相談所（山形市分）を併せた件数

図表 2-24 児童虐待認定件数

	平成17年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
山形市(左軸) ※3	29	76	47	79	38	67	65	37	45	71
山形県(左軸) ※4	219	250	235	311	272	403	383	377	318	512
全国(右軸) ※5	34,472	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850



資料：山形市こども未来部家庭支援課

※3 平成17年度 山形市で対応した件数（児童相談所含まず）

平成22年度以降 山形市と児童相談所（山形市分）を併せた件数

※4 山形県の児童相談所と市町村を併せた件数

※5 全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数（平成30年度は速報値）

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

3 子どもの貧困に係る現状(第二期計画策定時点)

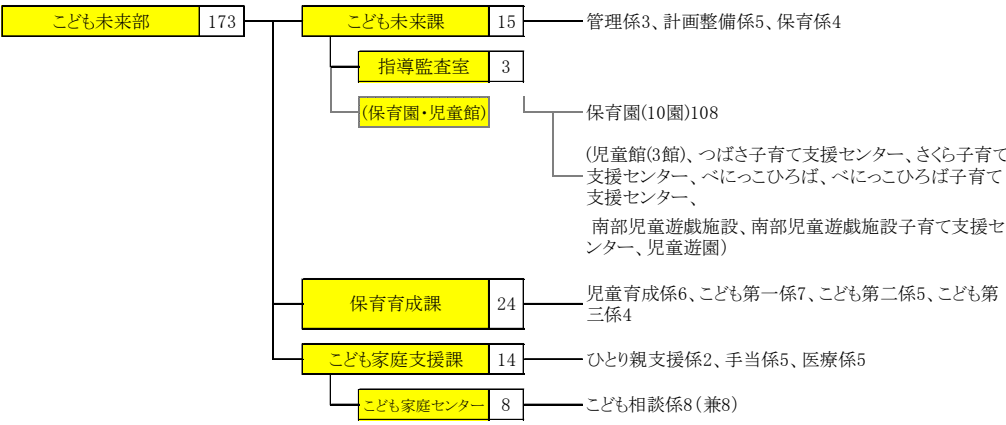
子どもの貧困率は、平成28年国民生活基礎調査では全国13.9%、平成30年山形県子どもの生活実態調査では16.0%という結果が出ており、山形県内の6人に1人の子どもが貧困世帯に属していることとなる。

また、令和元年6月に改正となった「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされた。その内容は、学習、生活、就労等多岐にわたり、部署を越えた幅広い連携が必要となっており、市としても、早期の対策が求められている。

第5 山形市の子ども子育て支援体制の概要

1 組織図、職務分掌

市の子ども子育て支援事業は、こども未来部で担当している。



市の職務分掌は「山形市行政組織規則」に定められており、こども未来部の職務分掌は下表のとおりである。

なお、少子化担当部署そのものはないが、結婚を希望する市民の出会い支援や経済的支援をはじめとして、庁内での各種少子化関連施策の全体調整機能を企画調整部の企画調整課で担っている。

部	課室係	分掌事務
こども未来部	こども未来課 管理係 計画整備係 保育係	(1) 部内の総合調整 (2) 福祉計画及び実施計画の策定 (3) 児童福祉施設の整備及び維持管理 (4) 民間立児童福祉施設の整備促進 (5) 子ども・子育て支援関連施設に係る国庫補助等に関する事(保育育成課の所管に属するものを除く。) (6) 児童福祉法の施行(障がい児及び放課後児童健全育成事業に係るものを除く。)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行(放課後児童健全育成事業に係るものを除く。) (7) 保育所 (8) 児童遊戯施設に関する事 (9) 児童館 (10) 子育て支援センターに関する事 (11) 児童遊園 (12) ファミリーサポートセンター (13) 所管に係る会計年度任用職員 (14) 所管に係る税外収入金(保育料を除く。)の調定及び徴収 (15) 市立保育所の保育料の調定 (16) 部内他課の所管に属さない事項
	指導監査室	(1) 保育所等の認可及び認定 (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認 (3) 保育所等の指導監査 (4) 認可外保育施設の指導監督
	保育育成課 児童育成係 こども第一係 こども第二係 こども第三係	(1) 福祉計画及び実施計画の策定 (2) 児童福祉法の施行(放課後児童健全育成事業に係るものに限る。)及び子ども・子育て支援法の施行(放課後児童健全育成事業に係るものに限る。) (3) 放課後児童クラブに関する事 (4) 子ども・子育て支援関連施設及び放課後児童クラブに係る国庫補助等に関する事(こども未来課の所管に属するものを除く。) (5) 認可保育所に関する事 (6) 認定こども園に関する事 (7) 地域型保育事業に関する事 (8) 私立幼稚園に関する事 (9) 認証保育所に関する事 (10) 認可外保育施設の助成に関する事 (11) 保育料の調定並びに徴収及び滞納処分 (12) 所管に係る税外収入金の調定及び徴収
	こども家庭支援課 ひとり親支援係 手当係 医療係	(1) 福祉計画及び実施計画の策定 (2) 所管に係る福祉相談の実施 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の施行及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の施行 (4) 所管に係る社会福祉事業及び社会福祉団体 (5) 児童手当及び子ども手当の支給(公務員等に係るものを除く。) (6) 福祉医療(重度心身障がい(児)者医療を除く。)の給付 (7) 児童扶養手当及び健やか教育手当の支給 (8) 所管に係る税外収入金の調定及び徴収
	こども家庭センター こども相談係	(1) 児童福祉法の施行(障がい児並びに放課後児童健全育成事業及び児童遊園に係るものを除く。)及び子ども・子育て支援法の施行(放課後児童健全育成事業に係るものを除く。) (2) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の施行 (3) 山形学園に関する事 (4) 助産所 (5) 母子健康手帳の交付 (6) 母子保健相談の実施

第3章 山形市の子ども子育てに関する施策

第1 子ども子育て支援新制度について(子ども・子育て関連3法)

1 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

子ども・子育て支援制度は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目標とし、平成 27 年 4月から開始された。

2 主なポイント

(1) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応する。

(2) 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけする。
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化する。

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域・子育て支援事業」)の充実

- ・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく。

(4) 市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施する。
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。

(5) 社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提としている。(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する 0.7 兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

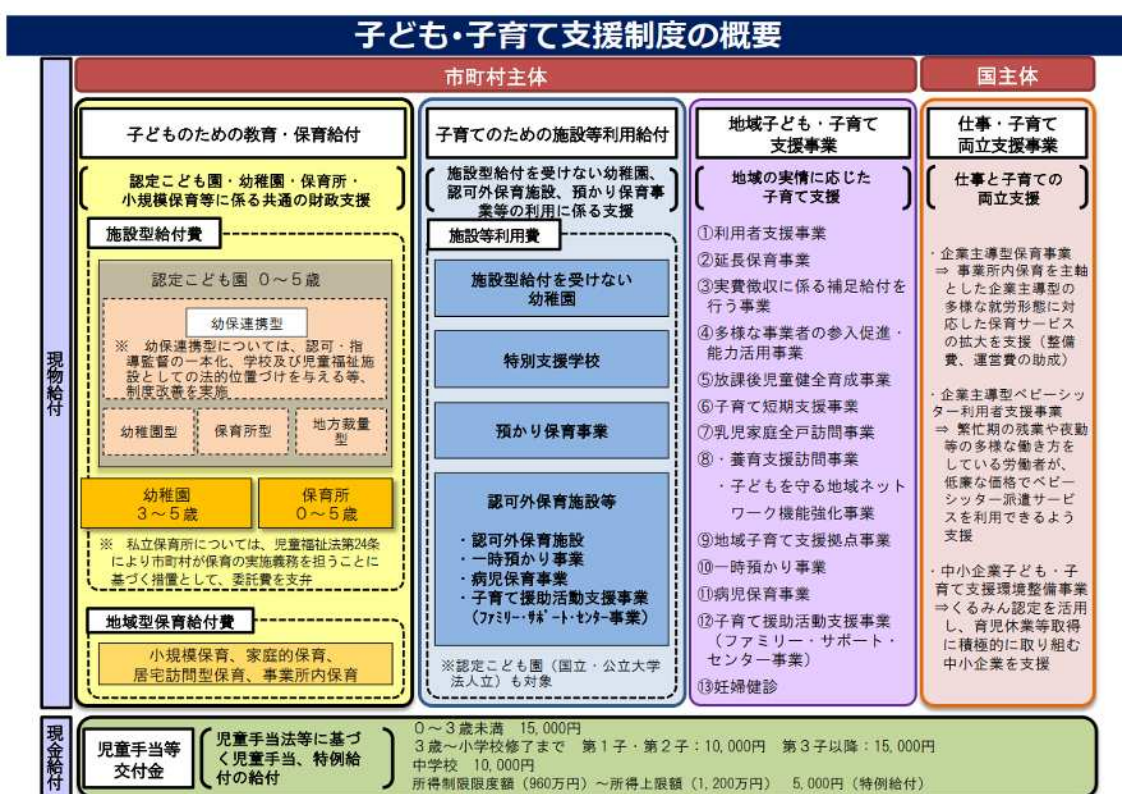
(6) 政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)した。

(7) 子ども・子育て会議の設置

- ・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置した。
- ・市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務とする。

(8) 全体図



(出典:こども家庭庁「子ども・子育て支援制度の概要図」)

第2 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」について

1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子化・高齢化の進行は人口構造にアンバランスを生じさせ、さらに、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会の将来に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

また、子どもや子育て世帯を取り巻く環境も核家族化の進行、就労形態・構造の変化、地域の連帯感の希薄化等、より厳しい方向への変化が指摘されている。

国においては「エンゼルプラン」(平成6年)、「少子化対策推進基本方策」及び「新エンゼルプラ

ン」(平成 11 年)、「少子化社会対策基本法」「次世代育成支援対策推進法」(平成 15 年)の制定及び同法の一部改正など、少子化対策・子育て支援を進めたが、全国の合計特殊出生率は平成 30 年時点では 1.42 と依然として低い状態であり、市でも「山形市次世代育成支援対策行動計画(前期計画)(後期計画)」を策定し、地域における子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する環境整備等に努めてきた。

こうした中、平成 24 年 8 月、子ども・子育て関連 3 法が成立し、公布された。同法では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充、地域における子育て支援の充実に向けた取り組みを総合的に推進することを目的としている。その後、令和元年 5 月に子ども・子育て支援法の一部が改正、同年 10 月に施行され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から小学校入学前までの子どもたちと、0 歳から 2 歳までについては、住民税非課税世帯の子どもたちの利用料が無償化された。

また、令和元年 6 月には児童福祉法等の一部が改正され、児童虐待防止対策の強化が図られたほか、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部が改正され、都道府県のみならず市町村に対し、子どもの貧困対策計画を策定する努力義務が課された。

加えて国では、平成 26 年 7 月の「放課後子ども総合プラン」に引き続き、共働き家庭等の「小 1 の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目指した「新・放課後子ども総合プラン」を平成 30 年 9 月に策定した。

このような全国的な動向、子ども・子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化、課題を整理し、子ども一人ひとりが「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、平成 27 年 4 月から始まった子ども・子育て支援新制度を実現させるための「山形市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第一期計画」という。)が令和元年度に最終年度を迎えることから、第一期計画の検証結果を踏まえ、引き続いて「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和 2 年度～6 年度)」を策定するものである。

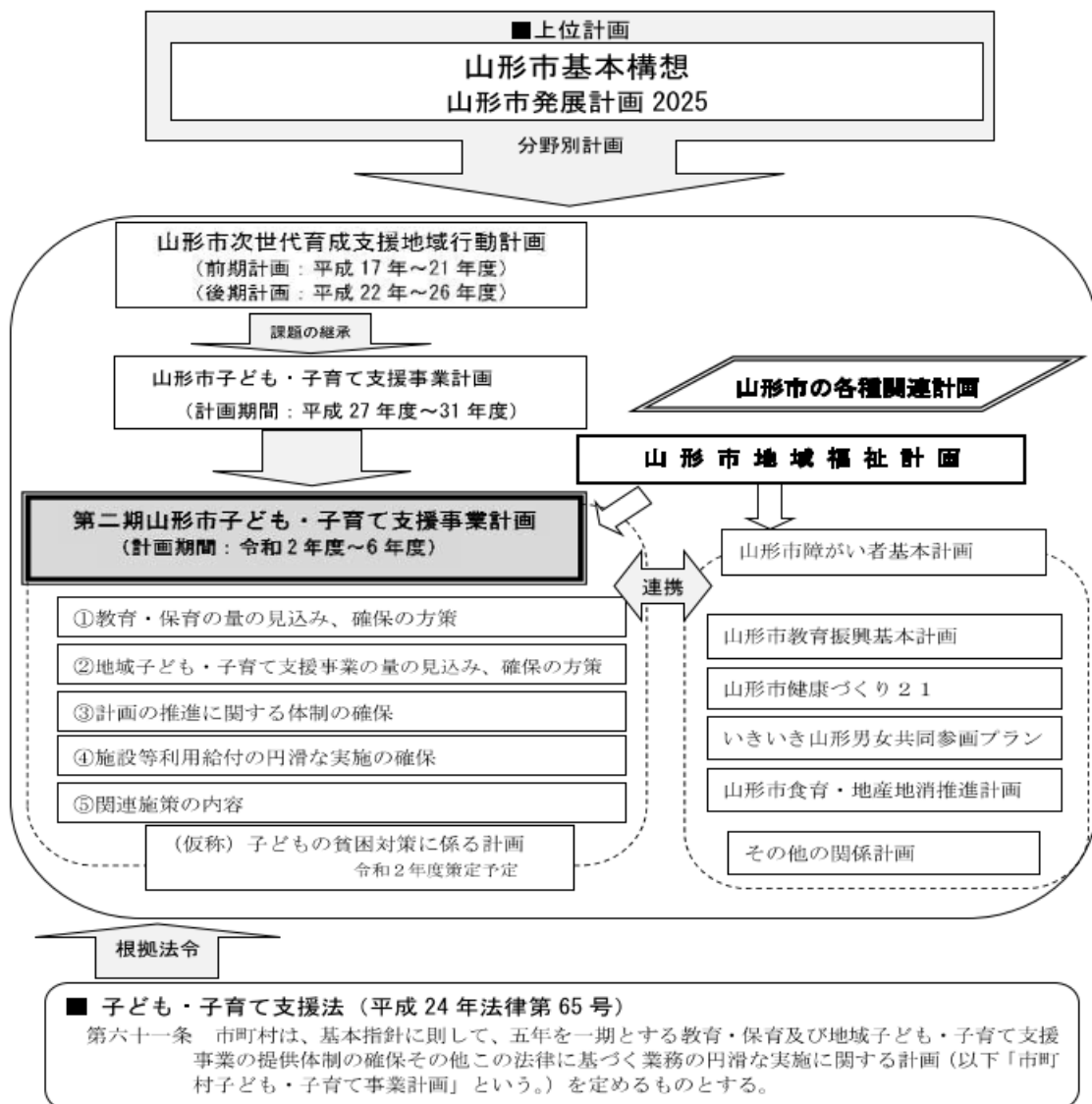
2 計画の位置づけ

(1) 子ども・支援法に基づく計画

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画」として、第一期計画に引き続き令和 2 年 4 月からすべての子どもたちと子育て家庭を対象に進めていく予定の、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものである。

また、「山形市基本構想」及び「山形市発展計画 2025」、福祉分野においては「山形市地域福祉計画」を上位計画とし、市の関連する個別計画との整合を図りながら、これまでの市の取り組みとの継続性を保ちつつ、市の子ども・子育て支援事業を着実に推進し健やかな子どもの育ちを実現していくために、行政のみならず市民一人ひとり、各家庭や学校、企業、地域等社会全体が取り組むための計画である。

図表 1-2 上位計画、各種関連計画、関連法令との関係



（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年3月までの時限立法だったが、法の一部改正により令和7年3月まで 10 年間延長されることとなった。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠は存続することとなるが、市町村における行動計画の策定は任意とされ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」との一体的な策定が可能とされている。

そこで、本計画は次世代育成支援対策推進法に配慮するとともに、「山形市発展計画 2025」における子ども・子育てに関連する施策の方向性に基づき計画を推進することとする。

3 計画の期間

本計画は子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に則して、計画期間は令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5か年を一期として策定する。



図表 1-3 第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の計画期間

(出典:山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

4 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画策定の基礎的資料とするため、子育ての状況や教育・保育事業の利用状況、子育てに関する意識、子育て支援施策に対するニーズ等を把握することを目的に、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」を令和元年度に実施した。

図表 1-4 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の概要

調査対象	①就学前児童の保護者	②就学児童の保護者	③20歳代・30歳代の市民
対象地域	山形市全域		
標本数	1,400	600	500
有効回答数(率)	674 (48.2%)	313 (52.2%)	147 (29.7%)
標本抽出方法	無作為抽出法		
調査方法	調査票による郵送留置・郵送回収法		
調査期間	令和元年6月上旬～下旬		

(出典:山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

(2) 検討体制

① 庁内組織

本計画策定にあたり、子育てに関連する庁内関係部課等で構成する関係部課長会議を設置して関係各部課との連携を強化し、計画の策定・検討を進めた。

② 山形市子ども・子育て会議

本計画策定にあたり、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づき制定した「山形市子ども・子育て会議条例」により、子どもの保護者、幼稚園や保育所及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者によって構成された「山形市子ども・子育て会議」を開催して意見の収集、内容等の検討を行った。

③市民参加

令和元年度に計画策定に係る市民ニーズ調査を実施したほか、パブリックコメント(意見公募手続き)を経て作成した。

5 計画の達成状況の点検及び評価

子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境は、今後ますます変化のスピードを加速させていくものと考えられる。本事業計画を着実に推進していくためには、毎年、適切な進捗管理を行い、必要に応じて計画を見直していく PDCA サイクルによる計画の進捗管理と評価が必要となる。

その手段として、庁内においては「関係部課長会議」において、必要な議論を進め、その結果について、「子ども・子育て会議」において調査・審議を求めながら、計画の進行管理及び必要に応じ修正を加えるものとする。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」などに大きな乖離が見られる場合は計画の中間年(令和4年度)を目安に計画を見直す。

第3 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」の体系

1 計画の基本理念

第一期計画では、子どもを安心して生み育てることができる環境を整え、親だけではなく学校や行政、事業者等に加え、地域住民も子どもたちをあたたく見守る社会づくりを目指してきた「山形市次世代育成支援地域行動計画(後期計画:平成 22 年度～平成 26 年度)」を基本的には受け継ぎ、「みんなで育む元気な子どもだれもが安心して子育てできるまち“やまがた”」を基本理念に掲げた。

「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」においても引き続きこの理念に基づき、地域社会全体で健やかな子どもの成長を育むとともに、すべての人が等しく良質な子育て環境を享受できるまちを目指し、本市の子ども・子育て支援を推進することとする。

2 計画の基本的な視点

基本理念を支える3つの視点を立て、子どもの健やかな成長と子育てを応援するまちづくりを目指す。

(1)「子どもの最善の利益」の実現のため、社会全体で子育てを支援する視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、両親のみならず、世帯全員が積極的に子育てに取り組むことが必要である。しかし、核家族化、少子化の進行とともに家族・世帯だけでは十分な子育て

て環境を確保できない場合もあることも事実である。「子どもは社会の宝」であり、子どもの最善の利益の実現のため、家庭を取り巻く地域や学校、企業をはじめ社会全体で子育てを支援していくことが求められる。市では、地域共生社会の実現に向け、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割のもと、協働して子育てを支援する視点に立った取り組みを進めていく。

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援する視点

子ども一人ひとりには等しく健やかな育ちを保障される必要がある。病気、障がい、経済的事情や家族、その他の事情等により社会的な支援が特に必要な子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭を支援する視点に立った取り組みを進めていく。

(3) 時代の変化に即応して健やかな子どもを育む視点

人口の減少、少子化の進行の問題は、短期間で解決できる問題ではない。しかし、子どもを取り巻く社会環境の変化は、今後ますますそのスピードを加速させていくものと考えられる。市では、子育てにおける時代の変化に柔軟に対応し、時々生ずる多様な課題に適切に対応していく視点に立った取り組みを進めていく。

3 計画の基本目標と施策

基本理念の実現に向け、3つの視点を踏まえ、次の5つの基本目標を立てる。加えて、目標達成のための施策推進の方向をそれぞれ以下に示し、計画の実現を目指す。

基本目標1	十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童まで“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。
-------	---

市では、平成 29 年4月から待機児童が生じている状況である。

潜在的な保育ニーズも含め、今後も予想される保育ニーズの増加や多様化への対応に向けて、十分な量の保育施設や保育士の確保を図り、「待機児童の解消」を図る。

就学前の保育のみならず、「小1の壁」を解消するために、放課後児童クラブのさらなる拡充・環境改善を図るとともに、就学児童が安心・安全に多様な体験・活動ができる場を確保するため、放課後子供教室を運営し、放課後対策の総合的な環境整備を図る。

また、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、小学校等と家庭や地域社会が連携し、教育・保育を総合的に推進することが重要であることから、各年齢の教育・保育ニーズを“切れ目”なくフォローする体制を整えることによって必要な教育・保育サービスを供給できる環境の実現を目指す。

【施策の内容】

(1) 子ども・子育て支援給付の実施

子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行う。

(2) 保育定員の確保

認可保育所、認定こども園及び小規模保育事業者等の設置・拡充を円滑に誘導することにより、十分な保育定員の確保を図る。また、3歳未満児を対象とした小規模保育事業及び家庭的保育事業について、3歳児以降も切れ目なく保育を提供するため、連携施設等への円滑な移行を誘導する。

低年齢児の受入を促進する事業の実施と市立保育所の受入体制の強化を図り、待機児童の解消を目指す。

(3) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

民間立、市立合同の保育研修等を開催するとともに各施設における研修実施を支援し、必要な知識の習得を図る。また、適正な指導監査を実施することで、保育の方向性の基本を同一にして市の保育事業を推進していく。

(4) 教育・保育サービスの柔軟な提供

子どもの年齢及び親の就労状況にとらわれず教育・保育サービスを楽しむ環境の充実を図る。

(5) 民間立保育所等の大規模修繕への支援

老朽化により、改修が必要となった施設や設備等の改修に対し、国・県の補助制度を活用しながら財政的支援を行うことにより教育・保育環境の向上を図る。

(6) 市立保育所の整備

認定こども園や企業主導型保育事業等、多様な保育施設・事業が整備されることから、市立保育所はこれらの中心的な保育所として主体的に保育の質の向上に努めていく。そのため、老朽化施設を計画的に改築し耐震化を図る。

さらに、障がい児等の受入れや子育て支援センターを併設すること等により、子育て支援の充実を図る。また、その際、現在における各年齢の定数を見直し、0～2歳の低年齢児の受入れ定数を増やすことで、産後休暇、育児休業明けの保護者の保育ニーズに応えていく。

(7) 認可化移行支援

認可外保育施設の認可移行を支援し、質及び量ともに良好な保育環境の拡充を目指す。

(8) 放課後児童クラブの整備充実

地域の実情や保育ニーズの増加に対応し、児童が安心安全に生活できるよう、設備・運営等の基準に適合した放課後児童クラブの環境整備を進める。

また、職員の適正な配置や必要な研修の受講による放課後児童支援員等の資質向上と保育環

境の整備による保育の質の向上を図る。

(9) 放課後子供教室の運営及び放課後児童クラブとの連携

就学児童が安心安全に多様な体験・活動ができる場を確保するため、放課後子供教室を運営し、放課後児童クラブとの連携等を進める。

(10) 保育士の確保

質の高い保育サービスを提供するため、安定的な雇用環境を創出し、保育士の働きやすい環境づくりを推進することにより保育士の確保及び離職防止を図る。

(11) 放課後児童支援員等の確保

保育の質の確保に向け、放課後児童支援員等の処遇改善や雇用の促進を支援し、離職の未然防止や雇用確保を図る。

(12) 教育・保育サービス間の連携体制の確保

教育・保育サービス間の連携体制を確保するとともに、利用者支援事業を実施し、利用者・供給者間の需給ニーズの円滑な調整を図る。

(13) 施設及び事業間の連携強化

幼稚園・保育所等の教育・保育施設、小学校、放課後児童クラブとの児童に関する情報交換等による連携を強化し、“切れ目”のない教育及び保育環境を整備する。

基本目標2	すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策の充実を図ります。
-------	--

三世代同居世帯の減少による核家族化の進行とともに、子育てへの手助けが少なくなり、子育てにおける親の負担が心身ともに増えていく。

また、ニーズ調査では、「子どもを叱り過ぎている気がする」、「子どもの教育に関すること」で悩んでいると答えた親が多く、育児ストレスから孤立化し、児童虐待につながることも危惧されることから、親が自信をもって子育てに取り組めるような社会環境づくりが必要である。

このことから、家庭が子どもにとって安心な場所となるよう、子育てにおいて親が喜びや充実感を持つことができるようなきめ細やかな支援を行い、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策を進めていく。

【施策の内容】

(1) いのちの教育の実施

子どもを持つ保護者等を対象に、いのちの教育を実施していく。

(2)産前産後における支援

多胎児の家庭など、出産前後に支援が必要な家庭に対し、妊娠期からの支援を行う。

(3)児童虐待の防止等

児童虐待の防止を図るため、啓発の実施と支援の必要な家庭が早期に相談できるよう、相談支援体制の充実をすすめるとともに、関係機関が連携して必要な支援を行う。

(4)子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を願い、各種手当を支給するとともに、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、子どもにかかる医療費助成を継続する。

(5)子どもの心身の健やかな発達の保障

子どもの健やかな発育や発達を保障するため、各種健康診査、健康相談、予防接種を実施し、子どもの健康保持及び増進に努める。

基本目標3	保護者が子育てについての第一義的な責任を有するため、幼児期の家庭における親の教育力の向上を図ります。
-------	--

平成 18 年の教育基本法の改正では、家庭教育に関する独立規定が新設され、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とされ、「地方公共団体は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」とされている。

核家族化や少子化の進行とともに、子育てに関わる機会や子育てに関する情報を得る機会が減少していることから、親が子育てに関する正しい知識や情報を習得する機会を提供し、さらに、地域全体で子育て家庭を支援していく環境づくりを進める。

【施策の内容】

(1)妊娠期からの情報提供

妊娠期のケアが適切に図られるよう、妊娠・出産・子育てに必要な情報提供の充実を図る。

(2)親の子育ての知識の向上

子どもの世話を経験しないまま親になる人が多数いる現状から、2～4か月児の保護者対象の講座を開催し、子育てのスタート期に適切な知識や考え方、生活方法が身につくように支援する。

(3)父親の子育てへの参加推進

子育てへの父親の参加を促すため、子育てにおける知識の普及や育児参加に対する意識の向上を図る。

(4) 若年期からの子育ての意識の向上

中学生や高校生の職場体験等による保育体験や保護者への家庭教育講座等をととし、子育てや家庭教育の知識を習得する機会を提供し、親として成長できるように支援する。

(5) 地域の教育力の向上

子育てに対する負担感、不安感を減らし、親が地域の中で孤立しないように、地域の教育力を上げる取り組みをする。

基本目標4	誰もが享受できる、教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。
-------	----------------------------------

病児・病後児の教育・保育環境、あるいは発達障がい児（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動症等）等の専門的な知識等によるケアが必要な子どもをより適切に保育する環境づくりが求められている。

すべての子どもが健康、心身上の理由や子どもの置かれた社会的環境によらず、等しく必要な教育・保育を受けられるための施策を推進する。

【施策の内容】

(1) 障がい児等への支援体制の充実

障がい児または病児・病後児等の特別なケアが必要な子どもに対して、医療機関とも連携を図りながら、十分な支援が図られる体制を構築する。

(2) 専門的知識が必要な保育の研修機会の提供

発達障がい児等の専門的な知識等が必要な子どもに対する、保育士等の人材養成のための研修機会の提供を図る。

(3) 多様な保育サービスの提供

家庭の事情や親の就労状況に応じ、必要な延長保育や一時保育及び病児・病後児保育等の特別保育サービスの提供体制を整える。

基本目標5	子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。
-------	---

家庭や保護者の経済的事情等子ども自身には何ら責任のない理由によって十分な教育・保育を受けられなくなったり、世代を越えて貧困の連鎖が繰り返される事態は避けなければならない。

すべての子どもが経済的環境によらず、年齢及び発達程度に応じて必要な教育・保育を受けるとともに、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるための施策を推進する。

施策の推進にあたり、本事業計画の追加版として令和2年度に「(仮称)山形市子どもの貧困対策に係る計画」を策定し、子どもを取り巻く貧困問題の解決を図るため関係機関・団体と多方面に渡る連携・協力体制を構築する。

【施策の内容】

(1) 経済的に困難な家庭等への支援

経済的に困難な状態にある家庭の子どもに対して、必要な教育・保育を受けられるようにするため、相談体制の整備を継続していく。

(2) ひとり親家庭等への支援体制の充実

ひとり親家庭などに対する生活の安定と自立の促進を支援することで、子どもの教育・保育及び福祉の増進を図る。

第4 計画の内容

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、市町村は、離島や山間地等の地理的要件や合併の経緯及び交通事情等、地域の実情に応じて区域を設定することができるが、本市においては、教育・保育提供区域の区分設定を行う合理的理由がないことから、市全体をもって1区域とする。

2 教育・保育に関する内容

(1) 教育・保育の量の見込み

① 教育・保育関係で量の見込みを算出する項目

子ども・子育て支援事業計画において教育・保育関係の量の見込みを算出する項目は以下のとおりである。

図表 4-1 量の見込みを算出する項目(教育・保育関係)

子どもの認定区分	対象		該当施設
1号認定	3歳以上・教育標準時間認定	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園 幼稚園
2号認定	3歳以上・保育認定	共働きだが幼稚園利用 のみの家庭 [注]	幼稚園
		共働き家庭	認定こども園 保育所
3号認定	3歳未満・保育認定	共働き家庭	認定こども園 保育所 地域型保育事業

資料：山形市こども未来部こども未来課

[注] 両親共に就労の子どもで保育所へ入所する要件を満たす場合でも、希望に応じ2号認定のまま幼稚園を利用(特例給付)することもできます。

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

②教育・保育関係の量の見込み推計方法

教育・保育の量の見込みの推計方法については、国の手引きにより標準的な算定方式が示されているが、より効果的、効率的な算定方法について、子ども・子育て会議の議論を踏まえ、かつ、「潜在ニーズを含めた量の見込みを把握したうえで確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、各自治体による独自の推計方法を妨げないとされている。

本市では、山形市独自の推計方法に基づき量の見込みを算定することとする。具体的な推計方法は、平成31年4月1日現在の0歳～5歳児の就学前児童数、保育利用児童数[保育所(認定こども園を含む)、認可外保育施設、家庭的保育事業及び小規模保育事業、幼稚園預かり保育の利用者]の実績値、ニーズ調査に基づく潜在的要保育児童の比率及び児童数から令和元年度ベースの要保育率を算出した。

次に、子育て世代の女性の就業率は年々上昇しているため、これにともなって保育需要は影響を受けるものと予測し、女性就業率の上昇率を用いて要保育率を補正する。

さらに、令和元年度に認可外保育利用児童の実人数を減じる。

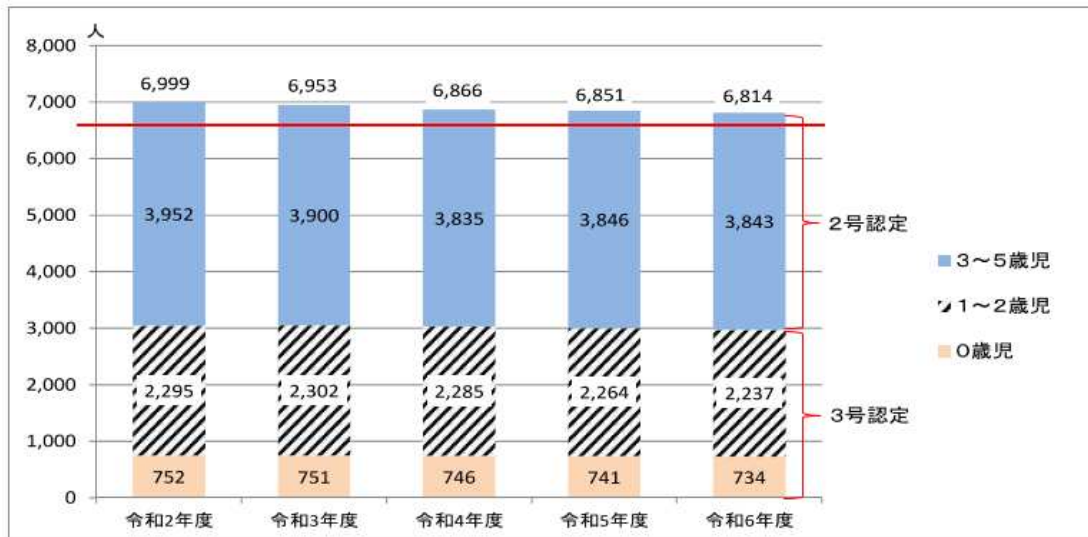
③計画期間における要保育児童数(量の見込み)

算定された要保育児童数(2号認定及び3号認定の子どもの数)は下図で示すとおり、人口推計で示された就学前児童数が減少するため、計画期中間における要保育児童数は、令和2年度の6,999人から微減傾向で推移する。

しかし、令和元年度における認可保育所等の定数は、6,761人であるため、計画期間中における必要な保育の量の受け皿が足りなくなる。

図表 4-2 保育の利用が見込まれる児童数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
3号認定	0歳児	752	751	746	741	734	対 象：0～2歳（保育認定） 該当施設：保育園・認定こども園・地域型保育事業
	1～2歳児	2,295	2,302	2,285	2,264	2,237	
	小計	8,047	8,053	8,032	8,005	2,971	
2号認定	3～5歳児	3,952	3,900	3,835	3,846	3,843	対 象：3～5歳（保育認定） 該当施設：保育園・認定こども園、幼稚園（特例給付）
合計		6,999	6,953	6,866	6,851	6,814	



資料：山形市こども未来部こども未来課

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

④教育の利用が見込まれる子どもの数の見込み

計画期間における教育利用が見込まれる子どもの数は下図のとおりである。また、令和元年5月1日現在の幼稚園利用児童数(認定こども園における利用児童数も含む)は 2,290 人であることから、これと見込み数との差は令和2年度では△718 人となり、見込み数が令和元年度の幼稚園利用児童数を下回る見込みである。

図表 4-3 教育の利用が見込まれる子ども数、及び幼稚園在園児童数との差

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
1号認定	3～5歳児	1,572	1,515	1,449	1,415	1,378	対 象：3～5歳（教育標準時間認定） 該当施設：幼稚園・認定こども園



資料：山形市こども未来部こども未来課

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

(2) 教育・保育の提供体制の確保方策の内容及びその実施時期

計画期間中における教育・保育給付認定区分(1号認定・2号認定・3号認定)ごとの教育・保育の量の見込みを推計し、その受け皿として、特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、及び特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業等)の供給体制の確保方策の内容、実施時期は下図表のとおりとする。

なお、令和2年度前半に3か所、令和3年度にも3か所の小規模保育事業を行う事業者を募集する。教育・保育給付3号認定児童(1～2歳)の確保量の不足分については、当該年齢児童に係る定員の弾力化、他の年齢区分の受入枠の活用、認可外保育施設の活用により、受入枠を確保する。さらに、市立保育所において、保育職員体制の強化により、低年齢児の受入定員の確保と、4月初からの受入人数の増加を図る。

図表 4-4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の量の見込み、内容、実施時期に関する計画

単位：人

		1年目（令和2年度）				2年目（令和3年度）			
		3-5歳 教育標準時間認定 【1号認定】	3-5歳 保育認定 【2号認定】	1-2歳 保育認定 【3号認定】	0歳 保育認定 【3号認定】	3-5歳 教育標準時間認定 【1号認定】	3-5歳 保育認定 【2号認定】	1-2歳 保育認定 【3号認定】	0歳 保育認定 【3号認定】
①量の見込み (必要利用定数総数)		1,572	3,952	2,295	752	1,515	3,900	2,302	751
② 確保 方 策	特定教育・保育施設等	2,816	3,786	1,939	686	2,608	3,689	1,938	683
	認可保育所	—	2,358	1,306	482	—	2,208	1,204	432
	幼稚園	1,370	—	—	—	1,370	—	—	—
	うち確認を受けない幼稚園 ※1	(1,130)	—	—	—	(1,130)	—	—	—
	認定こども園	1,446	1,360	612	204	1,238	1,481	734	251
	認可外保育施設（運営支援A・B型） ※2	—	68	21	—	—	—	—	—
	特定地域型保育事業等	—	658	192	46	—	658	207	53
	小規模保育事業	—	—	98	29	—	—	113	36
	家庭的保育事業（保育ママ） ※3	—	—	66	17	—	—	66	17
	事業所内保育事業（地域枠） ※4	—	—	—	—	—	—	—	—
	幼稚園預かり保育 ※5	—	658	28	—	—	658	28	—
	企業主導型保育施設（地域枠） ※6	—	70	64	37	—	70	64	37
	②確保方策合計	2,816	4,514	2,195	769	2,608	4,417	2,209	773
②-①		1,244	562	▲ 100	17	1,093	517	▲ 93	22
計画期間における新たな確保方策の内容		○特定教育・保育施設 【認可保育所】 ・小規模保育事業から認可保育所へ移行1園（定員29名増） ・保育所型認定こども園へ移行1園（定員100名減） 【認定こども園】 ・認可保育所から保育所型認定こども園へ移行1園（定員100名増） ・幼稚園・認可外保育施設から幼稚園型認定こども園へ移行1園（定員220名増） ・定員調整4園（定員149名減） 【新制度幼稚園】 ・新制度幼稚園へ移行1園（定員75名増） ○特定地域型保育事業 【家庭的保育事業】 ・廃止1園（定員5名減） 【小規模保育事業】 ・認可保育所へ移行1園（定員19名減） ○企業主導型保育施設 ・企業主導型保育事業所1園創設（地域枠37名増）				○特定教育・保育施設 【認可保育所】 ・幼保連携型認定こども園へ移行3園（定員312名減） ・定員調整1園（定員10名増） 【認定こども園】 ・認可外保育施設から保育所型認定こども園へ移行1園（定員78名増） ・認可保育所から幼保連携型認定こども園へ移行3園（定員315名増） ・定員調整7園（定員311名減） 【認可外保育施設】 ・認可外保育施設から保育所型認定こども園へ移行1園（定員89名減） ○特定地域型保育事業 【小規模保育事業】 ・定員調整1園（3名増） ・創設1園（定員19増）			

単位：人

			3年目（令和4年度）				4年目（令和5年度）			
			3-5歳 教育標準時間認定 【1号認定】	3-5歳 保育認定 【2号認定】	1-2歳 保育認定 【3号認定】	0歳 保育認定 【3号認定】	3-5歳 教育標準時間認定 【1号認定】	3-5歳 保育認定 【2号認定】	1-2歳 保育認定 【3号認定】	0歳 保育認定 【3号認定】
①量の見込み （必要利用定数総数）			1,449	3,835	2,285	746	1,415	3,846	2,264	741
②	確保 方 策	特定教育・保育施設等	2,594	3,744	1,976	696	2,594	3,744	1,993	699
		認可保育所	—	2,218	1,204	432	—	2,218	1,221	435
		幼稚園	1,325	—	—	—	1,325	—	—	—
		うち確認を受けない幼稚園 ※1	(1,130)	—	—	—	(1,130)	—	—	—
		認定こども園	1,269	1,526	772	264	1,269	1,526	772	264
		認可外保育施設（運営支援A・B型） ※2	—	—	—	—	—	—	—	—
		特定地域型保育事業等	—	658	290	67	—	658	290	67
		小規模保育事業	—	—	200	51	—	—	200	51
		家庭的保育事業（保育ママ） ※3	—	—	62	16	—	—	62	16
		事業所内保育事業（地域枠） ※4	—	—	—	—	—	—	—	—
		幼稚園預かり保育 ※5	—	658	28	—	—	658	28	—
		企業主導型保育施設（地域枠） ※6	—	70	64	37	—	70	64	37
		②確保方策合計	2,594	4,472	2,330	800	2,594	4,472	2,347	803
		②－①			1,145	637	45	54	1,179	626
計画期間における新たな確保方策の内容			○特定教育・保育施設 【認可保育所】 ・定員調整1園（定員10名増） 【幼稚園】 ・幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員45名減） 【認定こども園】 ・幼稚園・認可外保育施設から幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員96名増） ・小規模保育事業・幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員28名増） ・定員調整（定員3名増） ○特定地域型保育事業 【家庭的保育事業】 ・小規模保育事業へ移行1園（定員5名減） 【小規模保育事業】 ・家庭的保育事業から移行1園（定員19名増） ・幼保連携型認定こども園へ移行1園（定員12名減） ・創設5施設（定員95名増）				○特定教育・保育施設 【認可保育所】 ・改築1園（定員20名増） ・既存市立保育園（（仮称）西部拠点保育所）の改築による増			

単位：人

			5年目（令和6年度）			
			3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳
			教育標準時間認定 【1号認定】	保育認定 【2号認定】	保育認定 【3号認定】	保育認定 【3号認定】
①量の見込み （必要利用定数総数）			1,378	3,843	2,237	734
②	確 保 方 策	特定教育・保育施設等	2,594	3,744	1,993	699
		認可保育所	—	2,218	1,221	435
		幼稚園	1,325	—	—	—
		うち確認を受けない幼稚園 ※1	(1,130)	—	—	—
		認定こども園	1,269	1,526	772	264
		認可外保育施設（運営支援A・B型） ※2	—	—	—	—
		特定地域型保育事業等	—	658	290	67
		小規模保育事業	—	—	200	51
		家庭的保育事業（保育ママ） ※3	—	—	62	16
		事業所内保育事業（地域枠） ※4	—	—	—	—
		幼稚園預かり保育 ※5	—	658	28	—
		企業主導型保育施設（地域枠） ※6	—	70	64	37
		②確保方策合計	2,594	4,472	2,347	803
		②－①	1,216	629	110	69
計画期間における新たな確保方策の内容						

資料：山形市こども未来部こども未来課（令和3年3月末時点）

（出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」）

(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月から開始された、国制度に基づく幼児教育・保育の無償化にあたって創設された子育てのための施設等利用給付については、保護者の負担感の軽減を考慮し、適切な給付事務を実施する。

また、市独自の施策として実施する、第3子以降の保育料の無料化事業については、継続して実施する。

3 地域子ども・子育て支援事業に関する内容

(1) 実施を計画する地域子ども・子育て支援事業の種類

本計画では、下記の地域子ども・子育て支援事業(13 事業)を実施する。

図表 4-5 地域子ども・子育て支援事業の種類

No	事業名	事業内容	根拠法令
①-1	利用者支援事業 (特定型)	子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言を行います。	(子)第59条第1号
①-2	利用者支援事業 (母子保健型)	母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳の交付、地域の子育て支援や福祉サービス等の情報提供及び個別相談・助言を行います。必要な場合は、電話相談や家庭訪問を行い継続的に支援します。	(子)第59条第1号
②	延長保育事業	保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間以外の時間において、延長し保育を実施します。	(子)第59条第2号
③	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供して児童の健全な育成を図ります。	(子)第59条第5号 (児)第6条の3第2項
④	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	(子)第59条第6号 (児)第6条の3第3項
⑤	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師、民生委員児童委員、主任児童委員が訪問し、子育て情報を提供し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行います。	(子)第59条第7号 (児)第6条の3第4項
⑥	養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	妊娠届出や出産病院等からの情報により産後早期に養育支援が必要な家庭や、乳児家庭全戸訪問事業の実施により把握した要支援家庭に、保健師や助産師が訪問し、相談支援を行います。	(子)第59条第8号 (児)第6条の3第5項 (児)第25条の2
⑦	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の支援を行います。	(子)第59条第9号 (児)第6条の3第6項
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行います。	(子)第59条第10号 (児)第6条の3第7項
⑨	病児保育事業(病児・病後児保育)	病気または回復期にあり、集団保育が困難な子どもを専用施設で一時的に保育を行います。	(子)第59条第11号 (児)第6条の3第13項
⑩	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	地域において育児の援助を受けたい者(利用会員)と援助を行いたい者(協力会員)との相互援助活動に関し、連絡調整を行います。	(子)第59条第12号 (児)第6条の3第14項
⑪	妊婦健康診査事業	妊婦の健康診査を実施して、その健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡率の低下、流・早産の防止及び、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦に対して健康診査補助券を発行します。	(子)第59条第13号 (母)第13条第1項
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度未移行園を対象に、世帯の所得の状況等により市が定める基準に該当する施設等利用給付認定保護者に対し、副食の提供にかかる実費徴収額の一部を補助します。	(子)第59条第3号
⑬	多様な事業者の参入を促進する事業	特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業	(子)第59条第4号

資料：山形市子ども未来部子ども未来課

〔注〕根拠法令：(子)…子ども・子育て支援法、(児)…児童福祉法、(母)…母子保健法

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保方策の内容及び実施時期

地域子ども・子育て支援事業(13 事業)の「量の見込み」の算出については、事業における過去の利用実績や市の人口推計、ニーズ調査の結果等を考慮し推計する。また、山形市子ども・子育て会議における意見・議論を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の各事業別の供給体制の確保方策の内容、実施時期に関する計画は下図表のとおりとする。

ただし、地域子ども・子育て支援事業のうち「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な

事業者の参入を促進する事業」については量の見込みの対象外とする。

図表 4-6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、供給体制の確保方策の内容及び実施時期

①-1 利用者支援事業（特定型）

（単位：か所）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	1	1	1	1	1	1
b 確保方策		1	1	1	1	1
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 相談支援の内容や相談件数等を勘案した結果、現在の相談体制でニーズに対応可能であるため、現在と同様の体制とします。						
【確保方策の内容】 子育て支援コーディネーターを 1 名配置し、情報提供や相談体制を整備します。						

①-2 利用者支援事業（母子保健型）

（単位：か所）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	1	1	1	1	1	1
b 確保方策		1	1	1	1	1
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 市民からの複雑な相談や支援の件数は増えていますが、窓口の集約化を図りながら相談体制の整備を図ることとします。						
【確保方策の内容】 母子保健コーディネーターを配置し妊娠期からの相談窓口を明確化にすることで、妊娠期からの切れ目ない継続的な支援を実現します。						

② 延長保育事業（時間外保育事業）【0～5歳児】

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	139,202	117,478	115,892	113,655	112,484	111,022
b 確保方策		117,478	115,892	113,655	112,484	111,022
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 ニーズ調査における推計結果より、増減率を算出して人数を推計します。延長保育は年々利用が減少しており、その結果を反映しています。						
【確保方策の内容】 ニーズの充足に向け、各施設への補助を継続します。						

③ 放課後児童健全育成事業【6～11歳児】（放課後児童クラブ）

（単位：人）

		R1 登録児童数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1～3年生	2,512	2,718	2,868	3,020	3,155	3,263
	4～6年生	795	780	823	867	905	936
a 量の見込み	合計	3,307	3,498 (79 か所)	3,691 (84 か所)	3,887 (89 か所)	4,060 (94 か所)	4,199 (99 か所)
b 確保方策			3,498 (79 か所)	3,691 (84 か所)	3,887 (89 か所)	4,060 (94 か所)	4,199 (99 か所)
b－a			0 (0 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)	0 (0 か所)
【推計根拠】 小学校の在籍児童数の推計及び留守家庭児童数をもとに、留守家庭児童率とクラブ登録率を算出し、それらの伸び率に基づき登録児童数を推計します。この結果、市内小学校在籍児童数は年々微減傾向にありますが、放課後児童クラブを必要とする留守家庭児童数の増加割合がそれを上回っているため、クラブ登録児童数は毎年増加していくものと見込みます。							
【確保方策の内容】 条例の経過措置期間である令和6年度まで、条例基準に適合するよう環境整備を推進しています。							

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）【0～小学生】

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	90	98	98	98	98	98
b 確保方策		98 (3 か所)	98 (3 か所)	98 (3 か所)	98 (3 か所)	98 (3 か所)
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 保護者の疾病その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難な場合に利用するサービスであり、継続的な利用予測が難しいため、利用量については過去5年間の平均利用実績で見込みます。						
【確保方策の内容】 受入施設について、令和元年9月まで児童養護施設及び母子生活支援施設の各1か所の計2か所でしたが、令和元年10月より乳児院を1か所追加し、計3か所の施設へ事業を委託し継続していきます。						

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

実数（単位：人）

	H30 実績	令和2年度	令和3年度
a 量の見込み	715	742	732
b 確保方策		実施体制：民生委員児童委員等 492 人 実施機関：山形市	実施体制：民生委員児童委員等 492 人 実施機関：山形市
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
a 量の見込み	719	706	692
b 確保方策	実施体制：民生委員児童委員等 492 人 実施機関：山形市	実施体制：民生委員児童委員等 492 人 実施機関：山形市	実施体制：民生委員児童委員等 492 人 実施機関：山形市
【推計根拠】 各年度の0歳児の人口推計に、40.0%を乗じた数を実数とします。			
【確保方策の内容】 山形市民生委員児童委員連合会と連携し、地域の人に見守られ、安心して育児ができる環境をつくり、支援が必要な家庭には、保健師や助産師が訪問する等、訪問相談体制の充実に努めます。			

⑥ 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度
a 量の見込み	1,430	1,336	1,318
b 確保方策		実施体制：保健師・助産師 17 人 実施機関：山形市 実施項目：専門的相談支援	実施体制：保健師・助産師 17 人 実施機関：山形市 実施項目：専門的相談支援
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	1,295	1,272	1,246
b 確保方策	実施体制：保健師・助産師 17 人 実施機関：山形市 実施項目：専門的相談支援	実施体制：保健師・助産師 17 人 実施機関：山形市 実施項目：専門的相談支援	実施体制：保健師・助産師 17 人 実施機関：山形市 実施項目：専門的相談支援
【推計根拠】 各年度の 0 歳児の人口推計に、平成 30 年度の出生数における養育支援訪問数の割合 60.0%を乗じた数を実数とします。過去の実績より、複数回訪問する者もみられるため延べ数は実数に 1.2（H28～30 年度の実績平均）を乗じて見込みます。			
【確保方策の内容】 母子健康手帳の交付時の面接状況や出産病院等からの情報、こんにちは赤ちゃん訪問からの情報等により、産後早期に育児支援が必要な家庭に対して、保健師や助産師が訪問を行い、専門的相談を実施します。			

⑦ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	328,027	311,664	309,295	384,656	379,751	374,176
b 確保方策		311,664	309,295	384,656	379,751	374,176
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 ニーズ調査における推計結果より、増減率を算出して人数を推計します。地域子育て支援拠点事業は年々利用が減少しており、その結果を反映していますが、令和 4 年 3 月に山形市南部へ新たな児童遊戯施設がオープンすることから、量の増を見込んでいます。						
【確保方策の内容】 各施設で継続的な事業の実施ができるよう補助していきます。						

⑧－1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象）【3～5歳児】

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	57,391	47,773	46,854	45,750	45,556	45,210
b 確保方策		47,773	46,854	45,750	45,556	45,210
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 新制度への移行状況と推計児童数から推計します。						
【確保方策の内容】 事業を実施する幼稚園に対し、利用実績に応じて補助を行います。						

⑧ー2 一時預かり事業（その他）【0～5歳児】

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	11,796	11,631	11,419	11,159	11,099	11,004
b 確保方策		11,631	11,419	11,159	11,099	11,004
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 ニーズ調査における推計結果より、増減率を算出して人数を推計します。一時保育は年々利用が減少しており、その結果を反映しています。						
【確保方策の内容】 ニーズの充足に向け、各施設への補助を継続します。						

⑨ー1 病児保育事業

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	522	589	581	570	564	557
b 確保方策		589	581	570	564	557
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 ニーズ調査における推計結果より、増減率を算出して人数を推計します。病児保育は年々利用が減少しており、その結果を反映しております。						
【確保方策の内容】 ニーズの充足に向け、各施設への補助を継続します。						

⑨ー2 病後児保育事業

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	502	594	586	575	569	562
b 確保方策		594	586	575	569	562
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 ニーズ調査における推計結果より、増減率を算出して人数を推計します。病後児保育は年々利用が減少しており、その結果を反映しています。						
【確保方策の内容】 ニーズの充足に向け、各施設への補助を継続します。						

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（延べ・単位：人）

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	3,583	2,379	2,354	2,329	2,304	2,279
b 確保方策		2,379	2,354	2,329	2,304	2,279
b－a		0	0	0	0	0
【推計根拠】 一時預かり事業や病児保育、病後児保育事業等の充実によりファミリー・サポート・センター事業の利用者が減少した実績を勘案して需要を見込みます。						
【確保方策の内容】 新規の協会の登録の推進、現在登録の協会の活動数を増やせるよう援助活動できる内容を把握し、利用会員とのマッチングが図られるように推進しています。						

⑪ 妊婦健康診査事業

(単位：人)

	H30 実績	令和 2 年度	令和 3 年度
a 量の見込み	1,668 (20,278 回)	1,947 (23,364 回)	1,921 (23,052 回)
b 確保方策		実施場所・実施体制：県内医療機関と委託契約、それ以外については償還払いで対応 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年	実施場所・実施体制：県内医療機関と委託契約、それ以外については償還払いで対応 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a 量の見込み	1,887 (22,644 回)	1,854 (22,248 回)	1,816 (21,792 回)
b 確保方策	実施場所・実施体制：県内医療機関と委託契約、それ以外については償還払いで対応 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年	実施場所・実施体制：県内医療機関と委託契約、それ以外については償還払いで対応 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年	実施場所・実施体制：県内医療機関と委託契約、それ以外については償還払いで対応 検査項目：厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる 実施時期：通年
【推計根拠】 各年度の 0 歳児の人口推計に、過去 3 年間の母子健康手帳交付率 1.05（出生数に対する母子健康手帳の交付数）を乗じ、初回健診受診者数を見込みます。また、健診回数は、過去 3 年間の延べ健診数を初回健診受診者数で割った数 12 回を乗じ見込みます。			
【確保方策の内容】 妊婦届出書の提出により、妊娠週数にあわせた、妊婦健康診査補助券を交付します。 県内の医療機関は委託契約、県外の医療機関は償還払いによる公費負担を行い、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減に努めます。また、産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。			

資料：山形市こども未来部こども未来課

(出典：山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

4 計画推進に関する体制の確保

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、「子どもの最善の利益」を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図る。

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼稚園・保育園としてこれまで培われてきた知識・技能等双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供するため、認定こども園の普及に努める。

また、私立幼稚園での長時間・通年の預かり保育や認定こども園への移行は、保育定員の拡大につながることから、必要な支援を行う。

(2) 地域の教育・保育施設間等のネットワークの構築

幼・保・小、放課後児童クラブにおける連絡会を設置し、継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進する。

5 基本目標を実現するための具体的施策

(1) 具体的施策

計画の体系を受けて、その実現を図るための具体的施策を以下に掲げる。

《基本目標1》 十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童まで“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。

施策の内容 (区分)	事業名	具体的事業内容
具体的施策	(1) 子ども・子育て支援給付	・子どものための教育・保育給付の実施 子ども・子育て支援制度に基づく子どものための教育・保育給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行います。 ・子育てのための施設等利用給付の実施 子ども・子育て支援制度に基づく子育てのための施設等利用給付により、教育・保育を行う施設の利用に係る支援を行います。
	(2) 保育定員の確保	・認定こども園の整備 認定こども園の拡充や設置を円滑に行えるよう支援します。 ・待機児童対策事業 待機児童の多い低年齢児の受入を促進する事業を実施するとともに、市立保育所においても受入体制の強化を図ります。
	(3) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	・研修の実施 公民合同の児童福祉施設総合研修会を実施し、必要な知識の習得を図ります。 また、民間立保育園・認定こども園協議会における研修会及び私立幼稚園教職員研修会への補助を行い、研修の実施を支援します。 ・適切な指導監査・評価等の実施 特定教育・保育施設等の質の確保及び給付費等の支給適正化をはかるため、適正に指導監査を行います。
	(4) 教育・保育サービスの柔軟な提供	・認定こども園の運営支援 子どもの年齢や親の就労状況にとらわれず、幼児期の教育・保育サービスを一体的に提供する認定こども園の運営を支援します。 ・地域型保育事業の整備促進 小規模な地域型保育事業の整備促進を図ります。
	(5) 民間立保育所等の大規模修繕の支援	・民間立保育所等の大規模修繕の支援 老朽化により使用に耐えなくなったり、改修が必要となった施設や設備等の改修に対し、国・県の補助制度を活用しながら財政的支援を行うことにより教育・保育環境の向上を図ります。
	(6) 市立保育所の整備	・市立保育所整備事業 新耐震基準(S56)以前に建設された施設を計画的に改築整備します。 ・西部拠点保育所(早苗、白鳩、すみれ保育園の移転改築) ・南部拠点保育所(あこや保育園の移転改築) ・北部拠点保育所(美鈴保育園の移転改築)
	(7) 認可化移行の支援	・認可保育所移行支援事業 認可外保育施設の認可化移行を支援します。
	(8) 放課後児童クラブの環境整備	・放課後児童クラブの環境整備 放課後児童クラブについて、支援の単位分割及び分割による新設や移転等により、条例の基準に適合するよう、環境整備を行います。
	(9) 放課後子供教室の運営及び放課後児童クラブとの連携	・放課後子供教室 ・放課後児童クラブ 放課後や週末等に、子どもたちが安全で安心に活動できる場を確保します。 また、地域住民とのつながりを重視し、地域の豊富な経験や技能を持つ人材等から参画を得、多様なプログラムの中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを実施します。
	(10) 保育士の確保	・保育士確保対策事業 保育士不足を解消するため、保育士の確保及び安定雇用に資する事業等を実施します。 ・保育士・保育所支援センター設置検討事業 保育士等の安定雇用により保育士不足を解消するため、潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援を行う保育士・保育所支援センターの設置について検討を行います。

根拠法令等	関連計画	担当課
・子ども子育て支援法	—	保育育成課
・子ども子育て支援法	—	保育育成課
・子ども子育て支援法	—	こども未来課
		こども未来課 保育育成課
		こども未来課 保育育成課
・児童福祉法 ・子ども子育て支援法		こども未来課 指導監査室
—	—	保育育成課
・子ども子育て支援法	—	こども未来課
—	—	こども未来課
・児童福祉法 ・子ども子育て支援法	・山形市保育計画 ・山形市「市立保育所整備計画」	こども未来課
・子ども子育て支援法	—	こども未来課
・児童福祉法 ・子ども子育て支援法 ・山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	・山形市放課後児童健全育成事業に係る施設整備指針	保育育成課
・放課後子ども総合プラン ・山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	・山形市社会教育の方針	社会教育青少年課 保育育成課
—	—	保育育成課
—	—	保育育成課

施策の内容 (区分)	事業名	具体的事業内容
(11) 放課後児童支援員等の確保	・放課後児童健全育成事業	放課後児童支援員等の不足を解消するため、支援策等を実施していきます。
(12) 教育・保育サービス間の連携体制の確保	・保育・教育サービスネットワーク会議の開催	幼稚園、保育所、地域型保育事業間の定期的な連絡会議を開催します。
	・利用者支援事業	市役所に子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。
(13) 施設及び事業間の連携の強化	・幼・保・小連携の拡充	幼・保・小連携に放課後児童クラブを加え、指導者同士の交流によって、子ども一人ひとりに応じた指導を推進していきます。

《基本目標2》 すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策の充実を図ります。

施策の内容 (区分)	事業名	具体的事業内容
(1) いのちの教育の実施	・いのちの教育研修会	小中学生をもつ保護者等を対象に、コミュニケーション等も含めたいのちの教育に関わる講演会を実施します。
(2) 産前産後における支援		
安全で安心な妊娠・出産・育児を向かえる体制の充実	・母子健康手帳の交付	妊娠・出産・育児期の母子の健康管理を図るため母子健康手帳を交付します。
	・妊婦健康診査事業	妊娠期の母体の健康を確保するために、妊婦健康診査を実施します。
	・ママパパ教室	妊娠・出産・育児の不安解消等のため、産前・産後の生活等子育てを習得するための講座を開催します。
	・母子保健相談支援事業	山形市保健所に母子保健コーディネーターを配置し、全ての妊婦の状況を把握するとともに、支援を必要とする子育て世帯に対し、妊産婦の個々の状況に応じた包括的な相談を行います。
	・産後ケア事業	産後4か月以内で、家族等から支援が得られない母子に対し、ショートステイ、ディサービス、乳房ケア、ヘルパー等派遣を行い出産直後のサポートを行います。
	・多胎児養育支援事業	3人以上の多胎児を在宅で保育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、育児や家事等を支援します。
	・先輩ママの家庭訪問支援事業	子育て経験者やシニア世代など、子育て中の親が相談しやすいボランティア(先輩ママ)を募集し、身近に支援者がいない家庭や外に出にくい家庭、育児不安を抱える家庭などにボランティアが訪問し傾聴と協働のボランティア活動を行います。
(3) 児童虐待の防止等		
ア 児童家庭相談体制	・児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な援助をおこなっていきます。
	・(仮称)子ども家庭総合支援拠点の設置運営	(仮称)子ども家庭総合支援拠点機能を設置し、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行います。
	・不登校児童生徒対策事業	児童・生徒の不登校にかかわる相談活動及び学校復帰に向けた適応教室を開催します。

根拠法令等	関連計画	担当課
—	—	スポーツ保健課
・母子保健法	・山形市健康づくり21	母子保健課
・子ども・子育て支援法 ・母子保健法	・山形市健康づくり21	母子保健課
・母子保健法	・山形市健康づくり21 ・山形市食育・地産地消推進計画	母子保健課
・子ども・子育て支援法	—	母子保健課
—	—	母子保健課
—	—	こども未来課
—	—	こども未来課
・児童福祉法 ・児童虐待防止法	—	家庭支援課
・児童福祉法 ・児童虐待防止法	—	家庭支援課
・教育基本法	・山形市教育振興基本計画	学校教育課

施策の内容 (区分)		事業名	具体的事業内容
具体的施策	イ 虐待の早期発見・未然防止	・こんには赤ちゃん訪問事業 ・育児支援家庭訪問事業	すべての乳児の家庭を地域の民生委員児童委員と協力しながら訪問し、子育てに関する情報提供を行い、支援が必要な人には育児支援家庭訪問等の適切なサービスに結びつけ、乳幼児の健康支援、児童虐待等の未然防止と早期発見に努めます。
		・健診等未受診児の把握	乳幼児健康診査や予防接種の未受診・未接種児を迅速に把握し、未受診児の母子の健康や安全を確認します。
		・山形市要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待を未然に防ぎ、地域全体で子どもを見守るため、関係機関で構成される連絡協議会を設置し、情報の共有化と連携した対応を進めます。
		・子育てはあと相談事業	就学前の子どもを持つ母親等を対象に、臨床心理士が相談支援を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減を図ります。
	ウ 児童の保護・自立等支援	・児童養護施設「山形学園」の運営	児童養護の基本理念に基づき、よりよい環境の中で養護にあたり、児童の自主性や社会適応力を高めていきます。
		・こどもショートステイ事業	山形学園及びむつみハイムに加えて乳児院はやぶさを受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により、事前登録制により、児童を預かります。
		・山形学園「社会的養育推進計画」推進事業	児童養護の原理である「あたりまえの生活」を保障するため、山形県及び指定管理者とともに「社会的養育推進計画」を策定し、養護施設の小規模化及び地域分散化へ向けた調査研究を進めます。
		・里親申請	里親制度は、その申請に基づき、何らかの事情により家庭で養育が困難、または受けられなくなった子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供します。
	(4) 子育て家庭の経済的負担の軽減措置	・教育・保育施設等利用者負担の軽減措置	利用者の経済的負担を考慮した保育料を設定、または軽減し、教育・保育施設等を利用しやすいものとします。 ひとり親世帯等の保育料を所得に応じ軽減します。
		・認可外保育施設利用者負担軽減	同時在園世帯等の保育料の一部を補助し、負担軽減を図ります。
		・第3子等保育料無料化事業	保育園等を利用する世帯の第三子以降の保育料を無料化し、負担軽減を図ります。
		・新制度未移行園における実費徴収に係る補足給付事業	新制度未移行園を利用する低所得者及び第3子以降児の副食費について、その一部を補助します。
		・児童手当の支給	児童一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学生までの児童を対象に、児童手当を支給します。
		・こども医療給付	中学生までの子どもの医療費を助成します。
		・助産施設の利用	出産費用の負担等の経済的な理由により、出産が困難と認められる場合において、助産所に入所して出産することが出来ます。
		・放課後児童クラブの保育料軽減	教育扶助または就学援助受給世帯の保育料の一部を補助し、負担軽減を図ります。
			同時入所世帯の保育料の一部を補助し、負担軽減を図ります(所得要件あり)。

根拠法令等	関連計画	担当課
・子ども・子育て支援法 ・児童福祉法 ・母子保健法	・山形市健康づくり21	生活福祉課 母子保健課
・母子保健法 防接種法 ・予	—	健康増進課 母子保健課
・児童福祉法 ・児童虐待防止法	—	家庭支援課 母子保健課 学校教育課
・母子保健法	・山形市健康づくり21	母子保健課
・児童福祉法	—	家庭支援課
・児童福祉法	—	家庭支援課
・児童福祉法	・山形学園社会的養育推進計画	家庭支援課
・児童福祉法	—	家庭支援課
・子ども・子育て支援法	—	保育育成課
・子ども・子育て支援法	—	保育育成課
—	—	保育育成課
—	—	保育育成課
—	—	保育育成課
・児童手当法	—	家庭支援課
・山形市福祉医療給付金支給条例	—	家庭支援課
・児童福祉法	—	家庭支援課
—	—	保育育成課
—	—	保育育成課

施策の内容 (区分)		事業名	具体的事業内容
具体的施策	(5) 子どもの心身の健やかな発達 の保障		
	ア 乳幼児等健康診査、診断の実施	・乳幼児健康診査(4か月・9か月児・1歳 6か月・3歳児)	乳幼児の疾病や発育に関する問題の早期発見・健康の 保持増進のために実施。また、各時期における保健及び 栄養指導により、健全な育成のための相談支援を行いま す。
		・就学時健康診断	就学予定者の心身の状況を把握するために実施し、その 結果に基づき入学までに保健上必要な指導・助言を行いま す。また、特に支援等が必要な場合は、適切な就学指導 を行います。
		・児童の健康診断	毎学年定期に児童の健康診断を行い、その結果を保護 者に通知するとともに、疾病の予防措置、治療の指示等 適切な指導を行います。
	イ かかりつけ医の推進	・乳児健診・予防接種の受診勧奨	生後2か月から実施できる予防接種や、4か月児健診 の受診を徹底し、早い時期からのかかりつけ医を持 つことを啓発します。
		・乳幼児の事故予防及び救急時対応の 啓発	乳幼児健診等の際に、事故予防及び救急対応のため のパンフレットを配布し、救急時の対応の知識の普 及と、緊急時の連絡先の周知を図ります。
		・村山地域小児救急医療啓発普及事業	乳幼児の保護者、保育園・幼稚園の職員などに対 し、小児急病時の対応方法、AEDを使用した心肺 蘇生法の講習を行います。
	ウ 予防接種の実施	・予防接種	子どもが感染症に対する免疫をつけ、罹患及び重症 化を予防するとともに、流行を抑えることを目的に 予防接種を実施します。
		・定期予防県外接種費用助成事業	保護者が県外に里帰りしている等の理由で、児童が 特定の予防接種を県外で受けた場合、接種料の補助 を行います。
	エ 健康、栄養相談の実施	・子育てはあと相談事業	就学前の子どもを持つ母親等を対象に、臨床心理士 が相談支援を実施し、育児に対する不安や悩みの軽減 を図ります。
		・子どもの健康・栄養相談	随時電話や窓口にて、子どもの健康や栄養につい て、個別的な相談に応じ、必要な保健指導、栄養指 導を行います。
		・こどものからだスッカリ教室	3歳児健診時肥満度15%以上の子どもとその保護 者を対象に生活習慣病の予防のための栄養、運動、 生活習慣について適切な知識の普及(講演会)と個 別相談を行います。
	オ 犯罪の被害の防止対策	・「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、 啓発・支援します。
	カ 交通安全意識の向上	・交通安全教室	対象者にあわせて要請があった施設に、交通安全専 門指導員等を派遣し、効果的な交通安全教育を行う とともに、必要に応じて模擬信号機等の交通安全教 育用器材を活用し、より実践的な交通安全教育を推 進します。
		・交通指導員による交通安全指導	通学路において交通事故発生の危険性が高い箇所へ 配置している交通指導員による、登校時の交通安全 指導を実施します。
		・施設周辺の交通安全対策	関係機関と連携し、保育所等の周辺における危険個 所の点検・把握に努めるとともに、必要な対策の実 施、及びキッズゾーン設定の検討をします。

根拠法令等	関連計画	担当課
・母子保健法 ・発達障害者支援法	・山形市健康づくり21	母子保健課
・学校教育法 ・学校保健安全法	・山形市教育振興基本計画	スポーツ保健課
学校教育法 学校保健安全法	・山形市教育振興基本計画	スポーツ保健課
・母子健康法 ・予防接種法 ・山形市歯と口腔の健康づくりの推進条例	・山形市健康づくり21	健康増進課 母子保健課
—	—	母子保健課
—	—	保健総務課
・予防接種法		健康増進課
・予防接種法	—	健康増進課
・母子保健法	・山形市健康づくり21	母子保健課
・母子保健法 ・食育基本法	・山形市健康づくり21 ・山形市食育・地産地消推進計画	健康増進課
・母子保健法	・山形市健康づくり21	母子保健課
—	・山形市教育振興基本計画 ・子どもの安全・安心対策の基本方針	社会教育青少年課
・幼稚園教育要領 ・保育所保育指針 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領	・山形市交通安全計画	市民課
—	・山形市交通安全計画	市民課
—	—	こども未来課 保育育成課

施策の内容（区分）		事業名	具体的事業内容
具体的施策	キ スポーツの推進	・幼児期スポーツ支援事業	幼児期におけるスポーツ機会の拡充を図るため、体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携し推進していきます。
		・学校体育指導育成推進事業	学校体育の充実を図るため、体育授業への指導・助言や研究校を指定・委嘱し、研修会を開催し資質向上を図るほか、スポーツ教室の開催や「部活動ガイドライン」を遵守し、児童生徒が適切な指導が受けられるよう小・中学校体育連盟の活動を支援していきます。
		・ジュニア選手育成支援事業	競技スポーツの活性化に対する支援として、山形市体育・スポーツ総合推進本部の助成制度を活用してジュニア選手の育成を図っていきます。
	ク 「食育」の推進	・「食育」に関する啓発事業	妊娠中から乳幼児・小中学校までの継続した「食」に関する啓発を行い、楽しく食べようとする意欲、おいしく感じる力など「食」に対する興味や関心を育て高めます。また、児童の年齢に応じた栄養バランスを確保するための食事について、施設を通じて情報提供をします。
		・いのち輝く食育サポート事業	児童生徒への食育の推進に対する支援として、専門家派遣事業および食育便りの発行などを行い食生活習慣の改善及び子どもの健康増進を図ります。
	ケ 児童遊戯施設の整備	・市南部への児童遊戯施設整備事業	児童遊戯施設「べにっこひろば」は、平成26年12月のオープン以来、多くの来場者を迎えているが、市域全般にわたる子育て環境充実の観点から、市南部への整備を計画的に進めます。

《基本目標3》 保護者が子育てについての第一義的な責任を有するため、幼児期の家庭における親の教育力向上を図ります。			
施策の内容（区分）		事業名	具体的事業内容
具体的施策	(1) 妊娠期からの情報提供		
	情報提供の充実	・子育て情報発信事業	ホームページ等の運営により、最新の子育て支援情報を提供します。
			フェイスブック等のSNSの活用により、子育て中の方々へ必要な情報を配信します。
			子育てガイドブック・マップを発行し、主に就学前児童を対象に子育て支援に関する情報や制度、手続き施策等を包括的にお知らせします。
	(2) 親の子育て知識の向上		
	ア 子育て講座の開催	・はじめての離乳食教室	乳児の健やかな成長発達のために、離乳食の進め方について指導する講話、調理実習、個別相談を行います。
		・幼児・学童対象のクッキング講座	幼児期・学童期から食の喜び、重要性、食習慣を体得するよう支援します。幼児とその親を対象に講話、調理実習を行います。
	イ 子育てサロンへの支援	・地区要請事業	地区からの要請により、栄養指導、栄養相談、調理実習を行います。（子育てサロン・離乳食講座、手作りおやつ講座、栄養講話等）
		・地域子育て支援事業	地域の住民が主体となり、各地区で実施する子育ておしゃべりサロンに補助金を交付します。子育てサロンを通して、親の子育て知識の向上と親の孤立化を防止します。
		・育児サークルリーダー養成講座	男女共同参画センターにおける育児サークルリーダーの研修及び情報交換を通して効果的なサークル活動への支援を行います。

根拠法令等	関連計画	担当課
・スポーツ基本法	・山形市スポーツ推進計画	スポーツ保健課
・学校教育法	・山形市スポーツ推進計画	スポーツ保健課
・スポーツ基本法	・山形市スポーツ推進計画	スポーツ保健課
—	・山形市食育・地産地消推進計画	農政課 こども未来課 健康増進課 学校給食センター
・食育基本法	・食育推進基本計画 ・山形市食育・地産地消推進計画 ・山形市教育振興基本計画	スポーツ保健課 学校給食センター
・児童福祉法	—	こども未来課

根拠法令等	関連計画	担当課
—	—	こども未来課 母子保健課
—	—	こども未来課 母子保健課
—	—	こども未来課
・母子保健法 ・食育基本法	・山形市健康づくり21 ・山形市食育・地産地消推進計画	健康増進課
・母子保健法 ・食育基本法	・山形市健康づくり21 ・山形市食育・地産地消推進計画	健康増進課
・母子保健法 ・食育基本法	・山形市健康づくり21 ・山形市食育・地産地消推進計画	健康増進課
—	・第2次山形市地域福祉計画	こども未来課
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター

具体的施策	施策の内容（区分）	事業名	具体的事業内容
	(3) 父親の子育てへの参加促進		
	父親向け子育て講座の開催	・ママパパ教室	妊娠・出産・育児の不安解消等のため、妊婦並びにその夫に、妊娠中に必要な正しい知識や生まれたばかりの赤ちゃんの世話等を学ぶための講座を開催し、男性の育児参加の啓発を行います。
		・父子健康手帳の交付	初めて子どもを持つ父親を中心に、母子健康手帳配布時や、ママパパ教室等で、父親の育児参加を啓発しながら父子健康手帳を交付します。
		・男性向け家事・育児・介護等への参画講座	男女共同参画センターにおいて、男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座を実施します。
	(4) 若年期からの子育て意識の向上		
	ア 職場体験や家庭教育相談の実施	・中2・はたらく体験推進事業 ・インターンシップ	市内中・高における職場体験事業と認可保育所等が連携した保育体験を通し、成長期における子育て知識の習得を進めます。
		・家庭教育相談	子育て支援センター等において、家庭教育相談等を実施し、家庭における親の教育力の向上を図ります。
	イ 若齢期の男女共同参画意識向上	・男女共同参画学習資料の活用推進事業	小学生を対象に男女共同参画意識を深めるための学習資料を作成し、その活用を図ります。
		・小中学生向け出前講座の実施	小学生・中学生を対象に、いのちの大切さや男女が互いの性を尊重する教育の充実を図ります。
	(5) 地域の教育力の向上		
	幼児及び学童期の体験学習の充実	社会的要請学習の推進 ・子ども支援事業 「体験子ども教室」	週末や長期休業中に一流の講師や地域の人材・大学生ボランティアなどの関係機関と連携し、文化活動やスポーツ、地域の方々との交流やボランティアを活用した学習支援など、豊かな体験や学習の機会を提供することで、子どもの自立性を培い社会性を育みます。
		地域づくり学習の推進 ・地域住民相互のふれあい交流の促進 「子育て支援事業」	各公民館において、地域の団体や育児サークル等と連携し、親子遊びや子育ての悩みを相談する機会を提供することで、親子のふれあいや参加者の交流を深めながら、子育ての喜びや自信がもてるプログラムを展開します。
		地域づくり学習の推進 ・地域住民相互のふれあい交流の促進 「子ども育成事業」	各公民館において、地域と連携し、週末及び長期休業中に、さまざまな体験や交流する学習機会を提供することで、子どもたちの心を豊かに育むとともに、人とつながる喜びを実感し、主体的に人とかわろうとする思いを育みます。
		地域づくり学習の推進 ・学校・地域との連携協働 「学校・地域との連携協働事業」	各公民館において、学校や地域と連携し、子どもたちに学習や体験活動の機会を提供することにより、地域全体で子どもを育み、地域の教育力の向上を図ります。

根拠法令等	関連計画	担当課
・母子保健法	・山形市健康づくり21 ・山形市食育・地産地消推進計画	母子保健課
	・山形市健康づくり21	母子保健課
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
—	・山形市教育振興基本計画	学校教育課 こども未来課
—	—	こども未来課
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
・社会教育法	・山形市教育振興基本計画 ・山形市社会教育の方針	社会教育青少年課
・社会教育法	・山形市教育振興基本計画 ・山形市社会教育の方針	社会教育青少年課
・社会教育法	・山形市教育振興基本計画 ・山形市社会教育の方針	社会教育青少年課
・社会教育法	・山形市教育振興基本計画 ・山形市社会教育の方針	社会教育青少年課

《基本目標4》誰もが享受できる、教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。

具体的施策	施策の内容（区分）	事業名	具体的事業内容
	(1) 障がい児等への支援体制の充実		
	ア 障がい児保育の実施	・障がい児保育	関係機関とも必要に応じた連携を図りながら、認可保育所、放課後児童クラブにおいて障がい児保育を実施していきます。
	イ 病児・病後児保育の実施	・病児・病後児保育	病気中の児童の保育(病児保育)、病気の回復期にある児童の保育(病後児保育)を医療機関等と連携を図り、実施していきます。
	ウ 外国につながる幼児・児童への支援・配慮	・外国につながる幼児・児童への支援・配慮	教育・保育施設等において、外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児・児童の増加が見込まれることから、必要な支援を行います。
	エ 連携体制の確保	・連携体制の確保	各関係機関との連携を図り、児童・保護者に対して必要に応じた支援を行います。
	オ 早期発見・相談体制の充実	・幼児発達相談事業	精神発達の面から経過観察を要する子どもについて、臨床心理士を入れた発達相談を行い、必要な専門機関への紹介や療育への支援を行います。
		・保育所等発達相談（幼児巡回相談）	臨床心理士が担当保育士等に対し、発達に気になる児童への関わり方の助言及び情報提供を行い、一人ひとりの児童を大切にする保育の質の向上を図ります。
		・保育所等連携相談	巡回相談を通して障がいを疑われた場合等、その保護者からの相談に応じ、早期支援や、保護者支援へと繋げていきます。
		・母子の健康に関する相談	心身の発達に不安のある子どもを支援するために、窓口や電話等で随時相談に応じる他、家庭訪問を実施します。
		・障がい児相談支援事業 ・計画相談支援事業	相談支援専門員が、対象の子どもに合ったサービス利用計画を作成し、関係機関と協力しながら、支援体制を整えていきます。
		・特別支援教育支援事業	幼児・児童・生徒の発達及び就学にかかわる相談活動を実施します。
	カ 障がい児通所支援の充実	・障がい児通所給付事業	児童発達支援や放課後等デイサービス事業所において、障がいのある児童の療育を支援します。また、保育園等や居宅に訪問し、専門的な療育支援を行います。
	キ 障がい児自立支援の充実	・自立支援給付事業 ・自立支援医療給付事業	障がいのある児童が、地域で安心して生活することができるよう、居宅での入浴等の介護や、外出時の同行援助などの介護サービスを、障がいの状況に合わせて支援します。また、補装具の購入や修理費用及び育成医療に係る医療費の助成等、自立に向けた支援を行います。
	ク 地域生活支援の充実	・自発的活動支援事業 ・移動支援事業	心身障がい児を対象に保護者やボランティア団体が行う機能訓練教室への支援や、福祉有償運送事業所を活用した障がい児の学校送迎事業への支援を行います。
		・日常生活支援事業	日常生活をするうえで必要な訓練・指導等を行い、障がいのある児童の活動を支援します。また、保育所等の施設を巡回し、児童の保護者に対して、助言等の支援を実施します。

根拠法令等	関連計画	担当課
・児童福祉法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	こども未来課 保育育成課 障がい福祉課
・子ども・子育て支援法	—	こども未来課 保育育成課
—	—	こども未来課 保育育成課
・児童福祉法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	こども未来課 保育育成課 障がい福祉課
・母子保健法 ・発達障害者支援法	・山形市健康づくり21 ・山形市障がい者基本計画	母子保健課
—	—	こども未来課
—	・山形市障がい者基本計画	障がい福祉課
・母子保健法	・山形市健康づくり21	母子保健課
・児童福祉法 ・障害者総合支援法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	障がい福祉課
・教育基本法 ・発達障害者支援法	・山形市教育振興基本計画 ・特別支援教育推進計画	学校教育課
・児童福祉法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	障がい福祉課
・障害者総合支援法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	障がい福祉課
・障害者総合支援法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	障がい福祉課
・障害者総合支援法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	障がい福祉課

施策の内容（区分）		事業名	具体的事業内容
具体的施策	ケ 医療費助成、手当の支給	・各種手当の支給事業	障がい児を養育している者及び常時介護の必要な、在宅の重度の障がい児に対し、手当を支給し、過大な負担の軽減を図ります。
		・重度心身障がい(児)者医療給付	重度の心身障がい児に対し、医療費の助成を行います。
		・日常生活用具給付等事業	障がい児の日常生活能力の向上を図るため、必要に応じて、日常生活用具を給付します。
		・未熟児養育医療給付	未熟児(出生時の体重が2000g以下など)で入院養育が必要とされる子どもの、医療費の自己負担分を助成します。
	(2) 専門的知識が必要な保育の研修機会の提供		
	ア 研修の充実	・研修事業	発達障がい児や食物アレルギーを持つ児童等、専門的な知識を要する保育に関する研修機会を積極的に提供します。
	イ 保育所等への指導・助言	・保育所等発達相談事業	発達の気になる児童を担当する保育士等に対し、必要な指導、助言及び情報提供を行い、保育の質の向上を目指します。
	(3) 多様な保育サービスの提供	・一時預かり等事業	家庭の事情や親の就労状況に応じ、認可保育所等において、必要な延長保育や夜間保育等を実施します。
		・ファミリー・サポート・センター事業	育児支援を希望する乳幼児や小学生を持つ保護者と、育児支援を行いたい方との相互支援活動に関する連絡調整を行います。また、ファミリー・サポート・センターの会員に対しては、講演会や交流会を通して、より質の高い援助活動が行えるよう支援してまいります。

根拠法令等	関連計画	担当課
・特別児童扶養手当の支給に関する法律 ・山形市重度心身障がい児福祉手当支給条例	・山形市障がい者基本計画	障がい福祉課
・山形市福祉医療給付金支給条例	・山形市障がい者基本計画	家庭支援課
・障害者総合支援法	・山形市障がい者基本計画 ・山形市障がい児福祉計画	障がい福祉課
・母子保健法	—	母子保健課
・児童福祉法	—	こども未来課
・児童福祉法	—	こども未来課
・児童福祉法	—	保育育成課
・子ども・子育て支援法 ・児童福祉法	—	こども未来課

《基本目標5》子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。

具体的施策	施策の内容	(区分)	事業名	具体的事業内容
	(1)	経済的に困難な家庭等への支援		
	ア	相談体制の充実	・生活困窮者自立相談支援事業	生活保護を受給していない生活困窮者に対して、個別の問題点を分析し、ニーズを把握したうえで自立支援計画を作成し、世帯のニーズにあった総合的な支援を行います。
	(2)	ひとり親家庭等への支援体制の充実		
	ア	相談体制の充実	・ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行います。
	イ	医療費助成・手当の支給	・児童扶養手当	ひとり親の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。
			・健やか教育手当	ひとり親または両親のいない児童の教育及び福祉の増進を図るため、健やか教育手当を支給します。
			・親子健やか医療	18歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親で、所得税非課税者である場合、保険適用分の医療費の無料化を図っていきます。
	ウ	自立支援の促進	・母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進に向けた生活支援を行います。
			・母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用または職業訓練中の生活費の一部を助成します。
			・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを修了した場合、受講費用の一部を支給します。
			・第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)	一定の要件を満たすひとり親世帯を対象に、第一子の保育料を半額、第二子以降を無料とします。
			・ひとり親家庭子育て生活支援事業	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。
			・母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。
			・母子家庭等就業・自立支援事業	就職を希望する母子家庭、父子家庭及び寡婦の雇用促進を図るため、山形県が実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業に山形市も参画し共同運営します。
			・ひとり親家庭子どもの学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供等を行います。

根拠法令等	関連計画	担当課
・生活困窮者自立支援法	—	生活福祉課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課
・児童扶養手当法	—	家庭支援課
・山形市健やか教育手当支給条例	—	家庭支援課
・山形市福祉医療給付金支給条例	—	家庭支援課
・児童福祉法	—	家庭支援課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課
—	—	保育育成課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課
・母子及び父子並びに寡婦福祉法	—	家庭支援課

《その他の関連事業》 子どもの健やかな成長と子育てを支援するため、その他子育てに関連する事業の充実を図ります。			
施策の内容 (区分)		事業名	具体的事業内容
具体的施策	(1) 男女が子育てしやすい環境づくりの推進		
	ア 子育てしやすい職場環境づくり	・子育てしやすい職場環境づくりに向けた意識啓発	商工会議所や労働団体など関係機関・団体と連携し、意識啓発につとめていきます。
		・中小企業主に対する次世代育成行動計画策定の働きかけ	労働局、中小企業団体中央会など関係機関・団体と連携し、子育てしやすい労働環境整備のため、次世代育成行動計画策定を働きかけていきます。
		・イクボス推進事業 ※イクボス：部下・従業員の仕事と生活の調和を考え、その人のキャリアと生活を応援しながら、自らも実践する上司(経営者・管理職)のこと。	市長によるイクボス宣言と制度の周知啓発を通して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、男女がともに家事・育児・介護・地域活動に関わることで、子育てしやすい環境の整備を進めます。
	イ 男女共同参画意識の啓発	・情報紙「ファーラ」発行事業	情報紙「ファーラ」による情報の提供
		・男女共同参画センター相談事業	男女共同参画センターにおける相談事業(一般相談、法律相談、女性の健康相談)を実施します。
		・男女共同参画センター講座開催時における託児の実施	男女共同参画センターにおける各講座への参加を促進するため、必要に応じ託児付講座を実施します。
	(2) 子どもを含めた世帯まるごと、地域まるごとの支援		
	ア 我が事・丸ごとの地域づくり	・我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業 (地域力強化推進モデル事業)	地区集会所等の活動拠点を活用し、地域住民による地域での支え合いのしくみづくりを進めています。
		・我が事・丸ごと地域づくり推進モデル事業 (福祉まるごと相談員事業)	分野ごとの相談支援体制では対応が困難な「制度の狭間」の課題等の解決に向けて、多分野、多機関の連携による包括的な支援体制を構築していきます。

根拠法令等	関連計画	担当課
・次世代育成支援推進法 ・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	雇用創出課 男女共同参画センター
・次世代育成支援推進法	—	雇用創出課
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
・山形市男女共同参画推進条例	・いきいき山形男女共同参画プラン	男女共同参画センター
・社会福祉法	・山形市地域福祉計画	生活福祉課
・社会福祉法	・山形市地域福祉計画	生活福祉課

(2) 子ども・子育て支援事業に係る数値目標

各基本目標に係る施策の内容について、数値目標を設定するものを以下にまとめた。

《基本目標1》十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童まで“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。			
No	指標等	計画策定時の状況 (令和元年度)	数値目標 (令和6年度)
1	待機児童数（毎年4月1日現在）	39人	0人
2	保育施設の認可定数（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における2号認定・3号認定の子どもの利用定員）	6,445人	6,772人
3	再整備完了又は着手した市立保育所の数（対象4園）	1園	3園
4	地域型保育事業の事業所数	27カ所	30カ所以上
5	放課後児童クラブの学校等市有施設利用箇所数	36カ所(学校活用31カ所 市有施設等5カ所)	44カ所(学校活用38カ所 市有施設等6カ所)
6	放課後児童クラブ数	70カ所	99カ所
7	幼保小連携研修会への参加者数	169人	175人

《基本目標2》すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障するための施策の充実を図ります。			
No	指標等	計画策定時の状況 (令和元年度)	数値目標 (令和6年度)
1	いのちの教育研修会の開催回数	年2回	年2回
2	不登校児童生徒の増加率	前年比+1.08% (H30年度)	前年比+0.00%
3	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	100% (H30年度)	100.0%
4	就学児健康診断の受診率	100.0%	100.0%
5	児童の健康診断の受診率	100.0%	100.0%
6	かかりつけ医を持つ家庭の割合（3歳児健康診査時の状況から）	96.0% (H30年度)	増やす

7	2歳までに麻しん・風しんの予防接種を受けている子どもの割合	99.1% (H30年度)	95%以上を維持
8	交通安全教室の実施施設（かもしかクラブ、幼稚園・保育園等、小中学校）の割合	69.2% (H30年度)	増やす
9	市内における子ども（幼児、小中学生）の交通事故死傷者数	91人（暦年） (H30年度)	81人以下（暦年）
10	スポーツスクールの開催回数	150回 (H30年度)	150回以上
11	本市が子育てしやすいと考えている保護者の割合	令和元年度 (ニーズ調査結果) 就学前及び就学児童 67.8%	増やす
12	理想的と思う子どもの数と、持とうと思う子どもの数の差	令和元年度 (ニーズ調査結果) 就学前及び就学児童 0.5人	減らす
13	休日や夜間等、子どもが急病時に病院などが見つからず困った経験がある保護者の割合	令和元年度 (ニーズ調査結果) 就学前及び就学児童 14.9%	減らす

《基本目標3》 保護者が子育てについての第一義的な責任を有するため、幼児期の家庭における親の教育力向上を図ります。

No	指標等	計画策定時の状況 (令和元年度)	数値目標 (令和6年度)
1	元気すくすくネットのアクセス件数	753件/日 (H30年度)	800件/日
2	子育ておしゃべりサロン数	33カ所	増やす
3	はたらく体験の受入を行った保育所及び幼稚園の数	50カ所/年	50カ所/年
4	男性の家事・育児・介護等への参加を促す講座及び事業所対象のワーク・ライフ・バランス等出前講座の実施回数	2回	3回
5	子育て支援事業の講座開催数	32回/8公民館	32回以上/8公民館
6	子ども育成事業の講座回数	56回/8公民館	56回以上/8公民館
7	子育てに不安を感じる保護者の割合	令和元年度 (ニーズ調査結果) 就学前及び就学児童 28.0%	減らす
8	悩みの相談相手がいない保護者の割合	令和元年度 (ニーズ調査結果) 就学前及び就学児童 4.6%	減らす
9	子育てに積極的に参加する父親の割合	令和元年度 (ニーズ調査結果) 就学前及び就学児童 57.6%	増やす

《基本目標4》誰もが享受できる、教育・保育サービスの提供体制づくりを進めます。			
No	指標等	計画策定時の状況 (令和元年度)	数値目標 (令和6年度)
1	障がい児を受け入れている保育所の数	23カ所	増やす
2	病児・病後児保育の実施施設数	6カ所	6カ所
《基本目標5》子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます。			
	別冊「山形市子どもの貧困対策に係る計画」を策定。		

第4章 監査の方針及び監査対象の選定

第1 監査の方針及び監査対象の選定

1 監査の基本的な方針及び監査対象事業の選定

監査においては、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)」において具体的施策として掲げられているすべての事業を対象に、その概要を把握した上で、①子ども・子育て支援関連事業であること、②児童手当等の単なる給付事業は基本的に対象外とすること、③一定の事業費規模以上であること等を考慮し、監査が必要と判断した事業を選定した。選定された監査対象事業に対しては、担当課への概要ヒアリング及び現地調査等を実施し、事業内容や財務事務について、合规性に加え、有用性の観点から検討を行った。監査対象事業は下表のとおりである。

2 監査対象事業

No.	基本 目 標	事業名	担当課	令和5年度 予算額(千円)
1	1	認定こども園、地域型保育事業の整備促進	こども未来課	12,799
2	1	待機児童対策事業	こども未来課・保育 育成課	58,212
3	1	認定こども園の運営支援 地域型保育事業の整備促進	こども未来課・保育 育成課	95,525
4	1	民間立保育所等の大規模修繕の支援	こども未来課	81,801
5	1	市立保育所整備事業	こども未来課	2,299
6	1	放課後児童クラブの環境整備	保育育成課	28,476
7	1	保育士確保対策事業	保育育成課	99,554
8-1 8-2	2	こんにちは赤ちゃん訪問事業 育児支援家庭訪問事業	母子保健課	15,187
9	2	児童養護施設「山形学園の運営」	こども家庭支援課	196,260
10	2	認可外保育施設入所者多子負担軽減	保育育成課	22,388
11	2	放課後児童クラブの保育料軽減	保育育成課	40,962
12	2	交通指導員による交通安全指導	市民課	23,441
13	2	市南部への児童遊戯施設整備事業	こども未来課	278,248
14	3	学校地域との連携協働「学校地域との連 携協働事業」	社会教育青少年 課	2,884

No.	基本 目 標	事業名	担当課	令和5年度 予算額(千円)
15	4	病児病後児保育	こども未来課・保育 育成課	42,942
16-1 16-2	4	障がい児相談支援事業 計画相談支援事業	障がい福祉課	104,797
17-1 17-2	4	自発的活動支援事業 移動支援事業	障がい福祉課	22,652
18	4	日常生活支援事業	障がい福祉課	67,992
19	4	日常生活用具給付等事業	障がい福祉課	47,967
20	4	一時預かり等事業	保育育成課	154,788
21	4	ファミリーサポートセンター事業	こども未来課	7,747
22	5	生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉課	31,046
23	5	母子生活支援施設への措置入所	こども家庭支援課	21,840
24	5	母子父子寡婦福祉資金の貸付け事業	こども家庭支援課	18,022

第5章 監査の結果(個別事項)

第1 各事業の検証

1 認定こども園、地域型保育事業の整備促進

(1) 事業の概要

① 認定こども園施設整備事業

事業名	認定こども園施設整備事業
事業目的	認定こども園の整備を促進し、保育に欠ける児童の健全な育成を図る。
事業概要	幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような教育体制の整備を行う。 ＊H27 年度から(保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の新設による) (保育所等整備交付金)※保育機能部分 ①補助基準額表に定める単位ごとに算出した基準額の合計額。 ②工事契約単位の実支出額と、総事業費から寄付金等を控除した額を比較していずれか少ない額の合計に補助率を乗じた額。 ③以上①の算出額と、②の算出額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較して少ないほうの額を交付額とする。 ○補助基本額 ・定員規模による定額 ・設計加算料:総事業費の5%を別途加算 ・保育所開設準備費加算:定員増を行う場合 ・特殊付帯工事費加算:特殊付帯工事を行う場合、特殊付帯工事費の基準額を加算 用地購入費、外構工事、備品購入費は対象外となる。 (認定こども園施設整備交付金)※教育機能部分 ①補助基準額表に定める単位ごとに算出した基準額の合計額。 ②工事契約単位の実支出額と、総事業費から寄付金等を控除した額を比較していずれか少ない額の合計に1/2を乗じた額。 ③以上①の算出額と、②の算出額を比較して少ないほうの額を交付額とする。ただし、市町村が1/4以内で補助する事が必要。 ○補助基本額 ・定員規模による定額 ・設計加算料:総事業費の5%を別途加算 ・特殊付帯工事費加算:特殊付帯工事を行う場合、特殊付帯工事費の基準額を加算

	算 用地購入費、外構工事、備品購入費は対象外となる。
対象	＊H27 年度から 教育・保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な施設を確保するために市町村が行う施設整備事業に交付 (保育所等整備交付金) 社会福祉法人・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人又は学校法人 (安心こども基金) 社会福祉法人・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人又は学校法人 (認定こども園施設整備交付金) 学校法人又は社会福祉法人
補助方法	＊H27 年度から 全額、市から当該法人へ補助 (保育所等整備交付金) 補助率国2／3相当市町村1／12 相当※待機児童解消加速化プランで嵩上げ 補助率国1／2市町村1／4※待機児童解消加速化プラン対象外 (安心こども基金) 補助率国2／3相当市町村 1／12 相当※待機児童解消加速化プランで嵩上げ 補助率国1／2市町村1／4※待機児童解消加速化プラン対象外 (認定こども園施設整備交付金) 補助率国1／2市町村1／4
実施状況	H28 年度整備 ○学校法人双葉学園(認定こども園山形聖マリア認定こども園) 保育所機能部分改築・定員 55 人→96 人2ヵ年事業 (保育所等整備交付金) 整備事業費 211,327 千円市補助額 92,029 千円(交付金分 92,029 千円・市負担分0千円) 平成 28 年度の進捗率は 79. 358% 平成 28 年度事業に係る市負担分 11,503 千円は平成 29 度から 38 年度までの償還補助 (認定こども園施設整備交付金) 整備事業費 139,278 千円市補助額 53,781 千円(交付金分 53,781 千円・市負担分0千円) 平成 28 年度の進捗率は 78. 908% 平成 28 年度事業に係る市負担分 26,890 千円は平成 29 度から 38 年度までの償還補助
決算	R5年度決算額 3,892,572 円予算額 3,893,000 円 認定こども園聖マリア認定こども園

②民間立保育所の施設整備事業

事業名	民間立保育所施設整備事業
事業目的	民間立保育所の整備を促進し、保育に欠ける児童の健全な育成を図る。
事業概要	○補助基本額 ・定員規模による定額 ・設計加算料:総事業費の5%を別途加算 ・保育所開設準備費加算:定員増を行う場合、3歳児の保育単価月額額の1/2の金額を定員数の増分加算 ・特殊付帯工事費加算:特殊付帯工事を行う場合、特殊付帯工事費の基準額を加算 用地購入費、外構工事、備品購入費は対象外となる。
	○補助基本額 ・定員規模による定額 ・設計加算料:総事業費の5%を別途加算 ・保育所開設準備費加算:定員増を行う場合 ・特殊付帯工事費加算:特殊付帯工事を行う場合、特殊付帯工事費の基準額を加算 用地購入費、外構工事、備品購入費は対象外となる。
対象	*H27 年度から保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が行う施設整備事業に交付
補助方法	*H27 年度から全額、市から当該法人へ補助
実施状況	29 年度整備 ○社会福祉法人木の実会(木の実保育園)増改築 60 名→72 名(交付決定 H29.8.25) 整備事業費 184,736 千円市補助額 107,519 千円(交付金分 95,573 千円・市負担分 11,946 千円) ○社会福祉法人木の実会(木の実保育園)防音壁整備(交付決定 H29.8.25) 整備事業費 4,214 千円市補助額 3,159 千円(交付金分 2,106 千円・市負担分 1,053 千円) 市負担分は平成 30 年度から 39 年度までの償還補助
決算	5 年度決算額 8,905,708 円 予算額 8,906,000 円(大谷・キンダー南館・木の実)

その他	平成 26 年度((仮称)出羽大谷、キンダー南館)は安心こども基金を活用。 平成 29 年度の木の実保育園の増改築には、保育所等整備交付金を活用 平成 30 年度の木の実西部保育園の大規模改修には、保育所等整備交付金を活用 ○キンダー南館保育園(H26・27 年度整備)138,560 千円(H26 年度0千円、H27 年度 138,560 千円) ○(仮称)出羽大谷保育園(H26 年度整備)106,270 千円から 114,261 千円(要綱の変更により) ○木の実保育園(H29 年度整備)97,679 千円(H29 年度 97,679 千円)
-----	---

(2)監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

2 待機児童対策事業

(1) 事業の概要

事業名	1歳児受入促進支援事業							
事業概要	特に待機児童の多い1歳児の受入を促進するため、1歳児を弾力的に受け入れている施設に対し保育士給与等の補助を実施し、保育所等の支援及び保育士の持続雇用を可能としたことで待機児童の解消を図る。							
補助実績			施設数		補助対象児童数		補助額	
	令和2年度		29 施設		60 人		54,720 千円	
	令和3年度		22 施設		43 人		39,732 千円	
	令和4年度		24 施設		59 人		54,516 千円	
	令和5年度		24 施設		63 人		58,212 千円	
	令和6年度		23 施設		57 人		52,668 千円	
待機児童数の推移	4月1日現在での推移(単位:人)							
	年度	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
	R1	39	0	35	2	2	0	0
	R2	0	0	0	0	0	0	0
	R3	0	0	0	0	0	0	0
	R4	0	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	0	0	0
	R6	0	0	0	0	0	0	0

(2) 監査の結果

①受入定員の変更について

本事業において、待機児童解消に寄与した保育所等に給付費の上乗せとして補助金を交付していることが確認された。

本事業は、事業内容にも記載のとおり、「特に待機児童の多い1歳児の受入を促進するため、1歳児を弾力的に受け入れている施設に対し保育士給与等の補助を実施」している事業であり、待機児童数は令和2年度からゼロとなっていることから、本事業の成果が上がっているものと考え。

1歳児の受入人数が少ない要因のひとつは、1歳児は、保育にあたって手が掛かり職員配置が多く必要なものの、0歳児に比べて公定価格の単価が低いためと考えられる。0歳児は児童3人につき1人、1歳児及び2歳児は児童6人につき1人、3歳児は児童15人につき1人、4歳以上児は児童25人につき1人の保育士等の配置が必要であり、1歳児は3歳児や4歳以上児よりも多くの職員配置が必要となる。

本事業の補助交付保育園等では、0歳児から5歳児までの定員全体の中で、保育士配置等の調整をして、1歳児の利用枠を増員した上で、利用者側から定員超の分も含めて、通常の保育料を徴収している。市としては、定員を超えて1歳児を弾力的に受け入れ、待機児童の解消に寄与し

た施設に対し、市単独で給付費の上乗せ分として補助を行っているものである。

本事業で交付している補助は、保育士を追加で雇用したことに対するものではなく、現状の人員で配置調整する等で定員を超えて受け入れを行っていた保育園等に対して交付しているものである。定員を超えて受け入れた利用者からは定められた保育料(利用料)を徴収しており、保育園等としては定員を超えて受け入れた保育料に加えて、市から上乗せ補助金を受け取ることになる。そのため、人件費のコスト増がないなかで補助を受けているようにも考えられるが、1歳児を多く預かるには、おむつ交換に係る処分・衛生管理費用や、動きが活発になる1歳児の安全確保のための転倒防止マットの購入費用、遊具等の頻繁な消毒に必要な衛生用品の費用等の負担が必要である。当該補助金は、人件費に限らないコスト増に対応するために給付費の上乗せ分として使途を限定しない補助金として支出されている。

待機児童を出さないために、保育園等が配置調整によって定員を超えて1歳児の受け入れに協力したことへの補助金交付というのは必要な事かもしれないが、保育料は国が定めた教育・保育に必要な費用の金額である公定価格に基づいて算定されており、定員を超えて受け入れた利用者からも保育料を徴収しているのであれば、追加で必要となった費用分は保育料で充当されているとも考えられる。

少子化が進む中であるが、施設的な制限はあるものの保育園等の定員を柔軟に見直すことで対応することも検討する価値はあると考えられる。ただし、実際に施設の定員を変更する場合には、子ども・子育て支援法に基づき、変更日の3か月前までに施設が市に届出もしくは申請を行う必要があり、翌年度の受入人数が判明した段階で定員を変更するのは実務的に困難であると考えられる。

【現在の定員決定のプロセス】(通常の場合)

- ①(春)市が各施設に定員変更について意向調査を実施
- ②(春～12月)意向を確認し、面積要件等に適合可否、保育の必要量の見込みと提供量のバランスの確認等を行い、必要に応じて施設と協議。
※意向調査での回答と異なる設定も受け付けている。
- ③(12月中まで)施設から市へ定員変更に係る届出もしくは申請を提出
※定員変更の3か月前までの届出もしくは申請が必要
- ③(1月～2月)山形市子ども・子育て会議において協議。
※並行して利用調整を図る。
- ④(3月まで)定員の決定

面積要件については、条例で、「乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。」と規定されており、必ず満たしていなければならない要件であり、定員を超えて受け入れる場合も面積要件を満たす必要がある

なお、上記の④の決定主体は、状況により異なる。

ア. 1号・2号・3号の各定員いずれかに減があり、増がない場合

各施設が理事会等において決定→各施設が、市に定員変更に係る届出書を提出
 イ. 1号・2号・3号の各定員のいずれかに増がある場合
 市が決定→各施設が、市に定員変更に係る申請書を提出

各認定区分の対象は以下のとおりである。

認定区分
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]

(出典:「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(平成27年7月改定版)」)

ただし、1歳児の受け入れを定員超過として慢性的に行っている施設であれば、定員の増加について施設と協議することを検討する余地がある。

以上より、慢性的に1歳児の受け入れを定員超過として行っている施設については、本事業による上乗せ分の補助金交付ではなく、受入定員の変更で対応していくことも検討されたい。【意見】

3 認定こども園の運営支援

(1) 事業の概要

事業名	認定こども園・私立幼稚園運営費補助金		
事業概要	認定こども園・私立幼稚園の円滑な運営を図るため、職員研修の実施、教材・教具の購入や修繕等に要する経費、保育士の増員費等運営に要する費用を補助する。		
補助実績		施設数	補助額
	令和2年度	27 施設	71,273 千円
	令和3年度	31 施設	83,405 千円
	令和4年度	32 施設	89,319 千円
	令和5年度	32 施設	94,266 千円

(2) 監査の結果

①実績報告に対する検査・調査について

実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。

市では、教材・教具の購入及び修繕に係る事業、事務用品の購入に係る事業、調査・研究資料の購入に係る事業において、単価1万円以上の高額な備品等を購入した場合は、領収書の提出を求め、また、使用用途が不明なもの等必要に応じて写真やカタログの提出を求め、確認を行っていることから、現地での検査は行っていないとのことである。

市では、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条において、下記のとおり規定している。

「山形市補助金等の適正化に関する規則」より抜粋

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

以上より、補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。【意見】

②書類等審査チェックリスト等の利用について

本事業費に関して、市で一定の検査は実施しているが、補助対象者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審

査は実施されていなかった。書類等の審査を実施している場合は、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったか、審査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、また上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であるとする。

以上から、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。【意見】

4 民間立保育所等の大規模修繕の支援

(1) 事業の概要

事業名	認定こども園施設整備事業
事業目的	認定こども園の整備を促進し、保育に欠ける児童の健全な育成を図る。
事業概要	子どもを安心して育てることができる保育体制の整備を行うため、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用に対し補助金を交付する。 ＊H27 年度から(保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の新設による) (保育所等整備交付金)※保育機能部分 ①補助基準額表に定める単位ごとに算出した基準額の合計額。 ②工事契約単位の実支出額と、総事業費から寄付金等を控除した額を比較していずれか少ない額の合計に補助率を乗じた額。 ③以上①の算出額と、②の算出額と市町村が保育所等に対して補助した額の合計額を比較して少ないほうの額を交付額とする。 ○補助基本額 ・定員規模による定額 ・設計加算料:総事業費の5%を別途加算 ・保育所開設準備費加算:定員増を行う場合 ・特殊付帯工事費加算:特殊付帯工事を行う場合、特殊付帯工事費の基準額を加算 用地購入費、外構工事、備品購入費は対象外となる。 (認定こども園施設整備交付金)※教育機能部分 ①補助基準額表に定める単位ごとに算出した基準額の合計額。 ②工事契約単位の実支出額と、総事業費から寄付金等を控除した額を比較していずれか少ない額の合計に1/2を乗じた額。 ③以上①の算出額と、②の算出額を比較して少ないほうの額を交付額とする。ただし、市町村が1/4以内で補助する事が必要。 ○補助基本額 ・定員規模による定額 ・設計加算料:総事業費の5%を別途加算 ・特殊付帯工事費加算:特殊付帯工事を行う場合、特殊付帯工事費の基準額を加算 用地購入費、外構工事、備品購入費は対象外となる。 ※令和5年度より、こども家庭庁の創設に伴い「就学前教育・保育施設整備交付金」に一元化となる。

対象	＊H27 年度から 教育・保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な施設を確保するために市町村が行う施設整備事業に交付 (保育所等整備交付金) 社会福祉法人・日本赤十字社・公益社団法人・公益財団法人又は学校法人 (認定こども園施設整備交付金) 学校法人又は社会福祉法人
補助方法	＊H27 年度から 全額、市から当該法人へ補助 (保育所等整備交付金) 補助率国1／2市町村1／4 (認定こども園施設整備交付金) 補助率国1／2市町村1／4
実施状況	R5年度整備 ○社会福祉法人木の実会(木の実西部こども園)大規模修繕 (就学前教育・保育施設整備交付金) 整備事業費 74,745 千円市補助額 43,693 千円(交付金分 29,129 千円・市負担分 14,564 千円) ○社会福祉法人チトセ会(こども園ちとせ)大規模修繕 (就学前教育・保育施設整備交付金) 整備事業費 17,105 千円市補助額 12,828 千円(交付金分 8,552 千円・市負担分 4,276 千円) ○社会福祉法人チトセ会(こども園ののはな)大規模修繕 (就学前教育・保育施設整備交付金) 整備事業費 19,360 千円市補助額 14,520 千円(交付金分 9,680 千円・市負担分 4,840 千円)
決算	R5年度決算額 71,041,000 円予算額 81,801,000 円 木の実西部こども園・こども園ちとせ・こども園ののはな
その他	※補助受入れ額 R5年度 ○木の実西部こども園 29,129 千円(就学前教育・保育施設整備交付金) ○こども園ちとせ 8,552 千円(就学前教育・保育施設整備交付金) ○こども園ののはな 9,680 千円(就学前教育・保育施設整備交付金)

(2) 監査の結果

① 実績報告に対する検査・調査について

実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。

市では、事業者より提出された施工業者の請求書や領収書等により整合性を確認している程度とのことである。

市では、山形市補助金等の適正化に関する規則第 14 条において、下記のとおり規定している。

「山形市補助金等の適正化に関する規則」より抜粋

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

以上より、補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について補助申請時の図面や実績報告時の写真等によって確認を行う等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。【意見】

②書類等審査チェックリスト等の利用について

本事業費に関して、市で一定の検査は実施しているが、補助対象者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されていなかった。書類等の審査を実施している場合は、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったか、審査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、また上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考えます。

以上から、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。【意見】

5 市立保育所整備事業

(1) 事業の概要

事業名	市立保育所整備事業費
事業目的	令和4年度に管財課において実施した、市有施設の建築物定期点検(建築基準法第 12 条2項)の際に、あたご保育園の多目的ルーム、遊戯室、ほふく室の外壁について著しい劣化、損傷が見られるとの指摘があった。当該箇所については、D判定(補修・改善等を要する)であるため外壁改修工事を行う。
事業概要	・あたご保育園外壁改修工事(令和5年度当初) 事業費:2,299 千円 契約額:2,156 千円

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

6 放課後児童クラブの環境整備

(1) 事業の概要

事業名	放課後児童クラブの環境整備
事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に生活や遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的としている。 放課後児童クラブの環境整備については、「山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する設備及び児童数の基準に適合するよう、「山形市放課後児童健全育成事業に係る施設整備指針」に基づき、国の新・放課後子ども総合プランで示す小学校施設の活用を優先し、整備する場所の確保ができたところから整備を進めている。 条例における設備及び児童数の基準について ○設備の基準(第9条第2項) 専用区画(遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画)の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。 ○児童数の基準(第10条第4項) 一の支援の単位(放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 整備手法について 施設の環境整備にあたっては、「分割による新設」と「支援の単位分割」の2つの手法で進めることとし、施設の活用にあっても、児童の移動時の安全性や利便性を勘案し、小学校施設での整備の可能性を中心に検討する。また、さらに早期に整備を進めるため、民間施設を活用した施設整備も進めていく。 ○分割による新設 児童1人あたりの面積要件が条例の基準に適合していない場合においては、クラブを分割して新しい施設を整備する。 《活用する施設の検討順序》 ①小学校施設の活用が前提 ②他の公共施設の活用 ③民間施設の活用 ○支援の単位分割 児童1人あたりの面積要件は条例の基準に適合しているが登録児童数が条例の基準に適合していない場合においては、同一施設内で児童への支援の単位を分

	割する。					
整備費用 について	《 令和2年度～令和4年度は実績、令和5年度は決算見込、令和6年度は予算 》					
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	設計委託料	3,808,200 円	6,116,000 円	126,720 円	1,144,000 円	—
	工事費	92,683,580 円	86,355,500 円	125,092,330 円	15,529,580 円	102,183,000 円
	公有財産 購入費	—	—	29,527,537 円	1,867,641 円	1,870,000 円
	放課後子ども 環境整備事業 費補助金	27,508,672 円	14,970,223 円	10,024,468 円	3,500,000 円	28,100,000 円
	計	124,000,452 円	107,441,723 円	164,771,055 円	22,041,221 円	132,153,000 円

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

7 保育士確保対策事業

(1) 事業の概要

事業名	保育士確保対策事業				
事業概要	安定的な雇用環境を創出することにより、保育士を確保し、質の高い保育サービスを提供する。				
	1 保育士宿舎借り上げ支援事業				
	保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。				
	認可保育所、認定こども園、小規模事業所の事業者が保育士用の宿舎を山形市内に借り上げた場合に、その費用の一部について補助を行う。				
	・補助実績				
		施設数	補助対象者数	補助額	
	令和2年度	15 施設	45 人	19,299 千円	
	令和3年度	17 施設	58 人	23,329 千円	
	令和4年度	19 施設	61 人	24,684 千円	
	令和5年度	20 施設	57 人	23,041 千円	
	2 保育士人材確保研修等事業				
	民間立認可保育所等における保育士の人材確保を図るため、山形市民間立保育園・認定こども園協議会と共催で合同就職ガイダンス及びバスツアーを開催する。				
※市との共催は、合同就職ガイダンスは令和3年度から、バスツアーは令和4年度から実施。					
・補助実績					
	R2	R3	R4	R5	R6
合同就職ガイダンス参加者	44 人	49 人	50 人	47 人	37 人
バスツアー参加者	中止	中止	56 人	54 人	49 人
・補助実績					
	補助額				
令和2年度	3,500 千円				
令和3年度	3,500 千円				
令和4年度	3,500 千円				
令和5年度	3,500 千円				

3 保育補助者雇上強化事業(令和3年度～)

保育士の負担軽減を図るために、保育士が行う保育業務を補助する「保育補助者」を雇用する経費(給与、手当、共済費等)の一部を補助することにより、保育所等の支援を行うとともに、保育士の持続雇用を可能とすることで待機児童の解消を図る。

・補助実績

	施設数	補助対象者数	補助額
令和3年度	18 施設	22 人	23,275 千円
令和4年度	20 施設	42 人	42,832 千円
令和5年度	20 施設	41 人	49,606 千円

4 保育支援体制強化事業(令和3年度～)

保育士の負担軽減を図るために、清掃や給食配膳など、保育に係る周辺業務を行う「保育支援者」を雇用する経費(給与、手当、共済費等)の一部を補助することにより、保育所等の支援を行うとともに保育士の持続雇用を可能とすることで待機児童の解消を図る。

・補助実績

	施設数	補助対象者数	補助額
令和3年度	15 施設	22 人	14,896 千円
令和4年度	21 施設	30 人	22,309 千円
令和5年度	23 施設	33 人	23,407 千円

(2) 監査の結果

①実績報告に対する検査・調査について

実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。

市では、保育補助者雇上強化事業費補助金及び保育支援体制強化事業費補助金について、補助事業者に対し賃金台帳や給与明細を添付してもらい、保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金については、賃貸契約書、領収書や住民票を添付してもらい、それぞれの帳票をもって確認を行っていることから、現地での検査は行っていない、とのことである。

市では、山形市補助金等の適正化に関する規則第 14 条において、下記のとおり規定している。

「山形市補助金等の適正化に関する規則」より抜粋

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

以上より、補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。【意見】

②書類等審査チェックリスト等の利用について

本事業費に関して、市で一定の検査は実施しているが、補助対象者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されていなかった。書類等の審査を実施している場合は、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったか、審査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、また上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考えます。

以上から、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。【意見】

8-1 こんにちは赤ちゃん訪問事業

(1) 事業の概要

事業名	こんにちは赤ちゃん事業
事業目的	乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うと共に、様々な不安や悩みを聞き、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、育児支援家庭訪問事業に結びつける等、適切な保健・福祉・医療サービスを提供することを目的としている。
事業概要	・訪問時期および回数 対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間において、1回の訪問を実施する。 長期里帰りや入院等により、生後4か月までに訪問できない場合は、里帰り先の自治体への訪問依頼や、退院後に育児支援訪問指導員や保健師が訪問し、対象者の把握を行っている。 ・実施内容 ①子育て支援に関する情報提供 ②子育てに関する不安や悩みの聴取(アンケート) ③要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整 ＊こんにちは赤ちゃん事業と育児支援家庭訪問事業を合わせて全戸訪問し、対象家庭の全数把握を行っている。
対象者等	山形市に住所を有する生後4か月までの乳児のいる家庭
事業費	令和5年度 当初予算額 5,229 千円 歳出(実績額) 5,364 千円 歳入(実績額) 3,412 千円(国1/3、県1/3)

(2) 監査の結果

①勤務時間の管理について

当事業では雇上げ保健師(以下、「当保健師」とする)が一部業務を担っているが、当保健師に関し、市は業務の従事場所が執務室内であり、開始時間および終了時間に、担当職員が業務の内容伝達および進捗管理とあわせ、出退勤を確認しているという理由で、当保健師の出勤時間等を記録した出勤記録簿を特に作成していない。

しかし、当保健師に対する報償費は、母子保健事業で定めている謝金単価に、従事時間を乗じて算定しているため、従事時間の客観性の担保が重要となる。そのため、当保健師に関して、出勤記録簿を作成し、従事時間が正確に把握できる体制を講じるべきである。【意見】

8-2 育児支援家庭訪問事業

(1) 事業の概要

事業名	育児支援家庭訪問事業
事業目的	核家族化や、都市化の進展等により、家族や地域における養育機能が低下しており、本来乳児の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施することにより、安定した乳児の養育が可能になることを目的としている。
事業概要	出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、または出産後に関わらず虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭に対し、育児支援訪問指導員や保健師が訪問し育児に関しての相談支援を行う。 ○支援方法 母子健康手帳の交付時の面接状況や産院からの退院連絡票、出生連絡票、こんにちは赤ちゃん訪問等からの情報を基に初回訪問を実施し、訪問で得られた情報をアセスメントし、その結果により地区担当保健師とカンファレンスを開き、適切な支援の内容、方法等について支援計画を立案し継続支援を実施している。 初回訪問の際、適切な援助を行うために以下の質問票セットを活用し、母親のメンタルヘルスチェックと虐待やネグレクトのリスクアセスメントを行っている。 ①エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) ②赤ちゃんへの気持ち質問票:母子の愛着度評価 ③育児支援チェックリスト
対象者等	山形市に住所を有する養育支援が必要な家庭
事業費	令和5年度 当初予算額 9,958 千円 歳出(実績額) 9,343 千円 歳入(実績額) 5,522 千円(国1/3、県1/3)

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

9 児童養護施設「山形学園の運営」

(1) 事業の概要

事業名	児童養護施設山形学園運営管理事業																					
児童養護施設の意義	乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し自立を支援する施設(児童福祉法第41条)																					
主体	設置主体:山形市 実施主体:山形市社会福祉事業団																					
施設概要	設置場所 山形市蔵王上野字南坂 924 番地 定 員 40 人 施設種別 児童養護施設 敷地面積 21,687.39 m ² 建物面積 1,702.69 m ² 管理施設 児童居室、厨房、浴室、脱衣室、宿直室、静養室、休憩室、事務室、カウンセリング室、心理療法室、会議室、体育館 屋外施設 運動場、駐車場、外倉庫、自転車置場																					
職員数	正職員 19 人(施設長1、自立支援担当職員1、指導員3、保育士6、 家庭支援専門相談員2、里親支援専門相談員1、 被虐待児個別対応職員1、小規模グループケア担当職員2、調理員1、栄養士1) 契約職員 11 人(事務員1、指導員3、保育士1、小規模グループケア担当職員2、 看護師1、調理員2、特別指導員1) パート職員 1 人(保育士1) 非常勤嘱託 4 人(心理療法担当職員2、スーパーバイザー1、嘱託医1) 計 35 人(令和6年4月1日現在)																					
対象者	児童の入所は、児童相談所の措置によって決定される。																					
予算決算状況	指定管理料(歳入は措置費及び補助金) (単位:円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年度</th><th style="width: 10%;"></th><th style="width: 20%;">歳入 (措置費)</th><th style="width: 20%;">歳出 (指定管理料)</th><th style="width: 20%;">一般会計拠出額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和2年度</td><td>予算</td><td>185,710,000</td><td>185,714,000</td><td>4,000</td></tr> <tr> <td>うち退職 手当財源</td><td>2,511,000</td><td>2,511,000</td><td>-</td></tr> <tr> <td>決算</td><td>176,188,890^(a)</td><td>166,549,807</td><td>▲9,639,083^(a)</td></tr> </tbody> </table>				年度		歳入 (措置費)	歳出 (指定管理料)	一般会計拠出額	令和2年度	予算	185,710,000	185,714,000	4,000	うち退職 手当財源	2,511,000	2,511,000	-	決算	176,188,890 ^(a)	166,549,807	▲9,639,083 ^(a)
年度		歳入 (措置費)	歳出 (指定管理料)	一般会計拠出額																		
令和2年度	予算	185,710,000	185,714,000	4,000																		
	うち退職 手当財源	2,511,000	2,511,000	-																		
	決算	176,188,890 ^(a)	166,549,807	▲9,639,083 ^(a)																		

		令和3年度	予算	184,894,000	187,577,000	2,683,000
			うち退職 手当財源	533,000	533,000	-
			決算	174,875,152	164,121,769	▲10,753,356
		令和4年度	予算	184,967,000	187,474,000	2,507,000
			うち退職 手当財源	2,511,000	2,511,000	-
			決算	169,527,784	170,677,863	1,150,079
		令和5年度	予算	188,166,926	196,112,000	7,945,074
			うち退職 手当財源	378,000	378,000	-
			決算	184,705,862	184,660,161	▲45,701
		令和6年度	予算	181,097,231	197,310,000	16,212,769
			うち退職 手当財源	345,000	345,000	-
			決算	-	-	-
※平成 30 年度当初予算より、社会福祉事業団が指定管理料となっている施設について、職員退職金に係る経費が不足する状況のため、不足額の補填分を指定管理料へ上乗せしている。						

(2) 監査の結果

① 備品の報告について

指定管理者は、「山形市児童養護施設山形学園管理運営業務仕様書(以下、「仕様書」という。)」に基づき、毎年度の管理業務の完了後、事業報告書を作成し、市に事業結果を報告しているが、当事業結果の報告の際、年度末の備品の状況について報告が行われていない。

仕様書のXその他の第3項物品の帰属には以下が規定されている。

「山形市児童養護施設山形学園管理運営業務仕様書」より一部抜粋

3 物品の帰属

指定管理者は、備品台帳又は指定管理者が別に備える管理簿によりその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告するとともに、年度末においては、備品台帳等と現品との照合を行い、その結果を市に報告すること。

指定管理者が購入する備品に関しては、市の財産となることから、市は年度末において、指定管理者に適切に備品台帳等と現品の照合を行った結果を報告してもらい、備品の状況を適切に把握、管理すべきである。【指摘事項】

なお、市が指定する事業報告書のひな型に、備品台帳等および現品の状況を報告する文面が存在しないことから、事業報告書のひな型に、その文面を追加することが望ましい。【意見】

10 認可外保育施設入所者多子負担軽減

(1)事業の概要

事業名	認可外保育施設入所者多子負担軽減																	
事業目的	子育て支援及び少子化対策の一環として、認可外保育施設の保育料の一部を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。																	
事業概要	認可外保育施設を利用する世帯の負担を軽減するため、下記のいずれかに該当する場合、保護者に対し各基準に基づき保育料の補助を行う。(複数該当の場合は有利な方) ①同一世帯で2人以上の児童が認可外保育施設・認可保育所等を利用(県1/2一部市単) 第2子相当 13,000 円第3子以降相当 24,000 円 ②生計を一にする子のうち、第3子以降の児童が認可外保育施設を利用(市単) 第3子以降 37,000 円 ③市民税所得割額合算額が 57,700 円未満の世帯で、生計を一にする子のうち、第2子以降の児童が認可外保育施設を利用(市単) 第2子 18,500 円第 3 子以降 37,000 円 ④市民税所得割額合算額が 77,101 円未満のひとり親・障がい者・生活保護世帯で、認可外保育施設を利用(市単) 第1子 18,500 円第 2 子以降 37,000 円																	
年度別事業費	(単位:円) <table><tr><td>年度</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>事業費</td><td>25,798,005</td><td>20,851,607</td><td>21,590,201</td><td>21,174,361</td><td>20,181,000</td></tr></table> ※令和2年度から令和5年度までは実績、令和6年度は予算額。						年度	R2	R3	R4	R5	R6	事業費	25,798,005	20,851,607	21,590,201	21,174,361	20,181,000
年度	R2	R3	R4	R5	R6													
事業費	25,798,005	20,851,607	21,590,201	21,174,361	20,181,000													

(2)監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

11 放課後児童クラブの保育料軽減

(1) 事業の概要

事業名	放課後児童クラブの保育料軽減																																																												
事業概要	(1)教育扶助・就学援助を受給している世帯の児童への補助 ①教育扶助(生活保護受給)世帯 補助額 児童1人につき月額 10,000 円限度 ②就学援助世帯 補助額 児童1人につき月額 7,000 円限度 (2)兄弟姉妹で同時にクラブを利用している世帯(多子世帯)への補助 ①補助額 第2子児童1人につき月額 5,000 円 第3子以降児童 1 人につき月額 10,000 円 ②補助要件 ・世帯の市町村民税所得割額の合計が 301,000 円未満(令和3年度から拡充) ・放課後児童クラブに兄弟姉妹が同時入所していること。 ※多子世帯かつ教育扶助・就学援助を受給している世帯の場合は、補助基準額の高い方を優先する。 ※世帯の市町村民税所得割額の合計が 169,000 円未満は県補助(1／2)あり。																																																												
交付状況	《教育扶助・就学援助世帯の保育料軽減》 ※令和2年度～令和4年度実績値、令和5年度実績見込、令和6年度予算額 <table><tr><td>年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>歳出額</td><td>10,994,990 円</td><td>11,243,840 円</td><td>15,433,010 円</td><td>15,445,920 円</td><td>15,580,000 円</td></tr><tr><td>歳入額</td><td>5,476,000 円</td><td>5,610,000 円</td><td>7,703,000 円</td><td>7,711,000 円</td><td>7,790,000 円</td></tr><tr><td>対象児童数</td><td>148 人</td><td>147 人</td><td>200 人</td><td>198 人</td><td>189 人</td></tr></table> 《多子世帯に対する保育料軽減》 ※令和2年度～令和4年度実績値、令和5年度実績見込、令和6年度予算額 <table><tr><td>年度</td><td>令和2年度</td><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>歳出額</td><td>9,274,560 円</td><td>18,879,360 円</td><td>22,534,270 円</td><td>22,309,000 円</td><td>23,411,000 円</td></tr><tr><td>歳入額</td><td>4,621,000 円</td><td>4,552,000 円</td><td>5,252,000 円</td><td>5,242,000 円</td><td>5,499,000 円</td></tr><tr><td>県単独 (歳出)</td><td>4,653,560 円</td><td>4,560,870 円</td><td>5,267,220 円</td><td>5,252,000 円</td><td>5,499,000 円</td></tr><tr><td>市単独 (歳出)</td><td>—</td><td>9,766,490 円</td><td>12,015,050 円</td><td>11,815,000 円</td><td>12,413,000 円</td></tr><tr><td>対象児童数</td><td>159 人</td><td>330 人</td><td>393 人</td><td>386 人</td><td>390 人</td></tr></table>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	歳出額	10,994,990 円	11,243,840 円	15,433,010 円	15,445,920 円	15,580,000 円	歳入額	5,476,000 円	5,610,000 円	7,703,000 円	7,711,000 円	7,790,000 円	対象児童数	148 人	147 人	200 人	198 人	189 人	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	歳出額	9,274,560 円	18,879,360 円	22,534,270 円	22,309,000 円	23,411,000 円	歳入額	4,621,000 円	4,552,000 円	5,252,000 円	5,242,000 円	5,499,000 円	県単独 (歳出)	4,653,560 円	4,560,870 円	5,267,220 円	5,252,000 円	5,499,000 円	市単独 (歳出)	—	9,766,490 円	12,015,050 円	11,815,000 円	12,413,000 円	対象児童数	159 人	330 人	393 人	386 人	390 人
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																								
歳出額	10,994,990 円	11,243,840 円	15,433,010 円	15,445,920 円	15,580,000 円																																																								
歳入額	5,476,000 円	5,610,000 円	7,703,000 円	7,711,000 円	7,790,000 円																																																								
対象児童数	148 人	147 人	200 人	198 人	189 人																																																								
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																								
歳出額	9,274,560 円	18,879,360 円	22,534,270 円	22,309,000 円	23,411,000 円																																																								
歳入額	4,621,000 円	4,552,000 円	5,252,000 円	5,242,000 円	5,499,000 円																																																								
県単独 (歳出)	4,653,560 円	4,560,870 円	5,267,220 円	5,252,000 円	5,499,000 円																																																								
市単独 (歳出)	—	9,766,490 円	12,015,050 円	11,815,000 円	12,413,000 円																																																								
対象児童数	159 人	330 人	393 人	386 人	390 人																																																								

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記

載すべき事項は確認されなかった。

12 交通指導員による交通安全指導

(1) 事業の概要

事業名	交通指導員による交通安全指導事業														
事業目的	児童・生徒の通学等の安全を確保し、関係機関等と緊密な連絡をはかり、交通安全指導及び交通安全思想の普及に努める。														
事業概要	交通指導員は、児童・生徒の通学等時に、横断歩道や交差点付近で手旗の合図によって車両を停止させ、横断 歩行者等を安全に誘導する。														
交通指導員の資格	地方自治体が責務として行う『住民の交通安全の保持』を達成するために、市民の中から社会的信望があり、かつ交通安全指導に適格性のある者を市長が委嘱したもの。														
事業費	令和5年度の事業費 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払項目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導員支払金額</td><td>17,536,500</td></tr> <tr> <td>団体支払金額</td><td>1,815,000</td></tr> <tr> <td>被服費</td><td>1,655,665</td></tr> <tr> <td>保険費用</td><td>49,420</td></tr> <tr> <td>賞状、記念品</td><td>72,831</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>21,129,416</td></tr> </tbody> </table>	支払項目	金額	指導員支払金額	17,536,500	団体支払金額	1,815,000	被服費	1,655,665	保険費用	49,420	賞状、記念品	72,831	合計	21,129,416
支払項目	金額														
指導員支払金額	17,536,500														
団体支払金額	1,815,000														
被服費	1,655,665														
保険費用	49,420														
賞状、記念品	72,831														
合計	21,129,416														

(2) 監査の結果

①被服の着用期間について

交通指導員は、「山形市交通指導員必携」に基づき、被服の着用が義務付けられ、着用期間は以下のように定められている。

「山形市交通指導員必携 6 交通指導員被服・装備品着用図」より一部抜粋 《被服の着用期間》 (1) 冬服 10月1日から翌5月31日まで (2) 夏服 6月1日から9月30日まで

交通指導員による交通指導業務は、主に屋外での活動であるが、近年、5月及び10月も気温が高い日が続いていることから、交通指導員の体調等を考慮するためにも、特に着用期間を決めずに個々の交通指導員の判断によることを明記するのが望ましい。【意見】

13 市南部への児童遊戯施設整備事業

(1) 事業の概要

事業名	山形市南部への児童遊戯施設整備事業
事業目的	施設の維持管理を指定管理者に適正に履行させ、児童の健全育成を図る場を提供する。
事業概要	令和4年4月 18 日オープン PFI 事業による 15 年間の運営維持管理業務(指定管理者:株夢の公園)
対象	山形市南部児童遊戯施設(施設命名権:シェルターインクルーシブプレイスコパル)
負担割合	国・県無、市 100%
実施状況	○指定管理業務 年1回のモニタリング業務、管理運営の指導等 ○児童遊戯施設の維持管理委託業務 マンホールポンプの維持管理(長期継続契約:令和4年度～令和6年度) マンホールポンプの電気料、非常通報装置電話料 ○運営維持管理モニタリング委託業務 コンサル業者による運営維持管理モニタリング ○土地建物購入費 15 年間の割賦払い ○下水道受益者負担金 令和4～6年度の分割納付

決算	令和5年度 指定管理料 85,360,000 円(予算現額:85,360,000 円) (当初 85,360,000 円流用:0円) 消耗品費(感謝状)7,784 円(予算現額:8,000 円) (当初 8,000 円流用:0円) 光熱水費(マンホールポンプ)26,249 円(予算現額:42,000 円) (当初 42,000 円流用:0円) 通信運搬費(マンホールポンプ)35,014 円(予算現額:36,000 円) (当初 36,000 円流用:0円) 筆耕翻訳料(感謝状)14,300 円(予算現額:12,000 円) (当初 12,000 円流用:2,300 円) 維持管理委託料(マンホールポンプ)987,360 円(予算現額:988,000 円) (当初 988,000 円流用:0円) 使用料及び借上料(AED)30,360 円(予算現額:31,000 円) (当初 31,000 円流用:0円) 委託料(運営維持管理モニタリング)5,093,000 円(予算現額:5,126,000 円) (当初 5,126,000 円流用:0円) 土地建物購入費(土地建物購入)185,789,561 円(予算現額:185,790,000 円) (当初 185,790,000 円流用:0円) 負担金(下水道受益者負担金)854,400 円(予算現額:855,000 円) (当初 855,000 円流用:0円)
----	---

(2)監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

14 学校地域との連携協働「学校地域との連携協働事業」

(1) 事業の概要

事業名	学校地域との連携協働「学校地域との連携協働事業」
事業目的	学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっている。 一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されている。そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要である。
事業概要	地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されている。 ・学校の授業終了後または休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動 ・ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動 ・社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動 ○学校運営協議会について コミュニティ・スクール ＝ 学校運営協議会を設置した学校 学校運営協議会とは・・・ 法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。 コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み

	○地域学校協働活動推進員について 地域学校協働活動推進員の配置 地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。 「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。 「地域学校協働活動推進員」として法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。  主な役割 ● 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案 ● 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整 ● 地域ボランティアの募集・確保など 
	○市の取り組みについて 市は、学校運営協議会を設置しているすべての学校に対して、地域学校協働活動推進員の配置を進めており、学校運営協議会と地域学校協働活動がそれぞれの役割を機能させ、一体的に推進することで相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことを目指している。

(2) 監査の結果

① 地域学校協働活動推進員の設置について

学校運営協議会については、令和5年度末の時点で全小中学校(51校)に設置済みである。一方、地域学校協働活動推進員は37校の設置にとどまっている。

当事業の目的は、学校(学校運営協議会)と地域(地域学校協働本部)がそれぞれの役割を機能させ、一体的に推進することで相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことを目指すことであることから、当目的の達成のためにも、地域学校協働活動推進員の全小中学校への設置が望まれる。

市は、地域学校協働活動推進員の設置も100%となるよう、未設置の学校に対し継続的にヒアリング等を講じているとのことであるが、より学校との連携を密に行い、市が適任者を推薦する等、地域学校協働活動推進員の設置が100%となるよう努力されたい。【意見】

15 病児病後児保育

(1) 事業の概要

事業名	病児・病後児保育予約システム導入事業
導入の経緯と目的	市内の病児保育事業(病児2施設・病後児5施設)においては、施設を利用する場合、事前登録が必要であり、窓口で手続きが必要であった。また、本予約、キャンセルが電話対応となり、緊急に利用をする場合の空き状況等の確認が困難であった。 そこで、スマートフォン等による事前登録などを可能にすることで、新型コロナウイルスの感染リスク軽減及び「予約状況の見える化」等の利便性向上を図ることを目的とし、病児・病後児保育に係る予約システムサービスを令和3年6月から導入した。
システムの詳細	(1)システム名病児保育支援システム「あずかるこちゃん」 (2)導入施設山形市病児保育事業を実施する施設 (市立病院済生館ひなたぼっこ、山形済生病院おひさまルーム、さくら保育園、スターキッズ(はやぶさ保育園)、キンダーこども園、キンダー南館こども園)

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

16-1 障がい児相談支援事業

(1) 事業の概要

事業名	障がい児相談支援給付																								
事業目的	障がい児が児童福祉法に基づくサービスを利用する際の計画を作成するとともに、当該サービスの提供事業者との連絡調整を行い、又、サービスの支給決定の有効期間内において、当該サービスの利用状況等を検証(モニタリング)し、必要に応じて障がい児支援利用計画の見直し等を行うことにより、当該障がい児の心身の状況や置かれている環境に即したサービスの提供等を行うことを目的とする。																								
事業概要	・障がい児通所給付に係るサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の申請若しくは変更の申請に係る障がい児及びその保護者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、障がい児支援利用計画案を作成する。 ・市町村の支給決定後に、サービスの提供事業者との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定に係る障がい児支援利用計画を作成する。 ・障がい児が利用するサービスの支給決定の有効期間内において、当該障がい児に係る障がい児支援利用計画が適切であるかどうかにつき、一定の期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行う。 ①障がい児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。 ②新たな支給決定又は支給変更の決定を受けるための申請の勧奨を行う。 ○市内指定障がい児相談支援事業所数(令和6年4月1日現在)15か所 サービス利用者は全員障がい児相談支援を利用している。(導入率 100%)																								
対象者等	障がい児通所給付に係るサービスの申請若しくは変更の申請、又は、障がい児支援利用援助により、障がい児支援利用計画が作成された障がい児の保護者																								
国県補助	国1／2、県1／4(障害児通所給付費負担金)																								
実施状況	年度:3月利用分～2月利用分 単位未満切上 <table><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>実利用人数</th><th>金額</th></tr><tr><td>令和元</td><td>1,678</td><td>798 人</td><td>28,728 千円</td></tr><tr><td>令和2</td><td>1,875</td><td>877 人</td><td>32,217 千円</td></tr><tr><td>令和3</td><td>1,921</td><td>933 人</td><td>34,377 千円</td></tr><tr><td>令和4</td><td>2,108</td><td>1,021 人</td><td>38,527 千円</td></tr><tr><td>令和5</td><td>2,420</td><td>1,135 人</td><td>44,864 千円</td></tr></table>	年度	件数	実利用人数	金額	令和元	1,678	798 人	28,728 千円	令和2	1,875	877 人	32,217 千円	令和3	1,921	933 人	34,377 千円	令和4	2,108	1,021 人	38,527 千円	令和5	2,420	1,135 人	44,864 千円
年度	件数	実利用人数	金額																						
令和元	1,678	798 人	28,728 千円																						
令和2	1,875	877 人	32,217 千円																						
令和3	1,921	933 人	34,377 千円																						
令和4	2,108	1,021 人	38,527 千円																						
令和5	2,420	1,135 人	44,864 千円																						

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記

載すべき事項は確認されなかった。

16-2 計画相談支援事業

(1) 事業の概要

事業名	計画相談支援給付
事業目的	障がい者・児が障害者総合支援法に基づくサービスを利用する際における計画を作成するとともに、当該サービスの提供事業者との連絡調整を行うことにより、当該障がい者・児の心身の状況や置かれている環境に即したサービスの提供等が行われることを目的とする。
事業概要	1. サービス利用支援 障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画案を作成する。 2. 継続サービス利用支援 障がい者・児が利用するサービス支給決定有効期間内において、当該障がい者・児に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行う。 (1) サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。 (2) 新たな支給決定又は変更決定を受けるための申請の勧奨を行う。 ※国の方針として平成 27 年3月末までに全ての障がい福祉サービス利用者に対して、計画相談支援を導入。 ○市内指定事業所数 17 箇所(令和 6 年4月1日現在)
対象者等	障がい福祉サービス利用者(利用申請者)
国県補助	国1／2、県1／4(障害者自立支援給付費負担金)

実施状況	年度:3月利用分～2月利用分					
	端数未満切上					
		身体	知的	児童	精神	難病
		人(件)	人(件)	人(件)	人(件)	人(件)
		決算額千円	決算額千円	決算額千円	決算額千円	決算額千円
	令和元	399(756)	738(1,382)	6(11)	383(800)	6(13)
		11,887	22,997	178	12,861	208
	令和2	412(873)	759(1,531)	6(8)	417(968)	8(12)
		13,822	25,074	126	15,523	192
	令和3	412(843)	764(1,486)	5(6)	453(1,064)	4(8)
		13,721	25,211	109	17,499	141
	令和4	407(919)	793(1,623)	7(15)	512(1,323)	3(7)
		14,691	27,525	249	21,532	104
	令和5	424(1,017)	797(1,714)	2(3)	564(1,629)	4(9)
		16,094	29,149	49	24,596	127

(2)監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

17-1 自発的活動支援事業

(1)－1 事業の概要

事業名	心身障がい児野外活動事業費補助(おひさま広場)【☆地域生活支援事業必須自発的活動支援事業】																																		
事業目的	心身障がい児を対象に1日遊びの場を設定し、子供、父母、ボランティアの交流を促進しピアサポートの場を設け、障がい児の福祉向上を図る。																																		
事業概要	コーナー遊びや参加者全員でのゲームなど、障がいを持つ児童が楽しく遊べる場を提供する。																																		
対象者等	補助団体は山形市社会福祉協議会。参加者は心身障がい児とその父母、ボランティア																																		
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費補助金)平成25年度より補助対象に追加となった。【自発的活動支援事業(必須事業)】																																		
実施状況	令和5年度実績 開催日:令和5年10月29日(日) 会場:市総合福祉センター(城西町二丁目) 【参加者内訳:人】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい児★</td><td>5</td><td>18</td><td>30</td></tr> <tr> <td>兄弟★</td><td>1</td><td>3</td><td>6</td></tr> <tr> <td>保護者★</td><td>6</td><td>20</td><td>37</td></tr> <tr> <td>ボランティア</td><td>3</td><td>3</td><td>26</td></tr> <tr> <td>実行委員・事務局</td><td>25</td><td>51</td><td>60</td></tr> <tr> <td>看護師</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>計</td><td>41</td><td>96</td><td>160</td></tr> </tbody> </table> ★障がい児・兄弟・保護者をピアサポート人数にカウントする。 内容:障がいのある子どもたちに、学生ボランティアが準備した様々な遊びを通して、人とのふれあいや関わりを経験させる。 事業費(決算額):269千円(うち市補助金250千円) 交付先:山形市社会福祉協議会 ※令和4年度は、感染症対策のため縮小(午前のみ)して実施した。			年度	R3	R4	R5	障がい児★	5	18	30	兄弟★	1	3	6	保護者★	6	20	37	ボランティア	3	3	26	実行委員・事務局	25	51	60	看護師	1	1	1	計	41	96	160
年度	R3	R4	R5																																
障がい児★	5	18	30																																
兄弟★	1	3	6																																
保護者★	6	20	37																																
ボランティア	3	3	26																																
実行委員・事務局	25	51	60																																
看護師	1	1	1																																
計	41	96	160																																

(1)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(2)－1 事業の概要

事業名	心身障がい児機能訓練事業こまくさ・めだか【☆地域生活支援事業必須自発的活動支援事業】		
事業目的	障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。		
事業概要	心身障がい児機能訓練事業心身障がい児の保護者やボランティア団体が行う機能訓練教室への補助 補助基準額: 事業に要する経費(予算額において)の100分の55(1万円未満切捨て)と350千円のいずれか低い額を補助限度		
対象者等	心身障がい児を対象にその保護者やボランティア等が行う活動団体		
国県補助	国1/2以内、県1/4以内(地域生活支援事業費等補助金)		
対象要件	山形市に住所を有する当該児童5人以上を対象に行う次の各号のいずれかに該当する機能訓練事業で、当該児童及びその保護者に対し適切な指導を行う能力を有する者を配置しているものとする。 (1)行事、遊び、課題等を通して集団行動及び社会適応能力を得る訓練をする事業 (2)身体動作及び機能回復の訓練をする事業 (3)水泳、軽スポーツ等を通して知的発達を促し持久力を得る訓練をする事業 (4)その他市長が認める事業		
実施状況	令和5年度補助実績 2教室 補助金額 690 千円		
	教室名(対象障がい児数)	補助金額	主な活動内容
	めだかの教室(8人)	340 千円	水泳訓練
	こまくさ教室(9人)	350 千円	動作訓練、療育キャンプ

(2)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

17-2 移動支援事業

(1)－1 事業の概要

事業名	障がい児学校送迎活動費補助事業【☆地域生活支援事業必須移動支援事業】				
事業目的	障がい児の学校送迎支援が不足していることから、福祉有償運送事業を活用し、障がい児の学校送迎支援体制を整備する。				
事業概要	福祉有償運送事業所に対して、活動費補助金を交付することで当該事業所の運転手確保を促進し、障がい児の学校送迎を支援する。 《補助金の積算方法》 ・補助額(月):単価×基準時間×学校送迎を実施した日数 ・単価:800 円(～H29 年度 650 円、H30～R2年度 750 円) ・基準時間:登下校の送迎をした障がい児数に応じて設定 ①1人以上3人未満・・・1時間 ②3人以上 5 人未満・・・2時間 ③5 人以上・・・・・・3時間 ※当該月に学校送迎を利用した障がい児の延べ利用者数を、当該月に学校送迎を実施した日で除して得た人数に応じて基準時間を設定する。 ※対象となる障がい児は、山形市に住民票を有する障がい児で、特別支援学級、特別支援学校に通学し、送迎を必要とする者とする。				
対象者等	福祉有償運送事業所(山形市を運送区域とする事業所数は 10 事業所 R4.4.1現在)				
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費等補助金)※国・県補助申請では「移動支援事業」に分類(H25 県からの指導 27 より修正)				
実施状況	単位未満切上				
	年度	補助事業 所数	補助金額	実利用 者数	利用事業所
	令和 元	2事業所	213 千円	6 名	マーガレット移動サービス(5名) グローバル福祉サービス(1名)
	令和 2	3事業所	278 千円	8 名	マーガレット移動サービス(3名) グローバル福祉サービス(4名) 向陽園ホームヘルプステーション心音(1 名)
	令和 3	2事業所	412 千円	10 名	マーガレット移動サービス(6名) グローバル福祉サービス(4名)
	令和 4	4事業所	400 千円	12 名	マーガレット移動サービス(4名) グローバル福祉サービス(5 名) 向陽園ホームヘルプステーション心音(2

					名) 特定非営利活動法人すみれ会 (1名)
	令和 5	3事業所	400 千円	13 名	マーガレット移動サービス(5名) グローバル福祉サービス(5名) 向陽園ホームヘルプステーション心音(2 名)

(1)－2 監査の結果

①補助額の単価について

送迎に関する補助額の単価は、山形県の最低賃金を参考に決定しているが、令和3年度に単価を 800 円に改定して以降、単価の改定が行われていない。令和6年3月末時点で山形県の最低賃金は 900 円に上昇しており、また、令和6年 10 月より 955 円に改定されている。

送迎事業者に対して、最低賃金以上の適正な報酬額の支払いを実現させるためにも、最低賃金の改定の都度、単価を見直すことが望ましい。【意見】

(2)－1 事業の概要

事業名	移動支援事業個別支援【☆地域生活支援事業必須移動支援事業】
事業目的	屋外での移動に困難がある障がい者に対して、ヘルパーが外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する。
事業概要	・個別支援事業:社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を受ける障がい者に地域生活支援給付費を支給する。 ・医療的ケア児については、やむを得ない場合、一般には認めていない通学についても移動の支援を行う。 【市内の事業所】市社会福祉協議会、わたげの会、心音等 18 か所 【利用者負担】5% (生活保護世帯は無料)
対象者等	①屋外の移動に著しい制限のある視覚障がい者・児 ②全身性障がい者・児で、重度訪問介護又は重度障がい者等包括支援の対象外のもの ③知的障がい者・児 ④精神障がい者 ⑤医療的ケア児※児童の場合は介護者が付き添えない場合に限る。
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費等補助金)

実施状況	年度:4月利用分～3月利用分端数切上			
	年度	延べ利用人数 (人)	利用時間(時間)	給付費(千円)
	令和元	1,092	4,849	14,865
	令和2	866	3,755	11,107
	令和3	749	3,340	10,702
	令和4	783	3,247	10,356
	令和5	824	3,148	10,505

(2)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(3)－1 事業の概要

事業名	移動支援事業日中活動サービス送迎事業【☆地域生活支援事業必須移動支援事業】
事業目的	屋外での移動に困難がある障がい者に対して、通所の際の送迎支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進する。
事業概要	地域生活支援給付事業のうち、生活訓練等事業の利用の際、事業所による送迎支援を受ける障がい者に地域生活支援給付費を支給する。 【市内の事業所】虹のネットワーク、さんさんくらぶ、プチ LIFE サポート、プチLIFE サポート2nd(R5.11 新規開設) 【給付単価】片道につき 500 円 ※自己負担無し。利用者が登録事業者と施設契約締結後に利用。 【利用者負担】無料
対象者等	地域生活支援事業の生活支援事業(生活訓練等事業)サービスを利用し、移動支援が必要と認められる障がい者
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費等補助金)

実施状況	年度:4月利用分～3月利用分端数切上		
	年度	利用数(回)	給付費(千円)
	令和元	6,558	3,214
	令和2	7,564	3,765
	令和3	8,138	4,069
	令和4	9,164	4,582
	令和5	9,545	4,773

(3)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

18 日常生活支援事業

(1)－1 事業の概要

事業名	生活訓練等事業(日常生活支援事業)【★地域生活支援事業任意日常生活支援の生活訓練等】																			
事業目的	障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を実施することにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。																			
事業概要	生活訓練等事業:日常生活上必要な訓練・指導等を受ける障がい者に地域生活支援給付費を支給する。 【市内の事業所】虹のネットワーク、さんさんくらぶ、プチ LIFE サポート、音楽サロンリナッシェ、プチLIFEサポート2nd																			
対象者等	市内に居住する障がい児・者																			
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費等補助金)																			
実施状況	平成 19 年4月より事業開始。利用者が登録事業者との契約締結後施設を利用。 年度:4月利用分～3月利用分端数切上																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>月平均利用者(人)</th><th>給付費(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元</td><td>31.3</td><td>17,704</td></tr> <tr> <td>令和2</td><td>34.3</td><td>20,524</td></tr> <tr> <td>令和3</td><td>39.8</td><td>22,856</td></tr> <tr> <td>令和4</td><td>45.8</td><td>25,637</td></tr> <tr> <td>令和5</td><td>51.3</td><td>28,061</td></tr> </tbody> </table>	年度	月平均利用者(人)	給付費(千円)	令和元	31.3	17,704	令和2	34.3	20,524	令和3	39.8	22,856	令和4	45.8	25,637	令和5	51.3	28,061	
年度	月平均利用者(人)	給付費(千円)																		
令和元	31.3	17,704																		
令和2	34.3	20,524																		
令和3	39.8	22,856																		
令和4	45.8	25,637																		
令和5	51.3	28,061																		

(1)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(2)－1 事業の概要

事業名	訪問入浴サービス事業【★地域生活支援事業任意日常生活支援事業】
事業目的	身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図り、福祉の増進を図ることを目的とする。
事業概要	在宅での入浴が困難なため、移動入浴車を利用する重度の身体障がい者に、地域生活支援給付費を支給する。 【登録訪問入浴事業所】(7事業所 R5.7.1現在)1 事業所休止予定(R5.8.1～)山形市社会福祉協議会、あっぷるケアサービス、アースサポート山形、アサヒサンクリーン在宅介護センター山形、ほほえみ入浴サービス(天童市)、SOMPOケア山形

	陣場訪問入浴、訪問入浴つばさ 【給付単価】入浴 12,500 円→12,640 円(自己負担 625 円→632 円)清拭・一部入浴 8,750 円→8,850 円(自己負担 437 円→442 円)(R2.7.1基準額改定) 【利用者負担】5%(生活保護世帯は無料)																																			
対象者等	市内に居住する 65 歳未満の身体障がい者(障がい児にあつては成人と同様の体格であるため居宅介護等の他のサービスを利用しての入浴が困難な者に限る)で、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に基づく訪問入浴介護を受けることができない者。ただし、障害支援区分3以上の者(障がい児の場合は区分3)とする。																																			
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費等補助金)																																			
実施状況	年度:4月利用分～3月利用分端数切上 <table><tr><th>年度</th><th>実利用者数 (人)</th><th>延利用者数 (人)</th><th>派遣回数 (回)</th><th>金額 (千円)</th></tr><tr><td>平成 30</td><td>23</td><td>241</td><td>1,612</td><td>19,800</td></tr><tr><td>令和元</td><td>26</td><td>225</td><td>1,990</td><td>23,670</td></tr><tr><td>令和2</td><td>30</td><td>336</td><td>2,167</td><td>26,419</td></tr><tr><td>令和3</td><td>33</td><td>334</td><td>2,252</td><td>27,096</td></tr><tr><td>令和4</td><td>28</td><td>329</td><td>2,113</td><td>25,429</td></tr><tr><td>令和5</td><td>29</td><td>300</td><td>1,802</td><td>21,667</td></tr></table>	年度	実利用者数 (人)	延利用者数 (人)	派遣回数 (回)	金額 (千円)	平成 30	23	241	1,612	19,800	令和元	26	225	1,990	23,670	令和2	30	336	2,167	26,419	令和3	33	334	2,252	27,096	令和4	28	329	2,113	25,429	令和5	29	300	1,802	21,667
年度	実利用者数 (人)	延利用者数 (人)	派遣回数 (回)	金額 (千円)																																
平成 30	23	241	1,612	19,800																																
令和元	26	225	1,990	23,670																																
令和2	30	336	2,167	26,419																																
令和3	33	334	2,252	27,096																																
令和4	28	329	2,113	25,429																																
令和5	29	300	1,802	21,667																																

(2)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(3)－1 事業の概要

事業名	日中短期入所事業(日常生活支援事業(日中一時支援))【★地域生活支援事業 任意日常生活支援事業の日中一時支援】
事業目的	障がい児・者の日中における活動の場を確保し、障がい児・者の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。
事業概要	居宅において介護を行う者が疾病等の理由により介護ができない場合、障がい児・者を障がい児・者支援施設等へ短期間入所させ、入浴、排泄又は食事の介護等のサービス提供を受ける障がい児・者に地域生活支援給付費を支給する。(宿泊を伴わない一時預りに限る。) 【市内の事業所】 すげさわの丘、向陽園、夢工房、のぞみの家、山形育成園、恵光園、国立病院機構山形病院、山形ひかり学園 【県の委託施設】 山形県立最上学園、山形県立やまなみ学園、山形県立鳥海学園、山形県立こども医療療育センター【利用者負担】5%(生活保護世帯は無料)

対象者等	障害支援区分認定を受け、「自立」以外で認定された障がい者及び必要と認められる障がい児																																								
国県補助	国1／2以内、県1／4以内(地域生活支援事業費等補助金)																																								
実施状況	年度:4月利用分～3月利用分端数切上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>延利用者(人) ※月別実利用者年計</th><th>①給付費(千円) ※請求額 (右記③+④)</th><th>②①のうち障がい児(千円)</th><th>③県委託施設利用者負担額(千円)</th><th>④市実負担額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元</td><td>323</td><td>3,030</td><td>146</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>令和2</td><td>127</td><td>1,022</td><td>42</td><td>3</td><td>1,020</td></tr> <tr> <td>令和3</td><td>109</td><td>934</td><td>54</td><td>3</td><td>932</td></tr> <tr> <td>令和4</td><td>93</td><td>761</td><td>68</td><td>4</td><td>757</td></tr> <tr> <td>令和5</td><td>103</td><td>816</td><td>91</td><td>5</td><td>811</td></tr> </tbody> </table> ※県委託施設の利用者負担分については、施設による代理徴収は行っており、利用者から市へ直接納付される。					年度	延利用者(人) ※月別実利用者年計	①給付費(千円) ※請求額 (右記③+④)	②①のうち障がい児(千円)	③県委託施設利用者負担額(千円)	④市実負担額(千円)	令和元	323	3,030	146			令和2	127	1,022	42	3	1,020	令和3	109	934	54	3	932	令和4	93	761	68	4	757	令和5	103	816	91	5	811
年度	延利用者(人) ※月別実利用者年計	①給付費(千円) ※請求額 (右記③+④)	②①のうち障がい児(千円)	③県委託施設利用者負担額(千円)	④市実負担額(千円)																																				
令和元	323	3,030	146																																						
令和2	127	1,022	42	3	1,020																																				
令和3	109	934	54	3	932																																				
令和4	93	761	68	4	757																																				
令和5	103	816	91	5	811																																				

(3)－2 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(4)－1 事業の概要

事業名	タイムケア事業【★地域生活支援事業任意日常生活支援事業の日中一時支援】																			
事業目的	障がいのある中高生等が特別支援学校(中学校・高校も可)等の下校後及び長期休暇期間中の活動の場について確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的とする。																			
事業概要	障がいのある生徒等に対して、平日の放課後及び長期休暇期間中に活動の場の提供。 【登録事業者】指定を受けた事業者(3事業所、R6.4.1現在指定期間 R6末)ハーモニイ、わたしの会社、ワークランドベにばな (事業時間)タイムケア:午前8時から午後6時原則一日1回3時間以上4時間まで (事業内容)日常生活支援、社会適応訓練、その他障害のある生徒等の特性にあわせた支援 【利用者負担】5%(生活保護世帯は無料)																			
対象者等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第4条第2項に規定する障がい児発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第2条第2項に規定する発達障がい児のうち、中学校及び高等学校に在籍する者、または 15 歳以上 18 歳未満のもの																			
国県補助	国1/2以内、県1/4以内(地域生活支援事業費等補助金)																			
実施状況	年度:4月利用分～3月利用分端数切上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>合計回数</th><th>金額(千円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元</td><td>2</td><td>13</td></tr> <tr> <td>令和2</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>令和3</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>令和4</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>令和5</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※R4.6 まで支給決定者 1 名、R4.7 から支給決定者なし		年度	合計回数	金額(千円)	令和元	2	13	令和2	0	0	令和3	0	0	令和4	0	0	令和5	0	0
年度	合計回数	金額(千円)																		
令和元	2	13																		
令和2	0	0																		
令和3	0	0																		
令和4	0	0																		
令和5	0	0																		

(4)－2 監査の結果

①事業の見直しについて

当事業に関しては、令和2年度以降支給実績がなく、また、予算化も行われていない。事業内容自体に需要がないことが想定されるため、想定利用者がより利用しやすい事業内容に変更することを検討するか、他の事業に資源を集中させる目的から事業自体の廃止を検討することが望ましい。【意見】

なお、当事業は、児童生徒の放課後の居場所づくりのため、市町村の任意事業として行われていたが、平成 24 年度に児童福祉法の改正により同様のサービスを提供する放課後等デイサービスが創設され、タイムケア利用者が放課後等デイサービスに移行することとなった。現在は、放課

後等デイサービス事業所が充実していること、タイムケアの利用者がいないことから、タイムケア事業を廃止したとしても市民に影響はないと思われる。

19 日常生活用具給付等事業

(1) 事業の概要

事業名	身体障がい児等日常生活用具の給付【☆地域生活支援事業必須日常生活用具給付等事業】			
事業目的	在宅の重度の障がい児に対し、訓練用ベッド、入浴補助用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより日常生活の便宜を図ることを目的とする。			
事業概要	在宅で重度の障がい児が日常生活を営む上で必要な用具を給付する。市は、申請を受付、審査、決定、通知を行う。利用者負担は、平成19年度から定率1割負担(所得に応じて負担上限あり)に改正した。(主な種目)電気式たん吸引器、ネブライザー、入浴補助具、頭部保護帽、特殊寝台、スローマ装具等			
対象者等	在宅の心身障がい児で、障がいの内容及び程度が用具給付の基準を満たしている者。概ね、身体障害者手帳1・2級、知的障害者療育手帳Aに該当する重度の障がい児が対象となる。			
国県補助	国 1/2 以内、県 1/4 以内(地域生活支援事業費等補助金)			
実施状況	端数切上			
	年度	件数	金額(円)	主な給付品目(件数)
	令和元	35	339,345	電気式たん吸引器(2)、ネブライザー(1)、入浴補助具(1)、体位変換器(1)、スローマ装具(30)
	令和2	34	1,079,340	電気式たん吸引器(1)、ネブライザー(0)、入浴補助具(2)、体位変換器(1)、スローマ装具(24)、その他(6)
	令和3	31	849,908	電気式たん吸引器(3)、ネブライザー(0)、入浴補助具(1)、体位変換器(1)、スローマ装具(21)、その他(5)
	令和4	36	396,501	電気式たん吸引器(2)、ネブライザー(1)、入浴補助具(0)、体位変換器(1)、スローマ装具(30)、その他(2)
	令和5	44	571,023	電気式たん吸引器(4)、ネブライザー(1)、入浴補助具(2)、体位変換器(0)、スローマ装具(34)、その他(3)

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

20 一時預かり等事業

(1) 事業の概要

事業名	一時預かり等事業 (病児・病後児保育事業、延長保育事業、障がい児保育事業)																																													
事業概要	家庭の事情や親の就労状況に応じ、認可保育所等において、必要な一時保育や延長保育等を実施する。																																													
	1 一時保育事業																																													
	(1)非定型保育																																													
	就労や職業訓練等により断続的に保育が困難な方のための保育を実施。																																													
	(2)緊急保育																																													
	育児疲れや冠婚葬祭等により、一時的に保育が困難な方のための保育を実施。																																													
	(3)余裕活用型																																													
	地域型保育事業において、育児疲れや冠婚葬祭等により、一時的に保育が困難な方のための保育を実施。																																													
	・利用実績																																													
	<table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">非定型保育</th><th colspan="2">緊急保育</th><th colspan="2">余裕活用型保育</th></tr><tr><th>施設数</th><th>延べ利用者数</th><th>施設数</th><th>延べ利用者数</th><th>施設数</th><th>延べ利用者数</th></tr><tr><td>令和2</td><td>32 施設</td><td>3,388 人</td><td>29 施設</td><td>2,134 人</td><td>1施設</td><td>13 人</td></tr><tr><td>令和3</td><td>32 施設</td><td>3,107 人</td><td>29 施設</td><td>2,512 人</td><td>2施設</td><td>24 人</td></tr><tr><td>令和4</td><td>34 施設</td><td>3,050 人</td><td>31 施設</td><td>2,481 人</td><td>1施設</td><td>12 人</td></tr><tr><td>令和5</td><td>34 施設</td><td>2,084 人</td><td>31 施設</td><td>2,194 人</td><td>1施設</td><td>38 人</td></tr></table>						年度	非定型保育		緊急保育		余裕活用型保育		施設数	延べ利用者数	施設数	延べ利用者数	施設数	延べ利用者数	令和2	32 施設	3,388 人	29 施設	2,134 人	1施設	13 人	令和3	32 施設	3,107 人	29 施設	2,512 人	2施設	24 人	令和4	34 施設	3,050 人	31 施設	2,481 人	1施設	12 人	令和5	34 施設	2,084 人	31 施設	2,194 人	1施設
年度	非定型保育		緊急保育		余裕活用型保育																																									
	施設数	延べ利用者数	施設数	延べ利用者数	施設数	延べ利用者数																																								
令和2	32 施設	3,388 人	29 施設	2,134 人	1施設	13 人																																								
令和3	32 施設	3,107 人	29 施設	2,512 人	2施設	24 人																																								
令和4	34 施設	3,050 人	31 施設	2,481 人	1施設	12 人																																								
令和5	34 施設	2,084 人	31 施設	2,194 人	1施設	38 人																																								
・利用実績																																														
<table><tr><th>年度</th><th>補助額</th></tr><tr><td>令和2</td><td>95,943 千円</td></tr><tr><td>令和3</td><td>105,664 千円</td></tr><tr><td>令和4</td><td>107,339 千円</td></tr><tr><td>令和5</td><td>108,673 千円</td></tr></table>						年度	補助額	令和2	95,943 千円	令和3	105,664 千円	令和4	107,339 千円	令和5	108,673 千円																															
年度	補助額																																													
令和2	95,943 千円																																													
令和3	105,664 千円																																													
令和4	107,339 千円																																													
令和5	108,673 千円																																													
2 病児保育事業																																														
(1) 病児対応型																																														
回復期に至っていないが、当面症状の急変が認められない児童を保育。																																														

・延べ利用人数	<table><tr><th>実施施設名</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>おひさまルーム (山形済生病院)</td><td>102 人</td><td>199 人</td><td>65 人</td><td>100 人</td></tr><tr><td>ひなたぼっこ (山形市立済生館)</td><td>141 人</td><td>209 人</td><td>51 人</td><td>144 人</td></tr></table>					実施施設名	R2	R3	R4	R5	おひさまルーム (山形済生病院)	102 人	199 人	65 人	100 人	ひなたぼっこ (山形市立済生館)	141 人	209 人	51 人	144 人									
	実施施設名	R2	R3	R4	R5																								
	おひさまルーム (山形済生病院)	102 人	199 人	65 人	100 人																								
	ひなたぼっこ (山形市立済生館)	141 人	209 人	51 人	144 人																								
	・補助等実績																												
	<table><tr><th>年度</th><th>補助額</th></tr><tr><td>令和2</td><td>18,882 千円</td></tr><tr><td>令和3</td><td>20,082 千円</td></tr><tr><td>令和4</td><td>16,062 千円</td></tr><tr><td>令和5</td><td>17,074 千円</td></tr></table>					年度	補助額	令和2	18,882 千円	令和3	20,082 千円	令和4	16,062 千円	令和5	17,074 千円														
	年度	補助額																											
	令和2	18,882 千円																											
	令和3	20,082 千円																											
	令和4	16,062 千円																											
	令和5	17,074 千円																											
	(2) 病後児対応型																												
	回復期であるが、集団保育が困難である児童を保育																												
	・延べ利用人数																												
	<table><tr><th>実施施設名</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>キンダーこども園</td><td>2 人</td><td>25 人</td><td>70 人</td><td>34 人</td></tr><tr><td>はやぶさ保育園</td><td>129 人</td><td>305 人</td><td>213 人</td><td>206 人</td></tr><tr><td>キンダー南館こども園</td><td>9 人</td><td>59 人</td><td>25 人</td><td>9 人</td></tr><tr><td>ひなたぼっこ (山形市立済生館)</td><td>39 人</td><td>151 人</td><td>43 人</td><td>76 人</td></tr></table>					実施施設名	R2	R3	R4	R5	キンダーこども園	2 人	25 人	70 人	34 人	はやぶさ保育園	129 人	305 人	213 人	206 人	キンダー南館こども園	9 人	59 人	25 人	9 人	ひなたぼっこ (山形市立済生館)	39 人	151 人	43 人
実施施設名	R2	R3	R4	R5																									
キンダーこども園	2 人	25 人	70 人	34 人																									
はやぶさ保育園	129 人	305 人	213 人	206 人																									
キンダー南館こども園	9 人	59 人	25 人	9 人																									
ひなたぼっこ (山形市立済生館)	39 人	151 人	43 人	76 人																									
・補助等実績																													
<table><tr><th>年度</th><th>補助額</th></tr><tr><td>令和2</td><td>23,946 千円</td></tr><tr><td>令和3</td><td>27,696 千円</td></tr><tr><td>令和4</td><td>24,848 千円</td></tr><tr><td>令和5</td><td>24,868 千円</td></tr></table>					年度	補助額	令和2	23,946 千円	令和3	27,696 千円	令和4	24,848 千円	令和5	24,868 千円															
年度	補助額																												
令和2	23,946 千円																												
令和3	27,696 千円																												
令和4	24,848 千円																												
令和5	24,868 千円																												
(参考)																													
<table><tr><th>実施施設名</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>さくら保育園(市立)</td><td>4人</td><td>65 人</td><td>77 人</td><td>109 人</td></tr></table>					実施施設名	R2	R3	R4	R5	さくら保育園(市立)	4人	65 人	77 人	109 人															
実施施設名	R2	R3	R4	R5																									
さくら保育園(市立)	4人	65 人	77 人	109 人																									
3 延長保育事業																													
おおむね午後 7 時までの延長保育を実施。																													

(2) 監査の結果

①実績報告に対する検査・調査について

延長保育事業において、実績報告に係る検査・調査について、補助金交付要綱に明確な規定や様式が存在しない。

市では、現地調査は行っていない、とのことである。

市では、山形市補助金等の適正化に関する規則第 14 条において、下記のとおり規定している。

「山形市補助金等の適正化に関する規則」より抜粋

(補助金等の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

以上より、補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)を確認する等、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、書類等の審査における実施事項及びその結果について文書として保管することを検討されたい。【意見】

②書類等審査チェックリスト等の利用について

本事業費に関して、市で一定の検査は実施しているが、補助対象者が支出した様々な支出取引に対して、業務完了時に書類等の審査項目を共通化したチェックリストに基づいた書類等の審査は実施されていなかった。書類等の審査を実施している場合は、具体的にどのような着眼点でどのような確認を行ったか、審査担当者が必要な確認が漏れないようにするためにも、また上席者が内容を確認するためにも、チェックリスト等によりチェック項目が可視化されていることは重要であると考え。

以上から、書類等の審査が均一な成果を確保しつつ実効性のあるものとするため、本事業担当部署において書類等の審査要領や書類等審査チェックシートを作成する等徹底されたい。【意見】

21 ファミリーサポートセンター事業

(1) 事業の概要

事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業目的	センターは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、労働者の福祉の増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
活動内容	①保育施設までの送迎や保育施設の終了後の預かり ②放課後児童クラブ迎えや終了後の預かり ③子どもの病気時の援助、保育施設・学校が休み時の預かり ④保護者の短期的・臨時的な仕事、冠婚葬祭や買い物等の外出など ⑤その他、必要な援助
活動の流れ	<pre> graph TD A([ファミリー・サポート・センター]) B([利用会員]) C([協力会員]) B -- ①援助依頼申込 --> A A -- ②援助依頼 --> C B <--> ③事前打ち合わせ後活動開始 C C -- ④活動終了後活動報告書の作成、サイン・報酬の授受 --> B C -- ⑤活動報告書提出 --> A </pre>
報酬の基準	①基本(月曜～土曜)7時～19時 700円 ②早朝・夜間、日曜・祝日 800円 ※おやつは、別途料金 ※キャンセル料無し ※活動件数について、協力会員が自宅を出発した場合キャンセルとはならず活動とみなされる。

(2) 監査の結果

①要綱に基づく実績報告の一部記載漏れについて

本事業の年度末における実績報告において、一部業務に関して事業報告書への記載が漏れていることが確認された。

本事業の業務委託仕様書において、「(2)会員の相互援助活動の受付と調整－⑤関係機関との連絡調整」の業務があり、例えば利用会員が育児ノイローゼ気味であったり、うつ症状が見られた場合に、母子保健課等につなぎ、保健師を派遣してもらう等を行うこととされているが、当該業務

に係る実績報告に関して、事業報告書への記載が確認されなかった。【指摘事項】

②会報誌の配布方法の見直しについて

本業務において、会員向け会報誌が紙媒体で送付されていた。

会報誌は、全会員に対して、「山形ファミリー・サポート・センターだより」として年に3回(4月、9月、1月)発行されているもので、各会員に送付されている。

現在、市では市民向けの広報誌「広報やまがた」は市HPに掲載されているほか、スマートフォンアプリ「LINE」に公式アカウントを作成して、情報発信を行っている。その他にも「こどもと親のチャット相談」や「子育て」に関する出生から各子育て段階での市の支援等を手厚く情報発信しており、市民に対する情報発信は電子化が進められているものと理解する。

市としては、「会報誌の電子化は課題として認識しており、会員のメールアドレスを把握していないことや、ホームページに掲載しても見ない会員がいるため、確実に届く紙媒体にしている。引き続き電子化を検討していく」との回答を得ている。

以上より、郵送料の値上げ等がある現状において、市民等への情報発信は電子化が進められていることから、会報誌についても電子化を引き続き検討していただきたい。【意見】

22 生活困窮者自立相談支援事業

(1) 事業の概要

事業名	生活困窮者自立相談支援事業							
事業概要	平成 27 年4月から生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的に、同法の必須事業として実施。 ①生活困窮者の相談受付 ②生活困窮者の抱えている課題を把握し、支援プランの策定。プランに基づき、具体的な支援サービスの提供を行う。 ③支援が計画的に行われているか、フォローアップを行い、定期的に支援調整会議で評価する。 ④他機関へのつなぎや、プランを見直し、再支援プランの策定。							
委託先及び人員体制	委託先:山形市社会福祉協議会(相談窓口は市社協と市役所2か所に開設) 人員体制:市社協に相談支援員4名、就労支援員及び家計改善支援員を各1名の計6名配置、市役所に相談支援員と家計改善支援員の2名配置。(市社協と市役所合わせて8名)							
事業費	令和5年度予算(委託料):31,046,000 円※国庫負担3/4 令和6年度予算(委託料):31,046,000 円※国庫負担3/4							
相談支援の実績	年度		H30	R 元	R2	R3	R4	R5
	問い合わせ・相談実人数		861	1,005	1,362	951	962	749
	〃 延件数		4,215	19,507	8,915	7,459	7,881	8,125
	主な相談の内容							
	収入・生活費のこと		3,404	897	1,223	921	895	730
	住まいに関すること		771	147	91	81	65	83
	債務について		632	231	81	126	107	184
	受付けた人数のうちスクリーニングに至った人数		861	1,005	1,362	951	962	749
	内 訳	他制度の状況提供等による支援終了者	712	828	1,272	886	871	640
プラン策定による支援対象者		149	177	90	65	91	109	
※各年度末現在数。								

	※平成30年度までの相談内容件数は重複あり、令和元年度からは新規相談のみ。
--	---------------------------------------

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

23 母子生活支援施設への措置入所

(1) 事業の概要

事業名	母子生活支援施設「むつみハイム」の概要について
事業目的	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性とその子ども、DV避難者である女性とその子ども等、問題を抱えた女性とその子どもの保護と自立を支援し、退所した者について相談その他の援助を行う。
事業概要	入所を希望する母子の住民登録のある自治体からの措置により、母子の保護を実施する。
設置主体	社会福祉法人出羽むつみ会(理事長:植松 茂) ・昭和 29 年 10 月設立認可 ・平成 14 年3月まで千手堂で母子寮(7世帯)を設置運営
施設概要	①敷地面積 1, 048. 93 m²(市有地を無償貸与) ②建物面積 1, 2264. 77 m² ③入所定数 20 世帯 ④建設年度 平成 13 年度 ⑤建設事業費 290,560 千円 国庫補助金 111,755 千円 県補助金 83,816 千円 山形市補助金 28,000 千円 44市町村負担金 37,000 千円 共同募金配分金 800 千円 自己資金 39,189 千円 ⑥施設内用 ・母子室 2LDK(6畳2間・台所・浴室・トイレ) 17室 ※うち1階部分の1室はバリアフリー仕様 1LDK(8畳1間・台所・浴室・トイレ) 3室 ※原則、夫の暴力等の危険から身を守る部屋として使用 ・乳児室 14.56 m² ・保育室 33.96 m² ・集会室 51.58 m² ・学習室 22.60 m² ・相談室 5.94 m² ・事務室 33.90 m²
職員数	【令和6年4月1日現在 12 人】 施設長1、施設長補佐兼主任母子支援員1、副主任兼少年指導員兼保育士1、母子支援員1、保育士兼母子支援員1、少年指導員兼事務員1、母子支援員兼保育補助員1、個別対応兼少年指導員1 少年指導員1、心理療法担当職員2、嘱託医1
入所要件	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子で、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる保護者とその児童
県外施設への措置状況	平成 30 年3月～令和元年 12 月:1世帯を県外施設へ措置 (措置費は平成 30 年4月分から令和元年 12 月分までの支払い) 令和6年1月～:1世帯を県外施設へ措置中 (措置費は令和6年2月分から支払い。)

運営費	措置自治体からの入所者に係る措置費による運営。																																																																																																													
入所経費 (措置費)	【むつみハイム】 ・措置費 1世帯あたり月額 385,628 円(令和5年度実績) ・光熱水費 入所者の個人負担 【県外母子生活支援施設】 ・措置費 1世帯あたり月額 284,695 円(令和5年度実績) ・光熱水費 入所者の個人負担																																																																																																													
国庫補助	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 負担率1/2																																																																																																													
予算決算 状況	(単位:千円) 【むつみハイム】 <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="4">決算</th><th>予算</th></tr> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> <tr> <td>歳入 (運営費負担金)</td><td>10,044</td><td>7,129</td><td>8,440</td><td>7,127</td><td></td></tr> <tr> <td>歳入 (入所者負担金)</td><td>6</td><td>4</td><td>27</td><td>13</td><td></td></tr> <tr> <td>歳出(委託料)</td><td>20,096</td><td>14,287</td><td>16,935</td><td>14,268</td><td></td></tr> <tr> <td>延世帯数</td><td>74 世帯</td><td>48 世帯</td><td>50 世帯</td><td>37 世帯</td><td></td></tr> </table> (単位:千円) 【県外母子生活支援施設】 <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="4">決算</th><th>予算</th></tr> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> <tr> <td>歳入 (運営費負担金)</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>278</td><td></td></tr> <tr> <td>歳入 (入所者負担金)</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>14</td><td></td></tr> <tr> <td>歳出(委託料)</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>570</td><td></td></tr> <tr> <td>延世帯数</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>実績なし</td><td>1 世帯</td><td></td></tr> </table> (単位:千円) 【母子生活支援施設】むつみハイム+県外母子生活支援施設 <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="4">決算</th><th>予算</th></tr> <tr> <th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th><th>R6年度</th></tr> <tr> <td>歳入 (運営費負担金)</td><td>10,044</td><td>7,129</td><td>8,440</td><td>7,405</td><td>9,676</td></tr> <tr> <td>歳入 (入所者負担金)</td><td>6</td><td>4</td><td>27</td><td>27</td><td>0</td></tr> <tr> <td>歳出(委託料)</td><td>20,096</td><td>14,287</td><td>16,935</td><td>14,838</td><td>19,353</td></tr> <tr> <td>延世帯数</td><td>74 世帯</td><td>48 世帯</td><td>50 世帯</td><td>38 世帯</td><td>54 世帯</td></tr> </table>						決算				予算	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	歳入 (運営費負担金)	10,044	7,129	8,440	7,127		歳入 (入所者負担金)	6	4	27	13		歳出(委託料)	20,096	14,287	16,935	14,268		延世帯数	74 世帯	48 世帯	50 世帯	37 世帯			決算				予算	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	歳入 (運営費負担金)	実績なし	実績なし	実績なし	278		歳入 (入所者負担金)	実績なし	実績なし	実績なし	14		歳出(委託料)	実績なし	実績なし	実績なし	570		延世帯数	実績なし	実績なし	実績なし	1 世帯			決算				予算	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	歳入 (運営費負担金)	10,044	7,129	8,440	7,405	9,676	歳入 (入所者負担金)	6	4	27	27	0	歳出(委託料)	20,096	14,287	16,935	14,838	19,353	延世帯数	74 世帯	48 世帯	50 世帯	38 世帯	54 世帯
	決算				予算																																																																																																									
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																																																																																																									
歳入 (運営費負担金)	10,044	7,129	8,440	7,127																																																																																																										
歳入 (入所者負担金)	6	4	27	13																																																																																																										
歳出(委託料)	20,096	14,287	16,935	14,268																																																																																																										
延世帯数	74 世帯	48 世帯	50 世帯	37 世帯																																																																																																										
	決算				予算																																																																																																									
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																																																																																																									
歳入 (運営費負担金)	実績なし	実績なし	実績なし	278																																																																																																										
歳入 (入所者負担金)	実績なし	実績なし	実績なし	14																																																																																																										
歳出(委託料)	実績なし	実績なし	実績なし	570																																																																																																										
延世帯数	実績なし	実績なし	実績なし	1 世帯																																																																																																										
	決算				予算																																																																																																									
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																																																																																																									
歳入 (運営費負担金)	10,044	7,129	8,440	7,405	9,676																																																																																																									
歳入 (入所者負担金)	6	4	27	27	0																																																																																																									
歳出(委託料)	20,096	14,287	16,935	14,838	19,353																																																																																																									
延世帯数	74 世帯	48 世帯	50 世帯	38 世帯	54 世帯																																																																																																									

(2) 監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

24 母子父子寡婦福祉資金の貸付け事業

(1) 事業の概要

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 《中核市法定移譲事務》
事業目的	母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低金利または無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図ることを目的とする。
事業概要	(1) 主な資金 ①修 学: 高校、短大、大学、専門学校、大学院の就学に必要な資金 (月額) ②技能修得: 父母が事業や就職に必要な知識技術を習得するための資金 (月額) ③修 業: 子が事業や就職に必要な知識技術を習得するための資金 (月額) ④就学支度: 就学や修業に必要な被服等の購入や入学金等の資金 ⑤就職支度: 就職に必要な被服等を購入するための資金 (2) 貸付金額 資金種別により限度額の範囲内で無理のない償還計画をもとに決定する。 (3) 償還期間: 原則3～10年(最長20年) ※資金種別による 据置期間: 貸付終了後、半年～1年(無利子) ※資金種別による (4) 利 率: 無利子(原則連帯保証人が必要)または低金利(年 1.0%) ※山形市では、新規貸付者への連帯保証人を必置としている。 (5) 根拠法令: 母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令、同法施行規則
実施主体	山形市(令和元年度中核市法定移譲事務)
特別会計の 設置	母子及び父子並びに寡婦福祉法第36条第1項において、当該事業を行う場合、特別会計の設置が義務付けられている。 《山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計》 (歳入) 一般会計繰入金、国からの借入金、貸付金償還金、他雑収入 前年度からの繰越金 (歳出) 貸付金、国への償還金、一般会計繰出金、予備費、事務費 ※事務費については、一般会計からの繰入金、違約金等により充当する。

実績		母子父子寡婦福祉資金貸付決定実績				令和6年3月末現在	
年度		資金種別				合計	
		修学資金	就学支度資金	修業資金	転宅資金		
R3	件数	1	1	-	-	2	
	貸付額(円)	424,500	370,000	-	-	794,500	
R4	件数	-	4	-	1	5	
	貸付額(円)	-	1,300,000	-	260,000	1,560,000	
R5	件数	3	2	1	-	6	
	貸付額(円)	5,520,000	770,000	780,000	-	7,070,000 (※1)	
※1 令和5年度において貸付を決定した貸付総額							
令和5年度の母父寡区分別貸付状況				令和6年3月末現在			
母寡区分	貸付金額	内 訳					
母子	2,840,000 円	新規(6 件) 2,840,000 円					
		継続(0 件) 0 円					
父子	0 円	新規(0 件) 0 円					
		継続(0 件) 0 円					
寡婦	0 円	新規(0 件) 0 円					
		継続(0 件) 0 円					
合計	2,840,000 円 (※2)	新規(6 件) 2,840,000 円					
		継続(0 件) 0 円					
※2 令和5年度において実際に貸付を実行した金額							

	令和5年度決算見込額 《貸付見込金額》 母子福祉資金 2,840,000 円 父子福祉資金 0 円 <u>寡婦福祉資金</u> 0 円 貸付見込額合計 2,840,000 円 《償還見込額》※母子父子寡婦合計 現年度償還見込額 17,444,444 円 <u>過年度償還見込額</u> 2,333,164 円 償還見込額合計 19,777,608 円 現年度償還率見込み 94.5% 現年度償還見込額 17,444,444 円 ÷ 調定額 18,460,540 円 ≒ 94.50 過年度償還率見込み 5.2% 過年度償還見込額 2,333,164 円 ÷ 調定額 45,203,970 円 ≒ 5.16
貸付システムの概要	名称:母子父子寡婦福祉資金貸付システム 使途:貸付管理、償還管理、滞納管理、統計処理等 契約の名称:母子父子寡婦福祉資金貸付システム機器等の賃貸借(再リース) 契約の相手方:株式会社YCC情報システム 契約の期間:令和6年4月1日から令和7年2月28日まで 契約金額:4月分から11月分まで 141, 020円(税込み) 12月分から2月分まで 135, 520円(税込み) ※令和7年3月から新たな貸付システムを導入予定。

(2)監査の結果

監査人は、本事業に関して担当部署へのヒアリング及び書類等の閲覧を実施した結果、特に記載すべき事項は確認されなかった。

第2 各事業の検証(情報システム関連)

1 情報システムの概要

(システム利用の概要)

市では、「山形市電子情報処理規則」において、情報セキュリティ管理について次のように定めている。

「山形市電子情報処理規則」より一部抜粋

(目的)

第 1 条 この規則は、この市における電子情報処理及び情報セキュリティ対策について必要な事項を定め、もって電子情報処理及び情報セキュリティ対策の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(情報セキュリティポリシーの策定)

第 18 条 この市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を総合的、体系的かつ具体的に整備するため、山形市情報セキュリティポリシー(以下この章において「情報セキュリティポリシー」という。)を定めるものとする。

(情報セキュリティポリシーの構成)

第 19 条 情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をもって構成する。

(情報セキュリティ基本方針)

第 20 条 情報セキュリティ基本方針は、対象とする情報資産への脅威、職員等の遵守義務、情報セキュリティ対策の体系等、この市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な考え方を定めるものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第 21 条 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ基本方針に基づき、この市の情報資産を取り扱ううえで遵守すべき行為及び判断等の基準等、情報セキュリティ対策を実施するうえで必要となる基本的な事項について定めるものとする。

第 20 条の「情報セキュリティ基本方針」は、市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な考え方を定めており、目的に「本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。」と定めている。

第 21 条の「情報セキュリティ対策基準」は、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、市の情報資産を取り扱ううえで遵守すべき行為及び判断等の基準等をより詳細に規定したものである。

この他、外部サービスを利用する場合、「クラウドサービス利用に関する手順」に準拠すべき手続を定めている(令和5年9月に「クラウドサービス利用に関する実施手順」を廃止し、「外部サービス利用に関する実施手順」に改正)。

(子ども・子育て支援施策関連事業で使用する主な情報システム)

山形市の子ども・子育て支援施策関連事業で使用する主な情報システムは下記のとおりである。

事業名	担当課	システム名	メーカー	主な用途
幼児教育・保育無償化事業	保育育成課	子ども・子育て支援システム「こあら」 施設等利用給付システム「ひつじ」	株式会社日本システムブレンズ	利用申込児入力、利用調整、支給認定、利用者負担徴収管理、施設給付費計算・支払など
実費徴収に係る補足給付事業				
第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)				
こども医療給付事業	こども家庭支援課	INSIDE医療費給付システム	株式会社アイシーエス	申請受付、医療費助成管理、受給者台帳管理など
児童手当	こども家庭支援課	基幹システム(ADWORLD)	株式会社日立システムズ	申請入力、支給認定、支給額計算・支払など
児童扶養手当				
健やか教育手当				
病児・病後児保育	保育育成課	病児保育支援システム「あずかるこちゃん」	株式会社グットバトン	市民のスマートフォンなどからの病児・病後児保育の予約管理
支援対象児童等見守り強化事業	こども家庭支援課	おやこよりそいチャットやまがた	SNS(LINE)を利用し、認定NPO法人フローレンスが運用	SNS(LINE)を通じて、市民と専門家とがコミュニケーションを図る
		kintone	サイボウズ株式会社	おやこよりそいチャットから得た情報を共有

2 各システムの検証

(1) 子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」

(概要)

子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」は、幼児教育・保育無償化事業、実費徴収に係る補足給付事業、第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)にて、利用申込児入力、利用調整、支給認定、利用者負担額徴収管理、利用者負担額滞納整理、副食費徴収管理、施設型給付費計算・支払、施設等利用給付(無償化給付)認定・利用状況登録・支払に使用している。

基幹システムからの住民情報の取込も可能であり、業務の大幅な効率化に寄与している。

子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」は、市販のソフトウェアであり、保育育成課では、他の業務にも使用する PC を通じてログインしている。

なお、子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」は、令和3年に施行の「地方公共団体情報システム標準化に関する法律」に従い、令和7年度に標準準拠システムへの移行を予定している。

事業名	幼児教育・保育無償化事業 第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)
事業目的	子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図る。 一定の要件を満たすひとり親世帯を対象に、第1子の保育料を2,600円、第2子

	以降を無料とし、負担軽減を図る。						
事業概要	下記の区分にて、保育料の無償化を行う。						
		認可保育所 認定こども園 (保育区分) 地域型保育事業	新制度幼稚園 認定こども園(教育区分)		私学助成幼稚園		認可外保育施設等 ※保育の必要性 の認定必要
			教育	預かり保育 ※保育の必要性 の認定必要	教育	預かり保育 ※保育の必要性 の認定必要	企業主導型 保育事業 ※保育の必要性 の認定必要
	3歳 ^{※1} ～ 小学校入学前	無償化 (徴収しない)	無償化 (徴収しない)	上限: 日額450円、 月額11,300円	上限25,700円	上限: 日額450円、 月額11,300円	上限37,000円
	満3歳児 (3歳になった日から最初の3月 31日までにある子ども)		無償化 (徴収しない)		上限25,700円		
	市町村民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳になった日から最初の3月 31日までにある子ども)		無償化 (徴収しない)	上限: 日額450円、 月額16,300円	上限25,700円	上限: 日額450円、 月額16,300円	
	市町村民税非課税世帯の 0～2歳児 ^{※2}	無償化 (徴収しない)					上限42,000円
^{※1} 3歳になった日の次の4月1日から ^{※2} 2歳になった日から最初の3月31日まで							
また、副食費については下記のとおりとする。							
図表2-1 無償化に係る、保護者負担の考え方(3歳以上児)							
令和元年9月まで 保育所等 幼稚園 令和元年10月以降 共通化 保育料 利用料 共通化 副食費 (給食提供) 副食費 (給食提供) 副食費 (給食提供) 主食費 (給食または持参) 主食費 (給食または持参) 主食費 (給食または持参) 保護者負担 保護者負担 保護者負担							

	図表3-1 食材料費(副食費)負担軽減対象世帯(従来の保育料無償化世帯)		
	区分	国制度	市制度
	ア 年収約360万円未満相当世帯	○	○
	イ 第3子(未就学 ^{※1} の兄弟あり)	○	○
	ウ ^{※2} 第3子(未就学 ^{※1} の兄弟なし)	×	○
※1 教育認定は、小学校3年生まで ※2 ウの世帯は、従来市単独で保育料を無償化			

事業名	実費徴収に係る補足給付事業
事業目的	国の方針に基づき、年収約 360 万円未満相当世帯や多子世帯の第3子以降の子ども等に対する配慮として、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園の利用者について、副食費の負担の免除措置のため「実費徴収に係る補足給付事業」による支援を行う。
事業概要	以下により副食費免除を実施した施設に対して交付する。 交付を受けた施設は、該当する保護者から副食費の徴収を免除する。 ア 国の基準に基づくもの(国庫補助対象) ① 保護者の市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満である者 ② 保護者の市町村民税所得割額が非課税である者 ③ 小学校第3学年修了前子どもから数えて第3子以降の子どもの保護者 イ 市独自の基準に基づくもの(国庫補助対象外) 生計を一にする子どもが3人以上いる場合の第3子以降の子どもの保護者
金額	施設がその徴収を免除した保護者が支払うべき実費徴収額とし、対象となる子ども1人当たり月額 4,800 円を上限とする
補助負担	国庫補助1/3、県費補助1/3、市費補助1/3

(実施した手続)

監査人は、事務の概要を把握するとともに、ID及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体等による情報の持出しが制限されているか、バックアップ管理やシステムのバージョンアップ管理が適切に行われているかについて、担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

①ID の操作権限について

山形市情報セキュリティ対策基準では、下記のとおり定めている。

「山形市情報セキュリティ対策基準」より一部抜粋

(1) アクセス制御等

① アクセス制御

情報セキュリティ責任者または個別システム管理者は、所管するネットワークまたは情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

② 利用者IDの取扱い

(ア) 情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴う利用者IDの取扱い等の方法を定めなければならない。

(イ) 職員等は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、情報セキュリティ責任者または個別システム管理者に通知しなければならない。

(ウ) 情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、利用されていないIDが放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検しなければならない。

③ 特権を付与されたIDの管理等

(ア) 情報セキュリティ責任者または個別システム管理者は、所管する情報システムの管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

(イ) 情報セキュリティ責任者または個別システム管理者は、その特権を代行する者を、あらかじめ指名しなければならない。

(ウ) 情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、特権を付与されたID及びパスワードの変更について、委託事業者に行わせてはならない。

(エ) 情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、特権を付与されたID及びパスワードについて、職員等の端末等のパスワードよりも定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化しなければならない。

(オ) 情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、特権を付与されたIDを初期設定以外のものに変更しなければならない。

(4) 認証情報の管理

① 情報セキュリティ責任者または個別システム管理者は、職員等の認証情報を厳重に管理しなければならない。認証情報ファイルを不正利用から保護するため、オペレーティングシステム等で認証情報設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。

② 情報セキュリティ責任者または個別システム管理者は、職員等に対してパスワードを発行する場合は、仮のパスワードを発行し、初回ログイン後直ちに仮のパスワードを変更させなければ

ならない。

③情報セキュリティ責任者または個別システム管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

(5)特権による接続時間の制限

情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、特権によるネットワーク及び情報システムへの接続時間を必要最小限に制限しなければならない。

子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」では、すべての ID に対して管理者権限が付されており、入力のための一般権限がない。また、子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」の ID パスワードは共通であり、片方だけログイン可能になる仕様は存在しない。

このため、結果として、普段の業務に必要な範囲を超えた権限付与が行われている。【指摘事項】

さらに、同様に、管理者権限が付されている ID について、パスワードの「定期変更、入力回数制限等のセキュリティ機能を強化」を行っていない。【指摘事項】

業務に必要な範囲を超えた権限の付与は、不用意な情報流出の可能性、意図しないシステム上の設定の変更の可能性をいらずに高めるものであり、早急に改善する必要がある。

また、人事異動などの ID の改廃が必要な場合には、ID 自体の改廃は行わず、保育育成課の出席者がこれまで使用していた ID のパスワードの初期化を行い、新担当者に初期パスワードを通知し、初回ログイン時に初期パスワードを複雑化の要件を満たした新パスワードを設定するよう指示することで運用している。しかし、システム上、複雑化されたパスワード以外受け付けない仕様にはなっていないこともあり、複雑化された新パスワードに変更されたかどうかの確認は行っていない。

【指摘事項】

令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、パスワードポリシーに準拠しないパスワードは、そもそも受け付けない仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。【意見】

②プログラム変更管理について

山形市情報セキュリティ対策基準では、下記のとおり定めている。

「山形市情報セキュリティ対策基準」より一部抜粋

(6)情報システムの変更管理

情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。

(7)開発・保守用のソフトウェア更新等

情報セキュリティ責任者及び個別システム管理者は、開発・保守用のソフトウェア等を更新または修正プログラムの適用をする場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

子ども・子育て支援システム「こあら」、施設等利用給付システム「ひつじ」では、操作上の不具合を感じた場合にバージョンアップをベンダーに依頼する。ベンダーより保育育成課担当者へ電子メールにてバージョンアッププログラムを受信し、これを実行することでバージョンアップが完了する。しかし、バージョンアッププログラムの実行時に関係者間での実行操作承認行為等はなく、変更履歴の作成は行っていない。【指摘事項】

令和7年度に移行予定の標準準拠システムでは、関係者のアップデート承認操作が必要となる仕様にする等、セキュリティ対策がより確実に実行されるような体制にすることを検討されたい。【意見】

(2)INSIDE 医療費給付システム

(概要)

INSIDE 医療費給付システムは、こども医療給付事業にて、受給者対象者台帳管理、医療証発行回収管理、申請受付、医療費助成管理等に使用している。

基幹システムからの住民情報の取込や医療機関・各健康保険とのレセプトデータ交換等、業務の大幅な効率化に寄与している。

INSIDE 医療費給付システムは市販のソフトウェアであり、こども家庭支援課では、もっぱら当該システムのアクセスに使用する PC を通じてログインしている。

事業名	こども医療給付（県は子育て支援医療給付）
事業目的	こどもの医療費を助成し、健やかな成長に寄与する。
事業概要	こどもの健康保険各法に基づく診療の自己負担分を助成。 《公的医療保険制度の自己負担率》 小学校入学前までは2割、小学校入学後は3割 ○一部負担金なし(県事業外の部分を市単独事業で無料化) 《県事業》 外来:小学校3年生、入院:中学校3年生まで（3歳以上で、所得税を課税された者に扶養されている者は、一部負担金有）
対象	入院:0歳～18歳到達の年度末 外来:0歳～18歳到達の年度末

実施状況

令和 6 年 3 月 31 日現在 受給対象者数 28,391 人 うち一部負担金
有 13,621 人

年 度	受給対象者数		年間受診件数		支給額(扶助費) (千円)		千円未満 切上
30	31,449	(12,071)	546,354	(159,605)	1,125,098	(417,477)	
元	30,832	(12,036)	533,928	(160,037)	1,115,927	(422,778)	
2	30,255	(11,941)	433,748	(138,572)	967,789	(381,258)	
3	29,715	(11,918)	466,121	(148,761)	1,084,410	(410,725)	
4	29,144	(12,810)	475,476	(156,919)	1,112,528	(442,631)	
5 見	28,391	(13,621)	535,985	(177,929)	1,266,727	(544,171)	
6 予	33,595	(17,624)	519,661	(215,890)	1,238,061	(587,341)	

※ 表中の受給対象者数は年度末の人数 ※ () は市単独分の再掲、令和 6 年高校生 5,958 人含む
※ 未熟児件数除く

※ 年1回、現況(所得税等)を内部で確認し、誕生月の下旬に医療証を更新。

(実施した手続)

監査人は、事務の概要を把握するとともに、ID及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体等による情報の持出しが制限されているか、バックアップ管理やシステムのバージョンアップ管理が適切に行われているかについて、担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

INSIDE 医療費給付システムは、ID パスワード管理、バックアップ管理やシステムのバージョンアップ管理は、こども家庭支援課からの所定の申請を通じて、情報企画課が主に行っており、また、記録媒体等による情報出力については専用端末を設けていた。監査結果として、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(3) 基幹システム(ADWORLD)

(概要)

基幹システム(ADWORLD)は、住民記録や税業務、多くの市民に密接に関係する業務を行うためのシステムである。山形市は、昭和 58 年からこれらの業務の電算化を開始、平成 20 年度に全面的にシステムを刷新した上で、運用している。基幹システムの機能は多岐に渡り、児童手当、児童扶養手当、健やか教育手当のいずれの事業でも、住民情報の利用や金額算定等業務の大幅な効率化に寄与している。

事業名	児童手当の支給に係る事務																								
事業目的	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。																								
制度概要	○受給者 ①児童を監護し、かつ生計を同じくする父又は母 ②父母に監護されない児童を監護し、かつ生計を維持する者 ③施設入所児童が入所している施設の設置者(又は、児童本人) ○対象児童 0 歳～中学生まで(15 歳に到達後の最初の年度末まで) <u>※令和 6 年 10 月分から制度改正により支給対象を高校生(18 歳到達後の最初の年度末)まで延長</u> ○手当額(児童 1 人あたりの月額) ・3 歳未満 15,000 円 ・3 歳以上～小学生 第 1～2 子 10,000 円 第 3 子以降 15,000 円 ・中学生 10,000 円 ※令和 4 年 6 月(令和 4 年 10 月支給分)から所得制限上限額が設けられ、前年中(1～5 月分は前々年)の所得が所得上限限度額以上の者に対しては、児童手当等を支給しない。 <u>※令和 6 年 10 月分(令和 6 年 12 月支給分)から制度改正により所得制限が撤廃され、第 1 子・第 2 子について、0 歳から 3 歳未満については月額 15,000 円、3 歳から高校生については月額 10,000 円、多子加算については第 3 子以降 30,000 円が支給される。また、多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22 歳年度末の上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウントの対象とする。</u> 【所得制限限度額表】 <table><tr><td>扶養親族等 人数</td><td>0人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td></tr><tr><td>所得額</td><td>622 万円</td><td>660 万円</td><td>698 万円</td><td>736 万円</td><td>774 万円</td></tr></table> 【所得上限限度額表】 <table><tr><td>扶 養 親 族 等人数</td><td>0人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td></tr><tr><td>所得額</td><td>858 万円</td><td>896 万円</td><td>934 万円</td><td>972 万円</td><td>1,010 万円</td></tr></table>	扶養親族等 人数	0人	1人	2人	3人	4人	所得額	622 万円	660 万円	698 万円	736 万円	774 万円	扶 養 親 族 等人数	0人	1人	2人	3人	4人	所得額	858 万円	896 万円	934 万円	972 万円	1,010 万円
扶養親族等 人数	0人	1人	2人	3人	4人																				
所得額	622 万円	660 万円	698 万円	736 万円	774 万円																				
扶 養 親 族 等人数	0人	1人	2人	3人	4人																				
所得額	858 万円	896 万円	934 万円	972 万円	1,010 万円																				

	(注1)「扶養親族等人数」は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族等をいう。 (注2)扶養親族等人数が5人以上の場合、1人につき 38 万円を加算する。 (注3)「所得」は、市町村民税課税台帳の「総所得金額」をいう。 (注4)児童手当の所得判定は、「所得」から一律控除額(8万円)等を引いた金額で行う。 ○支払期日 2月、6月、10月の各月10日に、前月分までを支給する(原則、口座振込)。 <u>※制度改正後、令和6年12月支給分から各月(偶数月)の年6回の支払いとする。</u> ○その他 * 公務員には所属庁から支給される(全額所属庁負担)。 * 手当から保育料や学校給食費等を徴収できる。 * 支払を受ける前に市町村へ寄附できる。 * 受給権の保護＝譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 * 公課の禁止。
費用負担割合	■制度改正前の負担割合 国:地方＝2:1 【内訳:国 4/6 県 1/6 市 1/6】 ※ただし、被用者(☆)に支給する 3 歳未満の子どもの分のみ、国 37/45、県 4/45、市 4/45(国の負担部分に事業主負担分 7/15(21/45)が含まれる) ■制度改正後の負担割合(令和6年通常国会提出) 支援納付金(国と仮定):国:地方＝3:4:2 【内訳:支援納付金(★)3/9、国 4/9、県 1/9、市 1/9】 ※ただし、被用者・非被用者(☆)に支給する3歳未満児童分のみ下記のとおり 被用者…支援納付金 3/5、事業主負担 2/5、<u>地方負担なし</u> 非被用者…支援納付金 9/15、国 4/15、県 1/15、市 1/15 ☆)被用者＝厚生年金加入者 ★)支援納付金＝子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が国会に提出された。 支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとして「子ども・子育て支援特例公債」を発行。

実施状況	○受給者等推移					
	年 度	受給者	うち 特 例 給付	対象児童	うち 特 例 給付	支給額(千円)
	元	16,807	1,138	27,221	1,904	3,455,720
	2	16,443	1,150	26,628	1,929	3,384,310
	3	15,988	1,087	25,896	1,805	3,299,940
	4	15,034	542	24,161	844	3,158,345
	5	14,448	524	23,111	793	3,026,950
(人数は年度末時点、5年度は2月末時点)						
決算 (5年度)	【歳出】 扶助費 3,026,950,000 円 (予算額 3,199,915 千円) 【歳入】 国交付金 2,115,552,999 円 (予算額 2,232,645 千円) 県負担金 458,999,998 円 (予算額 483,632 千円) 計 2,574,552,997 円 (予算額 2,716,277 千円)					
備考	【児童手当からの保育料や給食費等の徴収について】 ○保育料 保育料を滞納している者のうち、支払に誠意のない者を対象に、その者が支払うべき保育料の全部または一部を児童手当から特別徴収することができるが、令和4年度の実績はなかった。 ・令和5年度(令和6年2月までの実績) 徴収対象者(延べ人数) 0人 徴収額 0円 ○給食費等 保護者からの申出を受けて、学用品購入費など学校教育に伴って必要な費用の滞納分を徴収した。令和3年度から給食費の徴収を学校で行わなくなり、給食費の徴収の実績はなかった。 ・令和5年度(実績) 徴収対象者(延べ人数)248人 徴収額 9,770,593 円					

事業名	児童扶養手当の支給に係る事務
事業目的	両親または父母の一方がいない状態にある児童の生活の安定と健やかな成長を図る。
事業概要	○母子家庭・父子家庭・両親がいない状態の児童の保護者に手当を支給する。 (児童＝18歳になった年度末まで(障害児は20歳未満)) ※上記の家庭状況以外にも、父または母が「重度の障害」「1年以上の遺棄・拘禁」 「生死不明」の場合も該当する。

	※児童が「児童福祉施設入所」「(児童福祉法上の)里親委託」の場合は非該当。 ※H22.8月から父子家庭も対象となった ※H24からDV被害者も対象となった。 ※H26から年金との併給規制が解消された。(重要要望取り下げ) ※H28.8月から多子加算額を増額 ※H30.8月から全額支給の所得制限限度額を引き上げ ※R 3.3月から障害年金との併給調整が見直された。 ○申請日の翌月分から支給開始 ○支給日は年6回(原則、口座振込) 各月11日 5月(3月～4月分)、7月(5月～6月分)、9月(7月～8月分) 11月(9月～10月分)、1月(11月～12月分)、3月(1月～2月分) ※令和元年11月から定期支払月を隔月支給(奇数月)に変更 支給回数 年3回→年6回
手当額	【現在の手当額(令和6年度)】 第1子手当額(全額支給の場合) 月額 45,500 円 同上(一部支給の場合) 月額 45,490～10,740 円 第2子加算額(全額支給の場合) 月額 10,750 円 同上(一部支給の場合) 月額 10,740～ 5,380 円 第3子以降加算額(全額支給の場合) 月額 6,450 円 同上(一部支給の場合) 月額 6,440～ 3,230 円 ※ 受給者の所得によって、手当額の一部又は全額が支給停止となる。 ※ 同居の親族(のうち最も所得の高い者)についての所得制限もあり、一定の所得を超えると手当額の全額が支給停止となる。 ※ 全部が支給停止となった場合は、多子加算も支給されない。 ※ 手当額は全国消費者物価指数に応じて毎年度、改定される。 ◇令和6年4月から月額3.2%引き上げられました。
所得制限	○受給者本人の所得制限額 (前年末時点での)扶養親族人数により変動(1人増える毎に制限額に38万円を加算) 0人の場合 所得192万円以上→支給停止 所得49万円未満→全額支給 1人の場合 所得230万円以上→支給停止 所得87万円未満→全額支給 ○同居の家族の所得制限(次の所得額以上の所得がある場合は全額支給停止) (前年末時点での)扶養親族数により変動(1人増える毎に制限額に38万円を加算) 0人の場合:所得236万円以上 1人の場合:所得274万円以上

実施状況	○受給者等推移(福祉行政報告例による)					
	年度	有資格者	全部支給	一部支給	支給停止	支給額(千円)
	30	1,857	885	745	227	822,741
	元	1,775	815	750	210	1,030,136
	2	1,743	782	730	231	781,099
	3	1,699	715	752	232	747,479
	4	1,637	676	733	228	711,049
	5	1,701	628	751	322	679,343
	(人数は年度末時点)					
決算 (5年度)	【歳出】 扶助費 679,342,660 円 (予算額 702,510 千円) 【歳入】 国交付金 226,222,755 円 (予算額 234,169 千円)					

事業名	山形市健やか教育手当の支給に係る事務＜市単独事業＞																																				
事業目的	両親または父母の一方がいない状態にある児童の教育・福祉の増進を図る。																																				
事業概要	・義務教育中の児童がいる母子家庭・父子家庭・両親がいない家庭等の保護者で、市民税の所得割が非課税相当の者に手当を支給する。 ひとり親の児童1名あたり 月額 2,500 円 両親がいない児童1名あたり 月額 4,000 円 ※上記の家庭状況以外にも、父または母が「重度の障害（該当する障害の程度は児童扶養手当と同じ）」、「長期にわたり遺棄・拘禁」の場合も該当する。 また、平成26年6月から配偶者によるDV被害者も対象に加えた。 ※児童が「児童福祉施設入所」「（児童福祉法上の）里親委託」「別居」の場合は支給停止。 ・申請月分から支給開始 ・支給日は年2回（原則口座振込） 9月30日（4月～9月分）と3月31日（10月～3月分）																																				
実施状況	○受給者数（令和6年3月末現在） ひとり親（母子） 698 人（児童数 946 人） ひとり親（父子） 26 人（児童数 38 人） <u>両親なし 2 人（児童数 2 人）</u> 合計 726 人（児童数 986 人） ○支払状況 <table><tr><th>年度</th><th>支払期</th><th>ひとり親支払件数</th><th>両親なし支払件数</th><th>支払額</th><th>年度別支払額</th></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>R 3.9</td><td>795</td><td>3</td><td>15,856,000</td><td rowspan="2">32,197,500</td></tr><tr><td>R 4.3</td><td>816</td><td>4</td><td>16,341,500</td></tr><tr><td rowspan="2">4</td><td>R 4.9</td><td>763</td><td>3</td><td>15,435,000</td><td rowspan="2">31,382,500</td></tr><tr><td>R 5.3</td><td>776</td><td>3</td><td>15,947,500</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td>R 5.9</td><td>724</td><td>2</td><td>14,335,500</td><td rowspan="2">29,296,000</td></tr><tr><td>R 6.3</td><td>748</td><td>2</td><td>14,960,500</td></tr></table>	年度	支払期	ひとり親支払件数	両親なし支払件数	支払額	年度別支払額	3	R 3.9	795	3	15,856,000	32,197,500	R 4.3	816	4	16,341,500	4	R 4.9	763	3	15,435,000	31,382,500	R 5.3	776	3	15,947,500	5	R 5.9	724	2	14,335,500	29,296,000	R 6.3	748	2	14,960,500
年度	支払期	ひとり親支払件数	両親なし支払件数	支払額	年度別支払額																																
3	R 3.9	795	3	15,856,000	32,197,500																																
	R 4.3	816	4	16,341,500																																	
4	R 4.9	763	3	15,435,000	31,382,500																																
	R 5.3	776	3	15,947,500																																	
5	R 5.9	724	2	14,335,500	29,296,000																																
	R 6.3	748	2	14,960,500																																	

(実施した手続)

監査人は、事務の概要を把握するとともに、各手当の自動計算の正確性について、担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を行った。その際、各手当についてそれぞれ実際の支給額を母集団として無作為に抽出した3件について、理論値と同金額に算出されているか再計算を行った。

(監査の結果)

監査結果として、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(4) 病児保育支援システム「あずかるこちゃん」

(概要)

従来、市内の病児保育事業(病児2施設・病後児5施設)においては、施設を利用する場合、事前登録が必要であり、窓口で手続きが必要であった。また、本予約、キャンセルが電話対応となり、緊急に利用をする場合の空き状況等の確認が困難であった。

そこで、スマートフォン等による事前登録などを可能にすることで、新型コロナウイルスの感染リスク軽減及び「予約状況の見える化」等の利便性向上を図ることを目的とし、病児・病後児保育に係る予約システムサービスを令和3年6月から導入した。

病児保育支援システム「あずかるこちゃん」は、株式会社グットボタンが提供するシステムサービスである。

なお、病児保育支援システム「あずかるこちゃん」は、山形連携中枢都市圏における広域利用において利用促進を図る観点から、山形連携中枢都市圏を構成する他市において先行導入しているシステムと同一のシステムを使用している。

(実施した手続)

監査人は、事務の概要を把握するとともに、病児保育支援システム「あずかるこちゃん」が、「山形市クラウドサービス利用に関する実施手順」に準拠して導入・管理されているかについて、担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

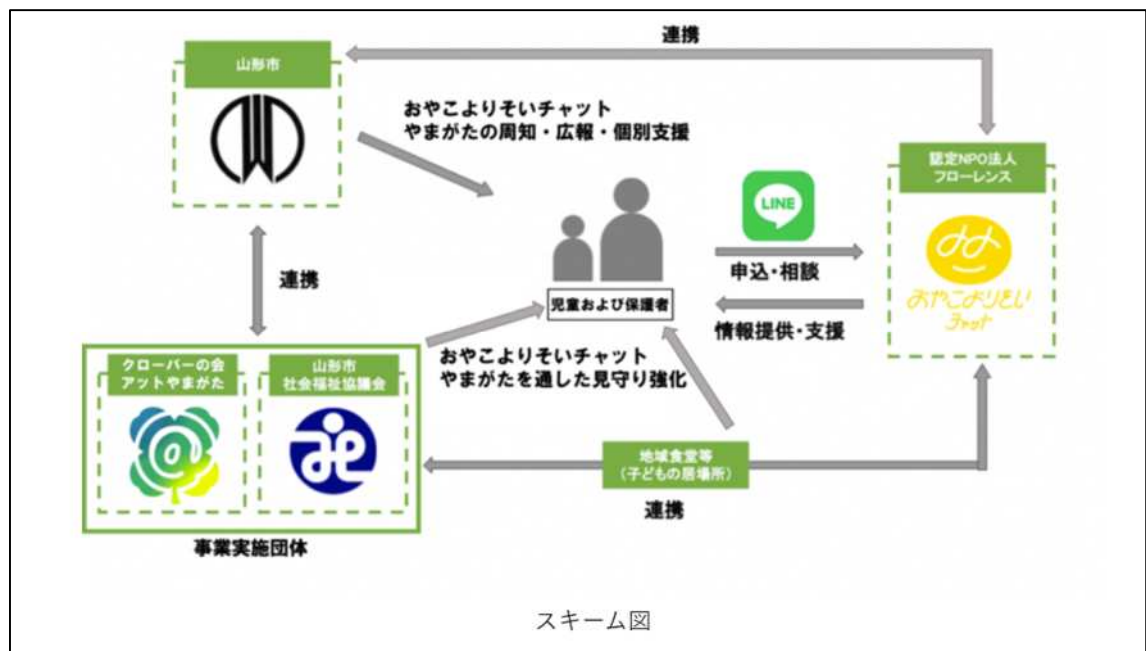
「山形市クラウドサービス利用に関する実施手順」で定める様式にて作成された検討資料等を閲覧した。監査結果として、特に記載すべき事項は確認されなかった。

(5) おやこよりそいチャット

(概要)

おやこよりそいチャットは、認定 NPO 法人フローレンスが運用する SNS (LINE) を利用したサービスであり、山形市社会福祉協議会等と連携し、LINE でつながった子育て世帯に、オンラインで継続的に声をかけ、ゆるやかに相談を受ける中で、必要な情報提供・支援を図っている。

また、この際、支援者間である山形市社会福祉協議会等との情報共有にはサイボウズ株式会社の「kintone」にて、情報共有を行っている。



(出典：山形市ホームページ)

(実施した手続)

監査人は、事務の概要を把握するとともに、おやこよりそいチャットが、『『おやこよりそいチャット やまがた』公式 LINE 運用手順』に、また、情報共有に用いるサイボウズ株式会社の「kintone」が、「山形市クラウドサービス利用に関する実施手順」に準拠して導入・管理されているか担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

「山形市クラウドサービス利用に関する実施手順」で定める様式にて作成された検討資料等を閲覧した。監査結果として、特に記載すべき事項は確認されなかった。

第3 「山形市子ども貧困対策に係る計画」について

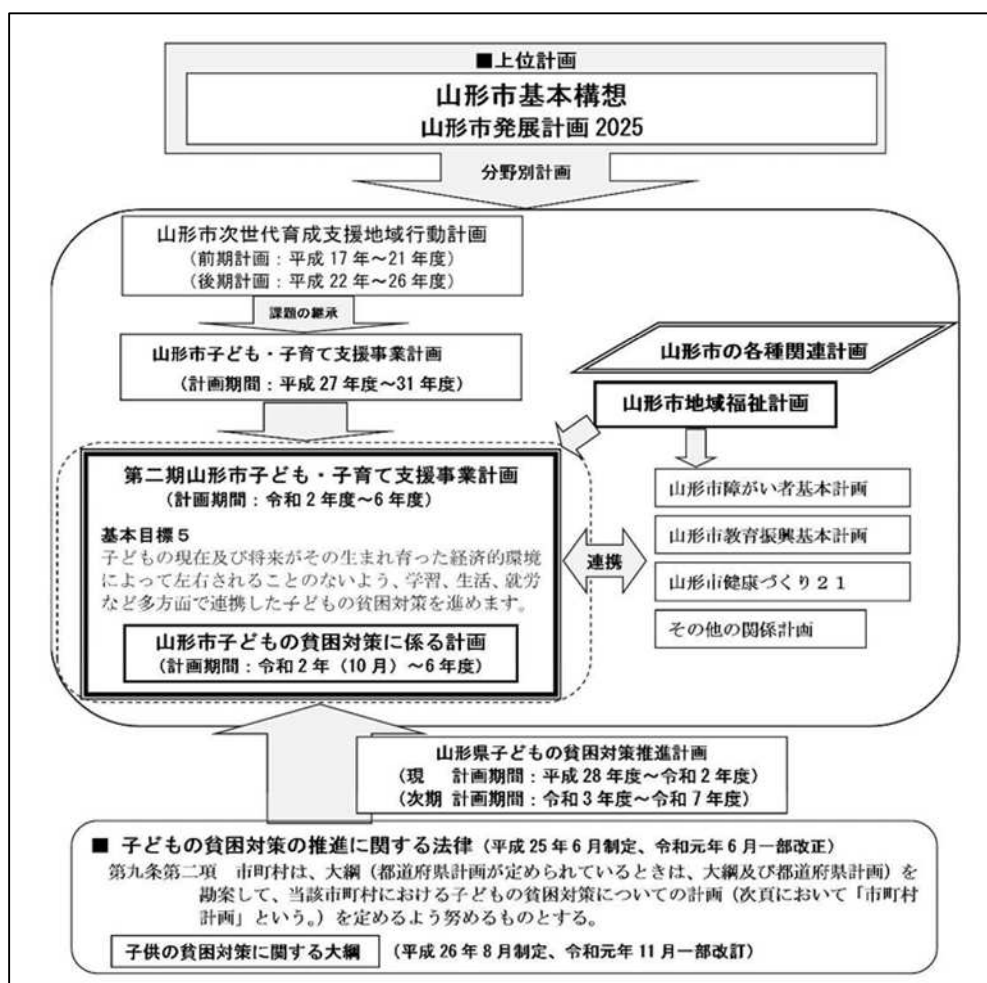
1 山形市子どもの貧困対策に係る計画について

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村に対し子どもの貧困対策に係る計画を策定することが、努力義務化された。これに伴い市は、令和2年3月策定の「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」のなかで、子どもの貧困対策についても基本目標のひとつに掲げている。

また、子どもの貧困対策に係る施策を重点的に推進するため、令和2年10月～令和6年度を対象期間とし、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」を策定している。

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」と、各種計画、法令との関係は下図のとおり。



（出典：「山形市子どもの貧困対策に係る計画」）

(2) 子どもの貧困に係る現状と課題

山形県では、下表のとおり、平成 30 年度を調査期間とした生活実態調査を実施している。

図表 2-5 「山形県子どもの生活実態調査」の概要

調査対象	計 7,591 世帯 平成 30 年 4 月 1 日、現在満 5 歳 ³ （年長児相当）、満 10 歳（小学 5 年生）、満 13 歳（中学 2 年生）、満 16 歳（高校 2 年生相当）の子どもとその保護者
調査方法	住民基本台帳から上記対象年齢毎に 5 分の 1 程度を無作為に抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調査期間	平成 30 年 8 月 9 日から 9 月 3 日まで
有効回答 (回答率)	子ども 1,807 世帯 (30.5%) ※満 5 歳を除く 5,919 世帯中 保護者 2,529 世帯 (33.3%) 最終結果については、平成 30 年度末にとりまとめ公表
集計区分	平成 28 年国民生活基礎調査に基づき、世帯の所得に応じて次のとおり設定し集計。 A 世帯 ⁴ 等価可処分所得 ⁵ が 122 万円未満の世帯 B 世帯 等価可処分所得が 122 万円以上の世帯
備 考	※厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査（平成 27 年の所得）」において算出された等価可処分所得の中央値（244 万円）の半分の額（122 万円）が「貧困線」とされている。 ※本調査では、世帯の所得について、回答者の負担感や回収率への影響を考慮し、50 万～100 万円といった数値の幅を持たせた選択肢で把握することとしたため、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯の所得とみなして算出した。 (例) 世帯の所得が「500～550 万円」、世帯人員が「5 人」と回答した場合 世帯の所得：(500 万円+550 万円) ÷ 2 = 525 万円 等価可処分所得：525 万円 ÷ √5 = 234.8 万円

（出典：「山形市子どもの貧困対策に係る計画」）

市では、この調査の集計結果のほか、独自のヒアリング調査の結果等を踏まえ、下記のように課題を認識している。

視点	現状	課題
「山形県子どもの生活実態調査」	等価可処分所得122万円未満の世帯(以下A世帯)では、生活が苦しいと回答した世帯比率は75.8%であり、122万円以上の世帯(以下B世帯)の44.1%を上回る	・ひとり親家庭等に対する就労及び生活支援
	A世帯では、公共料金、住宅ローン・家賃の滞納経験があると回答した世帯比率は約1割	・親の家計管理・生活基盤・生活習慣の立て直し
子どもの進学状況	A世帯の子どもの大学進学希望率は39.6%であり、B世帯の56.0%を下回る	・進学に向けた資金の確保 ・教育・学習支援の拡充
子どもと保護者のコミュニケーション	A世帯ではB世帯よりも子どもとのコミュニケーション時間が少ない	・孤立家庭の解消と子どもの居場所づくり
公的支援制度の利用意向等	A世帯ではB世帯よりも公的支援制度、機関等について、知らないと回答する割合が高い	・公的支援制度等の的確な広報・周知 ・行政、学校、支援組織等の連携強化、ネットワークづくり
	A世帯ではB世帯よりも無料又は低額の学習支援の参加意向に肯定的な意見が多いなど、学習支援に対するニーズが確実に見込まれる	・学習意欲の醸成
ヒアリング調査 (社会福祉団体等の支援組織、学習支援、地域食堂等を運営する民間団体、計5つの組織に令和2年2月から3月にかけてヒアリング調査)	本来に支援を必要としている子どもたちに支援が届いていないかが問題。親が相談に来なければ貧困状態にある家庭はそのまま見過ごされ、行政や支援組織等と貧困状態にある家庭のつながり、関係づくりができないまま、子どもの貧困が埋もれてしまうとの指摘がある	・貧困状態にある子どもを適切に把握し、支援を行き渡らせること
	貧困状態にある家庭に対する支援制度が複雑である。また、それぞれの家庭の事情に合った支援策をトータルに、しかもワンストップで提示するには十分な知識と経験が必要との声が聞かれた	・支援を必要とする家庭それぞれに合った支援策を提示し、実際の支援につなげるにはスキルの高い相談員が求められ、相談支援の拡充
	貧困から脱却するためには、親の就労が重要、就労によって安定した収入が得られなければすべては始まらないとの意見がヒアリング先の社会福祉団体等の支援組織すべてから聞かれた	・貧困状態にある家庭の生活基盤・生活習慣の立て直しのための就労支援

(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」より監査人作成)

(3) 計画の目標と具体的な取組

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の目標は、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」の「基本目標5」にも掲げる「子どもの現在及び将来がその生まれ育った経済的環境によって左右されることのないよう、学習、生活、就労など多方面で連携した子どもの貧困対策を進めます」である。

計画の施策体系は、上記の課題に直接対応させる形で整理するのではなく、令和元年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に則して、【1】教育の支援、【2】生活の安定に資するための支援、【3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、【4】経済的支援の4点で整理している。

【1】教育の支援

「幼児教育・保育の充実を図りながら、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、様々な課題を抱える児童生徒に対応できる体制づくりを進めます。また、国、県の施策と連動しながら取組について検討し、低所得世帯の教育負担の軽減を図るとともに、関係機関や地域の住民団体等とも連携した支援体制を拡充していきます。」として、下記の施策を行っている。

【1】教育の支援									
施策の内容(区分)		項目	事業名	事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課			
ア	幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	①幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育無償化事業	子育て世代、多子世帯の経済的負担軽減を図ります。	3歳以上の児童、3歳未満の市民税非課税世帯の児童及び第3子以降の児童	保育育成課			
			実費徴収に係る補正給付事業	新制度未移行利用の低所得者及び第3子以降児の副食費を免除し、保育所、認定こども園等の利用者との公平及び対象世帯の負担軽減を図ります。	新制度未移行利用利用者(要件:市民税所得割額77,101円未満世帯、非課税世帯、第3子以降児)	保育育成課			
			第3子等保育料無料化事業(ひとり親世帯等の保育料負担軽減)	一定の要件を満たすひとり親世帯を対象に、第1子の保育料を半額、第2子以降を無料とし、負担軽減を図ります。	ひとり親世帯	保育育成課			
		②幼児教育・保育の質の向上	研修の実施	公立合同の児童福祉施設総合研修会を実施し、必要知識の習得を図ります。また、民間立保育所・認定こども園協議会における研修会及び私立幼稚園教職員研修会への補助を行い、研修の実施を支援します。	保育園、認定こども園、幼稚園	こども未来課			
			適切な指導監査・評価等の実施	特定教育・保育施設等の質の確保及び給付費等の支給適正化を図るため、適正に指導監査を行います。	特定教育・保育施設等	こども未来課			
イ	地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	①スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等	[スクールソーシャルワーカー]いじめ対策・不登校支援等総合推進事業(国)	いじめや不登校等児童の問題を課題とする小学校へ、教師と学校組織が適切な支援を行えるようサポートする人材を派遣し、児童の状況、各学校や地域の実情を踏まえ、学校の持つ教育の力が十分に発揮されるよう支援を行います。	市立小中学校	学校教育課			
			[スクールカウンセラー]教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)(国)、チーム学校生徒支援体制整備事業、スクールカウンセラー活用事業(県)						
			教育相談員配置事業	児童生徒や保護者の悩みやストレスの緩和のための教育相談活動のほか、特別な支援を必要とする児童生徒への支援等を主業務として行う教育相談員を配置することで、児童生徒のいじめ・不登校など、生徒指導上の問題行動等の未然防止や改善を図ります。	市立小中学校	学校教育課			
			スクールサポーター事業	大学生を希望に基づいて小中学校に派遣し、各校における指導を支援し、学力の向上を図ります。	市立小中学校	学校教育課			
			スクールボランティア事業	小中学校外国語活動支援及び個別の学習支援のため、スクールボランティアを一般成人から募集し、小中学校へ派遣することで、学力の向上を図ります。	市立小中学校	学校教育課			
		②学校教育による学力保障	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置事業	保護者や地域住民からなる学校運営協議会を設置し、学校の教育方針の決定や教育活動の実施に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることができるコミュニティ・スクールの設置と共に、地域学校協働本部と連携し、学習支援等の充実を図ります。	市立小中学校	社会教育青少年課			
			家庭学習のための通信機器整備支援事業	経済的にWi-Fi環境を整えられない家庭に対して、小中学校の臨時休校等の緊急時に子どもたちが家庭で学習を継続できる環境を整備するため、モバイルルーターなどの貸し出しを行い、インターネット通信による学習環境を提供します。	市立小中学校の児童・生徒	学校教育課			
			ウ	高等学校等における修学継続のための支援	①高校中退後の支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親世帯の親及びひとり親世帯の児童の学び直しを支援します。	ひとり親世帯の親、児童	こども家庭支援課
			エ	大学等進学に対する教育機会の提供	①高等教育の修学支援	山形県若者定着奨学金返還支援事業(県・市)	学生の県内留滞・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす学生の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	要件を満たした者(県内に居住し、県内の高等学校等を卒業見込み、もしくは卒業すること・日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸与を受ける事など)	産業政策課 学校教育課
			オ	特に配慮を要する子供への支援	①特別支援教育に関する支援の充実	適切な就学先を判断するための教育支援相談	発達検査、参観、保護者との面談、障がいの状況を把握し、教育支援委員会の意見を基に、保護者と合意形成を図りながら適切な就学先及び在籍する学校を決定する等の支援を行います。	就学先及び在籍児童生徒	学校教育課
在住外国人等日本語習得支援事業	市立小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校生活における日本語理解が不十分な者について、支援員の指導の下、日本語の習得支援を行います。	日本語の理解が不十分な児童生徒				学校教育課			
②外国人児童生徒等への支援	日本語教室	在住外国人を対象とした初級レベルの日本語教室を開催し、語学支援を実施します。			在住外国人	国際交流センター			
	カ	教育費負担の軽減			要保護・準要保護児童生徒等就学援助	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。世帯要件の判断基準の緩和により、対象者の拡充を図ります。	要保護児童生徒、準要保護小学校就学予定者、準要保護児童生徒	教育総務課	
山形市児童・生徒遠距離通学費補助金事業					遠距離通学児童・生徒の保護者の負担軽減を図ります。	通学距離が片道4km以上の児童及び片道6km以上の生徒の山形市民の保護者(市立小中に限る)	教育総務課		
山形市生徒冬季通学費補助金事業					冬季の通学における生徒の保護者の負担軽減を図ります。	市立中学校の生徒で通学距離が片道4km以上6km未満で、冬季に徒歩自転車以外の交通手段を利用している者の山形市民の保護者	教育総務課		
特別支援教育就学奨励費					特別支援教育を必要とする児童・生徒の保護者の経済的負担軽減を図ります。	山形市立小中学校に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒	教育総務課		
②高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減					山形市私立高等学校生徒学費補助金事業	私立高等学校に在学する生徒の就学に係る保護者の負担軽減を図ります。	私立高校校舎の山形市民の保護者で市南市民税所得割が7万円以内の者	教育総務課	
進学準備給付金支給事業					生活保護世帯の子どもが大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことに加え、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもに自立を支援します。奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取扱いになり、進学後に進学した者の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から進学する方の世帯については、住宅扶助費の減額を行わないことで負担軽減を図ります。	生活保護世帯で、高校を卒業して大学等に進学する者(対象進学先の規定あり)	生活福祉課		
キ	地域における学習支援等	③生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減			大学在学中の住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯の子どもが大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもに自立を支援します。奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取扱いになり、進学後に進学した者の分の生活保護費は支給されませんが、現在の自宅から進学する方の世帯については、住宅扶助費の減額を行わないことで負担軽減を図ります。	大学等進学後も引き続き出身の生活保護世帯と同居している者	生活福祉課	
			④ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親世帯の親及びひとり親世帯の児童の学び直しを支援します。	ひとり親世帯の親、児童	こども家庭支援課		
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付け事業の活用により計画に必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を図ります。	ひとり親世帯の親、児童	こども家庭支援課			
			ク	その他の教育支援	①地域学校協働活動における学習支援等	地域学校協働本部の設置事業	幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、子どもたちの成長を支え地域を創生する活動を行う「地域学校協働本部」を設置し、地域の子どもたちの状況に配慮した学習支援等を行います。	保護者、地域住民、関係団体等	社会教育青少年課
		子どもの学習・生活支援事業(長期休暇を利用した短期(集合型)学習支援)			夏休み・冬休みを利用した短期(集合型)学習支援を実施し、学力の向上はもとより、机に向かう習慣づくりや日常生活習慣の形成、社会性の育成を図ります。	小中学生のいる生活保護世帯及び就学援助受給世帯のうち希望する世帯	生活福祉課		
		子どもの学習・生活支援事業(定期的な家庭訪問による面談)			学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)を中心に、子どもへの教育の必要性や子どもの状況、学習の進捗状況、家庭環境や保護者の意識などについて、子どもの学習状況の確認や養育に関する観点に寄り添った相談支援を行います。	小中学生及び中道のおそれのある高校生の子の生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課		
		子どもの学習・生活支援事業(訪問型(家庭教師型)学習指導)			学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)が訪問型(家庭教師型)学習指導を長期休暇を利用して、おおむね1～2時間をめどに実施します。	小中学生及び中道のおそれのある高校生の子の生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課		
		ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業			ひとり親家庭の子どもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に際し必要な情報提供等を行います。	ひとり親世帯の親、児童	こども家庭支援課		
		①夜間中学の設置促進・充実			夜間中学の設置に向けた取組(県)	中学校段階での学び直しを必要としている方に対して、学び直しの機会を提供するために、一斉授業の実施や夜間中学の設置の検討等の取り組みを進めます。山形市は既に協力し、検証を図っています。	中学校段階での学び直しを必要としている方	学校教育課	
		ク	その他の教育支援	生活保護(教育扶助)	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。(学校給食費の補助により適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。)	生活保護世帯の児童生徒	生活福祉課		
要保護・準要保護児童生徒等就学援助(再掲)	経済的理由によって就学が困難であると認められる児童生徒及び小学校就学予定者の就学を支援します。世帯要件の判断基準の緩和により、対象者の拡充を図ります。			要保護児童生徒、準要保護小学校就学予定者、準要保護児童生徒	教育総務課				

(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」)

【2】生活の安定に資するための支援

「親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、ひとり親支援窓口の充実や必要な支援に結びつけるための情報発信の充実を図り、様々な課題を抱える子ども及びその保護者の生活の安定に資するための支援について、関係機関と連携しながら多方面で実施します。」として、下記の施策を行っている。

【2】生活の安定に資するための支援						
施策の内容(区分)		項目	事業名	事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
イ	親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援	①妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	母子保健相談支援事業	山形市保健所に母子保健コーディネーターを配置し、全ての妊婦の状況を把握するとともに、支援を必要とする子育て世帯に対し、妊産婦の個々の状況に応じた包括的な相談を行います。	全ての妊産婦	こども家庭支援課
			助産施設への措置	経済的な理由により出産費用の負担が困難で、他からの援助も期待できない妊産婦を対象とし、出産に向けた準備、相談、出産費用等の支援を行うために助産施設への措置を行います。	特定妊婦	こども家庭支援課
		②特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援	母子生活支援施設への措置入所	児童の福祉に困難を抱える母子世帯等について、母子生活支援施設へ保護するとともに、自立促進に向けた生活支援を行います。	子どもの養育に支援が必要な母子、DV等による避難が必要な母子	こども家庭支援課
			生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談	生活保護受給世帯の生活状況を把握し、自立を助長するための指導を行います。	生活保護受給世帯	生活福祉課
イ	保護者の生活支援	①保護者の自立支援	生活困窮者自立相談支援事業(生活サポート窓口)による相談支援	相談に応じたアセスメントを実施して、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる等、生活困窮者の自立を支援します。	生活保護世帯を含む生活困窮者、その他関係者	生活福祉課
			安定雇用促進スキルアップ給付金	安定雇用の促進を図るため、技能訓練を受講終了した者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。	求職中の市民及び45歳以下の者	産業政策課
			専門人材就職支援給付金	求職者及び労働者の中長期的なキャリアアップを推進し、再就職等を目指す者の市内での就職を支援します。	2年以上の社会人経験を経て、指定する国家資格の取得後、1年以内に資格を活かして市内で就労する市民	産業政策課
			幼稚園2歳児就園保育料軽減補助事業	幼稚園2歳児の保育料を軽減することで、2歳児預かりの利用を促進し、待機児童解消を図ります。	幼稚園の2歳児預かり利用者(要件、第3子以降児)	保育育成課
		②保育等の確保	認可外保育施設利用者軽減補助事業	認可外保育施設利用者に補助金を交付し、多子世帯等の負担軽減を図ります。	認可外保育施設利用者(要件、同時在園、第3子以降児、所得、ひとり親・障がい者世帯)	保育育成課
			放課後児童クラブ保育料軽減補助事業	経済的理由により放課後児童クラブの利用を図ることがないよう、子育て世帯の負担軽減を図ります。	放課後児童クラブ利用世帯のうち、生活保護または就学援助受給世帯もしくは兄弟姉妹利用世帯(所得制限あり)	保育育成課
		③保護者の育児負担の軽減	こどもショートステイ事業	山形学園及びむつみハイムに加えて乳児院はやすきを受入れ施設として確保し、ショートステイ事業(日中の預かり)とトワイライト事業(夜間預かり)により、事前登録制により、児童を預かります。ひとり親世帯を対象に利用時の利用料金の負担軽減と送迎支援の拡充を図ります。	小学生以下の児童を養育する親	こども家庭支援課
			子どもの学習・生活支援事業(定期的な家庭訪問による面談)(再掲)	学習支援員(教員免許を持つ嘱託職員)を中心に、子どもへの教育の必要性や子どもの抱えている課題に関する助言の実施、家庭訪問や保護者面談とおした子どもの学習状況の確認や養育に関する親の悩みに寄り添う相談支援を行います。	小中学生及び中道のおそれのある高校生のいる生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課
		①生活困窮世帯等の子供への生活支援	生活保護ケースワーカーによる家庭訪問・面談(再掲)	生活保護受給世帯の生活状況を把握し、自立を助長するための指導を行います。	生活保護受給世帯	生活福祉課
			ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業(再掲)	ひとり親家庭の子どもに対し、無料の学習支援(集合型学習指導)を実施し、学習や生活の相談に応じるとともに生活向上に関し必要な情報提供等を行います。	ひとり親家庭の親、児童	こども家庭支援課
			子どもの居場所づくり	子どもやその保護者、地域住民が交流できる居場所づくりを進め、地域において孤立しがちな世帯の解消を図ります。	児童生徒・保護者等	こども家庭支援課
ウ	子供の生活支援	②食育の推進に関する支援	離乳食教室	離乳食の進め方について知ってもらい、実際に離乳食を作って試食することを通して、初めて大きな役割を果たす時期でもある乳幼児期から望ましい食習慣や食生活の形成を図ります。	乳児の保護者	健康増進課
			栄養相談	疾病や障がい、経済状況等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえ、管理栄養士による離乳食や幼児から大人までの栄養・食生活の相談支援を行います。	全ての市民	健康増進課
エ	子供の就労支援	①生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援	子どもの学習・生活支援事業(進路に関する相談助言)	保護者に対し、子どもの学習・進路・就学資金に関する相談助言を行います。	小中学生及び中道のおそれのある高校生のいる生活保護世帯、就学援助受給世帯のうち希望する世帯、自立相談支援機関より紹介された世帯(支援を要すると思われる世帯も含む)	生活福祉課
		②児童福祉施設入所児童等への就労支援	山形県児童自立支援事業(県)	児童養護施設入所児童の就労に向けた自動車運転免許取得費用について、1人あたり10万円を上乗せして補助を行います。山形学園が相談窓口となり、施設設置者である山形市が県へ申請を行います。	児童入所施設に入所し、就労内定又は求職活動中であり、自動車教習所に入塾している児童	こども家庭支援課
		③子供の社会的自立的確立のための支援	山形県若者定着奨学金返還支援事業(県・市)(再掲)	若者の県内留校・定着を促進するため、大学卒業後に山形県内で就職する等の要件を満たす方の奨学金の返還を支援し、負担軽減を図ります。	要件を満たした者(県内に居住し、県内の高等学校等を卒業見込み、もしくは卒業すると、日本学生支援機構第一種奨学金(無利子)の貸付を受ける事など)	産業政策課 学校教育課
オ	住宅に関する支援	①住宅に関する支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子寡婦福祉資金貸付け事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	ひとり親家庭の親、児童	こども家庭支援課
			市営住宅へ母子・父子家庭等の優先入居	20歳未満の子を扶養している母子(父子)世帯等(要援護世帯)への割合で住宅を優先したうえで入居募集を行い、一般向け住宅と併せての申込を可能とすることで、入居の促進を図ります。	ひとり親家庭等(要援護世帯)	住宅政策課
カ	児童養護施設退所者等に関する支援	①家庭への復帰支援	児童相談所(児童福祉司)による助言指導(県)	児童入所施設等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際に、児童相談所がその家庭環境を確認し、保護者に子どもへの接し方等の助言、カウンセリングを実施します。必要に応じて山形市児童相談所地域協議会との連携を図ります。	児童生徒・保護者等	こども家庭支援課
		②退所等後の相談支援	児童養護施設退所後の就労、定住支援(県)	県内の児童養護施設などを退所後に通学し、県内の事業所に就労内定した者を対象に自動車運転免許取得、県内への就職活動経費、住居費用に対して補助を行います。山形学園が相談、申請窓口となります。	県内児童養護施設を退所後に通学して県内への就労内定者	こども家庭支援課
		児童家庭相談事業	児童、家庭の相談に応じ、ニーズや児童の家庭環境等を的確に捉え、効果的な支援を行います。	児童生徒・保護者等	こども家庭支援課	
		(仮称)子ども家庭総合支援拠点の設置運営	(仮称)子ども家庭総合支援拠点機能を設置し、児童及び妊産婦の福祉に關し、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、児童相談所等の関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行います。	子どもとその家庭、妊産婦等	こども家庭支援課	
キ	支援体制の強化	ひとり親家庭等相談事業	母子・父子自立支援員等を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行います。	ひとり親世帯	こども家庭支援課	
		外国人相談窓口事業	在住外国人に対し、市役所での手続きや日常生活での悩み相談を行う「一般相談」と、家族の呼び寄せや婚姻、法律、在留資格等に関する相談などを、行政書士と多言語による専門相談員が互いの「もと」で行う「専門相談」を実施します。	在住外国人	国際交流センター	
		障がい福祉相談支援事業	身近な総合相談窓口として、市内6相談支援事業所に委託を行い、障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。	障がい児・者及びその家族	障がい福祉課	
		青少年悩み事相談事業	少年相談員が、少年や保護者等が抱える様々な悩みや問題等の相談に応じ、青少年の健全な心成長へのサポートとなる支援を行います。	児童生徒・保護者等	社会教育 青少年課	
		子育て支援情報の発信	子育てで、ひとり親家庭支援ガイドの作成・配布、すくすネット等による広範周知に加えて、わかりやすい制度の周知と必要な支援に結びつけるためのSNS等を活用した情報発信の拡充を図ります。	子育て世帯	こども未来課 保育育成課 こども家庭支援課	
		②ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進	ひとり親支援窓口のワンストップ化の推進	毎年8月の児童扶養手当の現況届等の事務手続きに係る負担軽減のため、公簿等による確認やマンパワーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進します。また、現況届の手続きの際に、ひとり親世帯に関するチラシ等の配布による周知を行い、ひとり親への相談支援の拡充を図ります。	ひとり親世帯	こども家庭支援課
		③生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	親子健やか医療	16歳以下の児童及び当該児童を扶養しているひとり親で、所得非課税世帯である場合、保険適用外の医療費の無料化を図り、負担軽減を図ります。	所得税非課税で就労しているひとり親家庭の親、児童	こども家庭支援課

(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」)

【3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

「主に貧困線を下回る割合が高くなっているひとり親世帯に対し、職業生活の安定と向上につながる資格取得等を支援するとともに、就労に関する相談及び支援体制について拡充を進めます」として、下記の施策を行っている。

【3】保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援						
施策の内容(区分)		項目	事業名	事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
具体的な施策 ア ひとり親に対する就労支援	①ひとり親家庭の親への就労支援		母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、就労を目的とした資格取得に要する費用または職業訓練中の生活費の一部を助成します。	ひとり親家庭の親	こども家庭支援課
			高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の親が健康に有利な看護士等の資格を取得するために専門学校等の養成機関で修学する際に、生活費を支給し、生活の負担軽減を図るとともに資格取得を容易にし、自立を促進します。	ひとり親家庭の親	こども家庭支援課
			ひとり親家庭生活応援給付金等事業(県・市)	「高等職業訓練促進給付金」の支給に加えて生活応援給付金、住まい応援給付金の支給による経済的負担の軽減を図ることと資格取得を容易にし、自立を促進します。更に遠方の学校に通う方を対象に通学応援給付金を支給することで、修学期間中の負担軽減の拡充を図ります。	ひとり親家庭の親	こども家庭支援課
			ひとり親家庭就業・自立支援事業(県・市)	就職を希望する母子家庭、父子家庭及び高齢者の雇用促進を図るため、山形県が実施している母子家庭等就業・自立支援センター事業に山形市も参画し共同運営します。	ひとり親家庭の親	こども家庭支援課
			母子父子高齢福祉資金貸付事業(再掲)	母子家庭及び父子家庭の経済的自立を支援するため、母子父子高齢福祉資金貸付事業の活用により当面必要な生活資金を確保し、親の生活意欲の向上と児童福祉の増進を進めます。	ひとり親家庭の親、児童	こども家庭支援課
			ひとり親家庭子育て生活支援事業(県)	ひとり親家庭に対し、技能習得のための通学、就職活動等、必要性が認められる場合、生活支援員を派遣し、一時的な家事や保育のサービスを行います。市が相談、申請窓口となります。	ひとり親家庭の親	こども家庭支援課
	②ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立		こどもショートステイ事業(再掲)	山形学園及びつむみハイルムに加えて乳児院はやぶさきを受入れ施設として確保し、ショートステイ(昼間の預かり)とフイラホ事業(夜間預かり)により、事前給付金制により、児童を預かります。ひとり親世帯を対象に利用時の利用料金の負担軽減と送迎支援の拡充を図ります。	小学生以下の児童を養育する親	こども家庭支援課
			③ひとり親家庭の親の学び直しの支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)	母子家庭及び父子家庭の自立支援のため、親自身または児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講し、これを終了した場合、受講費用の一部を支給し、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の学び直しを支援します。	ひとり親家庭の親、児童
	イ ふたり親世帯を含む困難世帯等への就労支援	①就労機会の確保	生活保護受給世帯に対する就労支援	稼働能力判定会議を通じ、就労支援員(嘱託職員、2名)がハローワーク等関係機関と連携し、個々人の能力に応じた就労支援を行います。	生活保護受給世帯のうち稼働年齢層にあり、就労困難者でない者(15歳～64歳)	生活福祉課

(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」)

【4】経済的支援

「経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯への支援の周知を拡充し、利用を促していきます」として、下記の施策を行っている。

【4】経済的支援					
施策の内容(区分)	項目	事業名	事業の目的、具体的事業内容	対象者	担当課
具体的施策 経済的支援	①児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施	児童手当	家庭等における生活の安定に資するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。	中学3年生までの児童を養育している者	こども家庭支援課
		児童扶養手当	ひとり親の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者	こども家庭支援課
	②養育費の確保の推進	養育費等の周知	離婚する当事者に対して、養育費等の取り決めについて解説したパンフレットを離婚届の用紙と一緒に配布し、養育費等の重要性や法制度を理解してもらうための周知を行います。	離婚する当事者	市民課 こども家庭支援課
	③教育費負担の軽減(再掲)	※(1)教育の支援 カ 教育費負担の軽減を再掲			
	④医療費負担の軽減	こども医療給付事業	中学3年生までの医療費の自己負担分を給付し、無料とすることで医療費の負担軽減を図ります。	中学3年生までの児童	こども家庭支援課
	⑤市独自の負担の軽減	健やか教育手当	ひとり親または両親のいない児童の教育及び福祉の増進を図るため、健やか教育手当を支給します。	ひとり親家庭等の父母又は養育者	こども家庭支援課

(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」)

(4)計画の推進

【1】山形市子ども・子育て会議への報告・協議

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、「施策が円滑に実施されているか、効果が具現化しているかなど、情報を共有する場、課題や成果を定期的に検証する機会が必要」との観点から、山形市子ども・子育て会議に事業の進捗・成果・課題を報告し、同会議において必要に応じて取り組み内容の見直し、効果的な事業推進のあり方等を協議し、着実な計画推進を図ることになって

いる。

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」が策定された令和2年度から令和5年度までの山形市子ども・子育て会議の開催状況は下記のとおり、第19回から25回の計6回開催されている。

回数	開催日	主な議事	備考
第19回	R2.7.28	・山形市子どもの貧困対策に係る計画(案)について	
第20回	R2.10.7	・山形市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・保育所等の利用定員について	基本目標5について言及なし 貧困についての言及なし
第21回	R3.2.16	・教育・保育の量の見込みに対する確保方策の見直しについて	基本目標5について言及なし 貧困についての言及なし
第22回	R4.3.22	・山形市子ども・子育て会議会長の選任について ・山形市子ども・子育て会議会長職務代理者の指名について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて	基本目標5について言及なし 貧困についての言及なし
第23回	R5.3.7	・第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・第二期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて	基本目標5について言及なし 貧困についての言及なし
第24回	R5.11.27	・第二期山形市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ・保育所等の利用定員等について ・教育・保育の量の見込みに対する確保方策の見直しについて ・小規模保育事業における3歳以上児の受入に係る山形市の基準について	基本目標5について言及なし 貧困についての言及なし
第25回	R6.3.4	・山形市子ども・子育て会議会長の選任について ・山形市子ども・子育て会議会長職務代理者の指名について	基本目標5について言及なし 貧困についての言及なし

(出典:山形市子ども・子育て会議議事録より監査人作成)

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の案について検討を行った第19回から、監査対象年度である令和5年度までに開催された第25回までの間、当該計画の事業の進捗・成果・課題の報告は行われていない。【指摘事項】

なお、令和6年7月に開催の第26回山形市子ども・子育て会議では、基本目標5の数値目標の進捗状況の報告がなされている。

第23回、第24回において「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」の他の基本目標については進捗が継続的に報告されている一方、貧困関連である基本目標5の報告がなされていない要因について担当であるこども家庭支援課にヒアリングしたところ、「令和2年9月末に本体計画である子ども・子育て支援事業計画の一部として策定をし、進捗管理も本体計画と合わせて行う予定

が、主管課であるこども未来課との共通認識となっていなかったことが要因と思われる」とのことであった。

当初は「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」で取り扱っていた基本目標5を補完する追加版として、計画期間の途中で「山形市子どもの貧困対策に係る計画」を策定し、主管課がこども未来課からこども家庭支援課へと移管された経緯から、進捗報告が遅れたことは理解できる。しかし、重要であるがゆえに「山形市子どもの貧困対策に係る計画」として策定したにも関わらず、通常よりも進捗報告が遅れるのでは、本末転倒とも言える。

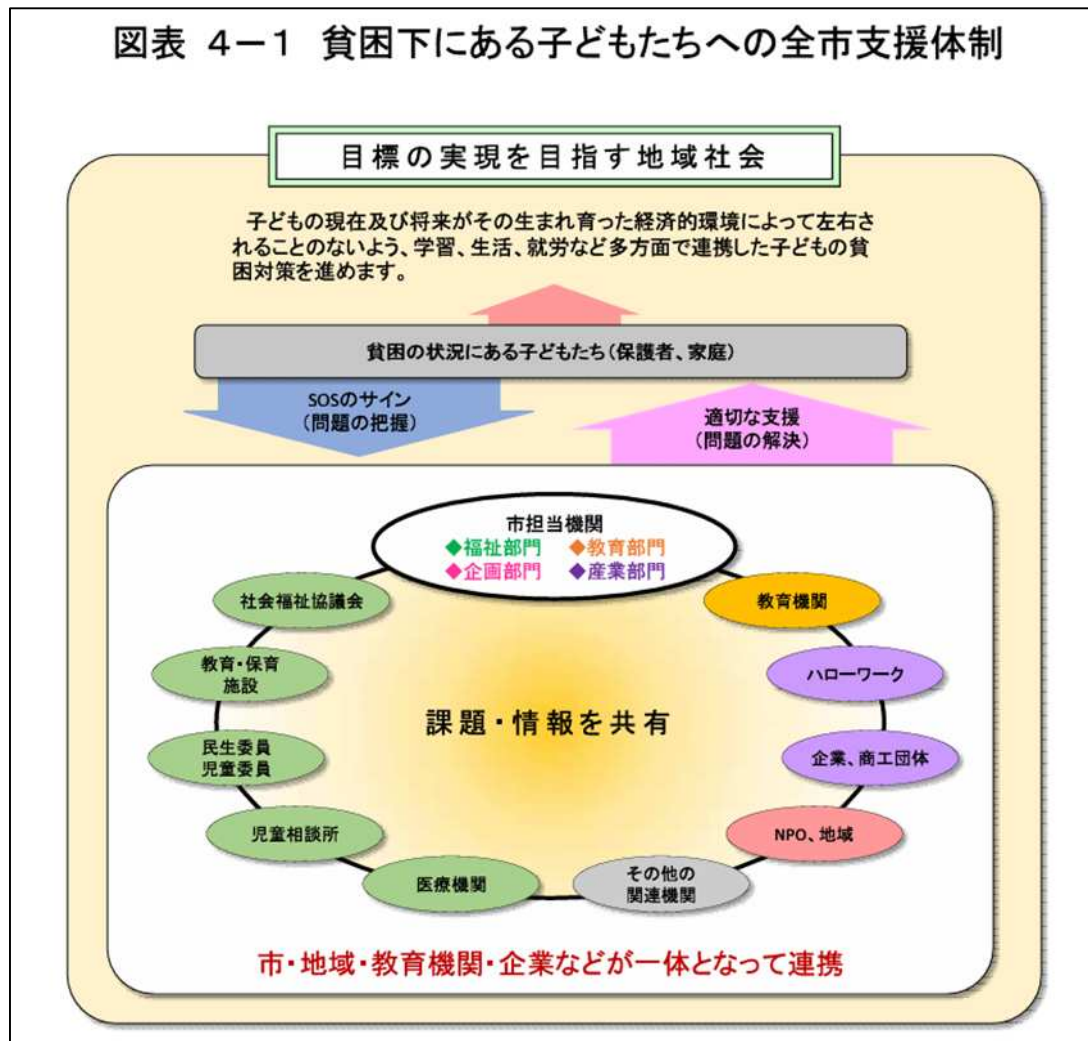
「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」、「山形市子どもの貧困対策に係る計画」の事業は多岐にわたるため、進捗報告・施策の修正等が遅れないよう、体制を見直す等の対応を検討されたい。【意見】

【2】民間団体や関係機関との連携

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、「支援施策の推進にあたっては行政機関が中核となって民間団体、関係機関と連携することが不可欠」との観点から、「地域、教育機関や民間企業、NPO 等と行政が一体となって連携した体制を構築」を図ることになっている。

この点、「おやこよりそいチャット」を山形市社会福祉協議会や NPO 法人と共同での運用、要保護児童対策地域協議会での、貧困を含め見守り等が必要な子育て世帯に対し、山形市社会福祉協議会や学校、保育所等と連携、子ども食堂の運営団体から、利用者より生活困窮の相談があったと情報提供があり、対象者の生活状況等詳細を聞き取り、こども家庭センターや市との情報共有の実績があった。

図表 4-1 貧困下にある子どもたちへの全市支援体制



(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」)

【3】全庁横断的な連携体制

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、こども未来部を主管とし、関係部課長会議により継続した共通理解を図り、庁内横断的な連携体制の下、施策推進を図ることになっている。

しかしながら、「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画に係る関係部課長会議」において、計画が策定された令和2年度から監査対象である令和5年度までの間、貧困は議題とはなっていない。【指摘事項】

【4】支援事業に係る数値目標

「山形市子どもの貧困対策に係る計画」では、下記の数値目標を設け、具体的な目標を設定している。

図表 4-2 支援事業に係る数値目標

No.	指標等		計画策定時の状況 (令和元年度) ※直近の状況	数値目標 (令和6年度)
1	国の貧困線を下回る水準の子どものいる世帯の割合		12.0%	減らす
2	生活保護世帯に属する子どもの進学実績 (過去3年の実績値)	高校進学率	97.4%	99.7%(※)
		高校中退率	7.9%	6%
		大学等進学率	19.4%	25%
3	子ども家庭総合支援拠点機能の整備		0カ所	1カ所
4	高等職業訓練促進給付金制度利用実績 (令和元年度からの累計)	延べ修了人数	1人	20人
		修了後の就職率	100%	100%を維持
5	ひとり親家庭就業・自立支援事業の就業実績人数		18人	23人

※令和元年度「学校基本調査」における、山形市全体の高校進学率99.7%を目標値とした。

(出典:「山形市子どもの貧困対策に係る計画」)

数値目標のうち、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率については、山形市全体の高校進学率を目標としている。一方、高校中退率の数値目標は6%としているが、山形県の高校中退率の平均値は下記のとおり1%程度である。

高校へ入学したとしても退学したのでは、最終的な学歴に変化がなく、進学に伴うプラスの影響は大きくない。このため、生活保護世帯に属する子どもの高校進学率が全体の進学率と変わらない水準となったとしても、高校中退率に依然として乖離がある状態では、子どもの進路へ与えるプラスの効果は限定的である。

計画の見直し時には、数値目標の策定方針について、改めて検討されたい。【意見】

(1) 高等学校における中途退学者数の推移

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増減
山形	中途退学者数(人)	335	345	414	356	320	△ 36
	中退率(%)	1.0	1.1	1.3	1.2	1.1	△ 0.1
全国	中途退学者数(人)	47,249	46,802	48,594	42,882	34,965	△ 7,917
	中退率(%)	1.4	1.3	1.4	1.3	1.1	△ 0.2

※調査対象：通信制高校を含む

(出典:「令和3年度第1回 山形県いじめ問題審議会」議事録)

第4 その他の事項

1 保育士の待遇改善

(1) 保育士確保対策事業

「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定、令和3年3月一部改訂)」の基本目標1「十分な保育施設等の数量を確保するとともに、保育環境の改善及び充実、低年齢児から学童まで“切れ目”のない教育・保育環境の整備を図ります。」において、施策として「(10) 保育士の確保 質の高い保育サービスを提供するため、安定的な雇用環境を創出し、保育士の確保及び離職防止を図ります。」を掲げており、各種保育士確保対策事業を実施している。

具体的な施策としては、「保育士宿舍借り上げ支援事業」、「保育士人材確保研修等事業」、「保育補助者雇上強化事業」及び「保育支援体制強化事業」を実施している。

1. 保育士宿舍借り上げ支援事業
保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。 認可保育所、認定こども園、小規模事業所の事業者が保育士用の宿舍を山形市内に借り上げた場合に、その費用の一部について補助を行う。
2. 保育士人材確保研修等事業
民間立認可保育所等における保育士の人材確保を図るため、山形市民間立保育園・認定こども園協議会と共催で合同就職ガイダンス及びバスツアーを開催。 ※市との共催は、合同就職ガイダンスは令和3年度から、バスツアーは令和4年度から実施。
3. 保育補助者雇上強化事業(令和3年度～)
保育士の負担軽減を図るために、保育士が行う保育業務を補助する「保育補助者」を雇用する経費(給与、手当、共済費等)の一部を補助することにより、保育所等の支援を行うとともに、保育士の持続雇用を可能とすることで待機児童の解消を図る。
4. 保育支援体制強化事業(令和3年度～)
保育士の負担軽減を図るために、清掃や給食配膳など、保育に係る周辺業務を行う「保育支援者」を雇用する経費(給与、手当、共済費等)の一部を補助することにより、保育所等の支援を行うとともに保育士の持続雇用を可能とすることで待機児童の解消を図る。

(2) 保育士に対するアンケート調査

市では、以下の概要で保育士に対してアンケート調査(待機児童対策に関するアンケート調査結果)を実施している。

① 調査概要

・調査期間 : 令和2年5月 26 日から令和2年6月9日まで

・依頼保育士: 民間立保育園、認定こども園、小規模保育事業所に勤務する保育士

268 名(1施設あたり4名×67 施設)

・回収率 : 82.1%(220 名/268 名)

② アンケート調査結果について

「待機児童対策に関するアンケートの調査結果(保育士あて)」より一部抜粋

Q1 あなた個人について、当てはまるものに○を付けるか、()内に記入してください。

(1)年代 20代 、30代 、40代 、50代～

(2)性別 女性 、男性

(3)保育士資格を取得してからの年数

(4)保育施設(幼稚園を含む)での通算勤続年数

(5)現在勤務中の法人における勤続年数

} 以下の表のとおり

番号	～5年	～10年	～15年	～20年	～25年	～30年	31年～
(3)資格取得後年数	43名	40名	43名	29名	24名	17名	23名
(4)通算勤続年数	46名	50名	43名	36名	24名	7名	12名
(5)現法人勤務年数	72名	64名	36名	20名	12名	5名	7名

【所感】

資格取得後、25年以上の長期間働く方が少ない。

以前は、子育てのため等に一旦仕事を辞めるのが一般的であったためと考えられる。

【Ⅱ 保育士の仕事内容について】

Q3 保育士の不満点について、あてはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

【○を付けた人数を集計】

(1)子どもを預かる責任

(2)体力の不安

(3)知識・経験の不足

(4)デスクワークの多さ

(5)保護者対応の難しさ

(6)職場内人間関係の難しさ

(7)勤務時間(早番・遅番など)

(8)休暇の少なさ

(9)その他 (内訳は以下)

(10)特になし 2 名

<その他内訳>

給与が低い 55 名、持ち帰り仕事が多い 8 名、残業代が出ない 4 名、担当児童が多い 1 名

【所感】

魅力は、子どもに関わることが好きで、成長させてあげたいという思いによる方が多い。

不満点は、子どもに関わる以外の仕事の煩雑さ(保護者対応、デスクワーク)や、その多忙さによる休暇の少なさによる方が多いと考えられる。

【Ⅲ 保育士の待遇について】

Q6 保育士の待遇について、お聞きします。

(1)不満点がある 196 名 → Q7～Q10 をご回答ください。

(2)不満点がない 19 名 → **【Ⅳ 保育士の育児について】**にお進みください。

Q7 賃金についてお聞きします。年収はおいくらですか。

(1)1,500,001 円～2,500,000 円 100 名

(2)2,500,001 円～3,500,000 円 73 名

(3)3,500,001 円～4,500,000 円 21 名

(4)4,500,001 円～5,500,000 円 1 名

(5)5,500,001 円～ 1 名

※(1)にも満たない方は 2 名

Q8 賃金改善の希望についてお聞きします。

ア 毎月の給与にいくら上乘せすれば、満足だと感じますか。

(1)5,000 円 0 名

(2)10,000 円 16 名

(3)15,000 円 7 名

(4)20,000 円 87 名

(5)その他 86 名(内訳は下記)

(6)必要はない 2 名

<その他内訳>

30,000 円 8 名、40,000 円 7 名、50,000 円 45 名、5 万～10 万 5 名、100,000 円 11 名、150,000 円 1 名、同じ年数勤務した他業種・公務員までの補填 7 名、役職に応じて 2 名

イ 保育士に新卒で就職した方に対して特別手当を支給した場合、保育士の就労継続に効果があると感じますか。

(1) 効果がある 108 名

(2) 効果がない 89 名 (54.8%が効果ありと判断)

ウ 勤続年数に応じた特別手当(例えば5年勤務ごと)を支給した場合、保育士の就労継続に効果があると感じますか。あてはまるものに○を付けてください。

(1) 効果がある 185 名

(2) 効果がない 14 名 (93.0%が効果ありと判断)

Q9 各種手当の希望についてお聞きます。必要だと思うものに○を付け、あわせて1か月あたりの必要な金額を()内にご記入ください。

(1) 住居手当 129 名 (平均 23,450 円)

(2) 通勤手当 137 名 (平均 7,731 円)

(3) 育児手当 90 名 (平均 15,948 円)

(4) 自主購入教材への手当 116 名 (平均 5,301 円)

(5) 光 熱 費 36 名 (平均 9,904 円)

(6) 奨学金返済への手当 56 名 (平均 13,087 円)

(7) その他 32 名 (複数回答あったもの: 被服費 8 名、残業代 7 名、役職・資格手当 6 名、

早番・遅番手当 5 名、世帯主手当(男性保育士への支援) 2 名)

(8) 必要はない 3 名

【所感】

Q7、(1)が最多数であり、(1)にも満たない方もいるなど、低賃金の方が多い。
子どもの安全を守る重要な仕事であるのに、他業種の同年代に比べ低いとの声が多い。そのため、Q8イ・ウにおいて、新卒よりも長年働く方への継続雇用に向けた支援が必要であるとの声が多かった。

必要な手当については比較的分散しており(7割を超える必要だという回答がなかった)、特定の手当というよりは、多くの方に行き渡る手当が必要になると思われる。

Q10 休暇取得の希望についてお聞きます。

ア 令和元年度の有給休暇取得状況について、()内にご記入ください。

(1) 令和元年度の労働契約上付与された有給休暇の日数 (平均 20.9 日)

(2) 令和元年度の実際に取得した有給休暇の日数 (平均 7.9 日)

イ 休暇の取得状況について、満足していますか。

(1) 満足だ 61 名 → Q11 にお進みください。

(2) 不満だ 129 名 → ウにお進みください。

ウ 休暇が思うように取れない理由として、当てはまるものに○を付けてください。

(1) 仕事が多く休暇後の仕事が大変だから 30 名

(2) 代理の保育士が確保できないから 92 名

(3) 休暇の取りにくい職場環境だから 67 名

(4) その他 33 名 (主な意見: 園長(上司)から圧力を受けるから 10 名、理由を聞かれる(家族のため以外では取りづらい)から 9 名、仕事を持ち帰る必要があるから 7 名)

エ 有給休暇を年 10 日以上(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による5日以上(の義務を含む)取得させた施設に対して、補助金を交付する事業を実施した場合、保育士の就労継続に効果はありますか。

(1) 効果がある 128 名

(2) 効果がない 33 名 (79.5%が効果ありと判断)

オ 連続する2日以上(の特別休暇(夏季・冬季休暇、慶弔(介護・看護・葬式など)などの休暇であり、有給休暇は含まない)を保育士が取った施設に対して、補助金を交付する事業を実施した場合、保育士の就労継続に効果はありますか。当てはまるものに○を付けてください。

(1) 効果がある 114 名

(2) 効果がない 29 名

(3) 特別休暇がない 20 名 (69.9%が効果ありと判断)

【所感】

園を最低限の人数の保育士で回していることから、代理の保育士が確保できず、やむを得ない理由でなければ職場の理解が得にくい、という職場環境が想起される。休暇を取るには、保育士の仕事の負担を軽減する必要があると思われる。

Q11 Q8～Q10 で回答した内容のほかに、待遇面で改善が必要な事がありましたら、下に記入してください。(自由記載)

<業務の負担軽減について 19 名>

・保育士を1人でも増やせるような対策(配置基準を見直すなど ※0歳児:子ども3人対保育士1人→子ども2人対保育士は1人等)をしなければ目先だけの待遇面で改善しても意味がないから。(同様の意見 6 名)

・とにかく仕事量(デスクワーク)が多すぎるのが困難。多すぎる割に低収入で、メンタル面で追い詰められ継続できない保育士が多発。有給をとっても仕事を持ち帰っている。(同様の意見 3 名)

・管理職向けに、働きやすい環境・休みやすい環境となるよう働きかけを行って欲しい。また、こういった保育士への実態調査等を積極的に行って欲しい。

<賃金の改善について 37 名>

・保育士としての業務内容と給与が見合っていない。現場に求められる事は年々増えていき、命を守るためだけで、精一杯。処遇改善がなされない近日、未来を担う子ども達を育てていくこの現場の状況を理解していただき、その為に必要な人材を確保したければ、強く処遇改善を求めます。(同様の意見 20 名)

・時間外手当がなく、サービス残業となっている。時間外手当があれば生活が変わってくるだろう。(同様の意見 5 名)

・補助金は園にまとめてではなく、個々に口座に振り込んでほしい。施設に補助金が交付されたとしても、保育士の毎月の給料に加算されず、仕事の量や責任の重さが変わらない。また、監査などの際、園長だけでなく現場の保育者から働いている環境の現状を直接聞いて改善へつなげてほしい。(同様の意見 3 名)

<休暇取得の促進について 21 名>

・法律の改正により、リフレッシュ休暇が3日から2日になり、去年からなくなりました。有給休

暇以外の特別休暇が欲しいです。(今回のコロナの件でも、小学校が休みなのに休みがとれない状況もたいへん困りました)(同様の意見 9名)

・週休二日にして欲しい、自分との子どもとの時間が取れない(土曜出勤の時は代休が欲しい)(同様の意見 3名)

・管理職向けに、働きやすい環境・休みやすい環境となるよう働きかけを行って欲しい。また、こういった保育士への実態調査等を積極的に行って欲しい。(同様の意見 2名)

③ アンケート結果を踏まえての具体的な対応策

アンケート結果によると保育士のデスクワークの負担は重い。保育士の対応するデスクワークには、主に以下のようなものがある。

- ・出席簿の作成
- ・連絡帳の記入
- ・園だより・クラスだよりの作成
- ・月案・週案・日案(指導計画)の作成
- ・児童票(個人ごとの成長過程や保育経過等)の作成(毎月)
- ・研修の準備・研修報告書の作成
- ・行事の準備・資料作り・お便りの作成
- ・クラス懇談会のアンケート作成・集計・資料作成
- ・保育参観の日程調整・資料作成
- ・集金(バス・写真等)
- ・子どもがけがをしたときの保険の手続き 等

保育士の当該事務負担を軽減するために、保育補助者(子育て支援員の資格があり保育士のサポートをする方)の採用を支援している。また、保育支援者(保育に関する資格はないが、寝具準備、清掃消毒を行う方)の採用を支援して、保育に係る周辺業務の負担軽減を図っている。

他の保育士の負担軽減策として、登降園管理、保護者との連絡、健康管理、教育・保育計画、勤怠管理、利用料金管理や写真販売等の各種システムを導入した ICT 化について補助金を出し、負担軽減を図っている。

令和5年度末において、保育所が市内 44 施設のうち 35 施設、幼保連携型認定こども園が市内 21 施設のうち 17 施設、幼稚園型認定こども園が市内7施設のうち 6 施設、そして地域型保育事業が市内 24 施設のうち 10 施設、各施設にシステム導入の程度の差はあるが、ICT 化を実施済みである。

なお、令和6年度は3施設（保育所1施設、幼保連携型認定こども園1施設、地域型保育事業1施設）が、補助金を活用して ICT システムを導入予定である。

④ 保育士に対するタイムリーな実態調査等の実施

社会環境の変化や価値観の変化により、ニーズは年々変化していくと考えられる。上述の②の Q11 の回答に「保育士への実態調査等を積極的に行って欲しい。」とあるが、保育士に対する調査は、令和2年度に実施されて以降行われていない。保育士のニーズにマッチした待遇改善には現場の声をタイムリーに汲み取り、政策に取り込んでいく必要がある。【意見】

また、市の子ども・子育ての事業の基本となる「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定する際に、市民ニーズ調査を以下のように実施して計画策定の判断材料としているが、保育士のニーズ調査は行われていない。

図表 1-4 「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の概要

調査対象	①就学前児童の保護者	②就学児童の保護者	③20歳代・30歳代の市民
対象地域	山形市全域		
標本数	1,400	600	500
有効回答数(率)	674 (48.2%)	313 (52.2%)	147 (29.7%)
標本抽出方法	無作為抽出法		
調査方法	調査票による郵送留置・郵送回収法		
調査期間	令和元年6月上旬～下旬		

(出典:「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月策定、令和3年3月一部改訂))

保育サービスを提供する側である保育士のニーズ調査も実施して、子ども・子育て事業がサービスの利用者と提供者の両面からより良い制度となるよう、計画策定の際には保育士のニーズ調査の結果も考慮されたい。【意見】

(3) 紙おむつのサブスク(月額定額制)サービスの導入

保育士の業務負担を軽減するために、あらゆる施策を検討する必要がある。現在では、紙おむつのサブスクサービスの導入という選択肢も考えられる。

一般的には、保護者が紙おむつのひとつひとつに名前を書いて保育施設に持ち込み、保育士がそれぞれを子どもごとに個別に在庫管理して使用している。

紙おむつのサブスクサービスとは、保護者が事業者と直接契約を結ぶことで、保育施設でおむつが使い放題になるサービスである。当該サービスを導入すれば、保護者にとっては紙おむつに名前を書いて持参するという手間が軽減されるとともに、保育士にとってもおむつの子どもごとの個別管理をする必要がなくなり、保護者と保育士双方にとってもメリットがあるサービスと考えられる。

現在、山形県内では以下の自治体が当該サービスを導入している。

導入自治体	サービス名	事業者名
村山市	手ぶら登園	BABY JOB 株式会社 (本社:大阪市淀川区西中島 6 丁目 7-8 7 階)
酒田市	Kao すまいる登園	BABY JOB 株式会社 (本社:大阪市淀川区西中島 6 丁目 7-8 7 階)

山形市でも、令和4年9月に、当該サービスの導入に向けた検討として「おむつのサブスクリプション」に関するアンケートを実施している。実施概要は以下のとおりである。

- ・対象児童 : 山形市公立保育園に入所している0～2歳児の児童の保護者
- ・対象児童数 : 0歳児…52 名、1歳児…105 名、2歳児…130 名
- ・有効回答数 : 0歳児…33 名、1歳児… 87 名、2歳児… 89 名
- ・有効回答割合:0歳児…63%、 1歳児… 82%、2歳児… 68%

(質問)おむつのサブスクリプションが導入されたら利用したいと思いますか。			
回答	0歳児(名)	1歳児(名)	2歳児(名)
利用したい	9	23	24
利用しない	24	57	65
その他	0	7	0
合計	33	87	89

アンケートの分析の結果、「利用したい」と回答した保護者の主な理由としては以下のとおりである。

- ・おむつの名前記入等の準備や毎日に持参が無く楽だから。
- ・保育士の負担軽減になるなら。
- ・おむつの買い忘れが無く、枚数管理も必要ないから。
- ・思ったより料金も高くないから。

他方、「利用しない」と回答した保護者の主な理由は以下のとおりである。

- ・料金が高く、欠席した時の返金もないため、魅力を感じない。
- ・指定されたメーカーしか使えず、子どもの肌に合わない時に困る。
- ・おむつの準備を手間だと感じていないから。
- ・車での送迎のため不便を感じない。

上記のアンケートの結果を踏まえた検討の結果、園単位の一括導入ではなく、利用者毎に取り扱いを変えることは保育士にとってかえって負担が増大するとの判断から、当該サービスの導

入を見送っている。

そうであるとなると、園単位の一括導入が可能である場合は、保育士の負担軽減が可能であるから、引き続き定期的にサービス導入に向けたアンケートの実施を検討されたい。

【意見】

2 安全装置の導入状況

(1) 送迎用バスに対する安全装置の装備の義務化

令和4年9月に静岡県牧之原市において、送迎用バスに置き去りにされた女児が亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを受け、同種事案の絶無を期すため、同年10月に政府は緊急対策を取りまとめた。当該対策の一環として、送迎用バスに対する安全装置の装備を義務化するため、関係府省令等を改正し、令和5年4月1日に施行した。安全装置の義務化については、令和6年3月31日までの1年間を経過措置の期間として設定しているものの、可能な限り令和5年6月30日までに安全装置を装備することを求めている。

緊急対策の概要

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
 - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
 - (2) 登園管理システムの導入支援
 - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
 - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

（出典：こども家庭庁「こどものバス送迎・安全徹底プラン ～バスの送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」）

(2) 山形市の置き去り防止用安全装置の導入状況

令和5年度末時点での市内の保育施設のうち、バスで送迎を実施している施設は以下のとおりである。

No.	施設名
民間立保育所	
1	はらっぱ保育園
私立幼稚園	
2	竹田幼稚園
3	竹田西部幼稚園
4	金井幼稚園
5	南山形幼稚園
6	東北文教大学付属幼稚園
7	星幼学園
子ども・子育て支援新制度対応の幼稚園	
8	鈴川幼稚園
認定こども園(幼稚園型)	
9	さくらんぼ幼稚園
10	あおぞら幼稚園
11	大谷幼稚園
12	出羽大谷幼稚園
13	月かげ幼稚園
認定こども園(幼保連携型)	
14	鈴川第二幼稚園・このみ保育園
15	べにばなこども園
16	金井こども園
17	ひまわりこども園
18	南沼原ひまわり幼保園
19	南光幼稚園
20	諏訪幼稚園・諏訪の杜保育園
21	山形聖マリアこども園
22	千歳認定こども園
23	蔵王めぐみこども園
24	認定こども園東原幼稚園
25	松波大谷幼稚園
認定こども園(保育所型)	
26	星幼稚園認定こども園

上記のうち以下に記載の13施設以外については、安全装置の導入にあたっては山形県が担当する施設である。

市が担当する施設の安全装置の設置状況は表中記載のとおりであり、全施設で導入が完了している。令和4年 10 月に政府が取りまとめた緊急対策を受けての設置であり、国の通知に基づき市が主導で設置を進めたものである。

No.	施設類型	施設名	台数	既設置台数	未設置台数
1	認可（幼保）	認定こども園 諏訪幼稚園・諏訪の杜保育園	4	4	0
2	認可（幼保）	ひまわりこども園	3	3	0
3	認可（幼保）	南沼原ひまわり幼保園	3	3	0
4	認可（幼保）	認定こども園 金井こども園	2	2	0
5	認可（幼保）	鈴川第二幼稚園・このみ保育園	2	2	0
6	認可（幼保）	べにばなこども園	2	2	0
7	認可（幼保）	千歳認定こども園	2	2	0
8	認可（幼保）	山形聖マリアこども園	2	2	0
9	認可（幼保）	認定こども園 南光幼稚園	1	1	0
10	認可（幼保）	蔵王めぐみこども園	1	1	0
11	認可（保育所）	星幼稚園認定こども園	2	2	0
12	保育所	はらっぱ保育園	1	1	0
13	認可（幼保）	東原幼稚園	2	2	0
合計			27	27	0

また、「山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に以下の文言が追加されている。

「山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」より一部抜粋

第1章 総則

（自動車を行運転する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

追加〔令和5年条例 12 号〕

令和5年 12 月 19 日にこども家庭庁から公表された「送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果(第2回)」について、都道府県別の令和5年 10 月 31 日時点の安全装置の設置完了及び装備予定の調査結果が公表されている。当該調査によると、安全装置の装備状況は令和5年 10 月末時点で山形県で 93.3%、全国平均では 72.5%である。ただし、当該数値は幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設及び認定こども園以外に、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の送迎用バスも含んだ数値である。

調査結果 【都道府県別】

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数(割合)	12月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)	3月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)
北海道	1,197施設	2,706台	1,906台(70.4%)	2,186台(80.8%)	2,706台(100%)
青森県	420施設	741台	630台(85.0%)	683台(92.2%)	741台(100%)
岩手県	252施設	497台	276台(55.5%)	401台(80.7%)	497台(100%)
宮城県	480施設	1,324台	813台(61.4%)	981台(74.1%)	1,324台(100%)
秋田県	191施設	316台	259台(82.0%)	288台(91.1%)	316台(100%)
山形県	252施設	481台	449台(93.3%)	455台(94.6%)	481台(100%)
福島県	361施設	759台	664台(87.5%)	717台(94.5%)	759台(100%)
茨城県	640施設	1,470台	1,228台(83.5%)	1,373台(93.4%)	1,470台(100%)
栃木県	395施設	926台	683台(73.8%)	808台(87.3%)	926台(100%)
群馬県	411施設	762台	456台(59.8%)	583台(76.5%)	762台(100%)
埼玉県	1,246施設	3,255台	2,462台(75.6%)	2,865台(88.0%)	3,255台(100%)
千葉県	928施設	2,218台	1,487台(67.0%)	1,758台(79.3%)	2,218台(100%)
東京都	1,579施設	4,057台	3,231台(79.6%)	3,720台(91.7%)	4,057台(100%)
神奈川県	1,233施設	3,256台	2,176台(66.8%)	2,898台(89.0%)	3,254台(99.9%)
新潟県	473施設	834台	672台(80.6%)	728台(87.3%)	834台(100%)
富山県	151施設	299台	227台(75.9%)	261台(87.3%)	299台(100%)
石川県	299施設	616台	523台(84.9%)	553台(89.8%)	616台(100%)
福井県	145施設	260台	220台(84.6%)	232台(89.2%)	260台(100%)
山梨県	202施設	407台	353台(86.7%)	374台(91.9%)	407台(100%)
長野県	287施設	554台	341台(61.6%)	445台(80.3%)	554台(100%)
岐阜県	507施設	1,236台	917台(74.2%)	1,061台(85.8%)	1,236台(100%)
静岡県	803施設	1,815台	1,265台(69.7%)	1,527台(84.1%)	1,815台(100%)
愛知県	1,416施設	3,297台	2,322台(70.4%)	2,625台(79.6%)	3,297台(100%)
三重県	332施設	777台	519台(66.8%)	600台(77.2%)	777台(100%)
滋賀県	251施設	573台	472台(82.4%)	512台(89.4%)	573台(100%)
京都府	466施設	1,059台	737台(69.6%)	924台(87.3%)	1,059台(100%)
大阪府	1,960施設	4,329台	2,901台(67.0%)	3,627台(83.8%)	4,329台(100%)
兵庫県	994施設	2,188台	1,741台(79.6%)	1,994台(91.1%)	2,188台(100%)
奈良県	183施設	364台	236台(64.8%)	330台(90.7%)	364台(100%)
和歌山県	178施設	465台	251台(54.0%)	367台(78.9%)	465台(100%)
鳥取県	108施設	277台	193台(69.7%)	225台(81.2%)	277台(100%)
島根県	113施設	201台	108台(53.7%)	171台(85.1%)	201台(100%)
岡山県	241施設	482台	328台(68.0%)	389台(80.7%)	482台(100%)
広島県	606施設	1,273台	842台(66.1%)	998台(78.4%)	1,273台(100%)
山口県	264施設	574台	553台(96.3%)	572台(99.7%)	574台(100%)
徳島県	165施設	319台	291台(91.2%)	302台(94.7%)	319台(100%)
香川県	131施設	230台	181台(78.7%)	200台(87.0%)	230台(100%)
愛媛県	310施設	638台	531台(83.2%)	605台(94.8%)	638台(100%)
高知県	128施設	241台	208台(86.3%)	215台(89.2%)	241台(100%)
福岡県	1,186施設	2,978台	2,015台(67.7%)	2,585台(86.8%)	2,978台(100%)
佐賀県	264施設	456台	309台(67.8%)	415台(91.0%)	456台(100%)
長崎県	377施設	707台	570台(80.6%)	637台(90.1%)	707台(100%)
熊本県	449施設	824台	604台(73.3%)	664台(80.6%)	824台(100%)
大分県	414施設	720台	418台(58.1%)	555台(77.1%)	720台(100%)
宮崎県	295施設	565台	405台(71.7%)	486台(86.0%)	565台(100%)
鹿児島県	648施設	1,338台	869台(64.9%)	1,110台(83.0%)	1,338台(100%)
沖縄県	355施設	681台	537台(78.9%)	591台(86.8%)	681台(100%)

※ 調査結果については、令和5年10月31日を基準日として、令和5年12月13日時点で国に回答があった施設・事業所について取りまとめたものである。
※ 運行台数については、施設・事業所の廃止、送迎用バスの廃車等の理由により、本年度運行しない送迎用バスの台数を除く。
※ 今後、装備予定の送迎用バスについては、予定どおり装備が完了するように、その進捗状況を管理するよう、自治体に通知する。

都道府県	施設・事業数	運行台数	10月末 装備完了台数(割合)	12月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)	3月末 装備完了及び 装備予定台数(割合)
全国	24,286施設	54,345台	39,379台(72.5%)	46,596台(85.7%)	54,343台(99.9%)

(出典:こども家庭庁「送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査結果(第2回)」について)

3 児童福祉施設指導監査

(1) 児童福祉施設指導監査の概要

① 指導監査の目的

法令等に基づき定められた施設設備運営基準等の実施状況が適正に実施されているかどうかを確認し、必要な助言・指導等を行うとともに、特定教育・保育施設等の質の確保及び給付費等の支給適正化を図ることを目的としている。

なお、特定教育・保育施設等とは、子ども・子育て支援法において、施設型給付や地域型保育給付(施設の運営等に係る費用の補助)を受けるために市町村から「確認」が行われた保育所、幼稚園、認定こども園等のことを指す。国が定めた「認可」を受けた施設とは異なり、あくまで財政の支援を受けるために市町村から「確認」された施設をいう。「認可」を受けた施設・事業が、給付(財政措置)の対象となるために、財政支援(施設型給付費・地域型保育給付)の対象となる施設であるかの市町村の「確認」が必要となる。

特定教育・保育施設等

施設	施設類型	財政支援
特定教育・保育施設	保育所	施設型給付
	幼稚園	
	認定こども園	
	(幼保連携型) (保育所型) (幼稚園型) (地方裁量型)	
地域型保育事業	地域型保育事業 (家庭的保育) (小規模保育) (事業所内保育) (居宅訪問型保育)	地域型保育給付

② 指導監査の種類

特定教育・保育施設等に実施される指導監査は以下の2つの監査である。

1. 施設監査…各施設・事業の認可基準の観点からの監査であり、主に施設の設備や運営に関する基準が守られているか検査するのが目的である。従来からの認可制度等に基づく監査であり、職員配置や面積等の認可基準の観点から行われる。
2. 確認に係る指導監査…子ども・子育て支援法に基づいた指導監査であり、利用定員や運営に関する基準の遵守や、施設型給付に関する適正な業務の実施等の観点から行われる。

また、施設類型ごとの各監査の根拠法令は以下のとおりである。

種別	施設監査	確認に係る指導監査
実施主体	都道府県・指定都市・中核市 ※幼稚園は大都市特例(指定都市・中核市)なし ※地域型保育事業は市区町村	市区町村
保育所	児童福祉法 46 条	子ども・子育て支援法 14 条、38 条
幼稚園	学校教育法(必要に応じて都道府県が実施)	子ども・子育て支援法 14 条、38 条 ※施設型給付を受けない園はなし
認定こども園 (幼保連携型)	認定こども園法 19 条	子ども・子育て支援法 14 条、38 条
認定こども園 (保育所型) (幼稚園型) (地方裁量型)	保育所型…保育所と同じ 幼稚園型…幼稚園と同じ 地方裁量型…児童福祉法 59 条 ※認定こども園法上には規定なし	子ども・子育て支援法 14 条、38 条
地域型保育事業 (家庭的保育) (小規模保育) (事業所内保育) (居宅訪問型保育)	児童福祉法 34 条の 17	子ども・子育て支援法 14 条、50 条

山形市は中核市に該当するため、幼稚園及び幼稚園型認定こども園を除いた施設監査を実施する必要がある。

なお、市では上記法令に基づき以下の条例及び要綱を制定している。

- ・山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年市条例第 72 号)
- ・山形市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年市条例第 73 号)
- ・山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年市条例第 18 号)
- ・山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年市条例第 19 号)
- ・山形市児童福祉施設等指導監査実施要綱
- ・山形市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

③ 施設監査と確認に係る指導監査の内容

施設監査と確認に係る指導監査

種別	施設監査（幼保連携型認定こども園）		確認に係る指導監査（特定教育・保育施設）	
実施主体	都道府県、指定都市、中核市		市区町村	
種類と実施頻度	一般監査	定期的かつ計画的に実施 （児童福祉施設が1年に1度以上実施することに留意）	指 導	新規施設・・・概ね1年以内 既存施設・・・必要と考えられる内容が生じたとき
	特別監査	以下のいずれかに該当する場合、随時適切に実施 ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき ② 基準に違反があると疑うに足る理由があるとき ③ 度重なる一般監査によっても是正の改善が見られないとき ④ 正当な理由が無く、一般監査を拒否したとき	実地指導	①全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ②市区町村が実地による指導を要すると認める施設を対象に随時実施
主な監査内容	○ 教育・保育環境の整備に関する事項 ①学級編成及び職員配置の状況 ②認可定員の遵守状況 ③園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等 ④教育・保育を行う期間・時間 ⑤職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等） ○ 教育・保育内容に関する事項 ①教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 ②指導計画の作成 ③小学校教育との円滑な接続 ④子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携 ○ 健康・安全・給食に関する事項 ①健康の保持増進に関する取組状況 ②事故防止・安全対策に関する取組状況 ③給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況		○利用定員に関する基準 ○運営に関する基準 ①内容及び手続きの説明及び同意 ②応諾義務・選考 ③小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ④利用者負担の徴収 ⑤事故防止及び事故発生時の対応、再発防止 ⑥利用定員の遵守 ⑦地域との連携 ⑧会計の区分 ⑨各種記録（職員、設備及び会計、教育・保育の提供計画等）の整備 ○給付に関する事項 ①地域区分、定員区分、認定区分・年齢区分 ②基本分単価 ③各種加算事項 ④各種加減・乗除調整事項	
結果に基づく措置等	① 調査終了後、速やかに園長等に対して、調査結果を丁寧に説明の上、文書を以て必要な指導、助言等を行う。 ② 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認する。 ③ 適切な是正改善が行われない場合、必要に応じて認定こども園法に基づき改善勧告等の措置を講じる。		1. 指導から監査への変更 - 著しい運営基準が違反が確認され、利用児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき - 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められるとき 2. 監査の結果、文書による通知と報告聴取、行政処分（勧告、命令、確認の取り消し）、不正利得の徴収等	

（出典：「子ども・子育て支援新制度について（令和4年7月 内閣府子ども・子育て本部）」）

(2) 令和5年度の実施状況

- ①実施期間 令和5年6月～令和6年3月
- ②実施方法 実地指導
- ③実施件数

施設類型	施設数	実施件数
公立保育所 ※1	10	10
民立保育所	31	31
幼保連携型認定こども園 ※2	22	23
保育所型認定こども園	3	3
幼稚園型認定こども園 ※3	6	1
家庭的保育事業	16	16

小規模保育事業	9	9
母子生活支援施設	1	1
新制度移行幼稚園 ※4	1	0
私立幼稚園 ※5 (特定子ども・子育て支援施設 ※6)	6	0
認可外保育施設 ※7	30	29
合計	135	123

(※1) 令和3年度より、内部管理権限に基づき、公立保育所の監査についても実施している。

(※2) 実施件数には同一施設に複数回実施した件数も含むため、実施件数が施設数より多くなっている。

(※3) 幼稚園型認定こども園・・・施設監査: 県、確認: 市

(※4) 新制度移行幼稚園・・・施設監査: 県、確認: 市

なお、新制度移行幼稚園とは、平成 27 年度に始まった子ども・子育て支援新制度が適用される幼稚園をいう。

(※5) 私立幼稚園・・・施設監査: 県、確認: 市(施設型給付を受けない園はなし)

(※6) 特定子ども・子育て支援施設とは、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等のうち、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市が確認を行った施設・事業を指す。

(※7) 認可外保育施設(企業主導型保育事業、その他の認可外保育施設)・・・施設監査及び確認に係る指導監査の対象ではないが、児童福祉法第 59 条1項及び山形市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づき、立入検査を実施している。山形市では認可外保育施設は届出制のため、認可外保育施設は全件把握している。

監査未実施の 1 件は、児童がおらず実質休園状態の 1 施設のみである。

④指導件数

特別監査

施設類型	区分	規程の整備・周知の不備 職員、基本事項	事故防止・防災、健康、安全	教育・保育関係	給付関係	その他の不備	合計
認定こども園 (幼保連携型)	文書	5	0	4	1	0	10
	口頭	0	0	0	0	0	0
	助言	0	0	0	0	0	0
地域型保育事業 (家庭的保育)	文書	0	0	3	0	0	3
	口頭	0	0	0	0	0	0

	助言	0	0	0	0	0	0
合計	文書	5	0	7	1	0	13
	口頭	0	0	0	0	0	0
	助言	0	0	0	0	0	0

※文書・・・文書による報告を求める指導

口頭・・・文書による報告を求めない指導

助言・・・その場での指導のみ

文書による指導は、1か月後までに改善報告を求めるものである。当該期限に間に合わないと想定される場合は、年度末までの改善計画書の提出を求めている。

口頭及び助言による指導は、次の年度の次回監査実施時に対応状況を確認することになっている。

「山形市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱」より一部抜粋

(行政上の措置)

第 11 条 監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、法第 39 条、第 51 条及び第 58 条の9並びに法第 40 条、第 52 条及び第 58 条の 10 の規定に基づき、行政上の措置を行うものとする。

上記の法とは「子ども・子育て支援法」をいう。

各条文に対応する内容は以下のとおりである。

特定教育・保育施設	
第 39 条	勧告、命令等
第 40 条	確認の取消し等
特定地域型保育事業者	
第 51 条	勧告、命令等
第 52 条	確認の取消し等
特定子ども・子育て支援施設	
第 58 条の9	勧告、命令等
第 58 条の 10	確認の取消し等

「子ども・子育て支援法」より一部抜粋

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定

める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
 - 二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。)は、特定教育・保育施設(指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定こども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当

該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

(勧告、命令等)

第五十一条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

- 二 第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。
- 三 第四十六条第五項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(確認の取消し等)

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第五項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 四 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。
- 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不

当な行為をしたとき。

十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

(勧告、命令等)

第五十八条の九 市町村長は、特定子ども・子育て支援提供者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第七条第十項各号(第一号から第三号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)に掲げる施設又は事業の区分に応じ、当該各号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第五十八条の六第二項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園又は特別支援学校の設置者(国及び地方公共団体(公立大学法人を含む。次項及び第六項において同じ。)を除く。)が設置基準(幼稚園又は特別支援学校に係るものに限る。)に従って施設等利用費の支給に係る施設として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該幼稚園又は特別支援学校に係る学校教育法第四条第一項の認可を行った都道府県知事に通知しなければならない。

3 市町村長(指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、特定子ども・子育て支援施設等である第七条第十項第六号に掲げる事業を行う者(国及び地方公共団体を除く。)が一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該同号に掲げる事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。

- 4 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 5 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定子ども・子育て支援提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 6 市町村長(指定都市等所在届出保育施設(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内に所在する第七条第十項第四号に掲げる施設をいい、都道府県が設置するものを除く。第二号及び次条第一項第二号において同じ。))については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除き、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長を除き、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。)は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等(国又は地方公共団体が設置し、又は行うものを除く。)の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事に通知しなければならない。
 - 一 幼稚園又は特別支援学校当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可
 - 二 第七条第十項第四号に掲げる施設(指定都市等所在届出保育施設を除く。)当該施設に係る児童福祉法第五十九条の二第一項の規定による届出
 - 三 第七条第十項第五号に掲げる事業当該事業が行われる次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める認可又は認定
 - イ 認定こども園(指定都市等所在認定こども園を除く。)当該施設に係る認定こども園法第十七条第一項の認可又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の認定
 - ロ 幼稚園又は特別支援学校当該施設に係る学校教育法第四条第一項の認可
 - 四 第七条第十項第六号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。)当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十二第一項の規定による届出
 - 五 第七条第十項第七号に掲げる事業(指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われるものを除く。)当該事業に係る児童福祉法第三十四条の十八第一項の規定による届出
- (確認の取消し等)
- 第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められ

るとき。

二 特定子ども・子育て支援提供者(認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。)が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事(指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。

三 特定子ども・子育て支援提供者(第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。)が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。

五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはそ

の長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

- 2 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

「山形市認可外保育施設指導監督実施要綱」より一部抜粋

(改善勧告)

第 11 条 市長は、指導監督基準等に適合せず、前条第1項の規定による改善指導を行ってもなお改善されない場合又は改善の見通しがないと認める場合は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、改善を勧告することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用児童の福祉を確保するため緊急の必要がある場合として次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の規定による改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。

(1) 著しく不適正な保育内容又は保育環境である場合

(2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

(3) その他利用児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

- 3 前2項の規定による改善勧告は、改善勧告書(別記様式第 13 号)により行うものとし、おおむね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めるものとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮した適切な期限(3年を限度とする。)を付して、施設の移転を勧告することができる。

- 5 市長は、第3項の規定により改善勧告を受けた設置者又は管理者から当該改善勧告に対する報告があったときは、その改善状況を確認するため、速やかに特別立入調査を行うものとする。第3項の回答期限が経過してもなお報告がない場合についても同様とする。

- 6 市長は、改善勧告に対する回答期限内においても、必要に応じて当該施設の状況の確認に努めるものとする。

- 7 市長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対し個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずるものと

する。

- 8 市長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表するものとする。

(事業停止又は施設閉鎖の命令)

第 12 条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者が前条第1項又は第2項の規定による改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認めるとき、又は改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認めるときは、法第 59 条第5項の規定により、山形市社会福祉審議会の意見を聴いた上で、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 2 前項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖命令は、事業停止(施設閉鎖)命令書(別記様式第14号)により行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、事業停止命令(施設閉鎖命令)に関する弁明の機会の付与について(別記様式第 15 号)により、設置者又は管理者に対し弁明の機会を与えるものとする。この場合においては、あらかじめ、予定される命令の内容、命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を書面をもって通知するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令を行ったときは、当該命令を行った認可外保育施設の名称、所在地、設置者及び管理者の氏名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表する。

(その他の指導)

第 13 条 前3条に規定するほか、市長は、認可外保育施設の保育内容等について助言を与え、又はこれらの施設に勤務する職員の研修を行う等児童の福祉の向上のため必要な指導を行う。

定例監査

施設類型	区分	規程の整備・周知の不備、職員、基本事項	事故防止・防災、健康、安全	教育・保育関係	給付関係	その他の不備	合計
公立保育所	文書	0	0	0	0	0	0
	口頭	15	1	10	0	2	28
	助言	1	16	34	0	0	51
民立保育所	文書	0	7	1	1	3	12
	口頭	8	18	16	7	15	64
	助言	19	44	14	7	101	185
認定こども園 (幼保連携型)	文書	3	2	1	0	0	6
	口頭	13	30	16	0	4	63
	助言	16	67	20	4	85	192
認定こども園 (保育所型)	文書	1	0	0	0	0	1
	口頭	3	5	3	0	0	11
	助言	1	10	6	0	8	25
認定こども園 (幼稚園型)	文書	0	0	0	0	0	0
	口頭	2	0	0	0	0	2
	助言	0	2	1	1	3	7
地域型保育事業 (家庭的保育)	文書	0	7	4	0	0	11
	口頭	7	10	4	0	3	24
	助言	9	18	14	0	43	84
地域型保育事業 (小規模保育)	文書	3	4	0	1	0	8
	口頭	2	8	10	0	2	22
	助言	8	12	10	1	18	49
母子生活支援施設	文書	0	0	0	0	0	0
	口頭	0	1	0	0	0	1
	助言	1	5	0	0	0	6
新制度移行幼稚園	文書	—	—	—	—	—	—
	口頭	—	—	—	—	—	—
	助言	—	—	—	—	—	—
私立幼稚園 (特定子ども・子育て支援施設)	文書	—	—	—	—	—	—
	口頭	—	—	—	—	—	—
	助言	—	—	—	—	—	—
認可外保育施設	文書	1	13	0	0	0	14
	口頭	7	15	4	0	0	26
	助言	0	0	0	0	0	0
合計	文書	8	33	6	2	3	52
	口頭	57	88	63	7	26	241
	助言	55	174	99	13	258	599

(3) 指導監査結果の公表について

市では、指導監査の結果について独自に公表は行っていない。山形県のホームページ上で公開されている「文書指導施設一覧」の中で、県内の他の市町村と一緒に文書指導施設が公表されている。

令和5年度 届出保育施設等 文書指導施設			
市町村名	施設名	指導事項	改善状況 (令和6年5月現在)
山形市	よねき保育園	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等の周知を行うこと。	改善報告済
	TFキッズ保育園嶋南	安全計画を策定し、職員に周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。また、保護者に対し、安全計画の取組内容を周知すること。	改善報告済
	バイリンガル学園 マイキンダーガーデン	安全計画を策定し、職員に周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。また、保護者に対し、安全計画の取組内容を周知すること。	改善報告済
	シバールキッズ	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等を周知すること。	改善報告済
	篠田病院 さくら保育園	①安全計画を策定し、職員に周知するとともに安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。また、保護者に対し、安全計画の取組内容を周知すること。 ②事故発生時に適切な救命処置がとれるよう、定期的に救命救急訓練を実施すること。 ③入所時の健康診断が入所後直ちに行われない場合は、入所時に母子健康手帳の写しを提出してもらうこと。 ④消火訓練についても、月1回実施し記録に残すこと。	改善報告済
	鈴川恵保育園	①労働者名簿と賃金台帳を整備すること。 ②入所時の健康診断が入所後直ちに行われない場合は、入所時に母子健康手帳の写しを提出してもらうこと。 ③事故発生時に適切な救命処置がとれるよう、定期的に救命救急訓練を実施すること。 ④安全計画の取組内容について、保護者に周知すること。	改善報告済

		山形厚生病院保育室	年2回の健康診断を実施すること。	改善報告済
		にじいろ保育園	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等の周知を行うこと。	改善報告済
	中山町	なごみ保育園	①災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記載された計画を策定すること。 ②保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
	寒河江市	やよい保育園	職員に対し、安全計画について周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
	河北町	ちびっこホーム	安全計画を策定し、職員に対して周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
		山形ヤクルト谷地保育所	安全計画を策定し、職員に対して周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
		べにばなベビーホーム	①短期指導計画(週案・日案等)を作成し、計画に基づいた保育を行うこと。 ②安全計画を策定し、職員に対して周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
	東根市	のびのび保育園	安全計画を策定し、職員に対して周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
		夢の城ベビーホーム	職員に対し、安全計画について周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
		ひまわり幼稚園	安全計画を策定し、職員に対して周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
		星の子保育園	安全計画を策定し、職員に対して周知すること。また、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	改善報告済
	米沢市	おひさまえん	園児のかかりつけ医を確認し、緊急時に備えること。	改善報告済
		青空保育たけの子	①職員の健康診断について毎年1回実施し、検査結果を保管すること。 ②事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、定期的に訓練を実施すること(外部の講習を受けることができない場合は、園内で研修をするなどすること。)	改善報告済

(出典:山形県ホームページ)

「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について(令和元年5月30日 厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)」において、以下のように記載されている。

(3) 保育所等の監査結果の公表の促進について

調査において、指導監査結果を公表することで、改善指示を受けた保育所等に対して不当に不利益を与える恐れがある等の理由から、指導監査結果を公表していない地方自治体が見受けられた。

一方、こうした懸念の対応として、既に指導監査結果の公表に取り組んでいる地方自治体の中には、指導監査での指摘事項に対する改善措置状況も含めて公表し、保育所等や利用者の不安を解消している取組もみられた。

保育所等の指導監査の結果を公表することは、

- ・保育所等に対し、適切な運営の確保と促進につながり、もって指摘・助言事項の確実かつ適切な是正改善につながる。
- ・都道府県等が、改善を求めている事項やポイントが明確となるため、他の保育所等の施設運営に当たっての参考となる。

等の利点が考えられることから、地方自治体においては、積極的に指導監査結果等の公表に取り組まれない。

また、公表に当たっては、保育所等の名称、指導監査での指摘事項及び指摘事項に対する改善措置状況も含め公表するとともに、HP 等で広く住民に見える形で行うことが重要である点に留意されたい。

監査結果を公表することは、施設選択の意思決定のための参考になり得る一方で、特定の施設への入所希望者の集中や必要以上の回避が生じる要因にもなり得ると思われる。また、在園児の転園の動きに結び付く可能性もあること等、指導を受けた施設の不利益のみならず、転園先の施設や利用調整する職員等への影響も生じることから、慎重な検討が必要である。

一方で、公表すべき重大な懸念事項が生じている場合は、施設の利用者及び今後利用を想定している者に周知をすることは重要であると考えられる。

公表する場合には、指導事項があった施設及び改善状況を市独自のホームページに記載したり、市報に掲載する等、広く施設の利用者及び今後利用を想定している者に周知でき、施設の選択の意思決定に利用できるような公表方法を検討されたい。【意見】

(4) 指導監査に係るこども未来課指導監査室の人員不足について

市内には施設監査及び確認に係る指導監査の対象となる施設が 135 件ある。確認に係る指導監査のうち、「給付に関する事項」については保育育成課が監査を担当するが、それ以外の部分(施設監査及び確認に係る指導監査の「給付に関する事項」を除く部分)については、こども未来課指導監査室の2名が担当している。

令和5年度は令和5年6月から令和6年3月までの 10 か月間で監査を実施しているが、当該年度の実際の監査日程を確認したところ、1日に2か所の実地監査を行っている日が多く、非常に

タイトなスケジュールとなっており十分な人員が確保されているとは言い難い。

監査に係る作業には現地での作業に加え、事前の準備や事後の報告書の作成、指導事項のフォローアップ等もあり、現状の人員体制では、子どもを危険にさらすような状況を的確に指摘し改善を促すような十分かつ効果的な監査がなされないおそれがある。早急に人員体制の充実を図るべきである。【意見】

(5) 第三者評価の意義について

① 社会福祉法による要請

社会福祉法第 78 条は、「社会福祉事業の経営者は、自己評価の実施等によって自らの提供する福祉サービスの質の向上に努めなければならない」と自己評価について努力義務を課している。

「社会福祉法」より一部抜粋

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

② 条例による要請

山形市が定める以下の条例でも外部の者による評価とその結果の公表を努力義務としている。

「山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」より一部抜粋

(業務の質の評価等)

第 40 条 保育所は、自らその行う法第 39 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

「山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」より一部抜粋

(特定教育・保育に関する評価等)

第 16 条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

③ 福祉サービス第三者評価の意義

「福祉サービス第三者評価」とは、福祉サービスを提供する事業者のサービスの内容について、公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的・客観的な立場から評価し、その結果を公表する仕組みである。事業者の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としており、評価結果は、利用者・家族の情報資源となる。

第三者評価と行政監査は以下のような相違がある。

「社会福祉法人 全国社会福祉協議会」のホームページより一部抜粋

行政監査では、法令が求める最低基準を満たしているか否かについて、定期的に所轄の行政庁が確認するものです。社会福祉事業を行うためには、最低限満たしていなければならない水準が示されているものです。一方、第三者評価は、現状の福祉サービスをよりよいものへと改善する、つまり最低基準以上に福祉サービスの質の向上を目的としているという点で行政監査とは根本的にその性格を異にしています。

また、以下のようなメリットがある。

「社会福祉法人 全国社会福祉協議会」のホームページより一部抜粋

- (1) 利用者へサービスの質の向上に積極的に取り組んでいることをアピールすることができます。
- (2) 第三者評価のプロセス(自己評価、訪問調査など)を通して、職員が日々の業務への課題を発見することができ、組織全体の質の向上につながります。
- (3) 経営者にとって、自らの事業が提供するサービスの内容について客観的・専門的な評価を受けることで、現状を把握し、改善のための課題を明らかにすることができます。

④ 山形県の状況

(ア) 福祉サービス第三者評価事業の実施体制

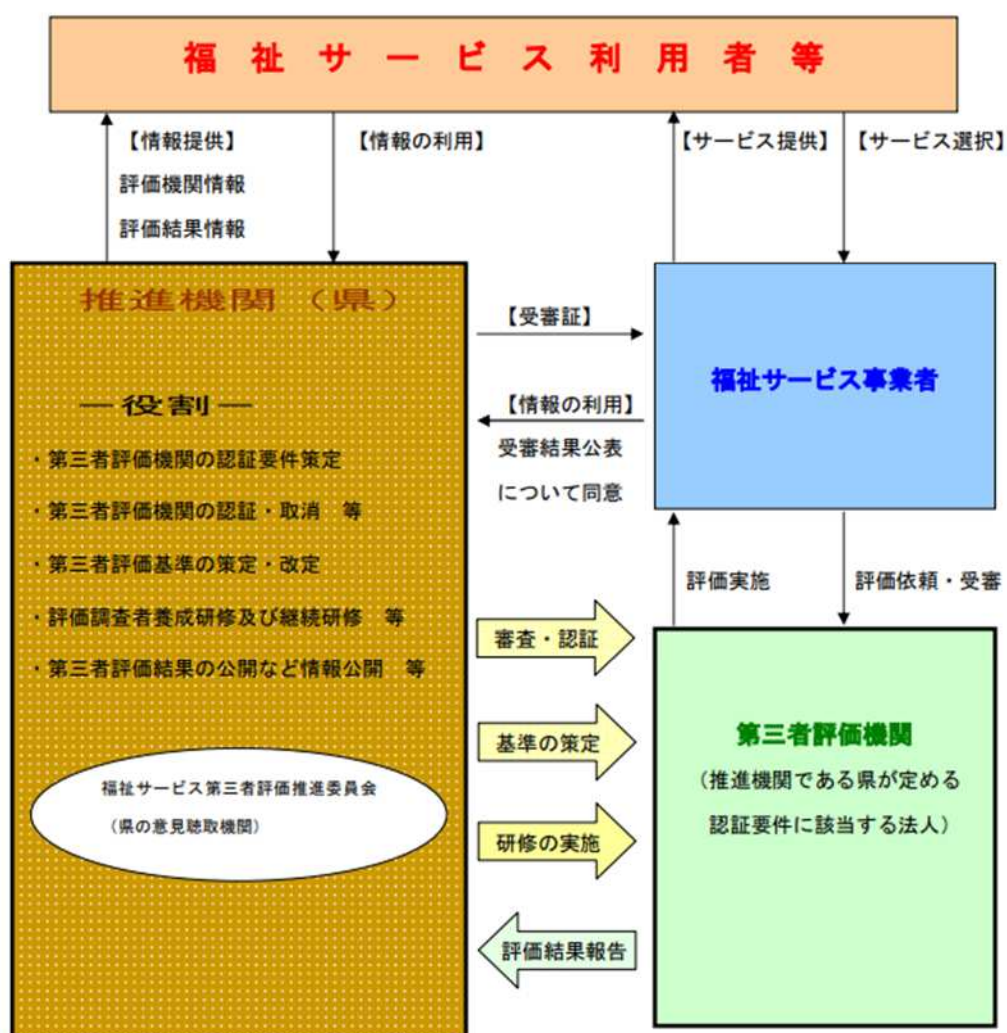
山形県では、県が推進組織となり「福祉サービス第三者評価事業」に取り組んでいる。評価機関の情報や評価結果の情報は、県のホームページに掲載されている(独立行政法人福祉医療機構のホームページへリンクする)。

福祉サービス第三者評価の主な評価項目は、事業者の経営理念やサービスの提供の方針、

職員の育成や就業状況、地域との交流等全てのサービスに共通する項目である「共通評価項目」と、食事の提供や健康管理など具体的なサービスを評価する項目である「内容評価項目」に区分される。

保育所に関しての具体的な評価基準は、「山形県福祉サービス第三者評価基準(共通評価項目(保育所版))」と「山形県福祉サービス内容評価基準(保育所版)」を使用している。

山形県の福祉サービス第三者評価事業の実施体制図



（出典：山形県ホームページ）

（イ）具体的な評価項目

「山形県福祉サービス第三者評価基準＜共通評価項目(保育所版)＞」と「山形県福祉サービス内容評価基準(保育所版)」の具体的な項目は以下のとおりである。

「山形県福祉サービス第三者評価基準 <共通評価項目(保育所版)>(令和3年4月)」

I 福祉サービスの基本方針と組織			
	I-1 理念・基本方針		
		I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
		I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
	I-2 経営状況の把握		
		I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。	
		I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
		I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。
	I-3 事業計画の策定		
		I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
		I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。
		I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。
		I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
		I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
		I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。
	I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
		I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
		I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
		I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。
II 組織の運営管理			
	II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
		II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
		II-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。
		II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。
		II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
		II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。
		II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。
	II-2 福祉人材の確保・育成		

		Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。
		Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
		Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。
		Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。
		Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
		Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。
		Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。
		Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
		Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。
		Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。
		Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。
		Ⅱ-3 運営の透明性の確保
		Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。
		Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
		Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
		Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献
		Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。
		Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。
		Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。
		Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。
		Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。
		Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。
		Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。
		Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。
		Ⅲ 適切な福祉サービスの実施
		Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。
		Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。
		Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。
		Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。
		Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。
		Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。
		Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。
		Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。
		Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
		Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。
		Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
		Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。
		Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。
		Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。
		Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
		Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
		Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
		Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保
		Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。
		Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。
		Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。
		Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。
		Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。
		Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

		Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。
		Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
		Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

「山形県福祉サービス第三者評価内容評価基準(保育所版)(令和3年4月)」

A-1 保育内容		
	A-1-(1) 全体的な計画の作成	
	A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	
	A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
	A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
	A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
	A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
	A-1-(3) 健康管理	
	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。
	A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示

		を受け適切な対応を行っている。
	A-1-(4) 食事	
		A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることできる食事を提供している。
	A-2 子育て支援	
	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	
		A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
	A-2-(2) 保護者等の支援	
		A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
		A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	A-3 保育の質の向上	
	A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	
		A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

⑤ 山形市での第三者評価の実績

市では、第三者評価を受けた施設についての給付額について、上限 150 千円の加算を行っている。過去3か年(令和3年度～5年度)の第三者評価の実施先及び加算額の一覧は以下のとおりである。なお、令和3年度及び令和5年度の実績はない。

過去3か年(令和3年度～5年度)の第三者評価の実施先及び加算額の一覧

施設名	実施年度	加算額
山形認定こども園 あすなろ園	令和4年度	149,520 円
アスクみはらしの丘保育園	令和4年度	149,860 円

※加算認定は5年に1回とされている。(上限 150 千円)

第三者評価は上述のとおり、行政監査とは異なる視点からの評価となり、評価結果は、利用者・家族の有用な情報資源となりうる。また、市の実施する監査を補完する側面もある。第三者評価を受けた施設についての給付額の加算額を増額したり、第三者評価を受ける際の費用について補助金を設ける等、当該制度の利用推進を図られたい。【意見】

4 放課後児童クラブについて

(1) 放課後児童クラブ(学童クラブ)の概要

①山形市の放課後児童クラブの概要

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)とは、就労や病気等の理由により昼間に保護者がおらず、放課後や夏休み等の長期休業中に保育を必要とする小学校の児童が、心身ともに健やかに成長できるように遊びや生活指導を行う事業である。

放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業
(平成9年の児童福祉法改正により法制化<児童福祉法第6条の3第2項>)

市の場合、厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づいて市が定めた「山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき実施される事業である。市では、おおよそ小学校区ごとに地域の住民が中心となって組織している運営委員会に放課後児童クラブの運営を委託している。専門の指導員が、下校時から保護者の帰宅時間(概ね18時30分過ぎ頃)まで、楽しく過ごすことができるよう指導している。

令和6年12月現在、35小学校区に83クラブ(97支援の単位)を開設している。なお、「支援の単位」とは、小学校のクラス分けのような考え方であり、1つのクラブを適正規模の児童数に分割(A組、B組)したものである。

山形市の放課後児童クラブの概要は以下のとおりである。

・対象

保護者(父母または父母に代わる者)の就労や病気等の理由により、放課後保育を必要とする小学校1年生から6年生の児童が入所できる。

・経費

各放課後児童クラブ運営委員会で定める概ね月額10,000円～13,000円(保育料の他、おやつ代等含む)の保護者負担金。ただし、山形県では放課後児童クラブを利用している世帯の経済的負担を軽減することを目的とし、入所児童に係る保育料を軽減する補助制度を実施しており、市町村を通じて申請することになっている。

対象及び金額

教育扶助(※1)または就学援助(※2)を受給している世帯

・教育扶助 児童1人につき月額10,000円上限

・就学援助 児童1人につき月額7,000円上限

兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯(所得制限あり)

・第2子 児童1人につき月額5,000円上限

・第3子以降 児童1人につき月額10,000円上限

(※1)生活保護法による保護の一つであり、生活困窮者に対して、義務教育を受

	けるのに必要な費用を給付する制度 (※2) 経済的な理由で子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助する制度	
・開所日及び時間 開所日は月曜日から金曜日（祝日を除く）。土曜日については、各放課後児童クラブにより異なる。 開所時間は小学校下校時から概ね 18 時 30 分過ぎまでであり、夏休み等は概ね 8 時 30 分から 18 時過ぎまでである。 ・入所申込 利用者が、各放課後児童クラブへ直接申し込む。		

② 放課後児童クラブの一覧

令和6年 12 月現在での放課後児童クラブの一覧は以下のとおりである。なお、大曾根小学校、蔵王第三小学校の学区については、放課後児童クラブの利用ニーズがないため設置はしていない。

放課後児童クラブ一覧

開設小学区	クラブ名	郵便番号	住所	電話番号
第一小学校	おもだかこどもの森	990-0044	山形市木の実町12-37	023-642-3622
	おもだかこどもの森第二	900-0044	山形市木の実町12-37	023-642-3622
第二小学校	ふじかげんきっ子クラブ	990-0039	山形市香達町3-9-38 (第二小学校内)	023-633-2700
	第2ふじかげんきっ子クラブ	990-0038	山形市幸町14-27	023-673-0776
第三小学校	こまくさ子どもクラブ	990-0057	山形市宮町5-7-58 (第三小学校内)	023-625-5650
	第二こまくさ子どもクラブ	990-0057	山形市宮町5-7-58 (第三小学校内)	023-625-5650
	第三こまくさ子どもクラブ	990-0057	山形市宮町5-5-20	023-676-5571
	第四こまくさ子どもクラブ	990-0051	山形市銅町2-6-2	023-616-5432
第四小学校	いちょう子どもクラブ	990-0055	山形市相生町4-37 (第四小学校内)	023-631-6950
第五小学校	五葉クラブ	990-0034	山形市東原町1-1-9	023-624-8423
	第2五葉クラブ	990-0034	山形市東原町1-1-9	023-624-8423
第六小学校	なかよしクラブ (A組、B組)	990-2492	山形市鉄砲町2-9-51	023-624-4106
	第2なかよしクラブ	990-2492	山形市鉄砲町2-9-55	023-664-3570
第七小学校	さくらんぼ学童保育クラブ	990-0825	山形市城北町2-9-37 (第七小学校内)	023-643-7676
	第2さくらんぼ学童保育クラブ	990-0825	山形市城北町2-9-37 (第七小学校内)	023-646-1578
第八小学校	うめばち子どもの家	990-0021	山形市小白川町2-8-36	023-631-7310
	第二うめばち子どもの家	990-0021	山形市小白川町4-19-10	023-674-9463
	第三うめばち子どもの家	990-0021	山形市小白川4-2-4	023-674-9980
	第四うめばち子どもの家	990-0021	山形市小白川町2-8-36	023-616-7150
第九小学校	あかしあクラブ (A組、B組)	990-0810	山形市馬見ヶ崎1-18-30	023-681-4748
	第二あかしあクラブ	990-0810	山形市馬見ヶ崎2-5-1 (第九小学校内)	023-681-7141
	第三あかしあクラブ (A組、B組)	990-0813	山形市松町3-7-38	023-684-3477

第十小学校	クローバー学童クラブ	990-0835	山形市やよい2-8-28-103	023-644-8347
	クローバー学童クラブ2	990-0835	山形市やよい2-6-1 (第十小学校内)	023-644-8347
	クローバー学童クラブ3	990-0835	山形市やよい2-6-1 (第十小学校内)	023-644-8347
南小学校	南こどもクラブ	990-2435	山形市青田2-4-24	023-622-0186
	第二南こどもクラブ	990-2435	山形市青田2-1-1 (南小学校内)	023-633-3696
西小学校	双美学童保育クラブ (A組、B組)	990-0831	山形市西田1-16-15	023-644-6848
	双美学童保育クラブ第2	990-0831	山形市西田1-16-13	023-644-6848
東小学校	東こどもクラブ1	990-0068	山形市泉町19-31 (東小学校内)	023-625-2350
	東こどもクラブ2	990-0068	山形市泉町19-31 (東小学校内)	023-625-2350
	東こどもクラブ3	990-0068	山形市泉町19-31 (東小学校内)	023-625-2350
	東こどもクラブ4	990-0068	山形市泉町15-17	023-666-5887
	東こどもクラブ5	990-0068	山形市泉町25-5	023-615-9557
錦川小学校	恵クラブ1	990-0062	山形市錦川町1-2-27 1階	023-641-2804
	第1どんぐりクラブ	990-0062	山形市錦川町3-7-10 (錦川小学校内)	023-641-2093
	第2どんぐりクラブ	990-0062	山形市錦川町3-1-34	023-666-6627
	第3どんぐりクラブ	990-0062	山形市錦川町3-7-10 (錦川小学校内)	023-641-2093
	第4どんぐりクラブ	990-0062	山形市錦川町3-7-10	023-615-9381
	第5どんぐりクラブ	990-0062	山形市錦川町3-7-10	023-615-9381
千歳小学校	千歳学童保育クラブ	990-0075	山形市落合町千歳63-3	023-641-1176
	第二千歳学童保育クラブ	990-0075	山形市落合町千歳1359 (千歳小学校内)	023-615-8805
金井小学校	金井保育クラブ	990-0881	山形市瀬波1-2-28	023-684-5423
	第2金井保育クラブ	990-0864	山形市陣場3-7-60 (金井小学校内)	023-681-5354
	第3金井保育クラブ (A組、B組)	990-0882	山形市陣場新田字熊ノ木659	023-674-8368
	第4金井保育クラブ	990-0881	山形市瀬波1-1-1	023-666-3272

大郷小学校	大郷こどもクラブ	990-0892	山形市大字中野506 (大郷小学校内)	023-681-2980
	第2大郷こどもクラブ	990-0892	山形市大字中野506 (大郷小学校内)	023-687-0210
明治小学校	ひしのみこどもクラブ	990-2174	山形市大字灰塚字北塚元106 (北部児童館内)	023-681-5957
出羽小学校	出羽学童保育所 受率園	990-2161	山形市大字漆山3097	023-684-2303
	出羽学童保育所 第2受率園	990-2161	山形市大字漆山3169 (出羽小学校内)	023-681-3501
	出羽学童保育所 第3受率園	990-2172	山形市大字千手堂字沢田203-5	023-674-6761
	出羽学童保育所 第4受率園 (A組、B組)	990-2161	山形市大字漆山2405-3	023-666-7800
楯山小学校	たてやまっ子クラブ (A組、B組)	990-2214	山形市大字青柳字一本木64 (楯山小学校内)	023-686-4417
高瀬小学校	たかせっ子クラブ	990-2232	山形市大字下東山1264 (高瀬小学校内)	023-687-2105
山寺小学校	山寺かじの木子どもクラブ	999-3301	山形市大字山寺1650 (山寺小中学校内)	023-695-2325
東沢小学校	からまつ子どもクラブ	990-0013	山形市防原町4-15 (東沢小学校内)	023-629-3120
	第2からまつ子どもクラブ	990-0014	山形市大字滑川字ヒトロ1355-1 (東部児童館内)	023-676-6099
滝山小学校	第1滝山こどもクラブ (A組、B組)	990-2403	山形市大字岩波5	023-625-0024
	第2滝山こどもクラブ	990-2423	山形市東青田5-8-5	023-625-8868
	第3滝山こどもクラブ	990-2421	山形市大字上桜田18-2	023-641-2589
	第4滝山こどもクラブ	990-2402	山形市小立4-16-7	023-687-1141
桜田小学校	桜こどもクラブ (A組、B組)	990-2447	山形市元木3-1-12	023-625-4286
	桜こどもクラブ第2	990-2323	山形市桜田東1-1-30 (桜田小学校内)	023-625-7086
	桜こどもクラブ第3	990-2323	山形市桜田東1-1-30 (桜田小学校内)	023-625-7088
南沼原小学校	児童育成クラブキンダーシュール (A、B)	990-2461	山形市南館5-7-43	023-645-3771
	児童育成クラブキンダーシュール エデュ・ケアハウス	990-2461	山形市南館5-5-6	023-673-9123
	児童育成クラブキンダーシュール アネシス	990-2476	飯沢59-2 (南沼原小学校内)	023-616-5190

宮浦小学校	宮浦学童クラブ (A組、B組)	990-0848	山形市宮浦17-3 (宮浦小学校内)	023-643-2777
	第2宮浦学童クラブ	990-0848	山形市宮浦17-3 (宮浦小学校内)	023-643-2777
蔵王第一小学校	ZAOこどもくらぶ第1	990-2339	山形市成沢西4-2-15	023-688-3166
	ZAOこどもくらぶ第2	990-2339	山形市成沢西4-2-15	023-688-3166
蔵王第二小学校	あかねっ子クラブ	990-2303	山形市蔵王上野字南坂2116 (蔵王第二小学校内)	023-688-5933
南山形小学校	杉の子クラブ	990-2313	山形市大字松原字東河原188 (南山形小学校内)	023-688-6700
	杉の子クラブ第2 (A組、B組)	990-2313	山形市大字松原字東河原188 (南山形小学校内)	023-688-6776
みはらしの丘小学校	みはらしの丘児童クラブ (A組、B組)	990-2317	山形市みはらしの丘3-4 (みはらしの丘小学校内)	023-688-8125
	みはらしの丘児童クラブ第2 (A組、B組)	990-2317	山形市みはらしの丘3-4 (みはらしの丘小学校内)	023-688-8220
本沢小学校	こんべいとうクラブ	990-2363	山形市大字長谷堂1111-1 (本沢小学校内)	023-688-8760
西山形小学校	とかみこどもクラブ	990-2341	山形市大字柏倉3776番3 (西山形コミセン内)	023-665-5725
村木沢小学校	むらきざわ児童クラブ	990-2371	山形市大字村木沢1672-1 (村木沢コミセン内)	023-643-2515
附属小学校	附属小学校学童保育 第一みのりクラブ	990-0023	山形市松波2-7-2 (附属小学校内)	023-642-1556
	附属小学校学童保育 第二みのりクラブ	990-0023	山形市松波1-11-38	023-642-1556
	附属小学校学童保育 第三みのりクラブ	990-0023	山形市松波1-11-38	023-642-1556

(出典:山形市ホームページ)

市内放課後児童クラブの開所時間

クラブ名	支援の単位数	開所時間				クラブ名	支援の単位数	開所時間			
		平日		長期休暇等				平日		長期休暇等	
		開始	終了	開始	終了			開始	終了	開始	終了
おもだかこどもの森	1	12:00	19:00	8:00	19:00	双美学童保育クラブ	2	13:00	19:05	8:00	18:26
おもだかこどもの森第二	1	12:00	18:31	8:00	18:31	双美学童保育クラブ第2	1	12:30	18:35	8:00	18:03
ふじか/げんきっ子クラブ	1	12:00	19:00	8:00	19:00	東こどもクラブ1	1	10:00	18:31	8:00	18:31
第2ふじか/げんきっ子クラブ	1	12:00	19:00	8:00	19:00	東こどもクラブ2	1	10:00	19:01	9:45	19:01
こまくさ子どもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:43	東こどもクラブ3	1	10:00	18:31	8:00	18:31
第2こまくさ子どもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:45	東こどもクラブ4	1	10:00	18:31	9:45	18:16
第3こまくさ子どもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:43	東こどもクラブ5	1	10:00	18:45	8:00	17:30
第四こまくさ子どもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:43	錦川小学学童保育恵クラブ1	1	10:00	19:00	7:30	19:00
いちよう子どもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:36	学童保育第1どんぐりクラブ	1	12:00	19:00	7:30	19:00
五葉クラブ	1	12:00	19:00	7:30	18:32	学童保育第2どんぐりクラブ	1	12:00	18:51	7:30	18:50
第2五葉クラブ	1	12:00	19:00	7:30	18:32	学童保育第3どんぐりクラブ	1	12:00	19:00	7:30	19:00
なかよしクラブ	2	12:00	19:00	7:45	18:36	学童保育第4どんぐりクラブ	1	12:00	19:00	7:30	19:00
第2なかよしクラブ	1	12:00	19:00	7:45	18:36	学童保育第5どんぐりクラブ	1	10:00	19:00	7:30	19:00
さくらんぼ学童保育クラブ	1	11:00	19:00	8:00	18:37	千歳学童保育クラブ	1	9:54	18:35	7:30	18:05
第2さくらんぼ学童保育クラブ	1	11:00	19:00	8:00	18:37	第二千歳学童保育クラブ	1	10:00	18:45	7:30	18:03
学童保育うめばち子どもの家	1	12:00	19:00	8:00	19:00	金井保育クラブ	1	12:00	19:00	7:45	19:00
学童保育第二うめばち子どもの家	1	12:00	19:00	8:00	19:00	第2金井保育クラブ	1	12:00	19:00	7:45	19:00
学童保育第三うめばち子どもの家	1	12:00	19:00	8:00	19:00	第3金井保育クラブ	2	12:00	19:00	7:45	19:00
学童保育第四うめばち子どもの家	1	12:00	19:00	8:00	19:00	第4金井保育クラブ	1	12:00	19:00	7:45	19:00
学童保育あかしあクラブ	2	12:00	19:00	8:00	19:00	大郷こどもクラブ	1	12:00	19:00	7:30	19:00
学童保育第二あかしあクラブ	1	12:00	19:00	8:00	19:00	第2大郷こどもクラブ	1	12:00	18:31	7:30	18:00
学童保育第三あかしあクラブ	2	12:00	19:00	8:00	18:45	ひしのみこどもクラブ	1	12:00	18:45	8:00	18:20
クロバー学童クラブ	1	10:00	18:36	8:24	17:00	出羽学童保育所 受津園	1	12:00	19:00	7:45	18:56
クロバー学童クラブⅡ	1	10:00	18:35	8:00	18:12	出羽学童保育所 第2受津園	1	12:00	19:00	7:45	18:56
クロバー学童クラブⅢ	1	10:00	18:49	8:24	17:00	出羽学童保育所 第3受津園	1	12:00	19:00	7:45	18:56
南こどもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:07	出羽学童保育所 第4受津園	2	12:00	19:00	7:45	18:56
第2南こどもクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:07	たてやまっ子クラブ	2	12:00	19:00	7:30	19:00

クラブ名	支援の単位数	開所時間			
		平日		長期休暇等	
		開始	終了	開始	終了
たかせっ子クラブ	1	12:00	19:00	7:30	18:24
山寺かじの木子どもクラブ	1	12:00	19:00	8:30	18:00
からまつ子どもクラブ	1	12:00	18:35	9:00	18:00
第2からまつ子どもクラブ	1	12:00	18:35	9:00	18:00
第1滝山こどもクラブ	2	12:00	18:35	9:00	18:00
第2滝山こどもクラブ	1	12:00	18:35	9:00	18:00
第3滝山こどもクラブ	1	12:00	18:35	9:00	18:00
第4滝山こどもクラブ	1	12:00	18:35	9:00	18:00
桜こどもクラブ	2	12:30	18:40	8:00	18:40
桜こどもクラブ第2	1	12:30	18:40	8:00	18:40
桜こどもクラブ第3	1	12:30	18:40	8:00	18:40
児童育成クラブキンダージュレ	2	10:00	19:00	7:30	19:00
児童育成クラブキンダージュレ（ふたば）クラブハウス	1	10:00	19:00	7:30	19:00
児童育成クラブキンダージュレアナシス	1	10:00	19:00	7:30	19:00
宮浦学童クラブ	2	12:00	19:00	7:30	19:00
第2宮浦学童クラブ	1	12:00	19:00	8:30	18:00
ZAOこどもくらぶ第1	1	12:00	18:35	8:00	18:30
ZAOこどもくらぶ第2	1	12:00	18:35	8:00	18:10
あかねっ子クラブ	1	10:43	18:42	7:30	18:31
杉の子クラブ	1	13:00	19:00	8:00	19:00
杉の子クラブ第2	2	13:00	19:00	8:00	19:00
みはらしの丘児童クラブ	2	13:00	19:00	8:00	19:00
みはらしの丘児童クラブ第2	2	13:00	19:00	8:00	19:00
こんべいとうクラブ	1	12:30	19:00	8:00	18:09
とかみこどもクラブ	1	10:00	19:00	8:00	19:00
むらさび児童クラブ	1	11:00	19:00	7:45	18:30
熊鷹小学校学童保育第一みのりクラブ	1	12:00	19:00	8:00	18:00
熊鷹小学校学童保育第二みのりクラブ	1	13:00	19:00	8:18	19:00
熊鷹小学校学童保育第三みのりクラブ	1	12:00	19:00	8:22	19:00
計	97				

③ 夏休み時期の受入拡大について

上記②で掲載した放課後児童クラブのうち、夏休みの時期のみの利用希望者を受け入れたとしても後述の(2)①で記載する設備の基準(児童1人につきおおむね 1.65 m²以上)を充足できる下記の放課後児童クラブは、夏休みの時期のみの利用者の受け入れを実施してい

る。

- ・おもだかこどもの森
- ・おもだかこどもの森第二
- ・いちょう子どもクラブ
- ・第二南こどもクラブ
- ・ひしのみこどもクラブ
- ・たてやまっ子クラブ(A組、B組)
- ・たかせっ子クラブ、
- ・児童育成クラブキンダーシュール(A、B、エデュケアハウス、アネシス)
- ・宮浦学童クラブ(A組、B組)
- ・こんぺいとうクラブ
- ・とかみこどもクラブ
- ・むらきざわ児童クラブ

※その他急病等の理由がある場合のみ受入のクラブもある。

(2) 放課後児童クラブの環境整備

① 事業の内容

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、放課後等に生活や遊びの場を提供することにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的としている。

放課後児童クラブの環境整備については、「山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する設備及び児童数の基準に適合するよう、「山形市放課後児童健全育成事業に係る施設整備指針」に基づき、国の新・放課後子ども総合プランで示す小学校施設の活用を優先し、整備する場所の確保ができたところから整備を進めている。

「山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」における設備及び児童数の基準について

○設備の基準(第9条第2項)

専用区画(遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画)の面積は、児童1人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならない。

○児童数の基準(第10条第4項)

一の支援の単位(放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの)を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。

整備手法について

施設的环境整備にあたっては、「分割による新設」と「支援の単位分割」の2つの手法で進めることとし、施設の活用にあたっては、児童の移動時の安全性や利便性を勘案し、小学校施設での整備の可能性を中心に検討する。また、さらに早期に整備を進めるため、民間施設を活用した施設整備も進めていく。

○分割による新設

児童1人あたりの面積要件が条例の基準に適合していない場合においては、クラブを分割して新しい施設を整備する。

《活用する施設の検討順序》

- ① 小学校施設の活用が前提
- ② 他の公共施設の活用
- ③ 民間施設の活用

○支援の単位分割

児童1人あたりの面積要件は条例の基準に適合しているが登録児童数が条例の基準に適合していない場合においては、同一施設内で児童への支援の単位を分割する。

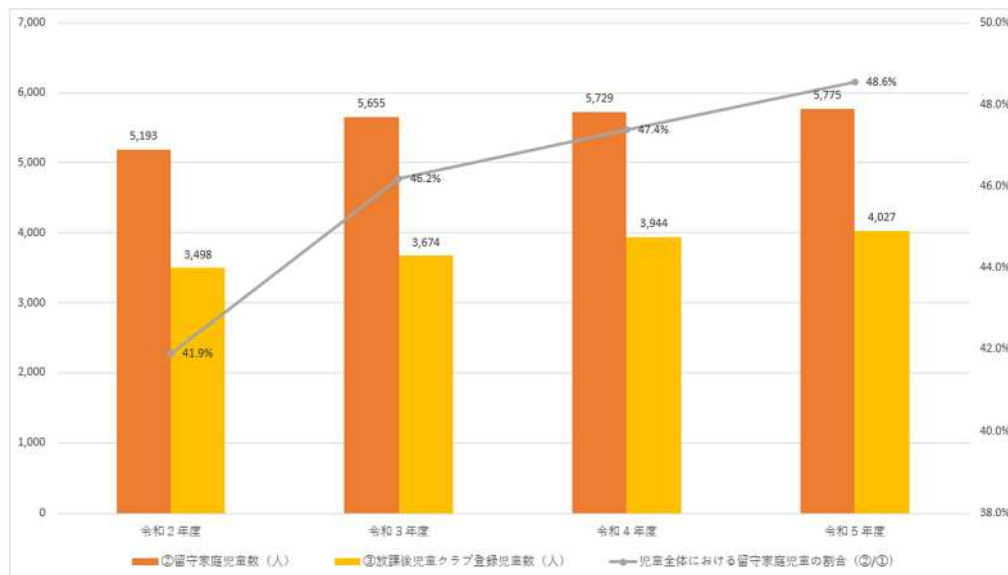
(3) 放課後児童クラブの現状

① 山形市の留守家庭児童数、放課後児童クラブ登録児童数の推移

山形市には、令和6年12月現在、35小学校区に83クラブ(97支援の単位)の放課後児童クラブがある。留守家庭児童数は増加傾向にあり、保育ニーズの高まりを反映して放課後児童クラブ登録児童数も増加している。この傾向は今後も継続することが予測されているため、新設や単位分割による受け皿の確保が必要となる。また、老朽化した施設への対応も課題となっている。

山形市の留守家庭児童数、放課後児童クラブ登録児童数の推移（令和5年度まで）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①小学校在籍児童数（人）	12,395	12,246	12,089	11,892
②留守家庭児童数（人）	5,193	5,655	5,729	5,775
児童全体における留守家庭児童の割合（②/①）	41.9%	46.2%	47.4%	48.6%
③放課後児童クラブ登録児童数（人）	3,498	3,674	3,944	4,027
児童全体における放課後児童クラブ登録児童数の割合（③/①）	28.2%	30.0%	32.6%	33.9%
留守家庭児童におけるクラブ登録児童数の割合（③/②）	67.4%	65.0%	68.8%	69.7%



（出典：山形市作成）

②放課後児童クラブの待機児童数

子ども家庭庁の調査である「令和5年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和5年5月1日現在)」では、市の待機児童数は、令和4年度および令和5年度ともにゼロである。同調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施されている。調査対象は全国の市町村であり、主な調査事項は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等である。

市での待機児童数の把握は、各年度に全てのクラブに対して実地検査を行い、利用申込があったが入所できなかった児童について聞き取りを行い、把握している。

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和5年	令和4年	増減
1	北海道	74	164	▲ 90
2	青森県	0	5	▲ 5
3	岩手県	29	69	▲ 40
4	宮城県	246	252	▲ 6
5	秋田県	32	41	▲ 9
6	山形県	57	62	▲ 5
7	福島県	276	251	25
8	茨城県	236	235	1
9	栃木県	79	14	65
10	群馬県	4	0	4
11	埼玉県	1,224	1,030	194
12	千葉県	777	745	32
13	東京都	3,524	3,465	59
14	神奈川県	652	467	185
15	新潟県	37	25	12
16	富山県	50	68	▲ 18
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	16	31	▲ 15
20	長野県	3	0	3
21	岐阜県	47	38	9
22	静岡県	420	512	▲ 92
23	愛知県	391	298	93
24	三重県	78	52	26
25	滋賀県	60	41	19
26	京都府	66	18	48
27	大阪府	202	199	3
28	兵庫県	477	449	28
29	奈良県	77	44	33
30	和歌山県	57	116	▲ 59
31	鳥取県	19	27	▲ 8
32	島根県	80	90	▲ 10
33	岡山県	46	3	43
34	広島県	143	99	44
35	山口県	387	378	9
36	徳島県	83	80	3
37	香川県	13	27	▲ 14
38	愛媛県	188	189	▲ 1
39	高知県	70	57	13
40	福岡県	441	357	84
41	佐賀県	185	173	12
42	長崎県	31	24	7
43	熊本県	215	181	34
44	大分県	33	24	9
45	宮崎県	103	140	▲ 37
46	鹿児島県	98	121	▲ 23
47	沖縄県	999	640	359
都道府県合計		12,325	11,301	1,024

No.	指定都市名	令和5年	令和4年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	11	20	▲ 9
50	さいたま市	329	311	18
51	千葉市	71	83	▲ 12
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	111	107	4
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	64	30	34
57	浜松市	190	261	▲ 71
58	名古屋市	46	37	9
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	193	167	26
64	広島市	19	165	▲ 146
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	1	8	▲ 7
指定都市合計		1,035	1,189	▲ 154

No.	中核市名	令和5年	令和4年	増減
68	函館市	1	3	▲ 2
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	2	0	2
72	盛岡市	35	42	▲ 7
73	秋田市	11	16	▲ 5
74	山形市	0	0	0
75	福島市	3	9	▲ 6
76	郡山市	132	161	▲ 29
77	いわき市	39	24	15
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	3	0	3
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	328	213	115
85	船橋市	338	311	27
86	柏市	41	40	1
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	50	11	39
89	富山市	36	47	▲ 11
90	金沢市	35	8	27
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	44	38	6
96	豊橋市	28	1	27
97	岡崎市	105	129	▲ 24
98	一宮市	0	0	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	192	68	124
103	高槻市	30	55	▲ 25
104	枚方市	6	114	▲ 108
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	42	98	▲ 56
108	姫路市	137	34	103
109	尼崎市	205	416	▲ 211
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	173	116	57
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	191	128	63
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	31	41	▲ 10
116	倉敷市	47	55	▲ 8
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	96	132	▲ 36
120	高松市	82	161	▲ 79
121	松山市	83	37	46
122	高知市	66	64	2
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	4	0	4
126	大分市	0	0	0
127	宮崎市	159	59	100
128	鹿児島市	64	34	30
129	那覇市	77	25	52
中核市合計		2,916	2,690	226
総合計		16,276	15,180	1,096

- (※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
 - ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
- (1) 開所時間が保護者の希望に添っている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
 - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
 - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。

(出典:こども家庭庁「令和5年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和5年5月1日現在)」)

③放課後児童支援員等

放課後児童クラブで働く者を放課後児童支援員等といい、放課後児童支援員と補助員からなる。

放課後児童クラブで働くために特に必要な資格はないが、放課後児童クラブには放課後児童支援員(「子ども・子育て支援新制度」で新しく創設された専門資格)の資格を有する者が2名以上在籍する必要がある。ただし、その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員の資格を有しない者は補助員と呼ばれる。なお、放課後児童支援員の資格を取得するには、各都道府県が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了する必要がある、研修を受講するためには次のいずれかの要件を満たす必要がある。

- ・保育士の資格をもっている
- ・社会福祉士の資格をもっている
- ・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校のいずれかの教員免許をもっている
- ・大学(短大を除く)や大学院で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかの専門課程を修了している
- ・高卒以上(高卒相当)で、かつ2年以上児童福祉事業に従事した
- ・高卒以上(高卒相当)で、かつ2年以上学童保育に類似する事業に従事し、市区町村長が適当と認めた
- ・学歴問わず、学童保育での実務経験が5年以上あり、市区町村長が適当と認めた

こども家庭庁の上記②の調査における放課後児童支援員等数は以下のとおりである。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
		うち常勤職員数		
1	北海道	3,079	1,326	43.1%
2	青森県	830	497	59.9%
3	岩手県	1,633	758	46.4%
4	宮城県	1,780	957	53.8%
5	秋田県	1,090	519	47.6%
6	山形県	1,369	723	52.8%
7	福島県	1,360	724	53.2%
8	茨城県	4,554	1,031	22.6%
9	栃木県	2,955	1,111	37.6%
10	群馬県	2,165	762	35.2%
11	埼玉県	7,335	2,666	36.3%
12	千葉県	6,208	1,880	30.3%
13	東京都	18,135	6,587	36.3%
14	神奈川県	3,773	997	26.4%
15	新潟県	2,040	913	44.8%
16	富山県	1,243	118	9.5%
17	石川県	1,183	408	34.5%
18	福井県	812	406	50.0%
19	山梨県	754	506	67.1%
20	長野県	1,643	549	33.4%
21	岐阜県	1,993	614	30.8%
22	静岡県	2,871	1,101	38.3%
23	愛知県	5,254	1,055	20.1%
24	三重県	3,144	736	23.4%
25	滋賀県	2,429	762	31.4%
26	京都府	1,619	645	39.8%
27	大阪府	2,934	889	30.3%
28	兵庫県	3,051	1,243	40.7%
29	奈良県	1,521	448	29.5%
30	和歌山県	889	266	29.9%
31	鳥取県	867	305	35.2%
32	島根県	1,157	373	32.2%
33	岡山県	1,793	603	33.6%
34	広島県	1,689	549	32.5%
35	山口県	2,069	394	19.0%
36	徳島県	1,139	502	44.1%
37	香川県	834	340	40.8%
38	愛媛県	1,275	121	9.5%
39	高知県	554	233	42.1%
40	福岡県	3,500	1,098	31.4%
41	佐賀県	1,561	614	39.3%
42	長崎県	1,372	559	40.7%
43	熊本県	1,831	693	37.8%
44	大分県	1,507	505	33.5%
45	宮崎県	1,196	534	44.6%
46	鹿児島県	2,443	860	35.2%
47	沖縄県	2,858	1,454	50.9%
都道府県合計		117,291	40,934	34.9%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,714	569	33.2%
49	仙台市	1,311	969	73.9%
50	さいたま市	2,151	695	32.3%
51	千葉市	1,363	662	48.6%
52	横浜市	9,145	1,306	14.3%
53	川崎市	1,808	392	21.7%
54	相模原市	1,616	111	6.9%
55	新潟市	1,192	449	37.7%
56	静岡市	594	271	45.6%
57	浜松市	1,450	160	11.0%
58	名古屋市	2,434	507	20.8%
59	京都市	1,155	649	56.2%
60	大阪市	1,238	299	24.2%
61	堺市	1,276	96	7.5%
62	神戸市	2,477	495	20.0%
63	岡山市	1,387	383	27.6%
64	広島市	2,577	642	24.9%
65	北九州市	1,701	351	20.6%
66	福岡市	851	688	80.8%
67	熊本市	681	246	36.1%
指定都市合計		38,121	9,940	26.1%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	456	195	42.8%
69	旭川市	480	205	42.7%
70	青森市	237	199	84.0%
71	八戸市	229	119	52.0%
72	盛岡市	466	160	34.3%
73	秋田市	373	171	45.8%
74	山形市	398	240	60.3%
75	福島市	535	266	49.7%
76	郡山市	588	63	10.7%
77	いわき市	454	238	52.4%
78	水戸市	565	104	18.4%
79	宇都宮市	708	271	38.3%
80	前橋市	627	222	35.4%
81	高崎市	583	196	33.6%
82	川崎市	266	192	72.2%
83	川口市	495	83	16.8%
84	越谷市	237	211	89.0%
85	船橋市	562	562	100.0%
86	柏市	359	176	49.0%
87	八王子市	845	187	22.1%
88	横須賀市	598	111	18.6%
89	富山市	902	223	24.7%
90	金沢市	713	231	32.4%
91	福井市	692	118	17.1%
92	甲府市	154	95	61.7%
93	長野市	1,026	389	37.9%
94	松本市	384	118	30.7%
95	岐阜市	335	76	22.7%
96	豊橋市	552	91	16.5%
97	岡崎市	750	178	23.7%
98	一宮市	507	33	6.5%
99	豊田市	866	74	8.5%
100	大津市	590	237	40.2%
101	豊中市	294	226	76.9%
102	吹田市	522	260	49.8%
103	高槻市	413	6	1.5%
104	枚方市	422	158	37.4%
105	八尾市	285	266	93.3%
106	寝屋川市	145	145	100.0%
107	東大阪市	561	212	37.8%
108	堺市	558	54	9.7%
109	堺市	400	204	51.0%
110	明石市	346	109	31.5%
111	西宮市	569	238	41.8%
112	奈良市	538	190	35.3%
113	和歌山市	508	390	76.8%
114	鳥取市	442	188	42.5%
115	松江市	608	194	31.9%
116	倉敷市	1,019	385	37.8%
117	呉市	268	95	35.4%
118	福山市	381	367	96.3%
119	下関市	196	113	57.7%
120	高松市	981	822	83.8%
121	松山市	984	299	30.4%
122	高知市	295	240	81.4%
123	久留米市	255	85	33.3%
124	長崎市	952	291	30.6%
125	佐世保市	435	181	41.6%
126	大分市	569	142	25.0%
127	宮崎市	548	215	39.2%
128	鹿児島市	1,484	62	4.2%
129	那覇市	800	555	69.4%
中核市合計		33,310	12,726	38.2%
総合計		188,722	63,600	33.7%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

(出典:こども家庭庁「令和5年 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和5年5月1日現在)」)

令和5年度末(令和6年3月 31 日)時点での市の放課後児童支援員等の数及び常勤職員の割合は以下のとおりである。

・常勤職員 257 名

・非常勤職員 200 名

計 457 名(常勤職員の割合:56.2%)

(4)放課後児童クラブの課題

①利用者の経済的負担について

第 22 回山形市子ども・子育て支援会議の議事録を見ると、出席委員より以下の意見が出ている。

(委員)

就学以降、放課後児童クラブを利用している児童は、保育園を利用していた子どもの6～7割となっている。経済的な理由で預けられない親もいると思われるので就学後の援助についても検討をお願いしたい。

放課後児童クラブは居残りではなく福祉分野。現在、放課後児童クラブに入ることができずに、放課後や長期休みのときに自宅で一人で過ごす生徒も増えている。また、東日本大震災以降、子どもを一人で家に置いておけないと考える家庭も増えている。放課後児童クラブでは人間関係を豊かにしながら過ごせるような保育を目指している。

現在、放課後児童クラブを利用するためには、各放課後児童クラブ運営委員会で定める概ね月額 10,000 円～13,000 円(保育料の他、おやつ代等含む)の保護者の負担金が発生する。ただし、山形県では放課後児童クラブを利用している世帯の経済的負担を軽減することを目的とし、入所児童に係る保育料を軽減する以下の補助制度を実施しており、市町村を通じて申請することになっている。

対象及び金額

教育扶助(※1)または就学援助(※2)を受給している世帯

・教育扶助 児童1人につき月額 10,000 円上限

・就学援助 児童 1 人につき月額 7,000 円上限

兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯(所得制限あり)

・第2子 児童 1 人につき月額 5,000 円上限

・第3子以降 児童 1 人につき月額 10,000 円上限

(※1)生活保護法による保護の一つであり、生活困窮者に対して、義務教育を受けるのに必要な費用を給付する制度

(※2)経済的な理由で子どもに義務教育を受けさせることが困難な保護者に、学校生活で必要な費用の一部を市町村が援助する制度

兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯への補助について、所得制限が

あるが、市独自に所得制限の対象を拡大している。県所得制限～市所得制限間の対象世帯については市単独で対応している。

山形県：世帯の市町村民税所得割課税額の合計が 169,000 円未満

山形市：世帯の市町村民税所得割課税額の合計が 301,000 円未満

教育扶助や就学援助を受給している世帯や、一定の所得未満の兄弟姉妹で放課後児童クラブを同時に利用している世帯以外にも、経済的な理由で放課後児童クラブを利用できていない家庭は少なくないと考えられる。上述の(3)①の表に記載のとおり、令和5年度の留守家庭児童における放課後児童クラブの登録児童数の割合は約7割にとどまり、3割程度は、一人で留守番をしている場合が多いと想定される。放課後児童クラブは福祉分野であるとする、市独自の補助がさらに拡大できないか検討されたい。【意見】

②放課後児童支援員等の確保・定着について

第 23 回山形市子ども・子育て支援会議(令和5年3月7日)の議事録を見ると、出席委員より以下の意見が出ている。

(委員)

学童保育では、若い指導員が多く、毎年、産休育休をとる指導員がいる。0歳児は減っているというが、子を預けられず、仕事に復帰できない指導員もたくさんいる。委員の話では、秋口から園児が増えるとのことだが、4月でも入所が難しいと聞いている。人口の減少と実際のニーズとの乖離を認識してほしい。

(会長)

学童保育の問題は本計画でどう考えているか。

(事務局)

放課後児童クラブ(学童保育)については、条例基準に合致するよう整備を進めており、経過措置の終了する令和6年3月まで、毎年1～2か所を増やしており、待機児童は発生していない状況である。

また、支援員(指導員)が産休育休明けになかなか保育所に入所できないとの話についてだが、4月1日時点で待機児童なし、と言っても、1園のみ希望する方などについては「保留」として待機児童の算定から除いている。少数の園しか希望していない方と空いている園が上手くマッチングするよう、丁寧に情報提供して、きめ細やかな対応をしていきたい。

放課後児童クラブの職員である場合または放課後児童クラブの職員で育児休暇から復帰する場合に、保育施設の入所判定時に加点があり、保育施設の利用がしやすいような措置をとっている。採用活動の際には、当該事実の周知を図られたい。【意見】

また、第 25 回山形市子ども・子育て支援会議(令和6年3月4日)の議事録でも、出席委員より以下の意見が出ている。

(委員)

放課後児童クラブの職員の人材不足が課題となっている。

(事務局)

市でも課題と思っており、来年度、放課後児童クラブの就職ガイダンスについて支援を行う予定をしている。問題解決に向け、今後も、放課後児童クラブと連携して行きたいと考えている。

放課後児童支援員等の確保・定着のためには、業務負担の軽減を図っていく必要があると考えられる。業務負担軽減策のひとつとして、ICT 化を推進していく有用性は高い。市では令和3年度から5年度にかけて放課後児童クラブの ICT 化に対して補助を行っている。当該補助により導入した支援単位は 76 か所であり、補助金なしで導入した9施設を含めると ICT 導入状況については、令和5年度末時点で、96 の支援単位中 85 か所(88.5%)となっている。なお、当該比率は、当報告書作成時点では変更はない。

5 在宅育児の選択肢の提供

(1)在宅育児の潜在的ニーズについて

前述の第2章の第2の「ニーズ調査からみられる現状・課題」に記載した令和元年度に実施したニーズ調査によると、就学前児童および就学児童の保護者に対する調査結果における子育ての意識についての回答において、理想と思う子育てについて、就学前児童、就学児童ともに「3歳くらいまでは自分で子育てをし、それ以降は子どもの必要に応じて幼稚園や保育所などで定期的な教育・保育を受けたい」が6割前後を占めて最も多く、3歳以降に教育・保育を受けたいと考えている保護者が多い結果となっている

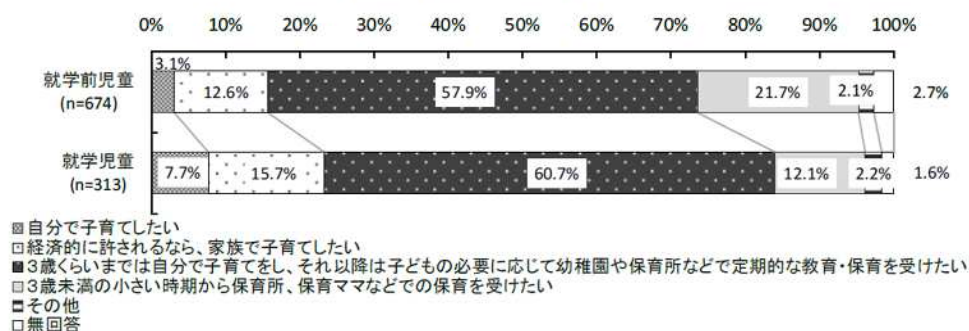
在宅育児のニーズ全体では約7割から8割の家庭では子どもが小さいうちは自分で子育てしたいというニーズがあるものの、実際は経済的な事情等により多くの家庭で共働きとなっている。そのことが、多様な保育需要を増加させており、その需要に対する十分な保育施設の確保が課題となっている。

(3) 子育ての意識について

理想と思う子育てについて、就学前児童、就学児童ともに「3歳くらいまでは自分で子育てをし、それ以降は子どもの必要に応じて幼稚園や保育所などで定期的な教育・保育を受けたい」が6割前後を占めて最も多く、3歳以降に教育・保育を受けたいと考えている保護者が多い。

(就学前児童・問13／就学児童・問11)

図3 理想と思う子育て



(出典:「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査分析結果
報告書<概要版>(令和元年10月)」)

(2) 子ども・子育て支援新制度における給付の基本構造

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業に対して、財政的支援を保障している。



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

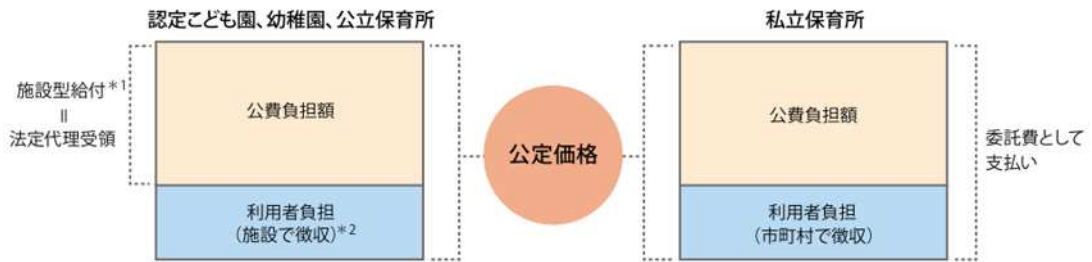
(出典:「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(平成27年7月改定版)」)

施設型給付、地域型保育給付の基本構造は、「内閣総理大臣が算定した費用の額(公定価格)」から、「政令で定める額を限度として市町村が定める額(利用者負担額)」を控除した額となる。

$$\text{給付費} = \text{公定価格} - \text{利用者負担額}$$

この給付費部分を、国、都道府県、市町村で2:1:1の割合で負担している。

公定価格の仕組み (イメージ図)



*1 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じです。
*2 公立保育所の場合は市町村へ支払います。

(出典:「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(平成27年7月改定版)」)

なお、公定価格は、子ども一人当たりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、具体的には「認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)」、「定員数」、「年齢」、「保育必要量(施設・事業を利用できる時間)」、「施設の所在地(地域区分)」を勘案して、人件費、事業費、管理費等について対象となる費目を積み上げて算定されている。公定価格は、1号～3号認定の別に設定された基本額(基本分単価)と各種加算の合計からなる。

POINT 赤字部分は「質の向上」による事項です。

■幼稚園(教育標準時間(1号)認定)

1号認定
教育標準時間

基本額(1人当たりの単価)				
共通要素①:地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等) 認定区分、年齢別				
共通要素②:人件費、事業費、管理費				
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児 (30:1)	円
			3歳児 (20:1)	円

■事務職員(2日分)追加

+

各種加算等
職員の配置状況、事業の実施体制、 地域の実情等に応じて加算等

主な加算(例)	
■副園長・教頭配置加算	円
■チーム保育加配加算	円
■職員配置加算(3歳児)	円
■主幹教諭等専任加算 (+子育て支援活動費)	円
■処遇改善等加算	+○○%(加算率・3%充実)
■小学校接続加算	円
■第三者評価受審加算	円

■保育所(保育(2号・3号)認定)

基本額(1人当たりの単価)

共通要素①:地域区分別(8区分)、利用定員別(17区分等)
認定区分、年齢別、保育必要量別
共通要素②:人件費、事業費、管理費

+

各種加算等

職員の配置状況、事業の実施体制、
地域の実情等に応じて加算等

認定保育(2号、3号)

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児 (30:1)	円	円
			3歳児 (20:1)	円	円
		3号	1・2歳児 (6:1)	円	円
			0歳児 (3:1)	円	円

■保育標準時間:保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加
■研修代替要員費を追加

主な加算(例)

■職員配置加算(3歳児)

■主任保育士専任加算
(+子育て支援活動費)

■処遇改善等加算

■小学校接続加算

■第三者評価受審加算

■減価償却費等加算

+○○%(加算率・3%充実)

円

円

円

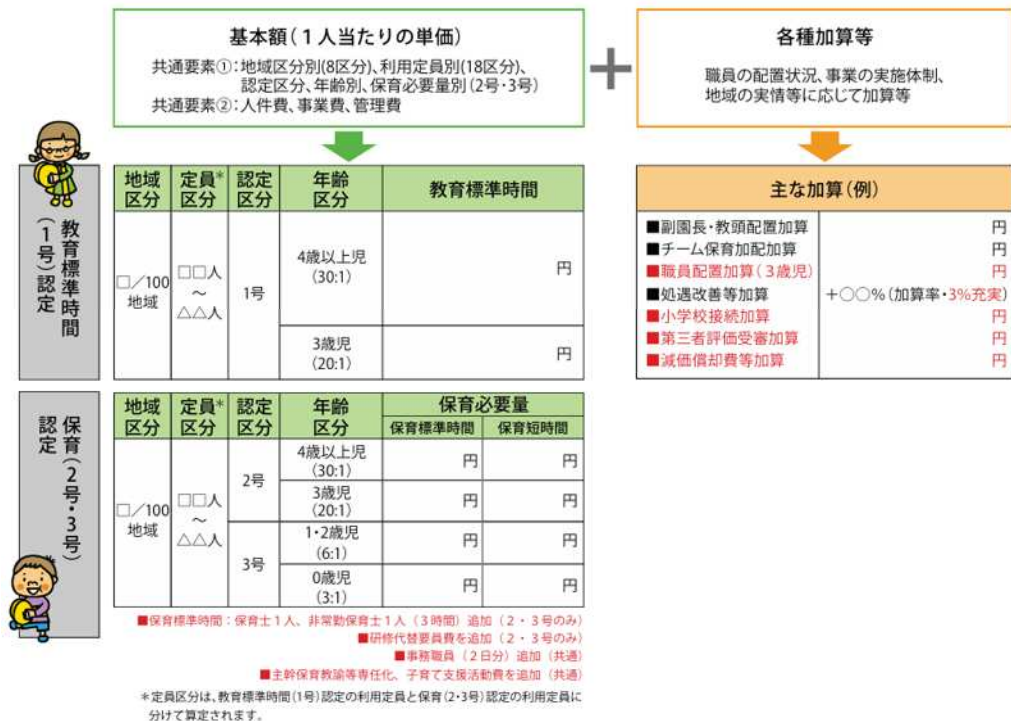
円

円

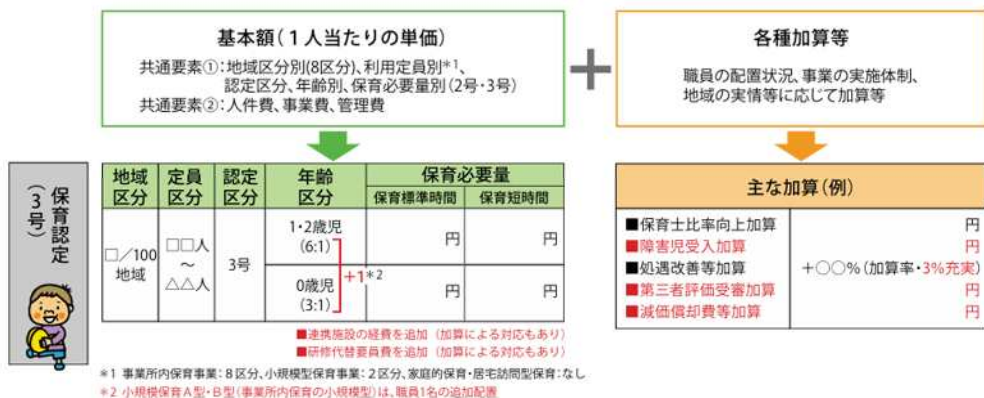
円

■認定こども園(教育標準時間(1号)認定、保育(2号・3号)認定)

●教育標準時間(1号)認定、保育(2号・3号)認定において対応する費用を整理・振り分けを行い、骨格を設定しています。



■地域型保育事業(保育(3号)認定)



(出典:「子ども・子育て支援新制度ハンドブック(平成27年7月改定版)」)

(3) 山形市の状況

①利用者負担額(保育料)の状況

令和5年度の山形市の利用者負担額(保育料)は以下のとおりである。

令和5年度 利用者負担額（保育料）表

1 保育認定を受けた子ども（2号・3号）の保育料（月額）

階層	世帯の区分	保育料の月額（円）				
		3歳未満児（4/1時点の年齢）		3歳以上児（4/1時点の年齢）		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯（単独世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0			
B0	非課税世帯	ひとり親・障がい児（者）世帯	0	0		
B		二人親世帯	0	0		
C	市民税の所得割課税額が右の各区分に該当する世帯	均等割のみ課税（※1）（※2）	ひとり親・障がい児（者）世帯	2,600	2,600	
			二人親世帯	9,200	9,100	
D1		所得割15,000円未満（※1）（※2）	ひとり親・障がい児（者）世帯	2,600	2,600	
			二人親世帯	12,700	12,500	
D2		15,000円以上48,600円未満（※1）（※2）	ひとり親・障がい児（者）世帯	2,600	2,600	
			二人親世帯	16,900	16,700	
D3		48,600円以上57,700円未満（※1）（※2）	ひとり親・障がい児（者）世帯	2,600	2,600	
			二人親世帯	20,900	20,600	
		57,700円以上77,101円未満（※2）	ひとり親・障がい児（者）世帯	2,600	2,600	
			二人親世帯	20,900	20,600	
		77,101円以上97,000円未満		20,900	20,600	
D4		97,000円以上169,000円未満		35,600	35,000	
D5		169,000円以上301,000円未満		43,700	43,000	
D6		301,000円以上397,000円未満		51,500	50,700	
D7		397,000円以上		56,700	55,800	

0
※別途給食費等の実費負担があります。

施設により保育料のほか教材費等の料金がかかる場合があります。詳しくは各施設にご確認ください。

3歳未満児について（4/1時点の年齢）

- ※1 二人親世帯の所得割課税額が57,700円未満であり、利用児童が第2子である場合は保育料が半額となります。
- ※2 ひとり親・障がい児（者）世帯の所得割課税額が77,101円未満であり、利用児童が第2子である場合は保育料が無償となります。
- ※3 利用児童が第3子以降である場合は保育料が無償となります（課税額制限はありません）。
- ※4 上記1～3において、多子計算の年齢上限はありません（ただし子順算定は、保護者と生計を一にする子に限りです）。
- ※5 認可保育所・認定こども園・幼稚園・家庭的保育事業・小規模保育事業・企業主導型保育所を兄弟で利用する場合、第2子は保育料が半額となります（多子軽減の課税額制限はありません）。障がい児施設等を利用する兄弟がいる場合も同様となります。障がい児施設等とは、次の学校もしくは施設またはサービスをいいます。
特別支援学校幼稚園・児童発達支援・児童心理治療施設・医療型児童発達支援
- ※6 表の3歳未満及び3歳以上の年齢区分は、その年度の4月1日現在の満年齢を適用し、年度途中での年齢区分の変更は行いません。

（出典：山形市ホームページ）

②公定価格の状況

令和5年度の1か月公定価格（乳児から3歳児まで）は以下のとおりである。なお、以下の表は、任意に抽出した令和5年8月分の市内民間立保育所の数値である。

保育標準時間単価

(単位:円/人)

	基本分単価	処遇改善加算	加算(調整)部分	公定価格	人数
	①	②	③	④=①+②+③	
乳児	160,740	28,310	14,060	203,110	8
1・2歳児	93,680	15,580	14,060	123,320	25
3歳児	38,480	6,650	21,900	67,030	21
3歳児(副)※	38,480	6,650	26,600	71,730	2

※(副)は副食費徴収免除加算の対象

保育短時間単価

(単位:円/人)

	基本分単価	処遇改善加算	加算(調整)部分	公定価格	人数
	①	②	③	④=①+②+③	
乳児	156,920	27,550	14,060	198,530	1
1・2歳児	89,860	14,820	14,060	118,740	7
3歳児	34,660	6,080	21,900	62,640	1

(4)在宅育児の選択肢の提供

上記(3)の②で記載したとおり、山形市の場合、施設ごとに金額の違いはあるが一人につき乳児で約 20.2 万円、1・2歳児で約 12.2 万円、3歳児で約 6.7 万円程度の公定価格が1か月で必要となっている。上記の施設の場合、一人につき乳児の利用者負担額は約 3.2 万円、1・2歳児は約3万円である。3歳児については無償化のため利用者負担額はない。

標準・時短計	公定価格	利用者負担額	差額(公費負担額)
乳児(9人)	1,823,410 円 1人当たり:202,601 円	285,500 円 1人当たり:31,722 円	1,537,910 円 1人当たり:170,878 円
1・2歳児(32人)	3,914,180 円 1人当たり:122,318 円	951,730 円 1人当たり:29,741 円	2,962,450 円 1人当たり:92,576 円
3歳児(24人)	1,613,730 円 1人当たり:67,238 円	0 円(無償化)	1,613,730 円 1人当たり:67,238 円

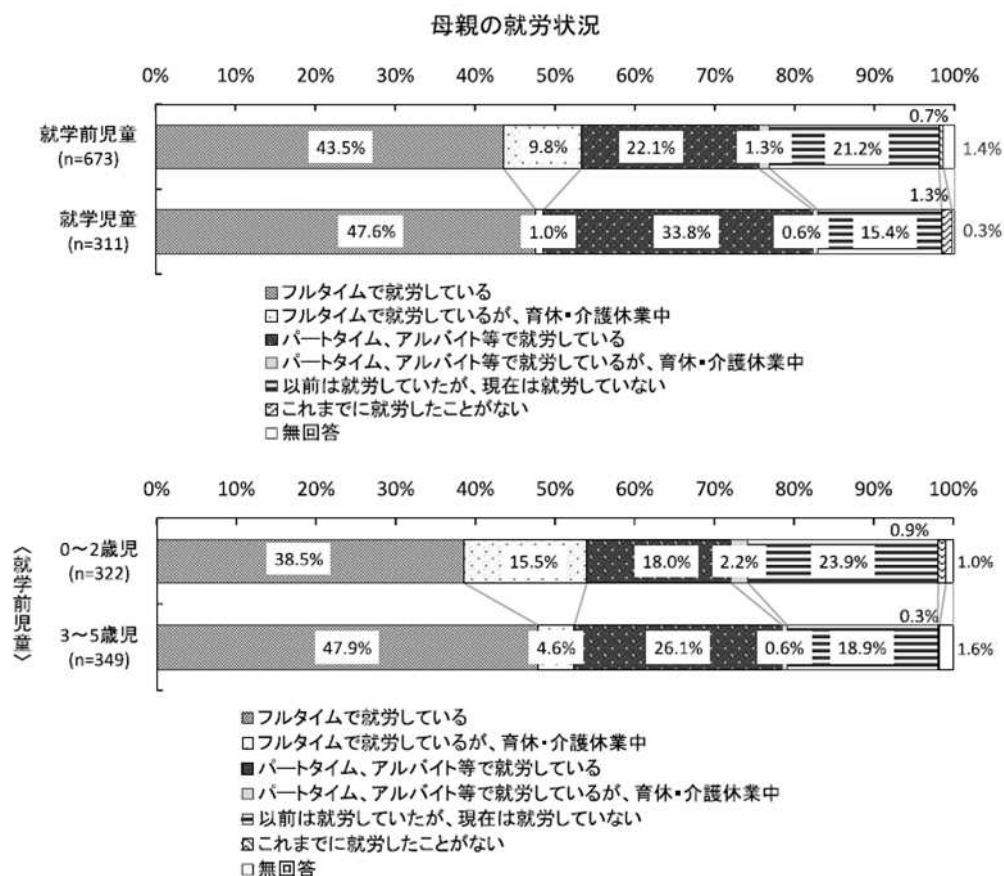
上記の例をとると、乳児の場合、公定価格から利用者負担額を控除した給付費は 1,537,910 円で、市の負担額はその1/4の 384,477 円となる。単純平均では、市の乳児1人当たりの月の負担額は、約 4.3 万円である。

ニーズ調査の世帯の就労状況によれば、父親の就労状況は就学前児童、就学児童ともに「フルタイムで就労している」が 96%を超えているものの、母親の就労状況は0歳児から2歳児の母親の場合、フルタイムの就労は4割弱に留まっている。これは、扶養の範囲(所得税:103 万円、社会保

除 130 万円)から外れないように年収を調整しているものと推察される。仮に、年収 103 万円の場合では、月単位では8万円程度の収入となる。当該収入を得るために、保育料を負担するとすると、実質の手取りはさらに少なくなる。

本来は在宅育児のニーズが高い中で、就労を選択した場合でも得られる収入が少ないのでは、子どもと一緒にいられる時間を犠牲にする見返りとしては、就労から得られる効用は少ないと考えられる。公定価格が高い乳児から1・2歳児ぐらいまでは、給付費の市負担分に相当する額を上限に一定額を家庭に直接給付することで、在宅育児に誘導することも、家庭においては有益な施策と考えられる。

図表 2-7 保護者の就労状況(令和元年度ニーズ調査)



(出典:山形市「第二期山形市子ども・子育て支援事業計画」)

多様な保育需要が増加する中で、その需要に対する十分な保育施設の確保が課題となっている現状では、給付費の市負担分に相当する額を上限に一定額を家庭に直接給付することで、在宅育児に誘導する施策も検討されたい。【意見】

また、このような施策の有効性を検証するためにも、ニーズ調査の項目に「直接給付を望むか」のような内容を加えることを検討されたい。【意見】

6 資産管理

(1) 備品の管理台帳の整備・運用状況

①備品の区分について

市は「財務会計の手引」において、備品の区分を以下のとおり定めている。

「財務会計の手引」より一部抜粋

第8章 備品

1 物品の区分

物品は、次のとおり区分する(財務規則 109)

- (1) 備品 その性質、形状が変わることなく、比較的長期間継続使用できるもの及び動物(消耗品に属するものを除く。)
- (2) 消耗品 その性質、形状が1回又は短期間の使用によって消費されるもの
- (3) 原材料 生産又は加工するための原料及び材料並びに工事材料
- (4) 生産物品 製造、耕作、捕獲及び加工等により取得したもの
- (5) 不用品 使用の必要がないもの又は使用することができないもので、財務規則第 130 条の規定により不用の決定があったもの

2 備品の定義と取扱

(1) 備品の定義

備品整理区分表に登載されてあるものは、原則として備品とする。その他については、次に掲げる要件に該当するものを備品とする。

ア その性質又は形状を変えないで、比較的長期間(原則として1年以上)使用に耐える物品で、一品の取得見積価格が5万円以上の物品を備品とする。

イ 1冊5万円以上の図書及び図書館又は図書室等の蔵書は備品とする。ただし、年鑑、職員録、その他年度版六法全書等で、加除追録がなく当該年度を経過すれば比較的使用価値のないものは消耗品扱いとする。

ウ 単体で使える物品を一式又は一組等セットで購入した場合に、セット価格が5万円以上であれば備品とし、単体で買い足し、交換する場合でも価格が5万円以上であれば備品とする。

(2) 備品の取扱要領

ア 備品は備品整理区分表のとおり分類するので、これを基準に取扱う。

イ 事務用備品(調度品)を購入(学校備品を除く)する場合は、資産マネジメント課に合議する。

ウ 寄付等を受けた備品は、購入品と同じ取扱とする。ただし、評価額は取得時の時価等により算定する。

エ	美術品を取得した場合は、美術品カードに写真貼付のうえ資産マネジメント課に提出する。
オ	重要備品とは、取得価格(美術品にあつては評価額)が50万円以上の備品をいう。
カ	「備品シール」を作成し、備品本体の外部から見易い場所に貼付する。
キ	備品の取扱について疑義のある場合又は例外的な物品等については、その都度資産マネジメント課と協議する。

(実施した監査手続)

山形市理科教育センターおよび児童養護施設山形学園(以下、「山形学園」という。)にて管理されている備品が、市の規程のとおり適切に管理されていることを確認するために、実査による資産の実在性の確認及び台帳等の網羅性の確認を行った。

なお、山形市理科教育センターは市が直接、山形学園は市が指定する管理者が運営しており、実査の対象は市、指定管理者がそれぞれ運営している施設として上記の2件を抽出した。

(監査の結果)

① 備品の現物の確認

山形市理科教育センターおよび山形学園の備品台帳より、備品を12件ずつサンプルとして抽出し、備品現物の実査を行った結果、以下の問題点が確認された。

山形市理科教育センター

備品番号	分類名称	品名名称	取得日	取得価格 (円)	結果
54328	機械器具類	コンプレッサー	1991/05/15	88,580	※1・2
49070	光学通信音響機器類	スライド映写機	1995/02/01	99,910	※2
50642	光学通信音響機器類	テレビ	1991/04/19	218,360	問題なし
49613	光学通信音響機器類	引伸器	1991/05/15	181,280	※1
49706	光学通信音響機器類	顕微鏡	1889/07/01	0	※3
49557	光学通信音響機器類	撮影機	1991/05/30	156,560	問題なし
53858	厨房調理機器類	冷蔵庫	1991/04/19	59,328	問題なし
51129	光学通信音響機器類	録画機	1991/04/19	146,672	問題なし

52357	医療機器類	その他の医療機器	2001/05/23	91,927	問題なし
47943	計量機器類	その他の計量機器	1994/09/01	51,500	問題なし
48186	計量機器類	その他の度量衡計器	2005/07/22	53,970	問題なし
68077	模型標本類	その他の模型	1993/10/20	348,140	問題なし

※1 現物は保管されていたものの、備品シールの貼り付けがなかった。

※2 状態が相当劣化しており、直近で使用した形跡がない。当施設に代替品も存在することから、今後も当備品の使用見込みがない。

※3 取得価格が0円と登録されている。

山形学園

備品番号	分類名称	品名名称	取得日	取得価格(円)	結果
50385	光学通信音響機器類	ラジオ	2006/05/11	100,000	問題なし
34391	調度品類	スチールキャビネット	2006/07/14	94,710	問題なし
42148	調度品類	パネル	2006/07/14	79,800	問題なし
53500	厨房調理機器類	その他の調理機器	1985/12/03	75,000	問題なし
50693	光学通信音響機器類	テレビ	2006/07/14	139,650	※1
50697	光学通信音響機器類	テレビ	2007/01/31	74,760	※1
50684	光学通信音響機器類	テレビ	2003/12/17	560,000	※1
39151	調度品類	黒板	1991/11/22	64,890	問題なし
14795	調度品類	ステージ	1991/11/22	146,260	問題なし
31776	調度品類	金庫	2006/07/14	197,295	問題なし
66676	図書美術品類	書(額)	1982/01/08	200,000	問題なし
53933	厨房調理機器類	冷蔵庫	2006/07/14	62,324	問題なし

※1 現物が存在しなかった。過去に現物を廃棄等した際に、備品台帳を適切に更新しなかったことが要因と考えられる。

備品は、原則として1年以上使用する市の財産である。そのため、紛失、盗難等を防ぐ目的や、老朽化した備品を適切な時期で更新する目的から、備品番号や取得日等の情報を記載した備品シールを貼り付けの上、すべての備品を備品台帳に適切に登録すべきである。【指摘事項】

加えて、使用見込みがない備品に関しては、備品を整理整頓して適切に管理するための労力を削減する目的から、適切な時期に廃棄することが望まれる。【意見】

また、備品台帳には取得価格が0円と登録されている備品が複数含まれている。担当課へのヒアリングによると、取得価格が0円のままとなっている備品が存在する理由は以下のとおりである。

過去に備品台帳のシステムを作成した時点で、古いなどの理由で金額がわからなかった備品については、取得価格は0円と記録していた。令和5年度から備品台帳への登録基準額を1万円以上から5万円以上に変更したため、改めて備品台帳を整理した際に、0円の備品については金額を修正するように令和6年4月に担当課で指示を行ったものの、山形市理科教育センターの備品について金額の修正を失念したため、現時点で取得価格が0円となっている備品が存在している。

備品は一品の取得見積価格が5万円以上の物品と定義されており、また、寄付等を受けた備品の場合には、取得時の時価等を取得価格とすることが取り決められている。そのため、取得価格が0円(5万円未満)の備品が存在することは不適切であることから、取得価格を適正な金額に変更されたい。【意見】

(2) 薬品の管理状況について

山形市理科教育センターでは、主に理科の実験用に使用するために、様々な薬品を保管している。保管されている薬品の中には毒物や劇物も含まれており、薬品の盗難、紛失及び漏洩の防止観点から徹底した管理が必要である。

なお、毒物及び劇物となる薬品に関しては、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び厚生労働省からの通知文書により、徹底した管理が義務付けられており、市は当該法律等に基づき、管理を行っている。

「毒物及び劇物取締法」より一部抜粋
第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
「厚生労働省発出文書 薬生薬審発 0202 第5号」より一部抜粋
1 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知)、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」(平成10年7月28日付け医薬発第693号医薬安全局長通知)等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第11条第1項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
2 特に、毒物及び劇物を貯蔵、陳列等する場所について、かぎをかける設備等のある堅固な施

設とした上で、そのかぎの管理方法についても適切な措置をとること。

3 また、毒物及び劇物の盗難、紛失の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の2第2項等に基づき、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

また、山形県教育委員会より、「理科薬品の管理と取扱い」が交付されており、薬品の受払時は当取扱いに基づき管理が行われている。

「理科薬品の管理と取扱い」より一部抜粋

4 在庫点検と薬品受払簿の記入

たえず薬品の過不足を調べ、円滑な実験観察ができるように保管状況を把握するとともに、年 1 回以上、棚卸しを行い、管理者の検印を受けるように定められている。

(実施した監査手続)

山形市理科教育センターにて管理されている薬品の管理方法や市に対する保管状況の報告方法について、質問や資料の閲覧により確認を行った。

確認の結果、以下の取決め等により、市では、以下の方法にて薬品の管理を行っていた。

ア 日々の薬品の受け払いの管理について

薬品の入庫及び出庫の都度、「薬品受払簿」に受入数及び支出数を記載して、日々在庫数が把握できるよう管理している。なお、「薬品受払簿」は Excel で作成しており、日々紙への印刷等も行われていない。

イ 市への残高報告

薬品名、在庫数及び保管場所等を記録した「薬品在庫一覧表」を作成の上、市へ報告を行う。市は当該報告により、薬品の管理状況を確認している。なお、令和5年度末の点検日は、令和6年3月5日であった。

(監査の結果)

薬品の日々の入出庫を記録している「薬品受払簿」には、薬品を出し入れした個数の記録はあるものの、薬品を出し入れした担当者名の記録や、在庫数を点検した担当者の記録がなく、「薬品受払簿」の「受領印」欄や「点検印」欄は、空欄であった。

薬品の盗難、紛失及び漏洩を防止する観点、また仮に盗難等の事実が確認された際の管理責任の所在を明確にする観点から、薬品を出し入れした担当者名及び在庫数を確認した点検者名を記録すべく、「薬品受払簿」を紙に印刷の上、「受領印」欄及び「点検印」欄に適切に押印すべき

である。【指摘事項】

第6章 総合意見(総括)

第1 総合意見(総括)

今回の包括外部監査では、第1章第1の包括外部監査の概要に記載したとおり、子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行を、合規性の観点のみならず、経済性、有効性及び効率性といった有用性の観点からも検証を加えた。有用性の検証には、監査対象事業に重複しているものはないかといった視点も含んでいる。

監査の結果、上述の第5章で個別に記載した指摘事項及び意見以外に、特段記載すべき事項はなかった。ただし、補助金交付事業の実績報告に対する検査・調査についての意見等、複数の事業で同様の意見を記載している箇所がある。そのため、今回の監査対象として選定した事業以外でも、本報告書に記載した意見等に該当する事例があるのではないかと考えられる。

監査人としては、今回記載した指摘事項及び意見について、全庁的に該当するような事例があるのであれば、当報告書をきっかけとして検討・対応されることを望むものである。